取手市地域防災計画

震 災 対 策 編

風水害等対策編

資 料 編

令和5年10月

震 災 対 策 編

目 次

第1章	総則 1
第1節	目的1
第1	計画の目的1
第2	計画の位置づけ1
第3	県地域防災計画等との関係1
第4	計画の構成1
第5	計画の修正
第6	計画の習熟等3
第7	計画の用語3
第2節	市の防災環境4
第1	自然環境の特性4
第2	社会的環境の特性9
第3節	県及び本市の地震被害21
第1	地震災害の歴史
第2	本市に被害をもたらす可能性のある地震25
第4節	計画の基本方針30
第1	基本方針30
第2	地震対策の計画方針31
第3	基本目標31
第4	基本目標を達成するための施策項目の構成32
第5節	各機関の業務大綱35
第1	防災に関わる事務及び業務実施の方針35
第2	各機関の事務又は業務の大綱35
第2章	震災予防計画42
第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備42
第1	震災対策に携わる組織の整備42
第2	相互応援体制の整備46
第3	防災組織等の活動体制の整備49
第4	情報通信ネットワークの整備57
第2節	地震に強いまちづくり61
第1	防災まちづくりの推進61

第2	都市及び建築物の不燃化・耐震化	65
第3	土木施設の耐震計画	68
第4	ライフライン施設の耐震化の推進	71
第5	地盤災害防止計画	76
第6	危険物等災害予防計画	80
第3節	地震被害軽減への備え	84
第1	緊急輸送への備え	84
第 2	消防活動計画	89
第3	医療救護計画	99
第4	被災者支援のための備え	103
第5	要配慮者の安全確保のための備え	118
第6	帰宅困難者に対する備え	123
第4節	防災学習・訓練	. 126
第1	防災知識の普及計画	126
第 2	災害に関する調査研究	134
第3	事業所の防災体制	136
第3章	震災応急対策計画	137
第1節	初動対応	. 137
第1	職員参集・動員	137
第2	応急活動	154
第2節	災害情報の収集・伝達	. 158
第1	通信手段の確保	158
第2	災害情報の収集・伝達・報告	163
第3	広報計画	174
第3節	応援・派遣	. 179
第1	応援・派遣要請計画	179
第4節	避難対策	. 187
第1	避難計画	187
第2	避難生活計画	196
第5節	被害軽減対策	. 203
第1	緊急輸送	203
第 2	消防水防活動計画	209
第3	応急医療	216

第4	危険物等災害防止対策計画 2	220
第6節	被災者生活支援2	224
第1	生活救援物資の供給計画2	224
第2	要配慮者の安全確保計画2	235
第3	被災者支援相談計画2	239
第4	応急教育計画2	241
第5	ボランティア活動支援計画2	244
第6	愛玩動物の保護対策2	247
第7節	災害救助法の適用2	248
第1	災害救助法の適用計画2	248
第8節	応急復旧・事後処理2	252
第1	建築物・土木施設の応急復旧計画2	252
第 2	ライフライン施設の応急復旧計画2	257
第3	清掃・防疫・障害物の除去計画2	263
第4	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬2	269
学 / 辛	震災復旧·復興対策計画	73
界4早	辰火復山 * 復央刈水司 凹······ Δ ·	10
第 4 早 第 1 節		
第4章 第1節 ^{第1}		273
第1節	被災者生活の安定2	273 273
第1節 第1	被災者生活の安定	2 73 273 276
第1節 第1 第2	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2	273 273 276 278
第1節 第1 第2 第3	被災者生活の安定. 2 り災証明の発行 2 義援金品の募集及び配分. 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付. 2 租税及び公共料金等の特別措置 2	273 273 276 278
第1節 第1 第2 第3	被災者生活の安定. 2 り災証明の発行 2 義援金品の募集及び配分. 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付. 2 租税及び公共料金等の特別措置 2	273 273 276 278 282 285
第1節 第1 第2 第3 第 2 第2	被災者生活の安定. 2 り災証明の発行 2 義援金品の募集及び配分. 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付. 2 租税及び公共料金等の特別措置 2 被災施設の復旧 2	273 273 276 278 2282 285
第1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.2租税及び公共料金等の特別措置2被災施設の復旧2災害復旧事業.2	273 273 276 278 282 285 285
第1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.2租税及び公共料金等の特別措置2被災施設の復旧2災害復旧事業.2激甚災害の指定2	273 273 276 278 282 285 285 287 290
第第第第第第第第第第第第第第	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2災害中慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.2租税及び公共料金等の特別措置2被災施設の復旧2災害復旧事業.2激甚災害の指定2復興計画の作成2	273 273 276 278 282 285 285 287 290
第第第第第第第第第第第第第第第第第第5第5	被災者生活の安定. 2 り災証明の発行 2 義援金品の募集及び配分. 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付. 2 租税及び公共料金等の特別措置 2 被災施設の復旧 2 災害復旧事業. 2 複興計画の作成 2 被災者生活再建支援法の適用 2	273 273 276 278 282 285 285 287 290 292
第第第第第第第第第第第第第1111第11113451411151161172182191112112122232242252262272282292210221022102210221022<	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2災害用慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.2租税及び公共料金等の特別措置2被災施設の復旧2災害復旧事業.2激甚災害の指定2復興計画の作成2被災者生活再建支援法の適用2被災者生活再建支援法の適用計画.2	273 273 276 278 282 285 285 287 290 292 292
第第第第第第112345553455565565666666	被災者生活の安定.2り災証明の発行2義援金品の募集及び配分.2災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.2租税及び公共料金等の特別措置2被災施設の復旧2災害復旧事業.2復興計画の作成2被災者生活再建支援法の適用2被災者生活再建支援法の適用計画.2市外被災者支援2	273 273 276 278 282 285 285 287 290 292 292

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市内において大規模な地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者、その他防災 関係機関等が処理すべき事務・事業又は大綱を定め、市内の地震に係る災害予防、災害応急対 策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び 財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条及び市防災会議条例第2条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、市内の地震災害や風水害等に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

本震災対策編は、地震災害に関わる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の実施を目的とする計画として位置づける。

第3 県地域防災計画等との関係

この計画は、県地域防災計画と内容が共通するものについては県の計画を準用し、市が成すべき事項については、国及び県の指針に沿った上、本市の実状にあわせて作成する。

また、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第4 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

1 震災対策編

:総則、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興対策計画

2 風水害等対策編

:総則、風水害等予防計画、風水害等応急対策計画、風水害等復旧・復興対策計画 (なお、風水害等対策編では、先の震災対策編と同様の記述となる項目については、 震災対策編を準用するものとし、その旨記載する。)

3 資料編

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに、必要がある と認められるときには、この計画を修正する。

(1) 東北地方太平洋沖地震の発生

平成23年3月11日(金)午後2時46分 牡鹿半島東南東約130km付近(三陸沖、北緯38度 東経142度、震源の深さ約24km)で、マグニチュード9の地震(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)が発生した。当市では、井野地区で震度6弱、寺田地区で震度5強及び藤代地区で5強という今までの記録にはない極めて大きな震度が観測された。

市では、同日午後2時55分災害対策本部を設置し、午後3時5分から第三次非常体制をとり 全職員で災害対策にあたった。当市における災害対策本部の取り組み状況、公共施設の被害状況そして各地域における家屋等の被害状況は、資料編のとおりである。

(2) 計画の見直し

東北地方太平洋沖地震は、1000年に一度といわれるほど近年にない巨大なものであったため、 茨城県はもちろん、岩手、宮城、福島の東北3県そして千葉県等に大きな被害が及んだ。この 災害は、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波によるもので、「東日本大震災」と呼ばれて いる。市では、東日本大震災を受けて、市民が安全で安心した生活をするためには、今後どの ような対応をすべきかという視点に立って、この計画を見直すこととした。

平成23年7月21日に市庁内に関係部課長12名による「取手市地域防災計画及び防災関係マニュアル見直し検討委員会」を設置した。その後、平成23年10月24日には、自主防災会長ほか市民12名による「取手市地域防災計画見直し市民懇話会」を設置し、市民レベルの意見・要望等も取り入れ、平成24年4月施行を目指してこの計画を見直しすることとした。なお、市からは、国、県、ライフライン事業者その他防災関係機関に対しても、それぞれの役割部門に応じて見直しを依頼し、相互の調整を行いながらこの計画に反映させることとした。

(3) 計画見直しに当たっての放射線対策の取り扱い

東北地方太平洋沖地震及び津波によって、東京電力福島第一原子力発電所では、炉心溶融・水素爆発が起き、史上例を見ない甚大な事故へとつながった。その結果、大量の放射性物質が 広範囲に放出し、市域では空間放射線量が県内で一番高く、深刻な影響を受けた。

放射線対策の取り扱いについては、除染対策等具体的な対応を進めているため一定の成果が 得られた段階でこの計画に盛り込むこととする。現在の主な対応は、次のとおりである。

- ① 平成23年5月13日から、公共施設で空間放射線量を測定し汚染マップとして公表している。
- ② 平成23年7月9日、7月23日、平成24年2月18日に、放射性物質講演会を開催した。
- ③ 平成23年7月24日から、保育所、幼稚園、小・中学校の校庭等の除染を行った。
- ④ 平成23年9月1日から、保育所、幼稚園、小・中学校の給食食材の検査を行っている。
- ⑤ 平成23年10月1日から、市組織上、まちづくり振興部環境対策課に放射線対策係を設置 した
- ⑥ 平成23年10月22日から、公園・緑地の砂場90か所すべての砂の入れ替えを行った。

- ⑦ 平成23年12月10日から、放射線量測定器を市政協力員全員に貸し出し、地区ごとに測定している。
- ⑧ 地区ごとの放射線量の測定、モデル的な公園の除染を行い、除染計画を策定した。

第6 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第7 計画の用語

この計画において次の各号にあげる用語の意義は、以下当該各号に定めるところによる。

1 市 取手市

2 県 茨城県

3 市防災会議 取手市防災会議

4 市防災計画 取手市地域防災計画

5 県防災計画 茨城県地域防災計画

6 防災関係機関 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公

益的法人、公共的団体、施設管理者及び自衛隊

第2節 市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 市の位置

本市は、東経 140°03'10"、北緯 35°54'28"、都心から約 40km の県南端部にあり、利根川とその支流の小貝川の合流点の首都圏近郊整備地帯に位置し、総面積 69.94km $^{\circ}$ 、東西 14.3km、南北 9.3km の地域である。



市の位置

2 地勢

市域の東は小貝川を隔て龍ケ崎市と北相馬郡利根町の一部に接し、西は守谷市に、南は千葉県我孫子市及び柏市に接し、北はつくばみらい市に面している。

本市は、県における南部の玄関口であり、また東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置し、交通の利便性に加え、利根川とその支流である小貝川の2つの河川が流れる自然環境に恵まれた都市である。

3 地形・地質

(1) 市の地形

本市の地形は、台地(段丘)、低地の2つに大きく区分される。台地は一般に過去の河川により形成された河岸段丘で低いものほど古く、関東ローム層を載せている。本市の台地は、守谷市から続く台地(猿島台地)、それに断続した小文間地区の孤立した台地の2か所に分かれている。低地は、最も新しい地形で、現在の河川に沿って台地を囲む形で分布しており、利根川沿いの利根川下流低地と、小貝川低地に分けられる。



(2) 市の地質

本市付近の地質は表層では沖積層が低地に分布し、洪積層が台地に分布する。

① 人工地盤

本市は、首都圏からの流入人口の増加によって昭和 40 年代前半から民間の宅地開発が 盛んとなったため、市内各地に埋め立て造成地が存在する。こうした人工的な盛土や埋土 は、地震時に亀裂、すべり、不等沈下、陥没、液状化等の災害を引き起こす場合がある。

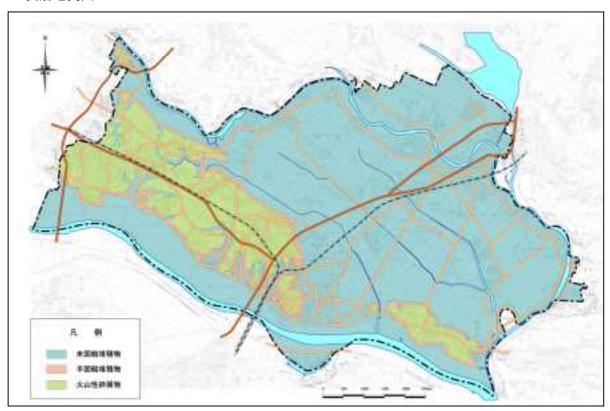
② 沖積層

最新の地質時代に堆積した地層であり、軟弱な粘土や腐植土、ゆるい砂からなっており、 地表近くのものの一部には、江戸時代以後の河川氾濫や崖崩れで溜まった極めてゆるい地 盤も存在する。

③ 洪積層

沖積層以前に堆積した地層であり、台地や低地の沖積層の下に分布する。岩盤ほどではないが比較的に良質な地盤である。

表層地質図



4 本市の気象

(1) 概況

本市は太平洋側の気候区に属しているが、やや内陸に位置するため、内陸性の特徴を表しており、冬の昼間に「筑波おろし」と呼ばれる北西からの冷たい乾燥した季節風が吹きつけるのが特徴である。県の降水量は全国的にも比較的少ない部類に属するが、その中でも本市の降水量はきわめて少ない。その降雨の大部分は9月から10月までの梅雨どきと台風シーズンに集中している。

(2) 気温

本市域の 10 ヵ年間平均気温は 14.8℃で、最高気温の 10 ヵ年平均は 36.4℃、最低気温の 10 ヵ年平均は-7.1℃である。

月別気温の平年値による平均気温の変化は、最も気温の低い 1 月が 3.7 \mathbb{C} 、最も気温の高い 7 月が 26.8 \mathbb{C} で、平均気温の格差は年間 23.1 \mathbb{C} となっている。

本市域の10ヵ年の気温の変化

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	10 ヵ年 平均
平均 気温	14. 6	14. 3	14. 9	14. 9	14. 3	15. 3	15. 0	15. 1	15. 0	14. 8	14. 8
最低 気温	-8. 2	-7. 4	-5. 7	-6. 1	-6. 6	-6. 9	-7. 0	-6. 3	-8. 8	-8. 4	-7. 1
最高 気温	37. 6	35. 9	36. 6	36. 2	35. 2	37. 5	36. 0	36. 7	35. 0	38. 2	36. 4

出典:気象庁(龍ケ崎観測地点)

本市の月別気温の平年値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	年間 平均
平均 気温	3. 7	4. 1	9. 6	14. 4	18. 1	22. 1	26. 8	26. 7	23. 5	16. 3	13. 2	6. 2	15. 4
最低 気温	-5. 0	-4. 3	-0. 9	1. 4	8. 5	13. 5	20. 5	18. 9	14. 9	5. 5	5. 3	-1.8	6. 4
最高 気温	13. 3	15. 4	24. 6	27. 7	30. 7	36. 2	37. 1	38. 5	32. 5	28. 4	23. 6	15. 2	26. 9

出典:令和4年版消防年報

(3)降水量

本市域の降水量は、過去 10 ヵ年平均は 1,305mm で、2021 年が最大で 2020 年が最小である。 過去の月別平年値降雨量は、9月の降雨量が最も多く、1月は降雨量が少ない。

本市域の10ヵ年年間降水量

(mm)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	10ヶ年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	平均
年 間降水量	1, 244	1, 341	1, 392	1, 261	1, 170	1, 214	1, 485	1, 107	1, 720	1, 125	1, 305

出典:気象庁(龍ケ崎観測地点)

本市の月別平年値降雨量

(mm)

年間平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月
91.6	23. 0	58. 5	80. 5	117. 0	127. 5	48. 0

7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
108. 0	127. 0	212. 5	84. 5	71. 5	41. 0

出典:令和4年版消防年報

(4) 風速

本市周辺の気候は太平洋側のやや内陸性の特徴を表しており、冬の昼間に「筑波おろし」 とよばれる北西の季節風が吹くのが特徴である。本市の2021年月別最大風速は8月が他の 月に比べて強い値となっている。

また、10ヵ年最大風速は2019年が、他の年に比べて強い値を示している。

本市の 2022 年の月別最大風速

(m/s)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
最大 風速	20. 1	18. 0	19. 6	20. 6	15. 7	17.8	15. 7	20. 3	19. 7	15. 3	18. 6	18. 1

出典:令和4年版消防年報

本市域の10ヵ年最大風速

(m/s)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
最大 風速	18. 5	14. 4	13. 8	18. 6	15. 2	18. 1	23. 0	17. 7	13. 4	11. 5

出典:気象庁(龍ケ崎観測地点)

第2 社会的環境の特性

1 人口

本市の人口は、昭和 40 年代からの土地区画整理事業等による大規模な宅地開発が進み、人口・世帯数とも増加し、昭和 45 年に 40,287 人であった人口が、平成7年には人口 84,477 人に達した。

その後、平成 16 年には 80, 271 人まで減少したが、平成 17 年旧藤代町と合併し 111, 327 人となった。令和 4 年の人口は 106, 071 人、世帯数は 50, 354 世帯である。

なお、本市の3世代区分人口割合は、令和4年現在、老年人口(65歳以上)は36,854人(34.7%)、年少人口(0~14歳)は10,509人(9.9%)と少子高齢化の傾向が見られる。また、1世帯当たりの人員は、昭和60年の3.4人/世帯から令和4年には2.1人/世帯となった。

人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

	昭和 60 年	平成 2年	平成 7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2年
人口(人)	78, 608	81, 665	84, 477	82, 527	111, 327	109, 651	106, 570	104, 524
世帯数 (世帯)	23, 388	25, 636	28, 521	29, 894	41, 211	42, 614	43, 477	45, 447
世帯当たり 人員 (人/世帯)	3. 4	3. 2	3. 0	2. 8	2. 7	2. 6	2. 5	2. 3

出典:統計とりで 国勢調査/常住人口(平成17年は藤代町との合併後の人口)

本市の3世代区分人口割合

区分	0から14歳	15 から 64 歳	65 歳以上	合計
男	5, 390	30, 466	16, 490	52, 346
女	5, 119	28, 242	20, 364	53, 725
総数	10, 509	58, 708	36, 854	106, 071

出典:統計とりで(令和4年10月1日 住民基本台帳)

要介護者数の推移 2

市の令和3年3月末の要介護者認定者数は5,213人で、前年と比較して179人増加した。

要介護者数の推移

各年度末現在(人)

年度	要え	支援	要介護1 要介護2		要介護3	要介護 4	要介護 5	計
	要支援 1	要支援2						
平成 29 年	512	491	1, 127	796	635	597	403	4, 561
平成 30 年	498	498	1, 214	827	631	593	396	4, 657
令和元年	565	552	1, 313	804	610	624	438	4, 906
令和2年	656	563	1, 376	799	614	619	407	5, 034
令和3年	660	600	1, 442	787	644	655	425	5, 213

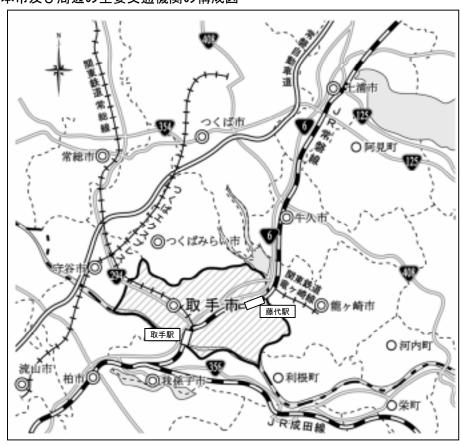
出典:統計とりで

3 交通状況

本市を構成する主な道路は、東京方面及び土浦方面を結ぶ国道6号、国道6号から分岐し下 妻、筑西方面と連絡する国道294号を幹線として構成されている。

鉄道では、JR常磐線が市域中央部を南北縦貫し、市内には取手駅、藤代駅が立地する。 また、取手駅から寺原、戸頭を通り筑西方面を結ぶ関東鉄道常総線が整備されている。

本市及び周辺の主要交通機関の構成図



4 土地利用の状況

本市の地目別土地利用の状況は、田が 20.24km² (28.9%)、畑 5.72km² (8.2%) と農地系の土地利用が全体の 37.2%、山林が 1.95km² (2.8%)、原野 1.64km² (2.4%) と自然系の土地利用面積が 5.2%となっている一方で、宅地面積は 14.32km² (20.5%) となっている。

地目別土地利用の状況

	総面積	Ħ	畑	宅 地	山林	原 野	雑種地	その他
取手市	69.94km²	20.24km²	5.72km²	14.32km²	1.95km²	1.64km²	11.36km²	14.71km²
構成比	100.0%	28.9%	8.2%	205%	2.8%	2.4%	162%	21.0%

出典:統計とりで(R4.1.1現在)

5 主な公共施設等の状況

(1)教育施設

本市の教育施設として、幼稚園(認定こども園含む) が 14 施設、小中学校が 23 校、高等学校が 7 校存在する。

児童・生徒数は、令和4年現在で幼稚園が1,286人、小学校4,906人、中学校3,099人 となっている。

幼稚園施設の状況

各年4月1日現在

	令和3年		令和	4年
	定員 (人)	園児数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)
市立藤代幼稚園	70	18	70	15
白山幼稚園	95	83	95	75
取手幼稚園	70	50	70	56
あづま幼稚園	178	146	178	169
チューリップ幼稚園	35	27	35	34
チューリップ第二幼稚園	25	15	25	21
戸頭さくらの森	132	96	132	95
取手ふたば文化幼稚園	236	171	236	180
めぐみ幼稚園	142	107	142	107
みどりが丘幼稚園	256	186	256	176
つつみ幼稚園	188	126	188	117
光風台幼稚園	115	94	115	93
たかさごスクール取手	137	127	137	133
たかさごスクール取手アネックス	16	15	16	15
合計	1, 695	1, 261	1, 695	1, 286

出典:統計とりで

学校施設

各年5月1日現在

	小	学 校	中等	学 校
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)
令和2年	15	5, 081	8	3, 185
令和3年	15	5, 036	8	3, 122
令和4年	15	4, 906	8	3, 099

* 私立を含む(出典:統計とりで)

その他の教育関連施設

施設名	住 所	電話番号
学校給食センター	宮和田 1950	82-3363
取手市教育総合支援センター	戸頭 8-10-1(旧戸頭西小学校)	63-4755
取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090
藤代スポーツセンター	椚木 15	82-7200
藤代武道場	藤代 430-5	83-2111
青少年センター	西 2-35-3(市役所分庁舎 2階)	73-8080
埋蔵文化財センター	吉田 383	73–2010
市民会館・福祉会館	東 1-1-5	73–3251
とりでアートギャラリー	中央町 2-5 取手駅ビル 4 階	
中央公民館	東 1-1-5	72-2258
小文間公民館	小文間 4240	74–7035
永山公民館	下高井 2256	78-0383
寺原公民館	本郷 1-32-1	73–1851
井野公民館	井野 2-17-17	73–1032
戸頭公民館	戸頭 6-30-1	78-3081
白山公民館	白山 5-1-5	73–1727
藤代公民館	藤代 491	83-2015
高須公民館	高須 2157	83-1499
久賀公民館	萱場 891-2	83-6877
相馬南公民館	平野 302	83-6870
相馬公民館	椚木 2423	83-1492
六郷公民館	清水 400-1	83-1472
山王公民館	山王 389	85-8352
取手図書館	取手 1-12-16	74-8361
ふじしろ図書館	藤代 415	70-8181

(2) 医療施設

本市の医療施設の数は令和4年現在で162施設あり、このうち病院は8施設、そのうち 救急告示医療機関は4箇所である。一般診療所、歯科診療所及び薬局数は次のとおりであ る。また、病床数は令和4年現在で1,092床で、このうち病院の一般病床は837床となっ ている。

医療関連施設数 (箇所)

年 度	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局
平成 31 年	160	8	54	57	41
令和2年	160	8	55	56	41
令和3 年	160	8	55	56	41
令和4年	162	8	56	57	41

各年3月31日 出典:統計とりで

病床数 (床)

左座	総数		一般診療所				
年度	花数	総数	精神	感染症	療養	一般	一般砂煤別
平成 31 年	1, 148	1, 097	127	8	138	824	51
令和 2年	1, 099	1, 048	127	8	69	844	51
令和 3年	1, 092	1, 041	127	8	69	837	51
令和 4年	1, 092	1, 041	127	8	69	837	51

各年3月31日 出典:統計とりで

救急指定(告示)病院

JAとりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1
東取手病院	取手市井野 268
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井 1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡 1493

出典:茨城県(令和4年12月1日時点)

(3)福祉施設

① 社会福祉施設

社会福祉施設は138施設あり、これらは、居住系の施設である住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、介護医療院、グループホーム等と、通所系の施設、老人福祉センター、通所介護、介護予防拠点施設等に分類される。

(高齢福祉課)

施設名	所在地	施設種類
老人福祉センターあけぼの	寺田 4723	老人福祉センター
さくら荘	岡 1025	老人福祉センター
取手市かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	その他の施設
デイサービスまどか	戸頭 8-7-27	地域密着型通所介護
デイサービスのどか	戸頭 1502-6	地域密着型通所介護
デイサービスはるか	寺田 6357 マツサ・キヒ・ル 1 階 1 号室	地域密着型通所介護
リハビリデイサービススモールランド	戸頭 2-47-6	地域密着型通所介護
西間木病院	戸頭 1-8-21	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護医療院
東取手病院	井野 268	通所リハビリ
介護老人保健施設 はあとぴあ	井野 253	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設
デイサービスセンターシエロ取手	駒場 4-5-22	通所介護
ご長寿くらぶ取手駒場デイサービスセンター	駒場 3-9-55-1	通所介護
グループホーム 花束取手	青柳 861-1	認知症対応型共同生活介護
デイサービスえがお いきいき倶楽部	新取手 1-4-6	地域密着型通所介護
ゆめみのデイサービスセンター	野々井 1721	通所介護
デイサロン・とりでケア	本郷 1-31-15	地域密着型通所介護
井野ケア居宅介護支援センター 井野ケアサービスセンター	井野団地 3-19-101	通所介護
ツクイ 取手井野	井野 2-6-29	通所介護
ニチイケアセンター取手新町	新町 3-13-6	通所介護
ニチイケアセンター取手	寺田 4697-1	認知症対応型共同生活介護
デイサービス ケアパーク	米ノ井 172-1	地域密着型通所介護
介護のバナナ デイサービス 介護のバナナ	上高井 383-1	地域密着型通所介護
グループホーム いこいの里	井野台 1-24-26	認知症対応型共同生活介護
デイサービス 奏で 取手店	井野台 2-5-38	地域密着型通所介護
介護サポートあさひ デイサービス 木乃	下高井 2291-9	地域密着型通所介護
取手市介護老人保健施設 緑寿荘	野々井 1926-8	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設
よりみち	桑原 6-3	地域密着型通所介護
特別養護老人ホーム さらの杜	下高井 2148-1	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 取手市ふれあいの郷	ゆめみ野 3-23-1	地域密着型通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム	₩ 00 1	地域密着型通所介護
めぐみの杜	稲 29-1	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
44.51.24.54.4		通所介護
特別養護老人ホーム	小文間 5720-1	短期入所生活介護
水彩館		介護老人福祉施設
グループホーム 福祉の森	野々井 1613-1	認知症対応型共同生活介護
グループホーム 福祉の里	小文間 5644	認知症対応型共同生活介護
ケアリポート 福祉の里	小文間 5844	小規模多機能型居宅介護
ケアサポート 福祉の里サテライトさくらの里	井野台 1-24-23	小規模多機能型居宅介護
通所介護 希樹ガーデン	寺田 4725-3	通所介護
リハビリデイ取手東	東 6-72-24	地域密着型通所介護
デイ・アクティブホーム 潤取手	駒場 3-12-8	通所介護
アクティブデイサービス 楓	ゆめみ野 2-22-2	通所介護
リハビリデイサービス スモールランド取手	東 6-34-11 エステート八重洲 1 号室	地域密着型通所介護
デイサービスゆたか	寺田 6357	地域密着型通所介護
ご長寿くらぶ新取手デイサービスセンター	新取手 4-7-9	地域密着型通所介護
レコードブック取手新町	新町 5-19-11	地域密着型通所介護
デイサービスセンターエクラシア取手	ゆめみ野 1-5-7	通所介護
	戸頭 9-9-10	通所介護
リハビリ特化型デイサービス橙	桑原 6-3	地域密着型通所介護
取手地域福祉事業所		
みんなのおうち ゆう	青柳 480-2	世域密着型通所介護 ————————————————————————————————————
デイサービスファミーナ希望館	井野台 5-4-14	地域密着型通所介護
悠悠	白山 5-16-32	地域密着型通所介護
喜楽苑デイサービス	野々井816-6	地域密着型通所介護
さくら通所リハビリテーション	桜が丘 1-2-1	通所リハビリ
老人保健施設		通所リハビリ
サンライフ宗仁会	岡 1471	短期入所療養介護
介護療養型老人保健施設		介護老人保健施設
	岡 1493	介護老人保健施設
有田内科整形リハビリクリニック	毛有 363-1	通所リハビリ
通所リハビリテーション		
ご長寿くらぶ取手・藤代デイサービスセンター	藤代 520	地域密着型通所介護
デイサービスセンター いつくしの杜	谷中 550-8	通所介護
デイサービスセンター SLP 取手	藤代 153-1	地域密着型通所介護
藤代デイサービスセンター	宮和田 298	通所介護
グループホームたんぽぽ	桜が丘 1-17-13	認知症対応型共同生活介護
グループホーム なごみ藤代	椚木 1376	認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム		通所介護
藤代なごみの郷	椚木 1342-2	短期入所生活介護
		介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム	神浦 646	通所介護
ルロシェ	1 + /H 040	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
		月 设 七 八 佃 1 皿 加

		T
 特別養護老人ホーム		通所介護
北相寿園	岡 1476	短期入所生活介護
		介護老人福祉施設
りぼんくらぶ・小浮気	小浮気 179-1	地域密着型通所介護
樹楽 取手	谷中 44-3	地域密着型通所介護
デイサービスふくろう	椚木 352-33	地域密着型通所介護
ハッピーエブリ取手藤代店	藤代 499-2	地域密着型通所介護
ニチイケアセンター取手本郷	本郷 5-13-10	住宅型有料老人ホーム
ウィステリア 藤代	宮和田 298	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 壱番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 弐番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 参番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 四番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
いつくしの杜取手 五番館	谷中 550-8	住宅型有料老人ホーム
ご長寿くらぶ取手駒場 I	駒場 3-9-55-1	住宅型有料老人ホーム
ご長寿くらぶ取手駒場Ⅱ	駒場 3-9-55-2	住宅型有料老人ホーム
ご長寿クラブ取手藤代	藤代 520	住宅型有料老人ホーム
イル・クォーレ取手	小浮気 187-1	住宅型有料老人ホーム
SLP 取手	藤代 153-1	サービス付き高齢者住宅
SLP 取手 2 号館	宮和田 222−2	サービス付き高齢者住宅
希樹ガーデンパレス	寺田 4725-3	サービス付き高齢者住宅
ななつ星らいふ (F プラザアネックス)	東 6-72-21	サービス付き高齢者住宅
ホスピタリティホーム きんもくせい	戸頭 3-2-8	サービス付き高齢者住宅
はうすステーションゆめみの	米ノ井 165-1	サービス付き高齢者住宅
紅葉	ゆめみ野 2-22-2	サービス付き高齢者住宅
ご長寿クラブ新取手	新取手 4-7-9	サービス付き高齢者住宅
ライブラリ取手	新町 3-2-14	サービス付き高齢者住宅
エクラシア取手	ゆめみ野 1-5-7	サービス付き高齢者住宅
エクラシア取手戸頭	戸頭 9-9-10	サービス付き高齢者住宅
ケアハウスさらの杜	下高井 2148	サービス付き高齢者住宅
		I

(障害福祉課)

施設名	所在地	施設種類
生活介護事業所和み	東 6-17-5	障害者通所施設
就労継続支援 B 型事業所 エトワール~星~	東 6-17-5	障害者通所施設
取手市障害者福祉センターあけぼの	寺田 4723	地域活動支援センター 障害者通所施設
取手市立障害者福祉センターふじしろ	藤代 730-1	障害者通所施設
取手市立障害者福祉センターつつじ園 取手市地域活動支援センター	戸頭 1299-1	障害者通所施設 地域活動支援センター
レストスペース取手	戸頭 2-50-5	ショートステイ
ポニーの家 多機能	高須 2148	障害者通所施設
ポニーの家 生活介護	高須 2147-3	障害者通所施設
ケアホーム夢未来	桜が丘 4-1391-76	グループホーム
ほほえみ	小文間 3717	障害者通所施設 障害児通所施設
障害者支援施設 ときわ学園 指定障害福祉サービス事業所 ときわ学園	ゆめみ野 3-25	障害者通所施設 障害者入所施設 ショートステイ
そよかぜ	寺田 6337 番地	障害者通所施設
ぱすてる	戸頭 7-5-15	障害者通所施設
多機能型就労支援事業所ステージ	藤代南 1-9-3 2F	障害者通所施設
う一り一取手	取手 2-3-2-1F	障害者通所施設
とわる	上高井 353-15	グループホーム
プレゼンス	宮和田 675 ソラーレ 101 号室	グループホーム
ハイライフサポート多機能・取手	和田 1011	障害者通所施設
ハイライフサポート取手ホーム	和田 1010	グループホーム
就労移行支援事業所ななころ	新町 4-1-45-301	障害者通所施設
県南福祉サービス たまてばこ	上高井 383-1	障害者通所施設
アクア	山王字中田 1457-1	障害者通所施設
アリガトウ	取手 2-3-13 関口ビル4階402号室	障害者通所施設
おかげさま	新町 2-2-8-105 号	障害者通所施設
TSJ	戸頭 4-21-19-1F	障害者通所施設
エピ	取手 2-1-21-201	障害者通所施設
<<る	寺田 5001-9	障害者通所施設
ふくろうの郷	寺田 5139 番地内	障害者通所施設
グループホーム メジロ	宮和田 1030-42	グループホーム
Zero House I	取手 3-2-31 シティコーポ佐藤 B301	グループホーム
ル・シアン取手下高井	下高井 2145-2	グループホーム
ベストフレンド取手	野々井 251-1	障害児通所施設
ベストフレンド戸頭	戸頭 2-47-11	障害児通所施設
ベストフレンドゆめみ野	米ノ井 160-12 サリースマイル 101	障害児通所施設
ベストフレンド藤代	宮和田 588-1 1 階 A 号室	障害児通所施設

ベストフレンド中央タウン	西 2-2 取手中央タウン G 棟 112・113	障害児通所施設
取手市立こども発達センター	西 2-35-3	障害児通所施設
リトルプレイス藤代教室	宮和田 1075-2 第二宇都野ビル階	障害児通所施設
こどもプラス藤代教室	小浮気 179-1	障害児通所施設
こどもプラス取手教室	新町 5-19-11 2F	障害児通所施設
こどもプラス新町教室	新町 5-17-5	障害児通所施設
児童デイサービス いろり	椚木 352-15	障害児通所施設
放課後等デイサービス きずな	藤代南 3-11-2 増山ビル 2-A	障害児通所施設
しとく館自立支援学習センター放課後デイ 藤 代駅前教室	藤代南 1-5-15 千葉ビル1 階	障害児通所施設
ぽんてステラ	戸頭 3-32-15 2号棟1階103号室	障害児通所施設
アンダンテ取手	新町 4-5-11	障害児通所施設
ドレミファソライズFC取手	戸頭 6-2-6 2F	障害児通所施設
Grip キッズ取手校	取手 1-5-7-2F	障害児通所施設

(健康づくり推進課)

施設名	所在地	施設種類
いきいきプラザ	取手 2-8-2	介護予防拠点施設
げんきサロン戸頭西	戸頭 8-10-1 旧戸頭西小学校内	介護予防拠点施設
げんきサロン稲	稲 70 取手西小学校内	介護予防拠点施設
げんきサロン藤代	藤代 700 藤代庁舎内	介護予防拠点施設

② 児童福祉施設

保育所(園)は市内に14施設、令和4年現在の園児数は、1,298人である。

保育所(園)の状況

各年4月1日現在

	令和] 3 年	令和	14年
	定員(人)	園児数 (人)	定員(人)	園児数 (人)
永山保育所	100	96	100	117
井野なないろ保育所	220	206	220	201
白山保育所	130	110	130	119
戸頭北保育所	90	44		
中央保育所	120	77	120	82
久賀保育所	132	113	132	102
取手保育園	90	91	90	95
ふたば保育園	50	47	50	49
育英保育園	90	80	80	78
たちばな保育園	90	80	90	86
共生保育園	60	65	70	75
稲保育園	90	100	90	96
戸頭東保育園	138	118	138	125
藤代駅前ナーサリースクール	60	37	60	44
取手医師会 どんぐり保育園	30	26	30	29
合 計	1, 490	1, 290	1, 400	1, 298

出典:統計とりで

(4) 公園・緑地

本市の街区公園、近隣公園、運動公園等の数はつぎのとおりで、令和4年現在の公園の数は221か所、合計面積は126.14haである。

公園・緑地の数

区分	令和3年4	月1日現在	令和4年4月1日現在		
运 力	施設数	面積(ha)	施設数	面積(ha)	
街区公園	143 か所	23. 96	145 か所	24. 03	
近隣公園	6か所	17. 96	6か所	17. 96	
都市緑地	6か所	50. 29	6か所	50. 29	
地区公園	1 か所	9. 98	1 か所	9. 98	
緑道	3 か所	2. 25	3か所	2. 25	
その他の公園	65 か所	13. 33	57 か所	12. 20	
県設置公園	3 か所	9. 13	3か所	9. 43	
計	227 か所	126. 90	221 か所	126. 14	

出典:統計とりで

6 消防の状況

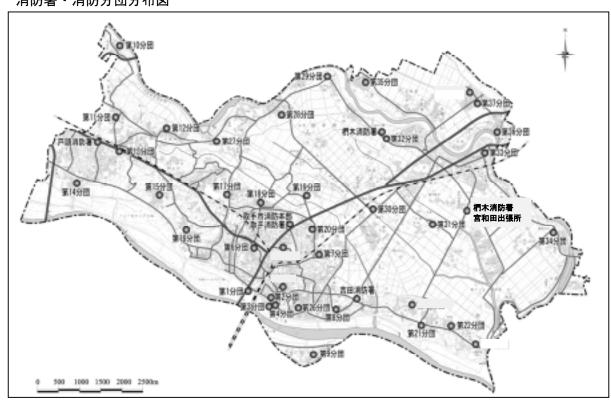
(1)消防署

本市内の消防署は、取手消防署、戸頭消防署、吉田消防署、椚木消防署、宮和田出張所の5拠点が設置され、一部には訓練施設が併設されている。

(2)消防団

令和5年度の本市における消防団は、消防団本部と34の消防分団(女性消防団員含む)で組織され、消防団本部は、団長1名、副団長3名、方面隊長5名と本部員10名で構成されている。総数は468名である。また、このうち女性消防団員は18名である。

消防署 • 消防分団分布図



消防職員の現況(令和5年4月1日現在)

(人)

階級	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
職員数	1人	10 人	30 人	32 人	35 人	16 人	38 人	126 人	162 人

※再任用職員(21名)は含まず 出典:令和4年版消防年報

消防団員の現況

(人)

11197 - 2000					(74)
階級	阻	副団長	方面隊長	本部員	計
団 本 部	1人	3人	5人	10 人	19 人

出典:令和4お年版消防年報

消防団分団員の現況

(人)

特別 お日 お日 お日 日 日 日 日 日 日	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
第 2分団 1 1 1 3 5 11 第 3分団 1 1 1 3 16 22 第 4分団 1 1 1 3 10 16 第 6分団 1 1 1 3 8 14 第 7分団 1 1 1 3 6 12 第 9分団 1 1 1 3 6 12 第 9分団 1 1 1 3 8 14 第 10 分団 1 1 1 3 8 14 第 10 分団 1 1 1 3 1 7 第 12 分団 1 1 1 3 9 15 第 13 分団 1 1 1 3 3 9 15 第 16 分団 1 1 1 3 3 9 14 3 3 9 第 16 分団 1 1 1 3 3 9 15 14 3 3 9	分団名		分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
第 4分回 1 1 1 3 16 22 第 4分回 1 1 1 3 10 16 第 6分回 1 1 1 3 8 14 第 7分回 1 1 1 3 6 12 第 9分回 1 1 1 3 8 14 第 10分回 1 1 1 3 1 7 第 11分回 1 1 3 1 7 第 12分回 1 1 1 3 9 15 第 13分回 1 1 1 3 9 15 第 13分回 1 1 1 3 3 9 15 第 13分回 1 1 1 3 3 9 15 第 16分回 1 1 1 3 8 14 第 16分回 1 1 1 3 8 14 第 19分回 1 1 1 3 3 9 <	第	1 分団	1	1	1	3	8	14
第 4分団 1 1 1 3 10 16 第 6分団 1 1 1 3 8 14 第 7分団 1 1 1 3 7 13 第 8分団 1 1 1 3 6 12 第 9分団 1 1 1 3 8 14 第 10分団 1 1 1 3 1 7 第 11分団 1 1 3 1 7 第 12分団 1 1 1 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 3 9 15 第 15分団 1 1 1 3 8 14 第 16分団 1 1 1 3 8 14 第 19分団 1 1 1 3 3 9	第	2 分団	1	1	1	3	5	11
第6分団 1 1 1 3 8 14 第7分団 1 1 1 3 7 13 第8分団 1 1 1 3 6 12 第9分団 1 1 1 3 8 14 第10分団 1 1 1 3 1 7 第11分団 1 1 3 9 15 第13分団 1 1 1 3 9 15 第13分団 1 1 1 3 9 15 第13分団 1 1 1 3 9 15 第15分団 1 1 1 3 8 14 第16分団 1 1 1 3 8 14 第17分団 1 1 1 3 8 14 第17分団 1 1 1 3 9 15 第18分団 1 1 1 3 3 9 15 第20分団	第	3 分団	1	1	1	3	16	22
第 7分団 1 1 1 3 7 13 第 8分団 1 1 1 3 6 12 第 9分団 1 1 1 3 8 14 第 10分団 1 1 1 3 1 7 第 11分団 1 1 3 1 7 第 12分団 1 1 1 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 3 9 15 第 15分団 1 1 1 3 8 14 第 17分団 1 1 1 3 8 14 第 19分団 1 1 1 3 3 9 第 20分団 1 1 1 3 3 9 第 22分団 1 1 1 3 3 9 第 22分団 1 1 1 3 5 11 第 22分	第	4 分団	1	1	1	3	10	16
第 9分団 1 1 1 3 6 12 第 9分団 1 1 1 3 8 14 第 10分団 1 1 1 3 1 7 第 11分団 1 1 3 1 7 第 12分団 1 1 1 3 9 15 第 13分団 1 1 1 3 3 9 15 第 15分団 1 1 1 3 3 9 15 第 16分団 1 1 1 3 8 14 第 17分団 1 1 1 3 8 14 第 17分団 1 1 1 3 8 14 第 19分団 1 1 1 3 8 14 第 19分団 1 1 1 3 3 9 第 20分団 1 1 1 3 3 9 第 22分団 1 1 1 3 5 11 <	第	6 分団	1	1	1	3	8	14
第 9分団 1 1 1 1 3 8 14 第 10 分団 1 1 1 3 1 7 第 11 分団 1 1 1 3 9 15 第 12 分団 1 1 1 3 9 15 第 13 分団 1 1 1 3 9 15 第 14 分団 1 1 1 3 8 14 第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 8 14 第 18 分団 1 1 1 3 8 14 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 22 分団 1 1 1 3 5 11	第	7 分団	1	1	1	3	7	13
第 10 分団 1 1 1 3 1 7 第 11 分団 1 1 1 3 1 7 第 12 分団 1 1 1 3 9 15 第 13 分団 1 1 1 3 9 15 第 14 分団 1 1 1 3 3 9 第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11	第	8 分団	1	1	1	3	6	12
第 11 分団 1 1 1 3 1 7 第 12 分団 1 1 1 3 9 15 第 13 分団 1 1 1 3 9 15 第 14 分団 1 1 1 3 3 9 第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 22 分団 1 1 1 3 3 9 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 5 11	第	9 分団	1	1	1	3	8	14
第12分団 1 1 1 3 9 15 第13分団 1 1 1 3 3 9 第14分団 1 1 1 3 3 9 第15分団 1 1 1 3 8 14 第16分団 1 1 1 3 8 14 第17分団 1 1 1 3 3 9 第18分団 1 1 1 2 1 6 第19分団 1 1 1 3 3 9 第20分団 1 1 1 3 3 9 第22分団 1 1 1 3 9 15 第26分団 1 1 1 3 5 11 第27分団 1 1 1 3 5 11 第29分団 1 1 1 3 5 11 第30分団 1 1 1 3 9 15 第33分団	第	10 分団	1	1	1	3	1	7
第 13 分団 1 1 1 3 3 9 第 14 分団 1 1 1 3 5 11 第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 3 3 9 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 21 分団 1 1 1 3 3 9 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 9 15	第	11 分団	1	1	1	3	1	7
第 14 分団 1 1 1 3 5 11 第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 2 1 6 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 3 9 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 9 15 第 30 分団 1 1 1 3 9 15 <t< td=""><td>第</td><td>12 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>9</td><td>15</td></t<>	第	12 分団	1	1	1	3	9	15
第 15 分団 1 1 1 3 8 14 第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 9 15 第 31 分団 1 1 1 3 10 16	第	13 分団	1	1	1	3	3	9
第 16 分団 1 1 1 3 8 14 第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 2 1 6 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 5 11 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16	第	14 分団	1	1	1	3	5	11
第 17 分団 1 1 1 3 3 9 第 18 分団 1 1 1 2 1 6 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 9 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 9 15 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16	第	15 分団	1	1	1	3	8	14
第 18 分団 1 1 1 2 1 6 第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 9 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18	第	16 分団	1	1	1	3	8	14
第 19 分団 1 1 1 3 3 9 第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 15 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 5 11 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 3 5 11 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 34 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18	第	17 分団	1	1	1	3	3	9
第 20 分団 1 1 1 3 6 12 第 21 分団 1 1 1 3 9 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23	第	18 分団	1	1	1	2	1	6
第 21 分団 1 1 1 3 9 第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 36 分団 1 1 1 3 12 18	第	19 分団	1	1	1	3	3	9
第 22 分団 1 1 1 3 9 15 第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 10 16 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 <	第	20 分団	1	1	1	3	6	12
第 26 分団 1 1 1 3 5 11 第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	21 分団	1	1	1	3	3	9
第 27 分団 1 1 1 3 5 11 第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	22 分団	1	1	1	3	9	15
第 28 分団 1 1 1 3 10 16 第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	26 分団	1	1	1	3	5	11
第 29 分団 1 1 1 3 5 11 第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	27 分団	1	1	1	3	5	11
第 30 分団 1 1 1 2 10 15 第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	28 分団	1	1	1	3	10	16
第 31 分団 1 1 1 3 9 15 第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	29 分団	1	1	1	3	5	11
第 32 分団 1 1 1 3 10 16 第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	30 分団	1	1	1	2	10	15
第 33 分団 1 1 1 3 15 21 第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	31 分団	1	1	1	3	9	15
第 34 分団 1 1 1 3 10 16 第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	32 分団	1	1	1	3	10	16
第 35 分団 1 1 1 3 17 23 第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	33 分団	1	1	1	3	15	21
第 36 分団 1 1 1 3 12 18 第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	34 分団	1	1	1	3	10	16
第 37 分団 1 1 1 3 3 9 女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	35 分団	1	1	1	3	17	23
女性消防団員 1 1 1 3 13 19	第	36 分団	1	1	1	3	12	18
	第	37 分団	1	1	1	3	3	9
合計 34 34 34 100 252 474	女性	消防団員	1	1	1	3	13	19
	合	計	34	34	34	100	252	474

出典:令和3年版消防年報

消防車両の現況

車両所属	指揮車	ンプ自動車 水槽付き消防ポ	事 消防ポンプ自動		救急車	查察車	プ自動車 梯子車消防ポン	付積載車	資機材搬送車	救助工作車	広報車	重 機	重機搬送車	ボートトレーラ	救急普及啓発車	連絡車	計
消防本部	5	4	4	1	6	1	1		1	1	1	2	1	4	1	5	38
消防団	1		19					14									34
計	6	4	23	1	6	1	1	14	1	1	1	2	1	4	1	5	72

出典:令和3年版消防年報

7 自主防災組織の状況

本市における自主防災組織は、市内 90 か所 (令和 3 年 4 月現在) で、県全体の組織率 83.9%を下回る 78.6%の組織率となっている。

また、自主防災組織相互の救護・救援活動等の協力体制及び自主防災組織活動の充実を図るために、取手市自主防災組織連絡協議会が組織され、東ブロック26団体、西ブロック36団体、北ブロック28団体が加入している。(資料編P30 自主防災会別表参照)

自主防災組織の状況

	世帯数	組織世帯数	組織率
県	1, 262, 723	1, 059, 964	83.9%
取手市	49, 298	38, 769	78.6%

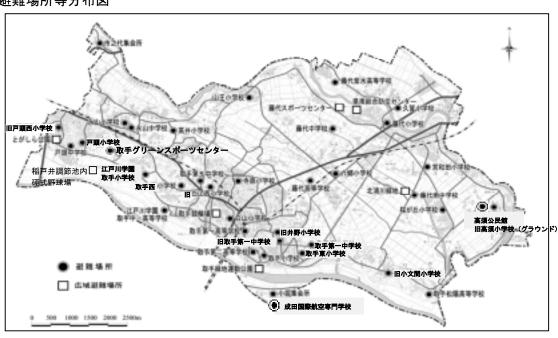
出典: 茨城県(R3年4月現在) 取手市(R3年4月現在)

8 防災関連施設の状況

(1)避難場所

本市の避難場所は38か所、広域避難場所が7か所あり、市内に分散配置されている。 (詳細は 第3章 第4節 第1 避難計画(194,195ページ)参照)

避難場所等分布図



(2) 避難所

本市避難所は36か所、福祉避難所が9か所あり、市内各地に分散配置されている。 (詳細は 第3章 第4節 第2 避難生活計画(197,198ページ)参照)

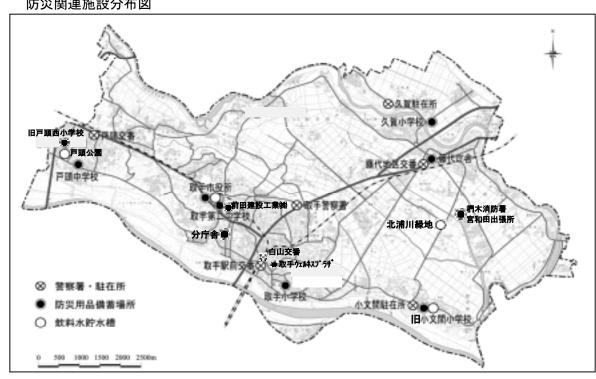
震災時避難所等分布図



(3) その他の防災関連施設

その他の防災関連施設としては、防災用品備蓄施設が12か所、飲料水貯水槽が4か所設置 されている。警察関連施設は、取手警察署のほか、交番、駐在所が6か所設置されている。

防災関連施設分布図



第3節 県及び本市の地震被害

第1 地震災害の歴史

1 県における地震

県における過去の地震及びその災害の履歴について、明治以前の地震履歴を、「新編日本の地震総覧(宇佐美、1986)」、「日本の歴史地震の震度分布図」、明治以降の震災履歴を「日本地震総覧」及び県の資料等により下表に整理する。

明治期以前の県内における地震被害としては、県南部で震度6の安政江戸地震(1885)が最大で、明治期以降の震災としては、大正12年に発生した関東大震災があげられる。

関東大震災において、本市の震度は $5\sim6$ であったとされ、液状化現象と軟弱地盤上の軟弱な盛土が被害を大きくしたと推定される。

さらに、地震災害の履歴から、県内を震源地とする直下型の地震災害では、明治 28 年 (1895) の「霞ヶ浦付近の直下型地震」M=7.2 および大正 10 年 (1921) の「龍ケ崎付近の直 下型地震」M=7.0 が発生している。

県地震被害 (明治以前の震災)

西暦	年 号	推 定 マグニチュード	被害等
799 年	延暦 18	不明	常陸・鹿島・那珂・久慈・多賀の5郡に津波、早朝より夕刻まで 15回。内陸の地震動被害記録なし。
818年	弘仁 2	7.5以上	相模、武蔵、下総、陸奥、上野、下野等、山崩れや谷埋まること数 里、圧死者多数。
1420 年	応永 27	不明	常陸多賀郡、河原子及び相馬に津波が4回。内陸の地震動被害記録な し。
1498 年	明応7	8. 2	震源が遠州灘沖、県内が震度4程度。
1627 年	寛永 4	不明	江戸が震度 5、県内震度 4 程度。
1677 年	延宝 5	8. 0	震源が犬吠埼かなり沖、岩城~下総に津波。内陸の地震動被害記録なし。
1683 年	天和3	7. 2	天和3年10月の日光地震、五十里村等山崩れ鬼怒川に天然ダム日光に大被害、福島県にも被害、県内記録なし。
1703 年	元禄 16	8.0?	元禄地震、安房沖が震源、関宿と銚子で震度5、取手付近も5程度と 推定される。
1717 年	享保 2	7. 5	三陸の金華山沖が震源、県内震度4程度。
1725 年	享保 10	6. 0	日光と江戸の被害地震、県内震度4程度。
1782 年	天明2	7. 0	相模・武蔵・甲斐の地震、県内震度4程度。
1793 年	寛政 5	不明	三陸沖の地震と推定されている。笠間で壁が落ちる、県内震度4程 度。
1812 年	文化 9	6. 2	武蔵・神奈川の地震、県南部が震度4程度。
1835 年	天保6	7. 0	天保の仙台地震、県内震度4程度。
1854 年	安政元	8. 4	安政の東海地震、県内震度 4 。

第1章 総則 第3節 県及び本市の地震被害

西暦	年号	推 定 マグニチュード	被害等
1855 年	安政 2	6. 9	安政の江戸(直下型)地震、江戸の下町と埼玉幸手付近で被害が大きく、取手震度5~4、利根・岩井震度4、結城・境・千代田・阿見・大野震度5、高萩震度4。
1856 年	安政 3	6.0~6.5	江戸・立川・所沢の地震、笠間震度4、海岸部は震度3程度。
1857 年	安政 4	6. 2	駿河の地震、県南西部震度4程度。
1859 年	安政 6	6. 0	岩槻の地震、県南西部震度4程度。
1866 年	慶応 2	不明	銚子の地震、県南西部震度4程度。

県地震被害 (明治以降の震災)

年月日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1894. 9. 20 明治 27 年	7. 0		東京湾北部	4	東京湾北部の地震。県内の被害不明。
1895. 1. 18 明治 28 年	7. 2		霞ヶ浦◆	5	鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸震度5で被害が大きく、県内の被害は死者4、負傷者34、破損した官公署41、全壊家屋53、破損家屋1,190、破損土壌375、塀破倒壊76、煙突崩壊33、亀裂他49、陥落地3、橋梁落下2、泥土の噴出したところも多い。
1896. 1. 9 明治 29 年	7. 3		鹿島灘	4	水戸付近から久慈川と那珂川沿岸において家 屋土蔵の小破あり、弱い津波。
1897. 1. 17 明治 30 年	5. 6		利根川中流◆	南西部4	利根川中流域で壁に多少の亀裂、結城郡宗道 寺村で土蔵壁に亀裂。
1921. 12. 8 大正 10 年	7. 0		龍ケ崎◆	局地的5	龍ケ崎で墓石倒れ、田畑・道路に亀裂。千葉 県印旛沼、栃木県でも被害。
1923. 1. 14 大正 12 年	6. 1		水海道	一部で5	家屋小破数軒。東京でも被害。
1923. 9. 1 大正 12 年	7. 9	関東 大震災	相模湾	一部で 5~6	死者 5 、負傷者 40、全壊 517 戸、半壊 681 戸 県南部を中心に被害、取手で液状化。
1924. 1. 15 大正 13 年	7. 3		丹沢山地	一部で4	県内の詳細不明。(なしか軽微)
1930. 6. 1 昭和 5 年	6. 5	那珂川 下流域の 地震	那珂川下流◆	5	水戸で煉瓦塀が倒れ、久慈で崖崩れ1、倉庫 傾斜1、煙突倒壊1、鉾田で石垣崩れ、石岡 で土壌に亀裂、真壁と土浦で壁剥離、神社の 灯籠の頭落ちる。
1931. 9. 21 昭和 6 年	6. 9	西埼玉	埼玉北西	東部5	負傷者1、非住家全壊・半壊・焼失が各1、 煙突倒壊が1。
1938. 5. 23 昭和 13 年	7. 0		福島県沖	一部で5	煙突倒折5本、小名浜で津波観測。
1938. 9. 22 昭和 13 年	6. 5	鹿島灘の 地震	鹿島灘	水戸で5	僅少な被害。
1938. 11. 5 昭和 13 年	7. 5		塩屋崎沖	一部で5	煙突倒壊5、磯原で土蔵倒壊。

年月日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
1949. 12. 26 昭和 24 年	6. 4	今市	今市	北西部 4	ほとんどなし。
1974. 8. 4 昭和 49 年	5. 8		南西部◆	局部的 5	ショック死 1 、負傷者 1 、震源地付近で屋根 瓦落下 10 数件。
1878. 2. 20 昭和 53 年	7.7		宮城県沖	4	ほとんどなし。
1878. 9. 12 昭和 53 年	4. 0	宮城県沖	宮城県沖	4	ほとんどなし。
1982. 3. 7 昭和 57 年	5. 5		東海村沖	局部的 5	県庁三の丸庁舎で窓ガラス 90 枚割れる。東海村役場で、窓ガラス 10 枚割れる。日立市でモルタル壁がはがれる。
1983. 2. 27 昭和 58 年	6. 0		藤代町付近◆	南部で5	龍ケ崎市で負傷者2、藤代町で屋根瓦が落下、江戸崎町で石塀が倒壊、茎崎町でブロック塀が倒れる。利根町・河内村・新利根村でも軽い被害。取手市で水道管破裂2、道路被害2。
1987. 12. 17 昭和 62 年	6. 7	千葉県 東方沖	一宮町沖	東南部 5	神栖町・東村で傷者1、水戸市・取手市・桜川村・河内村等で家屋の一部損壊1,055棟。取手市・牛久町・鹿島町・東村で水道管破損。利根川下流で液状化現象。
2000. 7. 21 平成 12 年	6. 4	千葉県 沖	千葉県沖	5弱	県内で屋根瓦の落下2棟。
2002. 2. 12 平成 14 年	5. 7	県沖	県沖	5弱	県内で負傷1、建築物被害 12 棟。
2002. 6. 14 平成 14 年	4. 9	県南部	県南部	4	県内で負傷1、建物被害8棟、塀倒壊5。
2003. 11. 15 平成 15 年	5. 8	県沖	県沖	4	県内で負傷 1 。
2004. 10. 6 平成 16 年	5. 7	県南部	県南部	5弱	被害なし
2005. 2. 16 平成 17 年	5. 4	県南部	県南部	5弱	県内で負傷7。
2005. 4. 11 平成 17 年	6. 1	千葉県 北東部	千葉県北東部	5強	被害なし
2005. 8. 16 平成 17 年	7. 2	宮城県 沖	宮城県沖	5弱	被害なし
2005. 10. 19 平成 17 年	6. 3	県沖	県沖	5 弱	県内で負傷 1
2008. 5. 8 平成 20 年	7. 0	県沖	県沖	5弱	県内で負傷 1
2008. 7. 5 平成 20 年	5. 2	県沖	県沖	5弱	県内で負傷 1

年月日	M	地震名	震源地	震度	県内の被害等
2011. 3. 11 平成 23 年	9. 0	東日本大震災	宮城県三陸沖	7	県内死者 24、行方不明者 1、負傷者 707、住家被害(全壊 3,012 棟、半壊 22,786 棟、一部損壊 162,036 棟)、取手市内住家被害(全壊 28 棟、大規模半壊 73 棟、半壊 299 棟)、公共施設 80 件、道路被害 266 箇所、液状化現象
2016. 12. 28 平成 28 年	6. 3		茨城県北部	高萩市	軽傷者2名(高萩市1名、北茨城市1名)、 一部損壊29棟(石岡市1棟、高萩市28 棟)

^{* ◆}は県内が震源地(日本地震総覧、県及び水戸地方気象台の資料、茨城県消防防災年報等をもとに作成)

第2 本市に被害をもたらす可能性のある地震

県は、平成28年度から30年度にかけて、本県における首都直下地震等のきめ細やかな被害 想定について、国の被害想定と整合を図りながら見直しを約20年ぶりに実施した。

1 地震の想定

県は、本県及びその周辺地域における過去の地震被害等を踏まえ、県内各地域の地震被害の分布状況を勘案し、本県に大きな被害をもたらすおそれのある地震の想定として、「茨城県南部の地震(以下、茨城県南部地震)」、「茨城・埼玉県境の地震(以下、茨城・埼玉県境地震)」、「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(以下、F1断層地震)」、「棚倉破砕帯帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(以下、棚倉破砕帯地震)」、「太平洋プレート内の地震(北部)」、「太平洋プレート内の地震(南部)(以下、太平洋プレート(北部)地震)」、「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震(以下、茨城県沖~房総半島沖地震)」の7つの地震が設定された。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動 評価法	参考モデル
1	茨城県南部地震	Mw7.3	首都直下の M7 ク ラスの茨城県南部		内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境地震	Mw7.3	地域に影響のある 地震の被害		内閣府 (2013)
3	F1 断層地震	Mw7. 3	県北部の活断層に よる地震の被害	詳細法	原子力規制委員 会審査会合資料
4	棚倉破砕帯地震	Mw7.3			など
5	太平洋プレート(北部) 地震	Mw7.3	プレート内で発生 する地震の被害		地震調査委員会 長期評価部会で
6	太平洋プレート (南部) 地震	Mw7.3			の議論
7	茨城県沖~房総半島沖 地震	Mw7.3	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

出典: 県地域防災計画

なお、上記想定地震はあくまでも想定であり、想定した地震以外にも、甚大な被害となる地 震が発生する可能性があるという認識を持つ必要がある。

県内市町村別の最大震度

地震名	①美城集南 部	2天城·埼玉 県境	③F1 新層	企業會被許等	②太早洋 ブレート (之部)	②太平洋 ブレート (南部)	②美城県洋~ 居総半島沖
水戸市	6器	5強	5強	68	6強	6開	688
日立市	5強	5騎	7	6番	6強	5強	6額
土浦市	6頭	696	- 4	4	68	69	656
古河市	686	6強	4	4	5襲	5強	5強
石関市	6強	6個	5 55	5弱	65	66	6額
結城市	6個	6強	4	4	5強	5強	5強
龍ケ崎市	633	6辆	-4	4	5強	68	6強
下妻市	6強	6強	(4)	4	5強	5強	6 M
常総市	6強	6強	4	4	5強	5強	686
常陸太田市	5強	. 5鵬	6強	6強	の器	5強	6.00
高萩市	5弱	4	7	5強	6票	5強	639
北茨城市	5頭	4	7	5強	で開	5騆	6額
芝蘭市	6器	5強	5縣	5強	6額	6職	5強
取手市	6強	6器	4	-4	5強	60	6強
牛久市	6強	6職	4	4	5強	6番	6額
つくば市	624	6強	-4	5弱	6票	65	6強
ひたちなか市	630	5強	5強	5強	6強	60	886
鹿嶋市	5強	6強	4	-4	6額	69	6強
潮来市	66	5強	4	4	5強	6強	6強
守谷市	6強	636	-4	4	6強	6間	6額
常陸大宮市	5強	5弱	66	7	6	5強	5強
那時市	5強	5弱	6縣	69	659	5強	6縣
荒西市	6個	65	- 100	5朝	5強	5強	5強
板東市	6強	6強	14	4	5強	5強	6額
福敷市	638	6器	4	4	6票	6強	6強
かすみがうら市	6強	6額	5弱	6期	65	5 (4)	686
模川市	6.50	6日	4	5弱	6票	6開	5強
神橋市	5強	5弱	4	4	5強	68	6強
行方市	6額	5強	4.	4	659	64	6強
鉾田市	6額	5強	5弱	5朝	6票	6強	63
つくばみらい市	6強	6票	.4	4	5強	6襲	6額
小美玉市	6藝	5強	5騎	5鸋	6職	6器	5颗
茨城町	6期	5強	5額	5強	6强	618	686
大洗町	6.66	5強	5頭	5強	6強	6器	6繭
城里町	5強	5鷃	5強	6襲	6票	5強	53\$
東海村	6強	5弱	6弱	699	6強	5強	石額
大子町	5額	4	5強	6強	5強	5弱	5朝
美浦村	A装	638	4	4	650	614	6強
阿見町	6額	6票	74	4	5強	686	636
河内町	6編	6階	4	4	5強	6強	6強
八千代町	6階	6強	4	4	5強	6強	市器
五菱町	6器	6強	4	4	5強	5強	686
境町	6日	6強	4	4	5強	5強	6前
利根町	6聯	6票	- 4	4	5強	6開	6強

出典:茨城県地震被害想定調査報告書

2 被害想定

県が想定した7つの地震うち、本市に被害をもたらす可能性のある地震は、「F1 断層地震」と「棚倉破砕帯地震」を除く5つの地震である。

また、想定された被害は下記のとおりである。

(1) 条件設定

県では、人的・物的被害の想定条件を「冬 18 時」、「冬深夜」、「夏 12 時」の 3 パターンで公表しているが、地震による被害は季節や時刻などにより大きく変わることから、本計画では、人間が活動し最も火災が発生・延焼しやすい条件である「冬 18 時」とする。

(2) 人的被害

県防災計画では、「茨城県沖~房総半島沖地震」にのみ、津波被害が示されているが、当市では被害が見込まれないため、割愛する。

被害想定の概要(最も被害の大きい「①茨城県南部の地震」)

	区分	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時			
建物被害	全壊・焼失	347 棟	347 棟	1915 棟			
	半壊	2,419 棟	2,419 棟	2,419 棟			
	死者	18 人	9人	16 人			
人的被害	負傷者	281 人	162 人	292 人			
	重傷者	21 人	14 人	43 人			
ライフライン	電力 (停電率)	93% (8割以上の復旧まで4日以上)					
被害(直後)	上水道 (断水率)	96% (8割以上の復旧まで1週間)					
避難者	当日	10,390 人					
	1週間後	11,707 人					
	1ヶ月後	8,601 人					

① 死者·負傷者·重傷者(単位:人)

		倒壊建物				
	地震名	(内屋内収容物等)	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
	茨城県南部地震	13 (1)	*	2	*	15
7F	茨城・埼玉県境地震	3 (1)	*	*	*	3
死者	太平洋プレート(北部)地震	1 (1)	0	*	*	1
	太平洋プレート(南部)地震	2 (1)	0	*	*	2
	茨城県沖~房総半島沖地震	7 (1)	*	0	*	7
	茨城県南部地震	195 (42)	*	93	4	292
自	茨城・埼玉県境地震	89 (33)	*	1	5	95
負傷者	太平洋プレート(北部)地震	36 (36)	0	*	1	37
者	太平洋プレート(南部)地震	59 (26)	0	1	3	62
	茨城県沖~房総半島沖地震	139 (32)	*	1	5	145
	茨城県南部地震	15 (8)	*	26	2	43
重	茨城・埼玉県境地震	6 (6)	*	*	2	8
重傷者	太平洋プレート(北部)地震	7 (7)	0	*	*	7
者	太平洋プレート(南部)地震	5 (5)	0	*	1	6
	茨城県沖~房総半島沖地震	9 (6)	*	0	2	11

※:わずか

第1章 総則 第3節 県及び本市の地震被害

② 避難者(単位:人)

		被災当日			波災 1 週間	間後	被災1ヶ月後		
地震名	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
茨城県南部地震	10, 390	6, 234	4, 156	11, 707	5, 854	5, 854	8,601	2, 580	6, 021
茨城・埼玉県 境地震	5, 494	3, 296	2, 198	5, 159	2, 579	2, 579	2, 468	740	1,727
太平洋プレート(北部)地震	4, 321	2, 592	1,728	924	462	462	458	137	321
太平洋プレート(南部)地震	5, 275	3, 165	2, 110	3, 610	1, 805	1, 805	1,634	490	1, 144
茨城県沖~房 総半島沖地震	5, 998	3, 599	2, 399	5, 783	2, 892	2, 893	3, 209	963	2, 247

③ 揺れによる建物被害に伴う要救助者数(自力脱出困難者数)(単位:人)

地震名	要救助者数	地震名	要救助者数
茨城県南部地震	34	太平洋プレート(南部)地震	5
茨城・埼玉県境地震	8	茨城県沖〜房総半島沖地震	19
太平洋プレート(北部)地震	0		

(3) 物的被害

① 建物被害(単位:棟)

	液状化	液状化		揺れ		土砂災害		合計	
地震名	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
茨城県南部地震	85	697	257	1, 721	*	*	1, 573	1, 915	2, 419
茨城・埼玉県境地震	85	699	51	844	*	*	10	146	1, 542
太平洋プレート (北部)地震	75	627	0	24	0	0	5	80	652
太平洋プレート (南部)地震	82	683	33	557	0	0	5	120	1, 241
茨城県沖~房総半島 沖地震	87	719	140	1, 269	*	*	10	236	1, 988

※:わずか

② 電力被害

	被災匪	直後	被災1	日後	被災3	日後	被災1週	間後
地震名	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
茨城県南部地震	63, 961	0.93	54, 551	0.79	27, 212	0.40	0	1
茨城・埼玉県境 地震	60, 241	0.88	30, 659	0.45	240	*	0	1
太平洋プレート (北部)地震	52, 228	0. 76	2, 492	0.04	0	_	0	
太平洋プレート (南部)地震	60, 241	0.88	30, 659	0.45	240	*	0	
茨城県沖~房総 半島沖地震	62, 959	0. 92	53, 697	0.78	26, 786	0.39	0	_

※:わずか、一:停電無し

③ 上水道被害

● 工///								
	被災匪	直後	被災1	日後	被災 1 週	間間後	被災1ヶ	r月後
地震名	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
茨城県南部	97, 078	0.96	88, 437	0.87	25, 007	0. 25	3, 285	0.03
地震								
茨城・埼玉	92, 621	0. 92	61, 399	0.61	17, 170	0. 17	1, 753	0. 22
県境地震								
太平洋プレー	78, 167	0.77	8, 059	0.08	1, 987	0.02	32	*
ト(北部)地震								
太平洋プレー	91, 501	0.90	56, 642	0.56	11, 593	0.11	1,009	0.01
ト(南部)地震								
茨城県沖~房	95, 365	0. 94	85, 535	0.85	18, 202	0. 18	2, 159	0.02
総半島沖地震	,		,		,		,	

※:わずか

④ 下水道被害

	被災	直後	被災	1日後	被災1	週間後	被災1	ケ月後
地震名	機能支	機能	機能支	機能	機能支	機能	機能支	機能
	障人口	支障率	障人口	支障率	障人口	支障率	障人口	支障率
茨城県南部地震	73, 522	0.93	63, 011	0.80	1, 313	0.02	196	*
茨城・埼玉県境地震	69, 289	0.88	35, 910	0.46	598	0.01	71	*
太平洋プレート	60, 224	0.76	3, 925	0.05	479	0.01	64	*
(北部)地震								
太平洋プレート	69, 448	0.88	36, 660	0. 47	1,838	0.02	340	*
(南部)地震								
茨城県沖~房総半島	72, 249	0.92	61, 661	0. 78	99	*	16	*
沖地震								

※: わずか

⑤ 都市ガス被害

り 卸用ルク仮音								
	被災ī	直後	被災	日後	被災1	週間後	被災1	ケ月後
地震名	機能支	機能	機能支	機能	機能支	機能	機能支	機能
	障人口	支障率	障人口	支障率	障人口	支障率	障人口	支障率
茨城県南部地震	31, 377	1.00	13, 418	0.43	10, 930	0.35	2,899	0.09
茨城・埼玉県境地震	31, 739	1.00	11,872	0.37	8,030	0. 25	2, 448	0.08
太平洋プレート	31, 699	0.99	3, 388	0.11	193	0.01	34	*
(北部)地震								
太平洋プレート	32, 020	1.00	8, 142	0. 25	5, 983	0. 19	905	0.03
(南部)地震								
茨城県沖~房総半島	0	_	0	_	0	_	0	_
沖地震								

※:わずか、一:支障無し

⑥ 通信被害(固定電話、携帯電話) 【不通ランク】A:非常につながりにくい

		被災	直後	被災	日後	被災人	1日後	被災1	週間後
	地震名	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通
		回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率
	茨城県南部地震	15, 331	0. 93	12, 880	0.78	3, 276	0. 20	6	*
田	茨城・埼玉県境地 震	14, 404	0.88	7, 327	0. 45	57	*	*	*
固定電話	太平洋プレート (北部)地震	12, 487	0.76	596	0.04	0	_	0	_
話	太平洋プレート (南部)地震	14, 403	0.88	7, 329	0. 45	57	*	*	*
	茨城県沖~房総半 島沖地震	15, 054	0.92	12,830	0. 78	3, 289	0. 20	*	*
		停波基	不通	停波基	不通	停波基	不通	停波基	不通
	地震名	地局率	ランク	地局率	ランク	地局率	ランク	地局率	ランク
	茨城県南部地震	3		80	A	21		*	_
1-44-	茨城・埼玉県境地 震	3	I	80	A	21		*	_
携帯電話	太平洋プレート (北部)地震	3	_	80	A	21	_	*	_
話	太平洋プレート (南部)地震	3	_	80	A	21	_	*	_
	茨城県沖~房総半 島沖地震	3	_	80	A	21	_	*	_

※:わずか、一:不通無し

第4節 計画の基本方針

第1 基本方針

1 東日本大震災の影響

現在日本社会は、世界に類をみないスピードで急激な少子・高齢時代を迎えている。市も、 例外ではなく高齢者が市の人口の30パーセントを超えて、超高齢社会の中にある。

このような状況の中で起きた東日本大震災では、マグニチュード9という大地震とそれに伴う大津波のため、死者・行方不明者が約2万人、日本の歴史上最悪の大災害となった。特に、被災地では、(災害時)要配慮者と言われる高齢者、障害者等が大きな被害を受けている。一方、日本人の意識の中に、大きな変化がもたらされていることも明らかになりつつある。人々が被災地のボランティア活動へ積極的に参加し、被災地の復旧に大きな貢献をしている。また、愛する人を大切にしたいという気持ち等から、若者の結婚観についての意識も変わりつつあるとも言われている。さらに、人と人、家族や地域住民相互のつながり(絆)の大切さが被災地はもちらん、日本の広範囲に見られるようになってきている。

2 基本方針

震災対策編における市防災計画の基本方針は、東日本大震災による様々な影響を踏まえて、 次のような基本的考えのもと、市民・地域・行政がそれぞれの立場で防災活動を展開し、大規 模な地震災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」が三位一体となっ た減災のまちづくりを目指す。

① 市民力、地域力「自助」「共助」の向上

平常時から、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民相互の結びつきを強め、 災害時に対して市民力が一層発揮されるようその向上に努める。同時に、自主防災組織、 自治会・町内会、ボランティアなど地域の中で、災害時に対して相互に助け合いの意識を 持つよう努める。

② 市の防災力「公助」の向上

平常時から、市自らの防災力を高めるため、災害時に対して直ちに対応できる人的、物的備えをより積極的に進める。特に、防災に対する職員のスキルアップを図り、各種防災訓練や防災講演会等を実施し、備蓄品・資器材等の充実を推進する。

③ 組織力、システム力の向上

平常時から、市と市民との連携、市と国・県・ライフライン事業者その他防災関係機関等との連携をより一層強くするため、災害時に対する連絡体制・システム力の充実を図る。特に、市民と行政との各種防災訓練を積極的に実施するとともに、被災状況に応じた情報の収集・伝達、復旧・復興への対応力について、さらなる強化を図る。

④ 男女共同参画社会の視点を取り入れた災害対策

男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れ、各種対策を進めるにあたっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮するように努めるものとする。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などについて、女性の視点を反映させた避難所運営に努めるものとする。

第2 地震対策の計画方針

計画方針は、東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏直下型地震等の大規模な地震災害を想定し、市の実情に即した市防災計画とする。そのため、統一的かつ実効性の高い施策に基づき、市民の安全・安心を最優先に、できる限り被害の軽減を図り、平常時における準備・予防と災害時にあたっては冷静かつ着実な復旧・復興を旨とした計画方針とする。

第3 基本目標

震災対策編における基本目標は、引き続き国の法令や防災基本計画、県地域防災計画の指針を踏まえ、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」とし、減災のまちづくりのための計画とする。

(1) 災害に強いまちづくり

公共施設の耐震化等をはじめ、災害時の緊急輸送道路・避難道路を整備し、避難施設については、市民等が避難しやすいよう配置するとともに、関係事業者に働きかけてライフライン施設の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進める。

また、利根川や小貝川流域部の地理的条件などに留意し、市民の生命・身体の安全確保と財産の保全に向けて、被災しても被害を最小限に抑えることができるよう、「減災」の取り組みを一層強化する。さらに、建築物の耐震化の促進等による安全な都市の整備を推進する。

(2) 災害に強い人づくり

災害から生命・身体・財産を守るために、災害対策の中心となる市職員はもとより、市 民一人ひとりが防災能力を高めていくため、以下の点について留意し、災害に強い人づく りを展開する。

- 災害から自分自身を守り、家族や隣人、(災害時)要配慮者等の安全確保に努める。
- 地域を構成する一員としての責務を自覚し、防災活動に積極的に協力・従事する。
- 市職員は防災担当従事者としての責任を持ち、適切な防災対策を積極的に行う。
- 市は地域コミュニティ活動等を支援し、「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災意識の啓発に努める。

以上の4点を災害に強い人づくりへの基本姿勢と定め、市民への防災知識の普及と意識の向上を図るとともに、市民が相互に支援できる体制を整えるなど、ねばり強く災害に対処できる人づくりを進める。同時に、市及び防災関係機関による支援体制を強化する。

(3) 災害に強いシステムづくり

地震発生時に素早く的確な対応ができるよう、多様な情報収集・伝達体制の整備、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興等、被災状況に適応した諸活動が円滑に推進するための仕組みづくりについてより一層強化する。その仕組みは、地震被害の軽減に向けた実践的かつ弾力的なものとし、災害に強いシステムづくりを進める。また、災害に強いシステムづくりにあたっては、「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念を踏まえ、市民、地域そして市・防災関係機関それぞれの持つ役割のもとで、三位一体の防災体制づくりが基本となるよう位置づける。

第4 基本目標を達成するための施策項目の構成

震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興対策計画における施策構成は以下の通り とし、基本目標を実践するための対策を示すとともに、個別の施策を推進する。

震災予防計画の構成

施策項目	基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
整と震備情災	震災対策に携わる組織の整備			0
報 対 ネ 策 ッに	相互応援体制の整備		0	0
ト 携 ワー る	防災組織等の活動体制の整備		0	0
ク組の織	情報通信ネットワークの整備		0	0
抽	防災まちづくりの推進	0		
地震に強いまちづくり	都市及び建築物の不燃化・耐震化	0		0
いまた	土木施設の耐震化	0		
っづく!	ライフライン施設の耐震化	0		
9	危険物等災害予防計画	0		0
	緊急輸送への備え	0		0
地震	消防活動計画の充実		0	0
地震被害軽減へ	医療救護計画の充実	0	0	0
 へ の	被災者支援のための備え	0	0	0
の備え	(災害時)要配慮者安全確保のた めの備え	0	0	0
	帰宅困難者に対する備え	0	0	0
防災	防災知識の普及啓発		0	
学 習 教	災害に関する調査研究		0	
育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	防災訓練		0	0
訓 練	事業所の防災体制の充実		0	0

震災応急対策計画の構成

施策項目	基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
初	職員参集・動員		0	0
動対応	災害対策本部		0	0
応	応急活動		0	0
u n 災	通信手段の確保	0		0
収集·伝達 災害情報の	災害情報の収集・伝達・報告		0	0
達の	広報計画		0	0
派 庞 援	応援・派遣要請計画		0	0
避難対策	避難計画	0	0	0
対 策	避難生活計画	0	0	0
拉中	緊急輸送		0	0
害軽	消防水防活動計画		0	0
被害軽減対策	応急医療		0	0
策	危険物等災害防止対策計画		0	0
	生活救援物資の供給計画			0
被災	(災害時)要配慮者の安全確保計画		0	0
被災者生活支援	被災者支援相談計画		0	0
支援	応急教育計画		0	0
	ボランティア活動支援計画		0	0
助災 適法害 用の救	災害救助法の適用計画		0	0
	建築物・土木施設の応急復旧計画		0	0
事後処理応急復旧・	ライフライン施設の応急復旧計画		0	0
処理 理・	清掃・防疫・障害物の除去計画		0	0
	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬		0	0

震災復旧・復興対策計画の構成

施策項目	基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
の復基を	主旨	0		
の基本方針	災害復旧・復興計画作成への体制づくり	0	0	0
妆	り災証明、被災証明の発行		0	0
級災者生	義援金品の募集及び配分			0
被災者生活の安定	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等 の貸付			0
疋	租税及び公共料金等の特別措置			0
の復旧	災害復旧事業	0	0	0
激甚災害の	の指定			0
復興計画の	の作成	0	0	0
支援法の適用被災者生活再建	被災者生活再建支援法の適用計画			0

第5節 各機関の業務大綱

第1 防災に関わる事務及び業務実施の方針

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務及び業務を実施する。その際、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施する。

第2 各機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公益的法人、公共的団体及び施設管理者とは次のとおりであり、防災に関し「事務及び事業」を処理する。

1 市

ι ф	
機関の名称	事務及び事業の大綱
	(1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
	(2)防災に関する組織の整備
	(3)関係自治体間との相互応援協力
	(4) 自主防災組織及びボランティアへの支援・協力
	(5) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
	(6) 防災に関する物資及び資機材の備蓄
	(7) 市民への防災意識の普及・啓発
	(8) 防災に関する訓練の実施
	(9)警報の伝達並びに避難の指示
市	(10) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
111	(11) 災害の防除と拡大の防止
	(12) 被災者 ((災害時) 要配慮者等) の救助及び保護
	(13) 災害時における交通、輸送の確保
	(14) 災害対策要員の動員・雇上
	(15) 災害時の医療及び助産救護
	(16) 被災施設の応急対策及び復旧の実施
	(17) 災害復旧・復興の実施
	(18) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整
	(19) 清掃、防疫及びその他の保健衛生への対処
	(20) 被災産業に対する融資等の対策
	(1)被災児童及び生徒の救護並びに応急教育
教育委員会	(2)被災児童及び生徒への学用品の供給
教育安良云	(3) 文教施設の点検、整備及び復旧
	(4)避難場所及び避難所の設置及び運営
	(1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除
	(2)人命の救出、救助及び応急救護
消 防 機 関	(3)消防、水防その他の応急処置
	(4) 災害時の救助、救急、情報の伝達
	(5) 危険物の安全性確保のための指導

2 県及び警察

機関の名称	事務及び事業の大綱					
	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務					
	(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練					
	(3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報					
	(4) 災害の防御と拡大の防止					
	(5) 救助、防疫等り災者の救助保護					
	(6) 災害復旧資材の確保と物価の安定					
	(7) 被災産業に対する融資等の対策					
県	(8) 被災県営施設の応急対策					
	(9)文教対策					
	(10) 震災時における社会秩序の維持					
	(11) 災害対策要員の動員					
	(12) 震災時における交通、輸送の確保					
	(13) 被災施設の復旧					
	(14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等					
	(15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力					
ー 竜ケ崎保健所	(1) 医療及び助産救護					
电户时床胜加	(2) 防疫その他の保健衛生への対処					
	(1)県の所管に係わる河川、道路、橋梁の保全					
	(2)排水場施設の総括的な保全					
	(3) 水防対策					
ー 竜ケ崎工事事務所	(4)県の所管に係わる河川、道路等における障害物の除去					
10 7 14 14 14 15 17	(5)県の所管に係わる災害時における交通、輸送の確保					
	(6)県の所管に係わる被災施設の応急対策及び復旧の実施					
	(7)県の所管に係わる災害復旧・復興の実施					
県南県民センター						
県警察本部 (取手警察署)						
	(8) 他警察に対する救助の要求					
県警察本部	(8)県の所管に係わる水防施設資材の整備 (1)災害情報の広報・広聴 (2)被災者及び被災者ニーズの把握 (3)各種生活情報の提供及び相談 (4)県の設置する現地対策本部の支援 (1)災害情報の収集及び伝達 (2)被災者の救出、救助 (3)住民の避難誘導 (4)交通対策 (5)社会秩序の維持 (6)行方不明者の捜索及び死体の検視 (7)被災者等への情報発信 (8) 他警察に対する救助の要求					

3 指定地方行政機関

+	市改正北市世の上 卿					
機関の名称	事務及び事業の大綱					
	(1) 防災上必要な教育及び訓練					
	(2)公共施設等の整備					
	(3)災害危険区域等の関係機関への通知					
	(4) 災害に関する情報の収集及び警報等の伝達					
	(5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等の実施					
	(6) 災害時の復旧資材の確保					
関東地方整備局	(7) 災害時における応急工事等の実施					
	(8) 災害復旧工事の施工					
	(9)港湾施設、海岸保全施設等の整備					
	(10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集					
	(11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策					
	(12) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援(「TEC-FORCE」)					
	(13) 災害時における情報連絡員(リエゾン)の派遣					
	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達					
	(2)他管区警察局及び警視庁との連携					
明本体点数应见	(3) 管区内防災関係機関との連携					
関東管区警察局	(4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡					
	(5) 警察通信の確保及び統制					
	(6)津波警報の伝達					
	(1)電波及び有線電気通信の監理。					
	(2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導					
関東総合通信局	(3) 災害時における非常通信の確保					
	(4) 非常通信の計画及びその実施についての指導					
	(5) 非常通信協議会の育成及び指導					
	(1) 災害復旧事業費の査定立合い					
	(2) 災害つなぎ資金の融資(短期)					
関東財務局	(3) 災害復旧事業の融資(長期)					
	(4) 国有財産の無償貸付業務					
	(5)金融上の措置					
	(1)原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制					
人 水戸原子力事務所	(2)原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視					
小广冰丁刀争物的						
	(3)原子力災害時における情報の収集及び伝達					
	(1)国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導					
関東信越厚生局	(2)震災時における国立病院収容患者の医療等の指示調整					
	(3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整					
	(4) 医療救護班の応援派遣					
	(1)工場、事業場における震災後の労働災害防止					
	(2) 災害時における賃金の支払いの確保					
茨 城 労 働 局	(3) 災害時における労働時間の延長、休日労働					
	(4) 労災保険の給付					
	(5)職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策					

機関の名称	事務及び事業の大綱
	(1)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備、指導
	(2)防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作
	物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
	(3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
関東農政局	(4)災害時における主要食糧の需給調整
	(5) 災害時における生鮮食料品等の供給
	(6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防
	除
	(7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員
	(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
因本林作自生的	(2)災害復旧用材(国有林材)の供給
関東経済産業局	(1)生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保
	(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	(3) 被災中小企業の振興
関東東北産業	(1)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全
保安監督部	(2)鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請
関東運輸局	(2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保
	(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保
	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要
東京航空局	な措置
X X M = 79	(2)遭難航空機の捜索及び救助
	(3)指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
	(1)地震の観測並びにその成果の収集及び発表
東京管区気象台	(2) 地震・津波に関する情報及び予警報の発表並びに通知
	(3) 災害発生時における気象観測資料の提供
	(1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
第三管区海上保安本部	(2)航路標識等の施設の保全
	(3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力
	(4)震災廃棄物等による海洋汚染防止

4 指定公共機関

機関の名称	事務及び事業の大綱				
日本郵便株式会社	 (1)被害者に対する郵政葉書等の無償交付 (2)被害者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4)郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (5)災害寄付金の料金免除の取扱い (6)簡易生命保険資金による災害応急融資 (7)災害時における郵便局窓口業務の維持 				
東日本電信電話株式会社 茨城支店	(1) 電気通信施設の整備及び点検 (2) 災害時における緊急電話の取扱い (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧				

機関の名称	事務及び事業の大綱					
東京電力パワーグリッド(株)	(1)電力施設の災害復旧及び安全対策					
竜ケ崎支社	(2)災害時における電力の供給					
東日本旅客鉄道株 式 会 社	(1)鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力					
株 式 会 社 (取手駅・龍ケ崎市駅)	(2)鉄道施設等の保全					
日 本 銀 行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導					
 日 本 赤 十 字 社	(1)災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施					
(県支部)	(2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整					
	(3) 義援金品の募集配布					
日本放送協会	(1) 気象予報、警報等の周知徹底					
(水戸放送局)	(2)災害状況及び災害対策室の設置					
	(3)社会事業等による義援金品の募集、配布					
東日本高速道路株式会社	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応					
(関東支社)	急復旧工事の施工					
 独立行政法人水資源機構	(1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設多目的用水路その他水資源の開発					
(利根川下流総合管理	または利用のための施設の新築または改築					
所、霞ヶ浦用水管理所)	(2)前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工					
みかなわけしロナビスト	事の実施					
独立行政法人日本原子力 研究開発機構、日本原子						
力発電株式会社	放射線災害の防止及び応急対策等					
(東海発電所)						
東京ガスネットワーク株式会社	(1) ガス施設の安全、保全					
つくば支店	(2)災害時におけるガスの供給					
 日本通運株式会社	(3)ガス供給施設の応急対策と災害復旧					
(水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力					
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検					
(水戸支店)	(2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧					
株式会社NTTドコモ	(1) 電気通信施設の整備及び点検					
(茨城支店)	(2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧					

5 指定地方公共機関

機関の名称	事務及び事業の大綱					
関東鉄道株式会社	(1) 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力 (2) 鉄道施設等の保全					
東日本ガス株式会社	(1) ガスの供給施設の保全並びに災害復旧 (2) ガスの供給					
社団法人県高圧ガス 保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視 (3) 高圧ガスの供給 (4) 行政機関 公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力					
利 根 川 水 系 県南水防事務組合	(1)水防施設及び資材の整備(2)水防計画の樹立と水防訓練(3)水防活動					

機関の名称	事務及び事業の大綱							
取手市医師会	(1) 医療及び助産活動 (2) 市と医療機関との連絡調整							
茨 城 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災 害復旧の促進並びに連絡調整							
社 会 福 祉 法 人 茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付							
水防管理団体	(1)水防施設資材の整備 (2)水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (3)水防活動							
報 道 機 関 (株式会社茨城新聞社、 株式会社茨城放送)	(1)県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。(2)県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。(3)行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力							

6 その他の公益的事業を営む法人・その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務及び事業の大綱				
県 南 水 道	(1)給水施設の保全並びに災害復旧				
企 業 団	(2) 応急給水				
取手地方広域 下水道組合	下水道施設の保全並びに災害復旧				
取手市社会	(1) ボランティアの受入れ				
福祉協議会	(2) ボランティアのコーディネイト				
T田 111 I加 武 云	(3) 災害応急対策についての協力				
	(1) 初期消火、避難誘導、救出救護の協力				
自主防災組織	(2)被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力				
	(3)被害状況調査等災害対策の協力				
□ → M ∧ □ / / /	(1) 県南防災センターの運営による防災意識の啓発				
県南総合防災センター	(2)災害用救援物資の供給				
運営協議会	(3) 広域避難場所の提供				
農業協同組合、森林組	(1)被害調査				
合、漁業協同組合、商	(2)物資、資材等の供給確保及び物価安定				
工会議所、商工会等の	(3)融資希望者のとりまとめ、あっせん等				
産業経済団体	(3) 融具布主有のこりまとめ、めつせん寺				
診療所・病院	(1)災害時における収容患者に対する医療の確保				
טפופא אואגעכם	(2)災害時における負傷者等の医療救護				
	(1) 災害時における緊急輸送の確保				
運輸事業者	(2) 危険物関係施設の管理者				
	(3)災害時における危険物の保安措置				
公共的団体・	(1)市が行う被害状況調査及び応急対策の協力				
その他防災上重要な (2) 災害応急対策についての協力					
協力機関の管理者					

7 自衛隊

機関の名称	事務及び事業の大綱
自 衛 隊	(1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災訓練 (4) 災害救助のための防衛省管理に属する物品の無償貸付及び譲与 (5) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要な人命救助、応急救護又 は応急復旧

第2章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 震災対策に携わる組織の整備

市は、災害対策について総合的かつ円滑に実施するため、防災関係機関とともに、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携強化を図る。

■ 対策

1 市の防災体制の整備

(市防災会議、総務部)

2 県の防災体制

(県)

3 防災関係機関の防災体制の整備

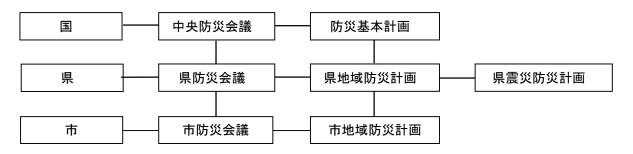
(防災関係機関)

■ 内容

1 市の防災体制の整備

災害対策基本法、その他関係法令及び条例に基づく、市、市防災会議及び市防災計画との体系は次のとおりである。

市の防災体系



(1) 市の体制整備

市は、防災会議を設置して、市防災計画を見直し、防災に係わる各種施策を実施し、併せて防災関係機関との協力体制を整備する。

① 防災ネットワークの整備

災害発生時には、災害に対する中枢拠点(災害対策本部)を設置するとともに、必要に 応じて各地域に地域拠点を設け、中枢拠点と地域拠点の相互が協力して災害の応急対策推 進に向けた防災ネットワークの構築と、情報のネットワーク化・システム化を図る。

② 災害時の役割・体制の周知

災害時の応急活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、日頃より研修会等を通じて職員に 対して災害時の役割と体制の周知を図る。

③ 活動要領の整備

総務部は、本計画に基づき災害発生時の応急対策のため「職員防災初動マニュアル」を 見直しし、全職員に対し周知を図る。

(2) 市防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、市防災会議を設置する。また、その組織は防災会議条例による。なお、防災会議の構成は、次ページのとおりである。

【市防災会議の所掌事務】

- ① 市防災計画を作成または見直しを行い、その実施を推進する。
- ② 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- ③ その他法律又はこれに基づく政令により権限に属すること。

(3)災害対策本部

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策 基本法の規定に基づき災害対策本部を設置し、市における防災活動に取り組む。

【災害対策本部の設置基準】

- ① 市内で震度 6 弱以上の地震を記録したとき。(自動的に設置)
- ② 市内で震度が5弱・5強を記録し、被害の程度やさらなる被害拡大の恐れがあると市長が設置を必要と認めたとき。
- ③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

【災害対策本部の所掌事務】

- ・市防災計画に定めるところにより、市域の災害予防、災害応急対策、応急復旧対策 を実施すること。
- ・職務内容は、第3章震災応急対策計画第1節初動対応 第1職員参集・動員 4災 害対策本部 (4)災害対策本部の職務(142ページ)を参照。

【組織】

・災害対策本部の組織は、第3章震災応急対策計画第1節初動対応 2初動対応の 組織及び活動体制(139ページ)を参照。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生し、局地的な被害の状況により、必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部を設置することができる。

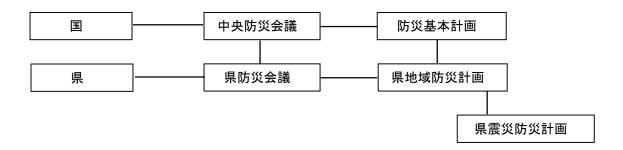
市防災会議の構成

平成31年4月1日

委員区分	機関区分	職名			
会 長	市	市長			
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省常陸河川国道事務所長 国土交通省利根川上流河川事務所長 国土交通省利根川下流河川事務所長 国土交通省下館河川事務所長			
2号委員	自衛隊	陸上自衛隊第 1 施設団第 101 施設器材隊長			
3 号委員	県の機関	電ケ崎保健所長 電ケ崎工事事務所長 県南県民センター長			
4号委員	警察	県取手警察署長			
5 号委員	市の機関	副市長 会計管理者 総務部長 政策推進部長 福祉部長 健康増進部長 まちづくり振興部長 建設部長 都市整備部長 議会事務局長			
6号委員	教育機関	教育長、教育部長			
7 号委員	消防機関	消防長、消防団長			
	指定公共機関	東日本電信電話(株)茨城支店長 東京電カパワーグリッド(株)竜ケ崎支社長 東日本旅客鉄道(株)取手駅長 東日本旅客鉄道(株)龍ケ崎市駅長 ※藤代駅管理			
8 号委員	指定地方公共機関	関東鉄道(株)守谷営業所長 東日本ガス(株)代表取締役社長 東京ガスネットワーク(株)つくば支店長 利根川水系県南水防事務組合管理者 取手市医師会長 岡堰土地改良区理事長 福岡堰土地改良区理事長			
9 号委員	その他	県南水道企業団企業長 取手地方広域下水道組合管理者 自主防災組織代表 JAとりで総合医療センター長 取手医師会病院長 茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長 特定非営利活動法人日本医療救援機構理事長			

2 県の防災体制

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。



3 防災関係機関の防災体制の整備

指定地方行政機関(市防災会議条例 1号機関:国土交通省の機関)、指定公共機関(市防災会議条例 8号機関:東京電力パワーグリッド㈱等)、指定地方公共機関(市防災会議条例 8号機関:関東鉄道㈱等)及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第47条に基づき災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、あらかじめ、職員の動員、配備、任務等を定める。

また、円滑に災害対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に 努める。

さらに、各職員の責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領(マニュアル)等の整備を図る。

なお、上記の市防災会議条例 8号機関は、公共的機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するものをいう。

第2 相互応援体制の整備

市域において災害が発生し、総合的かつ迅速・円滑に災害対策を実施するため、市自らの能力で対応できない場合にあっては、他市町村や他地域の防災関係機関に協力を要請する。

また、他市町村において災害が発生した際に、本市から応援協力を行うため、あらかじめ応援協定を締結し相互の連携を強化して防災体制の万全を期する。

■ 対策

1 市町村間の相互応援 (総務部、消防本部)

2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請 (総務部、消防本部)

3 公共的団体等との協力体制の確立 (総務部、消防本部)

4 民間事業者及び民間団体等との協力体制の確立 (総務部、消防本部)

■ 内容

1 市町村間の相互応援

(1) 相互応援協定の締結

市は、市内の災害にあたり適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を 想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進 する。既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直し を図る。

【市が締結している相互応援協定】

〈県外自治体との相互応援協定〉

- ・静岡県御殿場市相互応援協定(平成11年2月5日)
- ·福島県南相馬市相互応援協定(平成19年7月23日)
- ·群馬県利根郡昭和村相互応援協定(平成 19 年 8 月 11 日)
- ·岩手県二戸市相互応援協定(平成19年8月21日)
- · 千葉県我孫子市相互応援協定 (平成 20 年 5 月 22 日)
- 〈県内全市町村との災害時等の相互応援に関する協定(平成6年4月1日)〉
- 〈県広域消防相互応援協定(平成7年1月1日)〉
 - ・県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
- 〈県内他市町村との個別消防相互応援協定〉
 - ・龍ケ崎市(昭和57年7月6日)
 - ・稲敷地方広域市町村圏事務組合(昭和57年7月6日)
 - ・常総地方広域市町村圏事務組合(昭和59年10月1日)
 - ・つくば市 (昭和59年1月27日)
 - ・つくばみらい市(平成19年4月1日)
 - · 守谷市 (平成 25 年 11 月 1 日)
 - 利根町 (平成 25 年 11 月 12 日)

〈県外他市町村との個別消防相互応援協定〉

- · 我孫子市(昭和 61 年 3 月 31 日)
- ·柏市(平成7年2月15日)

【県が締結している相互応援協定】

〈震災時等の相互応援に関する協定(平成20年2月締結)〉

- ・東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県 及び長野県との相互応援協定
- <災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定(平成 18 年 7 月締結)>

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統を明確化し、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害時に指定地方行政機関に対する職員派遣の要請が迅速かつ円滑に行えるように、応援要請手続、情報伝達方法等について整備し、職員への周知を図る。

また、市内に災害が発生し、応急措置の必要があるときは、あらかじめ関東地方整備局と締結した「災害時の情報交換に関する協定」(平成23年3月1日)に基づき、各種情報交換及び職員要請を実施する。

3 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。 また、公共的団体(県南水道企業団、取手地方広域下水道組合、取手市社会福祉協議会等) 及び公益的団体(自主防災組織、市商工会等)に対し、防災組織の充実強化に向けた協力体制 を整えるとともに、綿密な相互連絡体制による迅速かつ有効な応急対策を図る。また平常時か らこれら関係団体との間で、訓練・情報交換等を実施する。

4 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立

災害時に人員の応援、応急資機材や救援物資等に関する搬入・搬出等について、迅速かつ円

滑な実施体制づくりに向け、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を実施し協力体制を整える。

個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データーバンク化を図るとと もに、協力企業においては人的・物的支援の協定の締結を図る。

【応援要請の要領】

- ① 応援要請者:市長
- ② 応援要請のため手続き等所定事務の明確化
- ③ 受入担当窓口:総務部、消防本部
- ④ 受入場所
 - 取手市役所
 - 取手市消防本部
 - 藤代庁舎
- ⑤ 応援部隊の受け入れ場所の整備提供

第3 防災組織等の活動体制の整備

災害の防止・軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、災害時に円滑な救援活動が行えるよう、平常時から自主防災組織間や、ボランティア団体間のネットワーク化の促進を図る。

■対策

1 自主防災組織の育成・連携 (総務部、自主防災組織)

2 事業所等の防災体制の強化 (総務部、各事業所)

3 事業所等の地域防災活動への参画促進 (総務部、各事業所)

4 ボランティア組織等の育成・連携 (総務部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備と充実

大地震等による震災時には、市・消防及び警察等の防災関係機関は、組織の全機能をあ げて防災活動を行うこととなる。しかし、家屋や塀等の倒壊、火災の発生による道路及び 橋梁の損壊等により活動能力の低下または阻害が予想される。

このような場合、市民並びに事業所等は、相互に協力することにより防災活動を実施するとともに、「自助」の精神のもと、初期消火、人命救助活動による二次災害の防止や軽減等を行うことが必要である。そのため、原則として町内会、自治会等を単位として市民が自主的かつ組織的な防災活動を実施する基盤となるために設置された「自主防災組織」の整備・充実を図る。同時に「取手市自主防災組織連絡協議会」の活動を通じ、自主防災組織相互の協力体制を整備し、自主防災ネットワークについてさらなる強化を図る。

また、市は、「自助」と「共助」の理念に基づき、平常時から市民の防災意識の高揚と普及・啓発を図るとともに、日常的な防災活動の展開を支援する。

さらに市は、新たな自主防災組織の結成に向けて、年齢構成、生活習慣、コミュニティー活動などに配慮し、各地域での特徴を活かした自主防災活動の基盤づくりを積極的に進める。

【災害対策基本法第5条第2項】

市町村長は、(中略)区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

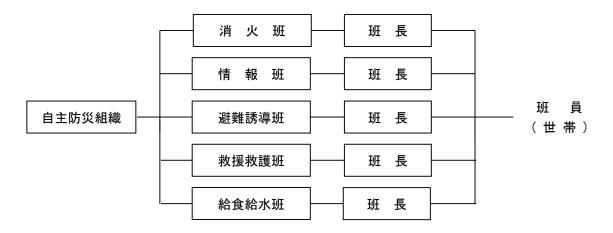
(ア) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

(イ) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織とは、町内会や自治会等を単位として市民により自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織(「取手市自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱」第2条)をいう。したがって、既存の地域コミュニティーである町内会や自治会等と一体となった活動が不可欠である。また、地域の実情に応じ上記の組織例を参考にして班編成を行い、組織の強化に努める。
- ② 現在組織されていない地域における自主防災組織の設立を促し、市内の自主防災 組織率の向上を図る。
- ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内に立地する事業所の防災組織を自主防災組織 として位置付け、他の自主防災組織との連携による自主防災ネットワークの強化を 図る。
- ④ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、自主防災組織を構成する会員について、年齢・男女の構成、生活習慣、コミュニティー活動等に配慮し、昼間の自主防災組織会員が確保できない場合には、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある方々等の参加を促進すること等により、自主防災組織の充実を図る。

〈自主防災組織の一例〉



(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、下記のとおりとする。自主防災組織は、防災訓練等を通して活動内容の充実に努める。なお、組織編成は、上図の例を参考とする。

【平常時】

- ① 地区民生委員と協力して要配慮者の現況把握に努めるとともに、地域住民と連携し、災害時の支援体制の確立に努める。
- ② 風水害、地震など各種災害に関する日頃の備えや災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発に努める。
- ③ 情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、通報訓練、救護訓練、避難訓練及び それらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備を行う。
- ⑤ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との協力連携を促進する。

- ⑥ 地域における危険度の理解、点検、避難場所・避難所及び避難体制の確認をする。
 - ・崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等
- ⑦ 地域における消防用水利の場所を確認する。
 - ・消火栓・防火水槽の所在場所の確認
 - ・消火栓からの給水方法の確認
 - 小川、池、沼、井戸等の場所の確認
- ⑧ 各家庭における防火・防災等予防上の措置等、広報等による注意喚起に努める。 地域によっては、地域住民への情報提供や注意喚起のため「標語板」の掲示等の 工夫が行われていることから、各地域ごとにその活用に努める。
- ⑨ 医療救護施設の確認を行う。

【災害時】災害対策本部を設置する

- ① 出火防止と初期消火を実施する。
- ② 市及び地域住民に対して、地域内の被害状況等情報の収集・伝達を行う。
- ③ 被災された住民の救出・救護を行う。
- ④ 炊き出し及び救助物資の分配に協力する。
- ⑤ 要配慮者の安全確保等に努める。
- ⑥ 地域住民の安否の確認に協力する。
- ⑦ 被災された住民の避難誘導及び避難場所・避難所での避難生活の支援に努める。
- ⑧ 給食・給水活動の支援に努める。

【合同防災訓練の実施と内容】

自主防災組織は、市、国及び自主防災組織等が主催する防災訓練に積極的に参加する。市及び防災関係機関が行う合同防災訓練における主な内容は、次のとおりである。

- ① 情報の収集、伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練、住民の安否確認訓練
- ⑤ 給食·給水訓練

(3) 自主防災組織会員台帳の整備

自主防災組織は、災害時に対する備えと適切な防災活動ができるよう、個人情報の取り 扱いに留意しながら、市政協力員及び地区民生委員等の協力を得て、平常時から所管区域 内における住民の居住実態をできるだけ把握し、会員台帳の作成に努める

(4) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の結成、資機材及び運営の整備にあたって、次のような支援を行う。

- ① 自主防災組織の結成を促進する。
- ② 自主防災組織マニュアルを活用して、組織の活性化に努める。
- ③ 自主防災組織の育成・支援を図る。
 - ・防災リーダー研修会の開催
 - ・災害事例等による講習会の実施
 - 防災訓練の支援
- ④ 活動のための環境整備を進める。
 - 自主防災組織活動育成事業補助金の交付
 - 防災資機材の整備

(5) 自主防災組織間の連携強化

市は、「取手市自主防災組織連絡協議会」の活動を通じ、自主防災組織間の協力体制の強化及び各組織の活動の充実に努める。

【各自主防災組織との連絡体制整備】

- ① 災害用携帯電話等を利用した連絡体制の整備
- ② 使送による連絡体制の整備

2 事業所等の防災体制の強化

市は、大規模な地震災害が発生した場合には、市民のみならず、市内にある事業所等に おける組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となることから、市内の事業所 等の防災組織の育成を図る。

(1)施設の防災組織

学校、病院、工場及び商業施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する一定規模以上の建物(以下「事業所等」という。)の管理について権原を有する者は、消防法第8条の規定に基づき防火管理者を選任し、消防計画の作成、消防計画に基づく各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を実施する。また、事業所等は、災害の防止及び軽減を図るため、自衛消防組織を結成し防災対策を着実に実施するとともに、市が実施する防災関連活動への積極的な参加・協力をするものとする。

また、市は、各防火管理者が中心となった主体的で自主的な防災組織の育成に努める。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設を設置している事業所は、災害が発生した場合、当該危険物施設が爆発等を起こし周囲に及ぼす影響が大きいことから、火災を予防するため消防機関から必要な助言指導を受けるとともに、事業所自らが自主防災体制の充実を図る。

また、高圧ガス施設を設置している事業所は、災害が発生した場合、爆発性、可燃性及び毒性等の危険性が高まること、当該施設に関して専門的知識を持っていること、そして消防機関の活動にも限界があること等から、当該事業所等が地域の防災機関と連携し、相互補完による防災体制づくりを進める。

このため、県は高圧ガス関係保安団体等に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導助言と協力を要請する。

(3) 事業所等の防災組織

消防法第8条の規定により「消防計画」を策定する事業所等はもとより、地域の安全と 密接な関連がある事業所等についても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域 の災害の拡大防止に向け、的確な防災活動を行う。

そのため、事業所等は自主的に防災組織を編成し、常に各事業所における安全性を確保する。一方、市でも、地域貢献という意味からもこれを地域の自主防災組織として位置づける。

また、事業所等は、市が実施する防災関連活動へ参加、協力するとともに、事業所等と 地域が相互に連携できる体制づくりに努める。その際、市は、事業所等に対して地域の自 主防災組織等との連携に向けた助言などを行う。

【消防法第8条】

学校、病院、工場、事業所、百貨店(一中略一大規模な小売店舗含む)複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、(中略)当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、(中略)その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

【防災関連活動の内容】

- ① 防災訓練の実施
- ② 従業員の防災教育の実施
- ③ 災害が発生した情報の収集・伝達の方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策の実施
- ⑤ 避難対策の実施
- ⑥ 応急救護活動対策の実施
- ⑦ 地域の防災活動への協力

3 事業所等の地域防災活動への参画促進

事業所等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

自然災害による不測の事態から事業所の「事業継続」を確保するため、事業所等に対し、災害時における事業継続を目的とした「事業継続計画(BCP)」の作成を促す。

また、事業所等は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化を実施する等、各事業所における防災活動の推進に努める。

(1) 事業所等の平常時対策

- ① 自衛防災組織の結成
- ② 事業所内での防災訓練の実施
- ③ 市や地域の自主防災組織等が行う防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成
- ⑤ 社員への防災教育の実施
- ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への積極的貢献

(2) 災害時対策

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 従業員、顧客の避難誘導
- ④ 従業員、顧客の救出救護

(3)災害後の対応

- ① 経済活動の維持
- ② 市民、行政、取引先事業所等と連携した、地域の速やかな復旧

(4) 市の役割

市は、事業所等を地域コミュニティーの一員として位置づけ、防災訓練への積極的参加 の呼びかけを行うとともに、防災に関するマニュアルの作成支援等を促す。

平常時には、災害発生時に速やかな対応が取れるよう、情報提供に努める。また、災害 発生時には、迅速な応急対策ができるよう支援する。

4 ボランティア組織等の育成・連携

災害時におけるボランティアの活動は、被災地の救援救護活動に重要な役割を担うことから、 民間の団体あるいは個人のボランティア、さらにはNPO、NGO等との連携協力の仕組みを 平時から構築する必要がある。

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)とに区別しており、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会の設置、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

(1)ボランティアの受け入れ体制

市は、平常時から社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受け入れ体制について、ボランティア団体等(大学等の学校を含む)とのネットワーク化を図り、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件の整備や、各団体の主体性を尊重した支援に努める。また、ボランティアの活動拠点については、市施設の有効活用を検討する。

【ボランティア活動拠点】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ 各公民館(避難所を除く)
- ④ 福祉交流センター(社会福祉協議会)
- ⑤ 市民活動支援センター

(2)窓口の設置

市及び県は、災害発生時におけるボランティアの活動を支援するため、あらかじめ一般 ボランティア(市社会福祉協議会)、医療・防疫ボランティア(福祉部、健康増進部)の担 当窓口を設置する。

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受入れ窓口となり、災害発生時にはその活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備しておく。

一般ボランテイアの窓口⇒市社会福祉協議会

医療・防疫ボランティアの窓口⇒福祉部、健康増進部

(3) ボランティアグループのネットワーク化

市と市社会福祉協議会は、市とボランティア団体及びボランティア団体相互の連携を図るため、防災関連情報や各ボランティアの状況等の情報を提供し、ネットワーク化に努める。

(4) 普及・啓発活動の推進

市と市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアに対する市民や事業所の関心を高めるため、ボランティア関係の講演会の開催、ボランティア団体と市・市社会福祉協議会の担当者との交流会の開催及び学校教育でのボランティア活動に関する知識の習得に努める。

- ① 防災に関する定期講演会などを開催する。
- ② 広報紙や市ホームページ等に定期的にボランティア情報を掲載する。
- ③ インターネット等を利用して情報の収集・提供・交換を行う。

(5) ボランティア活動環境の整備

- ① ボランティア保険の、さらなる活用を図る。
- ② ボランティア活動に役立つ研修会を開催する。
- ③ ボランティアをコーディネートする人材の養成を図る。
- 4 ボランティアグループ及び登録ボランティアによる連絡体制を強化する。
- ⑤ ボランティア活動に必要なファクシミリ、パソコン等通信機器資機材を充実する。

(6) ボランティア所管機関との連携強化

市と市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と締結した「災害時支援に関する協定」に 基づき、更なる連携強化を図る。ボランティア数が十分でない場合は、県社会福祉協議会 に対して応援を要請する。

【ボランティア活動の例】

〈一般作業〉

- ・避難所等での炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃
- ・救援物資の仕分け、配布
- ・情報の収集・提供

〈特殊作業〉

- ・建築物の応急危険度の判定、アマチュア無線の活用、緊急物資の運搬
- ・外国人への語学力による支援
- ・医療、防疫、メンタルケア等への対応

<要配慮者への支援>

- 要配慮者の避難誘導
- 福祉避難所等での介護、手話等支援

〈ボランティアコーディネート業務〉

- ・派遣先、派遣人数、活動内容等に関するボランティアの調整・派遣
- ・ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会へ応援の要請

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時は、国、県、他市町村、その他防災関係機関等との間において、緊密かつ迅速な情報交換が不可欠であり、情報・通信ネットワークの強化を進める。

■ 対策

1 情報通信設備の整備 (総務部、消防本部、防災関係機関)

2 防災情報システムの整備 (総務部)

■ 内容

1 情報通信設備の整備

災害時の情報通信体制を確実なものとするため、有線通信、非常用・緊急通話用電話、無線 通信の3種により災害時情報通信体制を整備する。

(1)有線通信設備

有線通信は電話・ファクシミリによる通信並びに、パソコン等の通信により、有線通信設備の確保を図る。

- ① 市役所及び市関連施設、防災関係機関の電話・ファクシミリの設置及びパソコン 等による通信機器の整備充実を図る。
- ② 災害時に防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速かつ的確に行うため名簿の作成を行う。

(2) 災害時優先電話

一般の有線電話が通話不能の場合は、災害時優先電話による通信体制の確保に努める。

- ① 災害対策本部
- ② 災害対策本部事務局

(3) 災害時優先携帯電話の整備

大規模災害時には一時的に携帯電話の通話制限が行われることが予想される。災害対策 本部は通信機能確保のため、災害時優先携帯電話を活用した通信体制の充実に努める。

現在、市の保有する災害時優先携帯電話は、197 台となっている。内訳は以下のとおりである。

① 災害対策本部

本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部員(教育長、各部長(9)、消防長、議会事務局長、事務局(安全安心対策課長、安全安心対策課員(7))

② 市関係各課

藤代総合窓口課、秘書課、管理課、排水対策課、消防(総務課、警防課、取手署、戸頭署、吉田署、椚木署、取手署通信係、取手署指揮隊、取手署救助隊、

取手署第2小隊)

③ 消防団(34)

④ 学校施設

市立小中学校(20)、県立高等学校(1)、私立小中学校・高等学校(3)

⑤ 取手警察署

⑥ ライフライン関連

県南水道企業団、取手地方広域下水道組合、東日本ガス (株)、東日本旅客鉄道 (株) 取手駅

⑦ 病院施設

取手医師会病院、JAとりで総合医療センター

⑧ 福祉施設

かたらいの郷、あけぼの、さくら荘、障害者福祉センターふじしろ、取手ウェル ネスプラザ

- 9 自主防災組織(89)
- ① 予備(1)

(4)無線通信施設

地震等により電気・電話等が一時的に途絶状況に陥った場合を想定し、非常時において も情報連絡体制を確保するために、無線通信網の整備を図る。

無線通信は無線通信局、携帯電話、放送メディアの利用により通信が確保されているが、 今後、民間事業者等と災害時の協力協定の締結を促進し、非常時の多ルート通信網の構築 に努める。

なお、通信連絡系統図は、第3章震災応急対策計画 第2節災害情報の収集・伝達 第2災害情報の収集・伝達・報告(163ページ)を参照する。

【無線通信の概況】

① 市 : 市防災行政無線、県防災行政無線

 ② 消防本部
 : 消防無線

 ③ 取手警察署
 : 警察無線

④ 国土交诵省関東地方整備局 : 国土交诵省無線(多重回線、移動通信無線)

⑤ 東京電カパワーグリッド㈱ :東京電力通信設備

竜ケ崎支社

⑥ 東日本旅客鉄道㈱取手駅 : 鉄道通信設備
⑦ 東日本旅客鉄道㈱藤代駅 : 鉄道通信設備

⑧ タクシー会社 : タクシー会社無線

9 気象庁 : 気象通信設備

防災行政無線:(デジタル同報系)

無線局	局数	出力	設置場所	周波数
親局(送信局)	1	200W	安全安心対策課	280MHz 帯
遠隔制御機(送信局)	2		消防本部・安全安心対策課	280MHz 帯
子機 (受信局)	142		市内 142 ヶ所	280MHz 帯

【消防無線】

①基地局

	用途	出力	局 数	基地局名
取手市	活動波(2波)	4 W	1	消防取手
消防本部	共 通 統制波(3波)	20W	3	消防取手 消防向山 消防坂東

出典:令和3年版消防年報

②陸上移動局

無線局署所	車載無線局 (5W)	携帯無線局 (2W)	可搬・固定局 (5W)	署活動無線局 (1₩)
取手消防署	9	9	2	18
戸頭消防署	4	4	1	10
吉田消防署	5	5	1	10
椚木消防署	6	5	1	10
宮和田出張所	1	1	1	3
合 計	25 局	24 局	6 局	51 局

※車載無線局には防災相互波(アナログ 150MHz 帯)を実装済み。

出典:令和3年版消防年報

(5) 防災行政無線の充実・整備及び適切な運用

大規模な災害時には、有線通信の寸断等が想定されるため、大規模な災害時にも通信可能な、防災行政無線(デジタル同報系)システムとして、市役所の親機の設備と 142 局の屋外拡声子局の適切な運用に努める。さらに、Jアラート(全国瞬時警報システム)を利用した緊急地震速報などの放送を行う。

(6)情報通信設備の耐震化

市又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、その耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保のため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努める。

(7) 職員への情報伝達手段の確立

災害時の職員の動員を図るため、勤務時間外での災害発生時の情報伝達手段の整備を進める。

【整備内容】

- ① 職員に対する携帯電話等を利用した緊急連絡網の整備を図る。
- ② 電話や携帯端末で情報伝達が出来ない場合を想定し、災害の状況に応じた職員参集マニュアルの作成、訓練に努める。

(8)情報通信システム管理者の設置

災害時に、情報通信システムの運用体制が万全であるように、情報通信システムの管理 責任者、専任の運用管理者の設置を図るとともに、システム全体を把握している職員のも と定期的な点検・運用訓練に努める。

2 防災情報システムの整備

【防災情報システムの概要】

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集 管理し防災センター等に提供するシステムである。

なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市町村及び消防本部等で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。

県の防災情報システムの運用に変更があったときは、その都度必要な整備を行う。

現在の機能は、気象情報、被害情報、防災地図、広報資料編、防災情報検索、運用支援、防 災情報提供、地震情報、行政事務伝達、被災者情報の10項目のシステムを備えている。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災上安全なまちづくりに向け、火災の延焼を遮断する空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、比較的住宅が建て込んでいる市街地等の防災上危険な地域の縮小化及び避難場所の整備・避難道路のネットワーク化等、各種防災対策について、計画的かつ総合的に推進する。

市では、「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害に強いシステムづくり」の基本目標に従い、防災のまちづくりを推進する。

■ 対策

1 防災まちづくり方針の策定 (総務部、政策推進部、建設部、都市整備部)

2 防災空間の確保 (建設部、都市整備部)

3 防災拠点の整備 (総務部、財政部、教育委員会、消防本部)

4 市街地開発の推進 (建設部、都市整備部)

5 避難施設の整備 (総務部、まちづくり振興部、建設部、都市整

備部、教育委員会)

■ 内容

1 防災まちづくり方針の策定

市は、災害に強いまちづくりを進めるため、市総合計画、市都市計画マスタープラン、市国 土利用計画等上位計画に留意し、道路、公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業、市街地 再開発事業及び都市防災構造化対策事業の推進等に配慮し、各計画との整合を図る。

2 防災空間の確保

住宅が密集している市街地では、大規模火災が発生した際の延焼を防止するために建築物の 不燃化及び延焼遮断機能のある空間確保に努める。

(1)火災の延焼遮断空間となる都市計画道路や公園・緑地の整備

都市計画道路は、火災に対しては延焼及び飛火等を防止する延焼遮断帯としての機能も持つとともに、消防活動の場並びに救援活動の際の交通輸送路として、都市防災上の重要な施設であるため、今後も積極的に整備を進める。

また、公園・緑地は、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能があるとともに、応急救護活動の場所となり、かつ、物資集 積等の場所ともなる都市防災上の重要施設であるため、面整備等とあわせて今後も積極的 に整備を進める。

(ア) 都市計画道路

市内の道路交通網の充実を図ることはもちろん、災害時には、救援・救助活動の交通輸送路として、また火災において延焼や飛び火等の防止に重要な役割を果たすことから、今後も都市計画道路の整備を積極的に進める。

【都市計画道路の主な整備計画】

- ① 3・4・3号線(上新町環状線)
- ② 3・4・5号線(新道みずき野線)
- ③ 3・4・7号線(取手東口城根線)
- ④ 3 · 2 · 40 号線(下高井野々井線)
- ⑤ 3・4・22 号線(中内大圦線)
- ⑥ 3・5・23号線(北敷沼附線)

(イ)公園・緑地等

公園・緑地等は、市民の身近な憩いの場所であるとともに、緊急避難場所ともなることから、 地域の人口に応じた適正な配置と避難人口を勘案した防災拠点としての機能の拡充を図る。

また、公園・緑地の防災拠点化を視野に入れた整備に向け、住区基幹公園等身近な公園・緑地における一時的な避難所機能の拡充を進める。

【公園・緑地等の主な整備計画】

- ① 新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮する。
- ② 芸大緑地、高井城祉公園、総合公園、取手緑地運動公園、北浦川緑地等の大きな面積の公園の整備・充実を推進する。
- ③ 広大な河川敷については、避難地として活用する多目的利用、そして利根川については、 災害物資の輸送への活用に向けた舟運等施設整備事業を促進する。
- ④ 平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には、延焼防止の効果がある保存緑地や保存樹林の指定、市民緑地の整備を促進する。
- ⑤ 既存の公園・緑地については、適切な配置に努め、周辺住民に親しまれ、身近な避難場所となる機能とする。
- ⑥ 公園・緑地の防災対策に努める。

(2) 緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を持つため、緊急 活動を行うための幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる 道路の整備を推進する。

- ① 広幅員道路の整備を進める。
- ② 街路樹を設置し、落下危険物の緩衝や火災延焼遮断の効果を高める。その際、緊急輸送道路としての機能の妨げにならないように配慮する。
- ③ 体系的な道路整備を進める。
 - ・市域北部での東西交通路の整備
 - ・市域南北を結ぶ道路の整備
 - ・取手駅・藤代駅周辺地区道路基盤の整備
 - ・狭あい道路の拡幅による円滑な緊急活動の確保

(3) 防災拠点となる都市公園、緑地の整備

防災拠点や避難場所等災害時における防災活動の拠点として、飲料水兼用耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫等災害応急対策施設の整備、さらにはヘリポートの整備を行い、公園・緑地の防災機能の充実を図る。

3 防災拠点の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備する。

【災害応急活動の中枢拠点となる防災活動拠点の整備】

〈防災活動拠点〉:市役所 (本庁舎)・消防本部・各消防署

【災害現場での災害応急活動を行う地区活動拠点の整備】

〈地区活動拠点〉

小文間地区:旧小文間小学校

東 部地区:取手小学校

中 部地区:取手第二中学校

西 部地区: 戸頭中学校

北 部地区:藤代庁舎

4 市街地開発の推進

市街地における同時多発的な火災等への対応策として、比較的住宅が建て込んでいる市街地等の火災の延焼拡大を防止するため、面的整備事業等により防災上危険な市街地を縮小化し、併せて道路、公園・緑地等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

【取手駅周辺整備】

- ① 魅力ある都市空間の創設の基礎となるべきものとして、取手駅北土地区画整理事業を推進する。
- ② 取手駅北土地区画整理事業と建築物整備事業の合併施行により宅地の高度利用を図るとともに、地区計画や再開発、共同化事業、協調建替を行い、災害に強いまちづくりを進める。

【新市街地整備】

- ① 土地区画整理事業を積極的に促進する。
 - ・取手市フラワータウン土地区画整理事業
- ② 民間開発による最適な居住環境の整備を進める。

5 避難施設の整備

(1)避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての利用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難道路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難場所設置基準

市は、延焼火災、崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、集合した人の安全が確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等を避難場所として選定・ 指定する。

(3)地域の状況に応じた避難道路の設置

避難道路の選定については、原則として15m以上の道路とする。ただし、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない国道、県道及び主要な市道を対象とする。

(4) 広域避難場所の指定

市は、地震災害時の延焼火災の発生に備え、次の基準に従って広域避難場所を整備する。

- ① 広域避難場所は、周辺市街地の大規模火災による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園・緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地を指定する。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上確保することを原則とする。
- ② 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ③ 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在しているところとする。
- ④ 広域避難場所は、大規模な崖くずれがないところで、付近に多量の危険物が蓄積 されていないところを定める。
- ⑤ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ペ い率5%程度の土地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところ を定める。
- ⑥ 広域避難場所には、災害用井戸や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を進める。

第2 都市及び建築物の不燃化・耐震化

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃化、耐震化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、防災上重要な建築物の耐震性の強化推進を図る。

■ 対策

- 1 都市の不燃化・耐震化の推進 (建設部、都市整備部、消防本部)
- 2 建築物の不燃化・耐震化の推進(関係各部、関係事業者)
- 3 建築物の液状化被害予防対策の推進(建設部、都市整備部、消防本部)

■ 内容

1 都市の不燃化・耐震化の推進

都市の不燃化・耐震化促進に向け、中長期的な展望も含めた都市づくりを推進するとともに、 建築物の不燃化・耐震化を推進し、震災に強い都市づくりを進める。

(1) 防火・準防火地域の指定

狭小な宅地の連担並びに類焼の恐れのある建築物が多く存在する場所は、地震により多くの被害が生じる恐れがあり、都市防火不燃化促進事業や居住環境整備事業等により街区の不燃化対策を進める。

また、延焼遮断帯となる道路や公園の整備と併せて、防火地域及び準防火地域の指定を 検討するなど、都市の不燃化対策を図る。

現在の防火・準防火地域は取手駅周辺ほか、藤代駅南口地区及びゆめみ野駅周辺に次のように指定されている。

区 分	面 積					
防火地域	16.0 ha					
準防火地域	7. 7 ha					

(2) 耐震診断・耐震改修の啓発

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため、市広報紙や市ホームページなどにより普及啓発を行う。

(3) 防災上重要な建築物の耐震化

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震 化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、市有の防災上重要な建築物に ついては計画的に耐震化を推進するとともに、民間の防災上重要な建築物においても、耐 震化を促進するための指導や助言を強めていく。

【防災上重要な建築物】

- ① 市役所
- ② 警察署、消防署
- ③ 保育所
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他教育施設
- ⑤ 被災者の二次的避難所となる社会福祉施設
- ⑥ 医師会病院、JA とりで総合医療センター、取手ウェルネスプラザ
- ⑦ 高齢者施設、障害者施設
- ⑧ スーパー、ショッピングモール、娯楽施設
- ⑨ その他不特定多数者が利用する施設

(4) 応急危険度判定体制の確立

地震災害時に応急危険度判定士が迅速な応急危険度判定活動を行うための体制や 応急危険度判定士の連絡動員体制を県とともに整備する。また、応急危険度判定士 の応急危険度判定訓練の実施を県とともに推進する。

2 建築物の不燃・耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、取手市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

① 広報活動等

- ・建物所有者に対しパンフレット等による耐震診断の必要性のPRを行う。
- ・建物所有者に対し建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発を行う。
- ・地震ハザードマップにより、地盤の揺れやすさ等を住民に周知することにより、耐震化を促進する。
- ② 住宅の耐震化

茨城県木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進するとともに、耐震改修設計、耐震改修工事に関する補助制度を充実させることにより、住宅の耐震化を促進する。

③ 特定建築物の耐震化

耐震改修促進法による特定建築物(多数の者が利用する一定規模の建築物) の所有者に対し、耐震診断、耐震改修の必要性を説明するとともに、必要に応 じて指導、助言を行う。

④ 公共建築物の耐震化

防災拠点施設等、防災上の重要度に応じて、耐震診断、耐震改修を推進する。

(2) 落下・倒壊危険物対策の推進

建築物からの落下物を防ぐため、その所有者又は管理者に対し点検及び改修を指導し、 危険箇所の安全化推進を図る。

また、ブロック塀等が設置されている箇所については、日頃から点検を指導するとともに、危険箇所については、生け垣化等を推奨し安全化を図る。

落下・倒壊危険物の内容及び対策

種 類	内 容	対 策
① 屋内落下物 (安全安心対策課)	・照明器具 ・棚上の荷物 ・家具等の転倒	・家具を壁や天井等に固定する。 ・棚の上に重い荷物を置かないようにする。 ・照明器具の落下から身を守るため、照明器具等の下 では、就寝しないようにするなどを啓発する。
② ビル落下物 (建築指導課・安 全安心対策課・管 理課・教育委員 会・都市計画課)	窓ガラス外装材(外壁タイル、モルタル等)窓取付型クーラー屋上広告物・看板等・高架式水槽	・落下危険物調査を実施する。 ・落下危険物所有者に対し改修を啓発・指導する。 ・管理者等に対し、弾性ガラス止め、ガラス飛散防止 フィルム、安全ガラス化、外装材の落下防止等により落下防止対策を施すように啓発・指導する。
③ 道路占拠物 (倒壊含む) (管理課・安全安 心対策課・都市計 画課)	・自動販売機 ・放置自転車 ・路上への陳列商品等 ・屋外広告物	・不法に路上を占有している自動販売機、放置自転車、陳列商品等について、事前指導の徹底を図る。・パトロール車による巡回指導及び警察署と合同による取締りを実施する。
④ ブロック塀等 (建築指導課・安 全安心対策課・管 理課・教育委員 会・水とみどりの 課)	・ブロック塀 ・大谷石塀 ・煉瓦塀等	・ブロック塀の自己点検方法についてホームページで紹介する。 ・避難場所周辺や避難場所につながる道路、通学路において危険性がある場合は、所有者等に対し、改善の指導を行う。 ・安全化策として、生け垣化を推奨する。

3 建築物の液状化被害対策・予防対策の推進

東日本大震災では、茨城県・千葉県など9都県で液状化の被害が約27,000件にのぼった。 そこで、被害を受けた81市町村(取手市を含む)が加盟する「東日本大震災液状化対策自治体首長連絡会議」が平成23年10月31日に設立され、自治体間の情報共有化や国への要望を行った。具体的には、国に対して復旧・復興に向けたガイドラインの作成や財政支援等を求めた。

今後とも、地震等により発生する液状化による建物被害を未然に防ぐため、新築家屋を建築 するときには、施主に対して地盤の液状化対策の検討を行うよう助言する。

第3 土木施設の耐震計画

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものであり、これら公共施設について事前の予防措置を行うことが必要である。

そのため、各施設ごとに耐震性を備える設計指針を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

■ 対策

1 道路施設の耐震化 (建設部、都市整備部、各施設管理者)

2 鉄道施設の耐震化 (関係事業者)

3 河川の耐震化 (建設部、都市整備部、各施設管理者)

■ 内容

1 道路施設の耐震化

市内の幹線道路として、国道6号、国道294号のほか、常総ふれあい道路、取手東線、取手谷中線、取手つくば線、常総取手線、守谷藤代線、長沖藤代線等があり、本市の道路の骨格が形成されている。

そのため、これらの道路における安全性確保を優先的に検討し、国、県と共に耐震化を進める。

(1) 道路施設の耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、次の対策を実施する。

- ① 道路防災点検調査の実施
 - ・道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。
- ② 安全化対策工事の実施
 - ・道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに安全化対 策工事を行う。

【主な安全化対策】

- ① 橋梁部
 - ・落橋防止構造の設置、橋脚補強等の実施を管理者へ要望する。
- ② 斜面地等
 - 法面保護等の災害防止対策を実施する。
- (2) 道路施設の液状化対策地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害 を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、必 要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化 被害防止対策を行う。

- 道路防災点検調査を実施する。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(3) 道路ネットワークの確保

災害時の道路ネットワークを確保するため、以下の対策を実施する。

① 緊急輸送道路

- ・県が定める緊急輸送道路(国道6号、国道294号、常総ふれあい道路)については、原則4車線で整備するよう県へ要望する。
- ・4 車線整備が困難な場合は、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
- ② 市内の災害時連絡道路
 - ・市内において、災害時に防災活動拠点、地区防災拠点を結ぶ災害時連絡道路の整備を推進する。
- ③ 区画道路の整備
 - ・応急対策活動や地域住民が避難する際、分かりやすく、安全な道路が必要となる ため、生活に密着する区画道路の整備を推進する。
- ④ 安全な道路の整備
 - ・円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全 確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安 全な道路の整備を推進する。

2 鉄道施設の耐震化

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。

【鉄道事業者】

- 東日本旅客鉄道株式会社
- 関東鉄道株式会社

【各事業者が取るべき対策】

- ① 高架橋、橋梁、盛土、土留等の線路建造物の点検調査の実施を事業者へ要望する。
- ② 点検調査の結果、防災強度が低下している箇所については、補強、取り替え工事 を行うよう事業者へ要望する。
- ③ 緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士と指令所間の無線による情報連絡設備の整備の推進を事業者へ要望する。

3 河川の耐震化

市には、利根川と小貝川があり、集中豪雨や長雨により多くの被害を受けてきている。このことは地震に対しても考慮すべきことで、堤防に接する地域や水門、樋管、雨水排水施設等の河川施設も多いため、それら河川施設付近の地域の安全確保が必要であることから、以下の対策により河川の耐震化の向上を推進する。

【耐震性の向上】

- ① 河川堤防の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い、適切な対応策の実施を管理者へ要望する。
- ② 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上・下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであり、これらの施設管理は、あらかじめ事前に予防措置を講じるとともに、震災時にあっては、直ちに機能回復を図るための必要な対策を行う。

このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統の多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を図る。

■ 対策

1 電力施設の耐震化 (関係事業者)

2 電話施設の耐震化 (関係事業者)

3 都市ガス施設の耐震化 (関係事業者)

4 上水道施設の耐震化 (関係事業者)

5 下水道施設の耐震化 (関係事業者)

■ 内容

1 電力施設の耐震化【東京電力パワーグリッド㈱土浦支社】

(1) 電力施設の地震対策

保有する電気設備に対し、災害の発生を未然に防止するために次の予防措置を実施する。

① 送電設備

• 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、 同基準に基づき設計を行う。

また、液状化については、設備に重要等を勘案し必要に応じて対策を行う。

• 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

② 変電設備

・機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動など を勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基 づいて設計を行う。

③ 配電設備

• 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、 同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所(液状化地域等)における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

• 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

④ 通信設備

・通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

2 電話施設の耐震化【日本電信電話株式会社 (茨城支店)】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針 として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐震性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進 等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ① 主要伝送路の多ルート化・ループ化 (ループ分割等によるサービス影響の極小化等)
- ② 主要中継交換機の分散設置
- ③ 通信ケーブル地中化の推進
- ④ 大都市におけるとう道(共同溝を含む)網の構築
- ⑤ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥ 重要加入者の高信頼化(協議による2ルート化の推進等)
- ⑦ 社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ① 重要通信に関するデータベースの整備(回線リスト等)
- ② 災害等時のトラヒックコントロール
- ③ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

3 都市ガス施設の耐震化【東日本ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式 会社】

(1)計画目標

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- ① 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- ② 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- ③ 主要整圧器に感震器を設置して、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- ④ マイコンメーター等通信機能の活用を図るため、通信施設の耐震化整備を推進する。

(2)施設の現況

各施設及び設備については、次に従って施設の設計、建築、設置を行っている。

① ガス供給施設

【ガスホルダー】

- ・ガスホルダーは製造設備と同様にガス事業法等の基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。
- ・球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

【ガス導管】

- ・ガス導管は、ガス事業法、道路法等に準拠して設計、施工している。
- ・導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管、及びポリエチレン管を使用している。
- ・鋼管の接合方法は、アーク溶接または、可とう性に富んだ機械的接合としている。
- ・鋳鉄管の接合部分は、可とう性に富んだ機械的接合に移行している。
- ・ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。

- ・ガス導管には緊急遮断のため、又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。
- ・導管網は、供給停止地区の極小化を図るため、遮断弁により適切な規模の緊急措置 ブロックに分割している。
- ・地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため市内に地震計を東日本ガス(株)は17箇所、東京ガスネットワーク(株)は6箇所設置している。
- ・需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターを取り付けいている。
- ・ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機 させ、事故の処理及び消防・警察機関への連絡体制を整えている。

② 通信施設

無線局には、固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は大きな風圧に耐えるように設計・建設されているため、かなりの耐震性を有している。

③ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し、設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

4 上水道施設の耐震化【県南水道企業団】

県南水道企業団は、上水道施設の耐震性を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化 して保全につとめ、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 給水施設の整備

災害時には、給水施設の破壊・破損による断水、飲料水の汚染が発生する恐れがあるため、給水施設の耐震化を促進する。

(2) 配水池等の補強

配水池等及び管理棟の耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を行い、耐震性の向上を図る。

(3) 老朽管の更新等による配水管等の耐震化

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路については、将来目標を定め、整備を図る。

(4) 給水装置等の耐震化

給水装置等の耐震化を進めるよう利用者の理解と協力を求め、耐震化を図る。特に、避難所、病院等の防災上重要な施設について優先する。

【推進事項】

- ① 可とう性、伸縮性を有する継手の採用。
- ② 耐震性の高い構造、材料を採用・推進。

(5)新設施設の耐震化

新設する施設の計画、調査、設計及び施行の各段階において耐震化対策を講ずる。

5 下水道施設の耐震化【取手地方広域下水道組合】

下水道組合は、管渠の点検を行い、現状を把握して、不良部分については、補修又は改修に努め、地震発生による被害を最小限にとどめる。

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性が保持できるように配置する。

① 耐震診断

- ・新耐震設計基準に適合しない施設を中心とした耐震診断を実施する。
- ② 耐震補強工事
 - ・補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を行う。
- ③ 耐震化の具体例
 - ・可とう性・伸縮性を有する継手の採用
 - ・地盤改良等による液状化対策

(2)新設施設の耐震化

下水道施設の新設にあたっては、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階における耐震化対策の実施を図る。

第5 地盤災害防止計画

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の 災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所について は、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

■ 対策

1 地盤災害危険度の把握 (建設部、総務部、都市整備部)

2 土地利用の適性化の誘導 (政策推進部、建設部、都市整備部)

3 斜面崩壊防止対策の推進 (建設部、総務部)

4 宅地造成地災害の防止対策の推進 (建設部、都市整備部)

5 地盤沈下対策の推進 (建設部、都市整備部)

6 液状化防止対策の推進 (建設部、都市整備部)

■ 内容

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報の情報収集

市内の地形、地質、土質等に関する各種調査から得られる情報を収集する。

(2) 地盤情報の公開

茨城県地震被害想定調査詳細報告書の液状化の可能性について 2011 年東北地方太平洋 沖地震の液状化発生地点が掲載されている。

引き続き、地盤情報など地震災害対策に関して情報を収集し、公共工事、民間工事における液状化対策工法に資するものとする。

2 土地利用の適性化の誘導

(1) 防災まちづくりに基づく安全を重視した土地利用の確保

土地利用による災害を防止するため、都市の災害危険度の的確な把握を行う。

【都市的土地利用の誘導】

- ① 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、それに基づく用途地域の設定等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境の形成を図る。
- ② 土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園・緑地、公共下水道等の整備 による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を 備えた市街地の形成を図る。
- ③ 市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
- ④ 取手駅を中心とした既成市街地については、都市施設の整備を図り、宅地として の良好な環境を保全しながら、都市的利便性を生かした宅地として整備を進める。
- ⑤ 市街化区域内において、都市基盤が未整備な集団的未利用地については、土地区 画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境と して保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の推進を図る。

【自然的土地利用の誘導】

- ① 森林や緑地の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性 や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。
- ② 土地区画整理事業等の市街地整備や新たな市街地の拡大にあたっては、環境保全、防災、レクリエーション等を考慮し、地区内の緑を計画的に保全するため、公園・緑地の積極的な整備を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定状況(県)

市域の土砂災害警戒区域等の指定状況については、風水害対策編第1章総則 第2節市の 防災環境第4「土砂災害警戒区域等の指定状況」(5ページ)を参照する。

【土砂災害防止法に基づく警戒区域に指定された土地所有者等に対する指導】

- ① 土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし周知を図る。
- ② 土砂災害警戒区域毎の警戒避難体制の整備を図る。
- ③ 一定の開発行為を制限する。
- ④ 建築物の構造規制を行う。

【急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準】

- ① 傾斜度が30度以上、高さが5m以上の斜面で崩壊により危害が生ずる恐れがある 人家が5戸以上ある区域
- ② 同様な斜面で人家は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生ずる恐れがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事

(事業は県、進達は市道路建設課)

安全で快適な生活環境を確保するための区域指定の推進、急傾斜地崩壊対策事業により 崩壊防止工事の推進を図る。

- ① 崩壊する恐れのある急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域として県が9箇所を確認している。今後、市長は土地所有者からの指定要望を受けて、県知事と協議する。
- ② 既に指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域については、県知事が市と連携を取り、 急傾斜地の崩壊が生じないよう、崩壊防止工事を県が実施する。
- ③ 区域の指定を受けた土地所有者に対し、防災工事を行うよう啓発する。

【崩壊防止工事の実施】

① 建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等を啓発する。

【急傾斜地崩壊危険区域】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。県知事が市長の意見をきいて、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発される恐れがないようにするため、以下の行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するもの。

【制限される行為】

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は 改造
- ③ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ④ 立木竹の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある 行為で政令で定めるもの

(3)急傾斜地等の巡回

地震災害により崩壊が予想されるときは、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い地域 の巡回を強化する。

4 宅地造成地災害の防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導・監督

軟弱な地盤や崖地または崖地に隣接した土地の宅地造成地において、土砂災害などを防止するため、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて災害の未然防止を図る。また、巡視等による違法開発行為の取締りを行うほか、梅雨時期、台風時期には、巡視を強化するなど、災害の未然防止に努める。

(2) 災害防止に関する指導基準

宅地開発等については、次の考え方に基づき適切に指導を行い、宅地開発等が誘因となる災害の未然防止に努める。

① 災害危険度が高い地区

- ・急傾斜地崩壊危険区域等の土地については、都市計画法に基づき、原則として 開発計画を認めない。
- ② 人工崖面の安全措置
 - ・宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の 設置等の安全措置を講じる。
- ③ 軟弱地盤の改良
 - ・宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱地盤である場合は、所有者又は管理 者は地盤改良を行う。

5 地盤沈下対策に向けた取り組み

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性を考慮し、地盤沈下の進行防止対策として、地下水の過剰な揚水等について注意喚起を行う。

6 液状化防止対策に向けた取り組み

液状化を起こしやすい場所においては、事業者自らが締固め、置換、固結等の地盤改良による液状化被害の低減を図る。

なお、東北地方太平洋沖地震の影響で、市内でも液状化の被害を受けた。今後の対応としては、第2章震災予防計画 第2節地震に強いまちづくり 第2都市及び建築物の不燃化・耐震化 3建築物の液状化被害対策・予防対策の推進(67ページ)を参照。

第6 危険物等災害予防計画

地震による火災の発生防止と被害の軽減に向け、危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等)取扱い施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づき安全確保対策を推進するとともに、今後とも遵法の徹底を図る。

そのため、各危険物等取扱い事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等)の作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査を実施し、危険物等施設の安全確保並びに施設の耐震性向上に努める。

■ 対策

1 危険物等の取扱い施設 (消防本部、各事業所)

2 石油類等危険物施設の予防対策 (消防本部、各事業所)

3 高圧ガス施設の予防対策 (消防本部、各事業所)

4 毒劇物取扱施設の予防対策 (消防本部、保健所、各事業所)

■ 内容

1 危険物等の取り扱い施設

本市内の危険物製造所等は、121 か所で、貯蔵所が77 か所、取扱所は43 か所、製造所は1 か所立地しており、火薬等取締対象施設は、販売所が2か所、高圧ガス製造所は41 か所立地 している。

また、都市ガス事業は、東日本ガス㈱及び東京ガスネットワーク(株)により、市内に供給されている。

危険物製造所等の現況

令和4. 3. 31 現在

+/≡.					貯	蔵	所			取扎	及所
施設区分	計	製造所	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	簡易 タンク	屋外	給油	— 般
取手市	121	1	15	12	1	31	14	2	2	23	20

出典:令和3年版消防年報

火薬等取締対象施設の現況

\	対象別	火	薬	類	猟釒	充等		ر	٧	薬	<u>J</u>	Ī				高	圧	ガ	ス		
	\		8년								が		唐	#	見	造	Ē.	ſг			灾
		販	販売	製	製	販	_	=	Ξ	煙	ん	実	庫外	製	製	冷	凍		貯	販	器
	市名	売	(紙)	造	造	売	級	級	級	火	具煙火	砲庫	, 貯蔵所	製造一種	製造二種	一種	二種	計	蔵 所	売 所	容器検査所
ŀ	ן יייו																				
	取手市	1	2	_	_	-	-	-	-	-	_	_	2	8	6	2	25	41	14	35	2

出典: 平成 31 年 3 月 31 日現在 茨城県地域防災計画

2 石油類等危険物施設の予防対策

消防法及び関係法令による規制に基づき、危険物設置許可施設に対する指導の強化徹底を図る。

また、災害時における危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルを作成し、それに 基づく訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、 建造物の耐震化促進を図る。

危険物施設の管理者は、消防法の規定(消防法第12条及び第14条の3の2)に基づき 危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況の調査等を検討する。

(2) 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止の ため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立に向けた指導に努める。

さらに、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種安全装置等の整備の指導に努める。

(3) 立入検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法 令に適合の可否について、立入検査を実施するほか、施設管理者に対し震災対策計画の作 成に向けた指導を行う。

- ① 定期的な立入検査の実施により安全性の向上を図る。
- ② 危険物施設管理者に対して災害の予防、災害に対する応急対策、復旧対策等の防 災計画の策定を促す。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、従業員等の保安教育や防災訓練の実施など、自主防災体制を整備するよう指導する。

- ① 事業所の防災計画に基づき自主防災体制を確立する。
- ② 自主防災組織等により、災害を未然に防止するほか、万一災害により被害が発生した際は、その被害の拡大を防止する。

(5) 危険物輸送車両の安全化

ガソリンや灯油などの危険物の輸送は、タンクローリー車(移動タンク所蔵所)や運搬車両等により行われるが、消防法に基づき走行中の転倒、転落防止、標識等の表示、消火器等安全機材の設置及び危険物取扱者免状の携帯(移動タンク貯蔵所のみ)などが義務付けられおり、走行中や常置場所においての立入検査を定期的に実施し、違法輸送等の取締

りを強化するとともに、危険物を起因とする事故防止のため、輸送車両等の構造や設備等 の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

3 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(1)マニュアルの整備

事業所の高圧ガス並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭消費設備の耐震化対策や 地震時の行動基準に関するマニュアルを策定し、関係者に周知徹底を図る。

(2) 高圧ガス施設等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守徹底を図るととも に、その他これに関連する設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

また、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(3) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時により高圧ガス等による災害が発生し、又はその恐れがあるときは、その状況を 速やかに把握し、被害の発生又は拡大を防止するため、事業者間の相互応援体制を整備す る。

(4) 地震対策安全器具の普及

地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売業者が、地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で、有効な電話回線を利用した集中管理システムの普及促進を図る。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物の取扱施設については、以下の予防対策を講じ、震災時の被害拡大防止を図る。

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導強化

① 登録施設に対する指導

- ・毒物及び劇物取締法により登録が義務付けられている施設に対しては、その登録申請時等に、施設の耐震化等について理解を求める。
- 併せて危害防止規定の整備を指導する。
- ② 登録外施設に対する指導
 - ・登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒劇物の管理状況を調査し、特に多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。
- ③ 毒劇物取扱施設管理者に対する指導
 - ・ 毒劇物取扱施設管理者に対して、取扱作業の保安及び保健衛生に関する講習等 を実施し、管理者の資質の向上に努める。

④ 主な指導事項

- 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 混合触発発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- 化学薬品等収納場所の整理整頓
- 初期消火資機材の整備
- 盗難防止対策
- 液体薬品の流出防止対策

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自主点検の充実

毒劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規程を整備する。

- ① 毒劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次にあげる者に係わる職務及び組織に関する事項
 - ・毒劇物の製造、貯蔵、取扱の作業を行うもの
 - ・設備等の点検、保守を行うもの
 - ・事故時における関係機関への通報を行うもの
 - ・事故時における応急措置を行うもの
 - ・健康被害の拡大防止に関すること
- ③ 次にあげる毒劇物関連設備の点検方法に関する事項
 - ·製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水 設備、非常用電源、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ 上記③に掲げる毒劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥ 上記②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

また、上記にあげる事項が適切かつ迅速に行えるように定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物多量取扱施設の管理者は、毒劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震における被害を最小限にするためには、地震発生後の消防活動や人命救助、応急復旧や 救援のための物資輸送等の効率的な実施が必要であり、緊急通行車両の調達とその交通経路 (緊急交通路)の確保のための道路啓開等迅速に対応する。

また、事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開用資機材、車両の調達体制 及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備する。

■ 対策

1 緊急輸送道路の整備 (建設部、都市整備部)

2 市内災害時連絡道路の整備 (建設部、都市整備部)

3 ヘリポートの指定・整備 (まちづくり振興部、教育委員会)

4 救援物資等の集積場所の整備 (総務部、まちづくり振興部)

5 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備(総務部、財政部)

6 緊急通行車両等の事前届出 (財政部)

■ 内容

1 緊急輸送道路の整備

災害時において緊急輸送を行うほか、地域住民の避難、火災延焼の防止等を図るため、道路 基盤整備を進める。

(1) 緊急輸送道路

県において、市に係わる箇所として第一次、第二、及び第三次緊急輸送道路が次のよう に指定されている。

【選定基準】

- ① 第一次緊急輸送道路
 - ・都市間を結ぶ主要な道路(高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路)
 - 関係機関を結ぶ主要な道路(国道及び県道)
- ② 第二次緊急輸送道路
 - 第一次緊急輸送道路と市町村庁舎間を結ぶ道路
 - ・第一次緊急輸送道路と関係施設を結ぶ道路
- ③ 第三次緊急輸送道路

上記に準ずる幹線的道路

【第一次緊急輸送道路】

① 国道 6 号 : 取手市県境(千葉県)~北茨城市県境(福島県)まで

② 国道 294号 : 取手市白山 国道 6 号交差~筑西市樋口県境(栃木県)まで

③ 取手市道 0114 号線:取手市白山 国道 294 号(白山7丁目交差)~ (都市計画道路3・4・3号線) 取手市桑原 国道 6 号交差(桑原交差点)まで

④ 取手つくば線 : 取手市清水 国道6号交差~

つくばみらい市谷井田 県道常総市取手線交差点まで

【第二次緊急輸送道路】

① 取手東線 : 取手市新町4丁目 国道6号交差~北相馬郡利根町布川

主要地方道千葉竜ヶ崎線(栄橋交差点)まで

② 守谷藤代線 : 取手市山王 主要地方道取手つくば線交差~

取手市藤代 国道6号交差点(藤代交差点)まで

③ 取手市道 0106 号線:取手市新町 国道 6 号交差(取手駅西入口交差点)~

(常総ふれあい道路) 守谷市境まで

【第三次緊急輸送道路】

① 常総取手線 : 取手市山王 主要地方道取手つくば線交差~

取手市白山 国道 294 号交差点まで

② 長沖藤代線 : 取手市藤代南3丁目 取手市道交差~

取手市藤代 守谷藤代線 (藤代庁舎東交差点) まで

③ 長沖藤代線 : 取手市藤代 藤代停車場線交差 (藤代駅前) ~

取手市藤代 守谷藤代線 (藤代庁舎東交差点) まで

④ 取手谷中線 : 取手市青柳 取手東線交差~

取手市井野 東日本ガス(株)まで

⑤ 守谷藤代線 : 取手市藤代 国道 6 号交差 (藤代交差点) ~

取手市藤代 長沖藤代線 (藤代庁舎東交差点) まで

⑥ 取手市道 0134 号線 : 取手市藤代南 3 丁目 長沖藤代線交差~北浦側緑地まで

⑦ 谷田部藤代線 : 取手市下萱場 取手市道交差~取手市下萱場 取手市道

交差まで

⑧ 取手停車場線 : 取手市取手2丁目 主要地方道取手東線交差~

JR 取手駅まで

⑨ 藤代停車場線 : 取手市片町 一般県道長沖藤代線交差~JR藤代駅まで

⑪ 取手市道 0203 号線 : 取手市野々井 取手市道交差~取手北相馬保健医療セン

ター医師会病院

⑪ 取手市道 1-3282·3453 号線:取手市寺田 取手市道交差~JA とりで総合医療セ

ンター

① 取手市道 1526 号線:取手市寺田 国道 294 号交差(取手市役所入口交差点)~取手

市役所まで

③ 取手市道 2-3102 号線:取手市大曲 国道 6 号交差~取手市萱場 一般県道谷田

部藤代線交差まで

- (4) 取手市道 2-3102 号線:取手市萱場 一般県道谷田部藤代線交差~ハートフルふじしろまで
- ⑤ 取手市道 2-4405 号線:取手市椚木 一般県道守谷藤代線交差~藤代地区河川防 災ステーションまで

(2) 災害時連絡道路の指定

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時連絡道路として指定する。

なお、道路の整備状況に応じ随時適切な見直しを行う。

【選定条件】

- ① 県指定の緊急輸送道路以外で市内での幹線となっている道路
- ② 県指定の緊急輸送道路及び①の災害時連絡道路から避難場所につながる道路

(3) 緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備

市は、常に市の保有車両等を把握するとともに、災害時に備え、啓開作業に必要な資機 材及び車両等の調達について関係団体に協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量を確 保しておく。

2 市内災害時連絡道路の整備

災害時連絡道路としては、国道 6 号、国道 294 号の機能拡充、市域北部の東西交通網の整備、 市内南北交通網の整備等が必要である。こうした点を十分に踏まえ、都市計画道路の整備、道 路施設の整備等を計画的に推進する。

(1) 道路施設整備の推進

災害時に安全かつ迅速に物資の補給、供給、救護及び救援活動が実施され、住民の円滑かつ安全な避難行動を確保するために、幅員拡幅、街路樹の設置等道路施設の整備を図る。 また、整備、安全化対策にあたっては、防災活動拠点、地区活動拠点のネットワークルート等を優先する。

(2)河川及び河川敷等の利用

災害時においては、一般道路の寸断、緊急物資輸送等による混雑が想定される場合には、 緊急物資輸送手段として利根川を利用した船舶の活用を検討する。また、河川敷に緊急輸 送のための道路を設置することを検討する。なお、河川敷は地震時、液状化等の被害が発 生しやすい環境であるため、使用に際しては十分な注意が必要である。

3 ヘリポートの指定・整備

災害時における重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材その他救援物資の 緊急輸送の中継地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上、これを設置する。

また、ヘリポートの災害時有効活用に向け、関係機関及び住民に対し、緊急時におけるヘリポート利用等について周知を図る。

【臨時ヘリポート指定基準】

- 75m×75m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
- ② 施設周囲のうち少なくとも 1 ~ 2 方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ③ ヘリコプターの着陸に際しては、約 20m/s の横風があるのでその風圧を考慮すること。

【指定臨時ヘリポート】



4 救援物資等の集積場所の整備

市は、広域的な救援物資等の受入・保管・仕分・個別配送等を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資等の集積場所を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

【集積場所】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

【環境整備】

- ① 現況調査の実施
- ② 緊急輸送道路及び災害時連絡道路からのアクセス性の向上
- ③ 管理用資機材の備蓄

5 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

市が保有する車両等で作業に対応できない場合は、取手市建設業協会等へ協力を要請し、資機材、車両等の調達を依頼する。

- ① 民間業者、県への協力要請、応援要請の手続きを明確化しておく。
- ② 協力要請、応援要請の手続きを職員に周知徹底しておく。

車両以外での応急対策活動を円滑に進めるため、鉄道、航空、水運等を利用する民間事業者と「災害時の協力協定」を結び、複数の輸送手段確保に努める。

- ① 鉄道による輸送
 - ・東日本旅客鉄道 (株) や日本貨物鉄道 (株) との協定締結の検討
- ② 船艇による輸送
 - ・船舶等保有・販売会社との協定締結の検討
- ③ 航空機(ヘリコプター)による輸送
 - 民間航空機会社との協定締結の検討

6 緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対し、市の保有する車両について、緊急通行車両の事前届出を行い、災害時に備える。

第 2 消防活動計画

地震による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実、火災の予防、救急・救助体制の整備等並びに消防対応力・救急・救助対応力の強化を図るために市消防計画を策定する。

また、市民個々の防災力並びに地域の自主防災力の向上を図るために、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当等の知識・技能の周知を図る。

■ 対策

1 火災予防 (消防本部、建設部、都市整備部)

2 消防力の強化 (消防本部)

3 救急・救助体制の強化 (消防本部)

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(総務部、消防本部、県、自主防災組織)

■ 内容

1 火災予防

震災時においての火災発生は、倒壊家屋、通電復旧時における漏電等及び燃料への引火等を 誘因として発生することが多く、同時に多発する可能性があり、消防活動のための動員が一時 的に不足する可能性等を考慮し、事前の防災対策に努める。

(1)出火防止対策

出火の要因となる地震動による建築物の被害を軽減するために、建築物の耐震化の促進に努めるとともに、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など、二次火災を考慮した安全対策を図る。

(2)延焼被害軽減対策

市街地の面的整備、道路・公園・河川等のオープンスペースの確保並びに幹線道路沿道 建物の重点的な不燃化などを検討し、避難機能が配備された都市づくりを進める。

(3)火災予防指導

防火管理者、危険物取扱者や、市内の事業者及び各種団体等を対象に、消防関係法令の 周知徹底を図り、消防法第8条に基づく消防計画の作成及び現行計画の再検討の指導、消 防用設備等の点検及び報告並びに自衛消防隊の育成強化を目指し、重点的な指導を実施す る。

火災予防指導計画

対 象	期日	内容
防火管理者	年 間	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修
危険物取扱者	年 間	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会
各 学 校	年 間	通報·消火·避難訓練、消防施設見学、防火·防災訓練
各種団体・一般	年 間	通報·消火·避難訓練、広報、防火·防災訓練
幼年・少年消防クラブ	年 間	防火映画会、パンフレット配布等、防火・防災訓練 及び講習会
婦人防火クラブ	年 間	防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火 訓練、防火・防災訓練及び講習会

(4) 立入検査等の実施

全国的な火災予防運動期間(春秋2回)、年末年始特別警戒期間(毎年12月下旬から) を重点期間とし、火災予防に関する啓発活動を実施する。

また、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき消防対象物への立入検査を行い、火 災予防に向けた万全なる体制整備を図る。

【立入検査の主眼点】

- ① 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水その他消火活動上必要な諸施設が消防法に対する適否
- ② 炉、厨房設備、ボイラー、乾燥設備、変電設備等、火気使用設備の位置・構造・ 管理の状況が市の火災予防条例に定める基準に対する適否
- ③ ストーブ・コンロ・火鉢等の火を使用する器具及び、その使用に際し火災発生の 恐れがある器具の取扱い状況が市の火災予防条例に対する適否
- ④ 劇場、映画館、キャバレー等の公衆集合所での裸火の使用、装飾用物品の使用等 について市の火災予防条例に対する適否
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵、取扱い状況が市の火災予防条例に 対する適否
- ⑥ 残火、取灰等の始末、焚火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令 下の火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火診断

住宅火災における出火防止を図るため、火災防止安全装置装着機器や家庭用消火器の設置を推奨するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図る。

また、住宅防火診断等により防火対策を進める。

- ① 安全装置つきの火を使用する器具の推奨・普及
- ② 消火器及び住宅用火災警報器設置の推奨・普及
- ③ 住宅用火災警報器の普及促進
- ④ 各家庭における防火・防災知識や消火器による初期消火方法の普及
- ⑤ 市民に対し、防火訓練等に積極的に参加するよう促す。

(6)消防広報活動

平素から火災予防の意識及び知識の啓発と普及を図り、出火及び人命が危険にさらされる事態回避に向け、消防の広報活動を行う。

【予防広報】

火災予防対策を重点とした、以下の予防広報を実施し、防火防災の普及高揚に努める。

- ① 集会広報
- ② マスコミ広報
- ③ 巡回広報
- ④ 諸行事等による広報
- ⑤ 消防関係団体による広報
- ⑥ 印刷物等広報
- ⑦ 消防訓練等による広報

【警防・救急広報】

火災現場等において、二次的災害の防止及び災害活動の混乱を防止するため、以下の警防・救急広報を実施する。

- ① 火災、救急等災害覚知時の広報
- ② 災害現場広報
- ③ 現場引き揚げ、帰署途上時の広報
- 4 救急広報

(7) 化学薬品からの出火の防止

化学薬品の管理者に対する薬品管理の適切化、厳重化の周知、指導を行う。

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合触発発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機材の整備

(8) 文化財の出火防止

文化財の出火防止のため、防火標識等を設置するとともに、外来者等に対し、防火に関する注意の喚起を促す立札(たき火・たばこ禁止等)の設置をする。

- ① 防火訓練の実施
- ② 防火標識及び注意立札等の設置
- ③ 消防用資機材の設置
- ④ 周辺住民との事前協力

2 消防力の強化

消防の人員、施設等について、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)と消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)をもとに、本市の都市整備状況や人口構造の変化等の実情を考慮し、総合的な消防力増強を図る。

(1)人員の増強

市の実情を加味する中で、現有消防力に応じた、消防活動上必要な人員の確保に努める。

(2)消防庁舎等施設の整備

災害時等における特殊な状況における消防力強化を図るため、消防庁舎等の消防活動の 重要な拠点となる施設の安全点検を実施するとともに、防災備蓄庫の拡充及び消防コミュ ニティーセンターなど非常時における消防に関わる施設の整備を進める。

また、人口構造や土地利用など社会環境の変化状況を考慮しつつ、防災用資機材の備蓄を進める。

- ① 防災用資器材備蓄庫の整備・拡充
- ② 消防コミュニティーセンターの整備
- ③ 防災用資機材の整備

(3)消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防施設強化促進法(昭和 28 年法律第 87 号)に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

また、震災時の活用ができる可搬式ポンプ、水槽車等の整備も併せて進める。

(4)消防水利の整備

耐震性防火水槽の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図る。

- ① 耐震性を有する防火水槽の新設及び更新
- ② 消防水利としての河川利用のための整備を検討する。

水利現有数一覧表 (消火栓)

	種 別	公	設	私		
区域		150mm 以上	150mm 未満	150mm 以上	150mm 未満	計
1	市之代・貝塚・上高井・下高井	2	10	-	_	12
2	野々井・米ノ井・永山・ ゆめみ野 1 ~ 5 丁目	36	47	-	-	83
3	戸頭1~9丁目・戸頭	38	22	8	1	69
4	新取手1~5丁目	11	48	ı	_	59
5	西1~2丁目・稲	24	14	1	_	38
6	駒場1~4丁目・寺田・桑原	23	23	1	1	47
7	本郷1~5丁目	16	9	1	_	25
8	白山1~8丁目	26	27	1	1	54
9	新町1~6丁目	17	23	1	_	40
10	井野台1~5丁目・中原町	17	22	1	_	39
11	取手1~3丁目	15	9	1	_	24
12	台宿1~2丁目	4	15	1	_	19
13	東1~6丁目	20	16	1	_	36
14	井野1~3丁目・井野団地	19	9	1	_	28
15	青柳1丁目・青柳・井野・長兵衛新田	30	31	1	_	61
16	小文間	6	4	-	_	10
17	小堀	ı	8	ı	_	8
18	岡・和田・山王・配松・神住・中内	17	17	1	_	34
19	椚木・藤代・片町・宮和田	36	32	1	_	68
20	藤代・宮和田新田・宮和田	12	17	1	_	29
21	浜田・紫水1〜3丁目 上萱場・下萱場・大曲・新川	12	12	ı	_	24
22	双葉1~3丁目	2	7	1	_	9
23	小浮気・谷中・毛有・清水	10	4	_	-	14
24	谷中·東観団地·毛有·清水· 中田·渋沼	17	14	ı	_	31
25	光風台1~3丁目・清水	4	12	_		16
26	平野・押切・長田・高須・大留・ 神浦	6	6	ı	_	12
27	桜が丘1~4丁目	5	19	_	_	24
	合計	425	477	8	3	913

(令和3年版消防年報「水利現有数一覧」より)

水利現有数一覧表 (防火水槽)

	種 別	公	設	私	設	
区均		40m³ 以上	40m³ 未満	40m³ 以上	40m³ 未満	計
1	市之代・貝塚・上高井・下高井	20	12	6	2	40
2	野々井・米ノ井・永山・ ゆめみ野 1 ~ 5 丁目	37	5	9	1	52
3	戸頭1~9丁目·戸頭	24	5	8	_	37
4	新取手1~5丁目	9	-	1	_	10
5	西1~2丁目・稲	14	4	5	2	25
6	駒場1~4丁目・寺田・桑原	30	16	10	_	56
7	本郷1~5丁目	9	2	17	4	32
8	白山1~8丁目	7	10	13	4	34
9	新町1~6丁目	9	2	6	_	17
10	井野台1~5丁目・中原町	6	4	8	_	18
11	取手1~3丁目	3	5	4	_	12
12	台宿1~2丁目	3	5	5	_	13
13	東1~6丁目	7	4	3	_	14
14	井野1~3丁目・井野団地	2	_	1	_	3
15	青柳1丁目・青柳・井野・長兵衛新田	22	9	7	2	40
16	小文間	31	12	6	-	49
17	小堀	1	4	1	-	6
18	岡・和田・山王・配松・神住・中内	23	17	6	_	46
19	椚木・藤代・片町・宮和田	21	11	16	2	50
20	藤代・宮和田新田・宮和田	9	2	5	_	16
21	浜田・紫水1~3丁目 上萱場・下萱場・大曲・新川	12	15	1	_	28
22	双葉1~3丁目	5	1	-	_	6
23	小浮気・谷中・毛有・清水	15	6	10	-	31
24	谷中・東観団地・毛有・清水・ 中田・渋沼	14	12	-	-	26
25	光風台1~3丁目・清水	8	-	_	-	8
26	平野・押切・長田・高須・大留・ 神浦	21	18	2	_	41
27	桜が丘1~4丁目	15	-	_	_	15
	合計	377	181	150	17	725

(令和3年版消防年報「水利現有数一覧」より)

(5) 施設及び資機材の点検整備

施設及び資機材の点検整備は、取手市消防自動車等管理規程に基づき行う。 また、その時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める。

(6) 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互応援活動を行うため、消防本部は広域消防相互応援協定による消防 体制の整備を図る。

(7)消防通信施設の整備

火災現場、消防本部並びに各消防署等との間において、迅速かつ的確な情報伝達・指令 等の通信活動の円滑化を図るために、消防通信施設の整備充実を進める。

また、消防本部並びに各消防署等が、震災時災害応急対策活動の中核的防災機関として 有効に機能するため医療機関や警察関係機関等との通信連絡体制の確立を図る。

3 救急・救助体制の強化

(1) 救急・救助活動体制の強化

広域的、又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対し、的確に対処する ため、救急・救助に関する高度な知識・技術をもつ消防隊員の指導・育成に努める。

救急・救助活動体制を強化するため、次の事項について検討する。

① 災害対応救急措置用資機材等の整備

- 高規格救急自動車の整備促進
- ・応急救護所用エアーテントの消防署への配備
- ・消防団施設、防災備蓄倉庫、避難施設、公共施設等への救急用包帯等の外傷処置 材の備蓄
- ② 災害対応救助用資機材の整備
 - ・高度救助用資機材 (ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中 音響探知機) の整備
 - 油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機等の増強を進める。
 - ・消防署への消防隊用救助資機材(大型万能ハンマー、チェーンソー、大型バー ル、ノコギリ、鉄線カッター、大型ハンマー、スコップ、救助ロープ等)の整備
- ③ 救急救命士の計画的な養成
 - ・災害時に救急救護活動を効果的に実施するための救急救命士の計画的養成と職員 の訓練の充実
- ④ トリアージ・タッグの配備
 - ・各消防署に、トリアージ・タッグ(傷病者症状判別票)を配備
 - ・トリアージによる迅速かつ的確な救命活動の確立
- ⑤ 取手市建設業協会等との協力協定の締結
 - ・取手市建設業協会との協定締結による、重機等並びに作業員の派遣協力の確保

⑥ 消防団員の育成強化

・消防団の育成及び強化を図るため、消防資機材の整備、消防体制の確保、団員の 訓練の実施

(2) 傷病者等の搬送体制の確立

迅速な傷病者の搬送を行うため、救急車両、ヘリコプター、民間患者搬送事業者等による救急搬送体制の確立を進める。

① 救急車両

- 消防本部の高規格救急自動車の整備促進
- ・病院等が所有する緊急用車両の活用
- ② ヘリコプター
 - ・自衛隊へリコプター、県防災へリコプター、民間所有へリコプター、茨城県ドクターへリ等による救急搬送体制の確立
 - ・臨時ヘリポートの指定・整備
 - ・臨時ヘリポートと災害現場等との車両による搬送体制の確立
- ③ 民間患者搬送事業者
 - ・民間患者搬送事業者等との協力体制の確立による、多数傷病者の搬送体制の確立

(3)集団救急事故対策

集団的な災害発生に備え、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を実施するほか、 関係機関との連携の実施を進める。

- ① 警察署・自衛隊等、他救助隊との連携強化
- ② 同時多発型災害に対する訓練の実施
- ③ 消防機関と医療機関との連携強化

(4)主要施設の防災体制の強化

学校教育施設、図書館、保健センター等市関連施設及び各事業所においては、各施設に おいて、防災計画、避難計画(マニュアル)等を作成するとともに、防災管理者の設置、 防災訓練の実施及び食糧、飲料水や資機材等の備蓄を行う。

(5)要配慮者に対する救護体制の整備

災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者の安全確保を図るため、必要な事項を検討し、救護体制の整備を図る。

また、自主防災組織、事業所の防災組織等により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

(6) 救急体制の確立

迅速確実な救急業務の遂行に向け、平時から医療関係機関との密接な協調・連携体制の整備を進めるとともに、救急体制・通信連絡体制を確立する。

また、救命率向上を図るため、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成等、救急活動体制の充実を図る。

(7) 救助装備の整備・高度化

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、これまでに増して、迅速・的確な救助が求められることから、より高度な人命救助資機材、多目的救助工作車、救助隊員の安全装備並びに支援装備等の整備を図る。

【県のとる措置】

県は、市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救 出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち救護班または救急隊に引き継ぎを行うため の体制確立を図る。

① 救助・救急情勢の把握

県は、震災時において、県防災へリコプター、県警へリコプター、消防機関または市町村長からの情報等により、要救助者、要搬送者の発生状況、消防、警察等の活動状況等の情勢を把握する。

② 市町村長または消防長に対する指示

知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 38 条の 2 及び災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村長または消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- · 災害防御実施方法
- 他市町村への消防隊員の応援出動
- ・防御用資機材の輸送その他の応援
- ③ 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により 県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ・消防組織法第44条の規定に基づき他都道府県の消防力の応援を消防庁長官に対し 要請する。
- ・自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1)初期消火力の向上

自主防災活動による初期消火力を向上させるため、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消 火資機材の整備を進めるほか、防火用水の確保、風呂水の活用等を地域ぐるみで推進する。

【自主防災組織備蓄品例】

- ① 応急救護資機材の備蓄
 - 担架
 - ・ 救急カバン (医薬品、応急外傷処置材等)

- ② 簡易救助資機材の備蓄
 - ・バール
 - ・ノコギリ
 - 大型ハンマー
 - スコップ等
- ③ 消火用機材
 - 消火器
 - 可搬ポンプ等

【一般家庭】

- ① 応急救急セットの常備
 - ・救急カバン(医薬品、包帯、ガーゼ、応急外傷処置材等)
- ② 防火用水等の常備
 - ・風呂水・ポリタンク
 - ・消火器 ・三角バケツ

【自主防災組織等による救助・救急活動】

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

災害時に初期救出・応急手当を行うため、自主防災組織等による救出資機材の備蓄や調達を行う。

また、市民の自主救護力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。

- ① 自主防災組織等の救出用資機材の備蓄
- ② 住民に対する応急手当等の普及啓発及び自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した訓練を行う

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防法に基づく消防計画(消防法第8条)及び予防規程(消防法第14条の2)の作成義務のある事業所においては、既定計画の震災に関する事前対策、地震時の応急対策、避難対策等の内容を盛り込み、震災時における対策を明示する。

また、消防計画に定める自衛消防訓練を実施し、地震時における自衛消防組織の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び自主防災会等との連携を深め、相互に保有する資機材を活用するなど、自主防災会等との共同初期消火体制を確立する。

第3 医療救護計画

災害時には、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱や医療機関自体の被災状況などにより、被災現場付近において、十分な医療行為の確保ができない場合などが想定される。迅速かつ的確な医療救護に対応するため、平常時より市及び医療機関は医療救護活動対策を検討し、被災時に備える。

■ 対策

1 初動医療体制の整備 (防災関係機関、医師会)

2 医薬品・医療用品等の確保 (福祉部、健康増進部、医師会)

3 医療機関間情報網の整備 (防災関係機関、医師会)

4 医療機関による訓練等の実施 (福祉部、健康増進部、医師会)

5 医療ボランティアの確保 (福祉部、健康増進部、医師会)

■ 内容

1 初動医療体制の整備

市は、災害現場からの負傷者等救出及び症状に応じた救急救命を迅速かつ的確に行うため、取手市医師会その他防災関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を図る。

(1) 医師会との協力

市は、災害時に適切な応急医療を行うため、取手市医師会と協力体制を整え、医師、看護師を病院、救護所に派遣できる体制を整備する。

(2) 医療救護体制の整備

市は救護班、医師会は医師会医療班を編成し、医療救護活動にあたる。

また、市は、震災時に備えて取手市医師会、県、日赤茨城支部等と協議して、災害発生時に迅速な応急医療処置を可能とするため、あらかじめ必要となる医師との緊急連絡体制を整える。

【取手市医師会医療班】

- ① 医師会医療班を編成する。(医師会の定める「救護計画」等による)
- ② 「救護計画」等に基づき応急医療・助産活動を行う。

【市の救護班】

- ① 市(保健センター)は、医師会の要請又は、災害対策本部長(市長)の指示に従い、医師会医療班の補助業務を行う。
- ② 市(保健センター)は、医師会医療班の医療行為の補助、事務的作業の援助、災害対策本部と医師会との連絡調整、必要資機材の調達を行う。

[DMAT] (disaster medical assistant team)

当医療圏の中で、DMAT (disaster medical assistant team)が、取手医師会病院に 1チーム、JAとりで総合医療センターに2チーム待機している。DMAT は、県の要 請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、更に後方病 院への迅速な搬送を担当する。

(3) 傷病者等の搬送体制の整備

被災現場から最寄りの医療機関への一次的な傷病者搬送、後方医療施設への二次的な搬送手段として、消防機関は救急車の整備を進める。

また、遠隔地へ迅速な傷病者搬送に向け、消防等防災関係機関のヘリコプターの確保を進める。

(4)後方医療施設の確保

多数の被災者が発生し、市内の医療機関で対応が不可能な事態、市内の医療施設が被災により使用不可能となる事態を想定し、取手・竜ケ崎地域保健医療圏災害時応急医療体制マニュアル(県竜ケ崎保健所策定)に基づき、筑波メディカルセンター病院救急救命センター及び総合病院土浦協同病院救急救命センターとの更なる協力体制を整える。

① 「県救急医療情報システム」による市内の病院と、市外、県外等との後方医療施設とのネットワーク化及び搬送体制の確立

県はJAとりで総合医療センターを災害拠点病院として指定、次の支援機能を備えている。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能

県指定状況

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地 域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院
"	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
"	水戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院
"	鹿	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 総合病院なめがた地域総合病院
"	土 浦	総合病院土浦協同病院
"	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院
"	取手・龍ケ崎	JA とりで総合医療センター
"	筑西・下妻	県西総合病院
11	古 河 · 坂 東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院

(5) 茨城県の救急医療体制

初期救急医療は市町村単位で、休日夜間急患センターや地域の開業医が当番制で行う在 宅当番医制度病院・診療所で対応している。二次救急医療は入院治療を必要とする重症救 急患者に対応する医療で、県内を11の地域に分けて対応している。三次救急医療(救命救 急センター)は重篤な救急患者を24時間365日体制で受け入れ、高度な医療を提供してい る。

〈救命救急センター(高度救命救急センター含む)の設置状況>

医療センター機関名	所在地	病床数
水戸医療センター	東茨城郡茨城町	30 床
筑波メディカルセンター病院	つくば市	30 床
総合病院土浦協同病院	土浦市	39 床
茨城西南医療センター病院	猿島郡境町	32 床
水戸済生会総合病院	水戸市	22 床
株式会社日立製作所日立総合病院	日立市	24 床
筑波大学付属病院	つくば市	33 床

(6) 医療救護施設の耐震性の確保

県は、医療救護の活動上重要な拠点となる公立病院及び保健所等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。

また、関係医療機関についても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて病院等医療救護施設の耐震診断や耐震改修に努めるものとし、国及び県はこれを支援する。

(7) ライフライン施設の代替設備の確保

① 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、 病院においては、自家発電装置について 48 時間程度の電力供給が可能な燃料タンクの増 設と、冷却水の確保を図る。

県は、病院に対して燃料補助タンクの増設を促進する。

② 災害用井戸等の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院に おいては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽(貯水槽)を強化すること により、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。

県は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化を促進する。

2 医薬品・医療用品等の確保

市は、病院に対して災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、被災者等の治療に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、医薬品、医療用品等の販売業者と協力協定の締結に努める。

(1) 医薬品、医療用品等の備蓄

医師会病院等のほか、市においても、市役所(防災活動拠点)、防災備蓄倉庫、地区活動 拠点となる小・中学校には、災害対策用医薬品セット等を配備するとともに、医薬品の調 達のため県医薬品卸業組合と応援協力協定の締結に努める。

また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。

(2) 取手市医師会、県医薬品卸業組合等との連携

防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する 医療品・薬品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努め る。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結に努め、それぞれの専門的技術の提 供を依頼する。

3 医療機関間情報網の整備

災害時等の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療機関相互の情報ネットワーク の確立を図る。

4 医療機関による訓練等の実施

災害時における様々な条件下での医療行為を想定し、防災訓練等を実施し、医療関係者の防 災意識と知識向上を図る。

(1)病院防災マニュアルの作成

各医療機関は、災害時に病院が遭遇する様々な状況に応じて、防災体制、災害時の応急対策、現入院患者への対応策並びに患者の受け入れ対応策等を示した病院防災マニュアルを作成する。

(2) 防災訓練の実施

平常時から病院職員及び地域住民等に防災意識の普及を図るとともに、病院職員に対し、 病院防災マニュアルの周知徹底に図り、防災訓練を定期的に実施する。

5 医療ボランティアの確保

医療ボランティアを受け入れるため、医師会等医療関係団体は、医療ボランティアの受入窓口の機能を備えておく。

県は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、あらかじめ医療ボランティアの担当窓口を設置する。

【設置場所】

・取手北相馬保健医療センター医師会病院

第4 被災者支援のための備え

避難所の避難者のうち、災害により住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要であり、避難所施設の指定及び整備を行う。

また、住宅の被災や流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合などには、食糧、生活 必需品、飲料水などの生活救援物資の迅速な供給が必要であり、災害発生直後から被災者に対 して食糧、生活必需品及び飲料水を円滑かつ迅速に供給するため、物資の備蓄並びに調達体制 の整備を図る。さらには、避難所での感染症の予防対策として、トイレへの手指消毒薬の設置 や食事のときなどの手の消毒、トイレの衛生管理などを行う。

■ 対策

1 避難場所の指定 (総務部、県)

2 避難所の指定 (総務部、県)

3 避難場所・避難所の整備及び周知 (総務部)

4 避難所の管理運営 (総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部、教育委員会)

5 避難及び誘導の体制 (市関係各部、警察署、消防本部、

自主防災組織)

6 食糧、生活必需品の備蓄体制の整備 (総務部、県、関係機関)

7 食糧、生活必需品の供給体制の整備 (総務部、県、関係機関)

8 応急給水体制の整備 (まちづくり振興部、県、関係事業者)

9 ごみ・し尿処理体制の整備 (まちづくり振興部、県、関係事業者)

■ 内容

1 避難場所の指定

(1)避難場所の役割及び機能

避難場所は、延焼火災、土砂災害、及び建物倒壊等から避難者の生命と身体を保護する 重要な役割を担う。

また、避難場所は、地域ぐるみの防災活動の拠点としての機能や地域への情報伝達の拠点としての役割も担っている。

(2) 避難場所の指定

避難場所は、施設のオープンスペース(校庭、駐車場など)とする。避難場所の具体的な位置については、第3章震災応急対策計画 第4節避難対策 第1避難計画 5避難場

所避難地区の割り当て(194~195ページ)を参照する。避難場所については、適宜見直しを行い常に市民へ周知する。

また、発災に際して避難する際、それぞれ該当地域の避難場所とするが、避難経路等の被害の状況に応じて、該当地域外の避難場所等のオープンスペースに応急避難する。

【隣接市町村への連絡】

小堀地区で取手市域内への避難が困難となった場合については、我孫子市との災害時相互応援に関する協定書に基づき、直ちに、我孫子市長に連絡し、円滑に避難できるよう対処する。

【県が実施する避難施設整備】

県は、市町村が行う避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

2 避難所の指定

(1) 避難所の指定及び整備内容

避難所は、被害の状況、り災者の状況により地区活動拠点に設置するものとし、地区拠点だけでは対応できない場合には、被災地区付近の小学校、中学校及び高等学校を基本として設置する。原則として、小学校は体育館、中学校及び高等学校については、体育館及び武道場とする。また、平常時から避難所においては、随時、災害時のための設備及び物資等の備蓄に努める。

なお、大規模災害により、市域内の避難所での収容が困難となった場合に備え、県内市 町村と締結した災害時等の相互応援に関する協定に基づいて、他市町村に避難者の収容依 頼を行う。

【避難所決定の目安】

- ① 避難所は、被災者の住宅が復旧されるまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居するまでの一時的な生活の場所となるものである。
- ② 可能な限り、現住地の最寄り場所となるよう努める。
- ③ 被災者のよりよい居住条件とプライバシーを守るため、事情が許す限り、大部屋 的な施設利用は極力避ける。
- ④ 避難生活が長期化することを踏まえて、男女それぞれが共同で生活できるよう、 十分な配慮をする。

開設する避難所は、前記の4点に留意しながら、災害の状況に応じて指定する。

【避難所の確保支援】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について指導する。

また、市町村が行う避難所の確保を支援する目的で、市町村からの要請に基づき県有施設やゴルフ場等を活用した体制づくりを推進する。

(2) 避難所の耐震性の確保

避難所に指定されている学校施設等については、その安全性の確保のために耐震性が求められる。平常時より、公共建築物等、特に昭和56年以前に建築されたものについて、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震のための補強及び改築に努める。

(3)要配慮者に配慮した避難所への誘導

自己の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳 幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者に対 して、適切な避難誘導を実施するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時 から、次の事項等に留意した避難誘導体制の整備に努める。

- ① 要配慮者の実態把握を行う。
- ② 避難経路の選定を行う。
- ③ 避難誘導責任者及び援助者の選定を行う。
- ④ 外国人や旅行者等土地不案内者への避難所・避難路等の周知対策を行う。
- ⑤ 夜間及び休日等における避難誘導体制の整備を行う。

(4) 避難施設機能の強化

予め指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

- ① 必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備を整備する。
- ② 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、災害用トイレ、マット、貯水槽、井戸等の避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備を整備する。
- ③ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手するのに必要な機器を整備する。
- ④ 炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制を整備する。
- ⑤ 飲料水の給水体制を整備するとともに、給水車を配備する。
- ⑥ 要配慮者や男女双方の視点等に配慮した資機材を配備をする。

(5)避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、あらかじめ避難所に必要な食糧及び飲料水の備蓄並びに資機材等を整備する。主なものは、次に示す通りである。

【備蓄品の例】

- ① 食糧(アレルギーに配慮したものも含む)、飲料水、粉ミルク
- ② 生活必需品(災害用トイレ、トイレットペーパー、生理用品、石鹸、消毒液、マスク、虫よけなど)
- ③ テレビ、ラジオ
- ④ パソコン等通信機材

- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備(非常用発電機を含む)、暖房機器
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材
- ⑩ 物資の集積所
- ⑪仮設の小屋、又はテント
- ⑫ 工具類
- (13) 段差の解消や表示の外国語併記

【被災者情報システム整備】

県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村が行う避難所の備蓄物資の整備を促進していくものとする。

また、市は、避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システムを整備するものとする。

(6) 避難所の鍵の保管等

避難所に予定している施設の鍵については、マスターキーを各施設管理者及び総務部が保管するなど、その管理体制を確立する。また、平常時から訓練を実施し、開設事務の習熟に努める。

3 避難場所・避難所の整備及び周知

(1) 避難場所・避難所周辺の安全確保

避難場所・避難所について、安全に避難し一定期間避難生活を送ることができるよう、 平常時より現況調査、安全の点検を行い、必要に応じて適宜見直しを図る。

(2)誘導標識等の整備

既に設置済みの誘導標識、避難場所・避難所標示板について、見やすく分かりやすい標識とするために、適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて増設を進める。

(3)避難場所・避難所位置図の整備と周知

避難場所・避難所の位置図は「避難場所」・「避難所」の配置を地図上に示し、地理に不 案内な人、また、施設の所在を承知する人に対しても「避難場所」・「避難所」としての周 知を図る。

また、避難場所・避難所位置図は、市役所等で常時配布可能な体制としておく。

さらに、市広報、市ホームページ等により定期的に避難場所・避難所の位置について住 民への周知徹底を図る。

4 避難所の管理運営

避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営マニュアルの周知に努める。

(1)情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、食糧・飲料水等生活物資情報等を、復旧期には教育や仮設住宅情報等、生活再建に向けての情報など、ニーズに適切に対応できる情報提供のあり方を事前に整備しておく。

(2) 食糧、飲料水、生活物資の供給

食糧、飲料水、その他生活物資の供給にあたっては、避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がける。特に、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧期には健康保持や避難者ニーズの多様性にも配慮した供給に努める。

(3) 保健衛生(トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分)

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の衛生環境整備を図るため、災害用トイレ、感染症の予防対策、簡易入浴施設の準備、ごみの処理方法等、季節を考慮した対応に努める。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討するとともに、保健師の配置等避難者のメンタルケア対策を考慮した避難所の運営を図る。また、男女のニーズの違い等に配慮した環境確保に努める。

(5) 要配慮者に配慮した対応

平常時から地域内の要配慮者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の 提供や避難所生活について十分配慮し、保健師等による巡回健康相談を実施するとともに、 速やかに要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。

5 避難及び誘導の体制

(1) 基本的な考え方

大地震が発生し、広域的な延焼火災に進展した場合等の避難誘導体制については、次のような考え方に基づいて整備を進める。

【基本的な考え方】

① 広域的な災害による避難の指示が出された場合、市民は自主防災組織や自治会・ 町内会が定めた一時避難場所(身近な小公園などのオープンスペース)に、一時的 に集合して、安全を確保しながら秩序ある避難体制を整えた後、最寄の避難所に避 難する。ただし、災害の状況や一時避難場所の確保が困難な場合は、自ら直接安全 な避難場所に避難する。

- ② 広域的な災害による避難の指示が出された場合、市はあらかじめ避難場所に職員を派遣し、警察署及び消防本部の協力を得て、避難場所への誘導を行う。
- ③ 警察署は避難経路等の要所に誘導員を配置し、避難誘導にあたる。また、避難の指示に従わない者に対しては、説得して避難するよう指導する。
- ④ 消防本部は避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防隊の運用を勘案して、最も安全な方法を市長、警察署等関係機関に通報する。また、避難の指示が出された時以降の消火活動は、避難経路の安全を最優先して、その確保に努める。
- ⑤ 市、警察署、消防本部、自主防災組織等の団体及び市民は、障害者や高齢者等要 配慮者については、早めに避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に 努める。

(2) 市の対策

① 避難誘導体制の整備

自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等と情報を共有し、被災状況に応じ、情報収集に努め、地域ごとの被災状況を迅速に把握し、適切な避難誘導を図る。そのため、防災関係機関・隣接市町等との連携や体制の整備を進める。

- ② 避難道路の安全化
 - ・避難経路を火災から保護するため、避難経路となる道路に面する建物の不燃化を 促進する。また、市民による初期消火体制の充実並びに強化に努める。
 - ・地震による建物倒壊等の危険性がある場合には、建物や橋梁の利用を避け、余震 による落下物、切断電線等、路上の障害物等に注意して行動するよう指導する。
- ③ 避難先の安全確保
 - ・避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の管理、災害時の運用方法についてあらかじめ協議を行う。
 - ・避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民を避難所へ安全に避難誘導するため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。
- ④ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所に防災行政無線、防災 ラジオ等の通信手段の配備を進める。

⑤ 防災マップの作成配布

避難経路、危険箇所等を記載した防災マップの作成を行い各世帯に配布する。な おマップは定期的な見直しを図る。

(3)取手警察署の対策

- ① 避難誘導体制の整備
 - ・大規模地震が発生した場合は、速やかに署員を動員し、総力をあげて、管轄区内 の市民の生命、財産の保護にあたり、被災地における治安の維持回復を図る。
 - ・災害発生の初期においては、被災者の避難誘導、負傷者の救出等人命の保護に尽力する。

- ・避難誘導については、署員を派遣して、誘導経路の要となる地点及び不特定多数 の人が参集する地点等に重点配置し、市、消防機関等の関係機関と連携して、市 民及び来街者の避難場所への円滑な誘導を行う。
- ・あらかじめ、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法の整備について、調査研究し、災害時に備える。
- ② 自動車による避難禁止の周知徹底
 - ・道路の損壊や信号機の故障等により、道路機能が麻痺する等の事態が予想される ことから、大規模地震発生時の車両による避難を禁止するなどの措置を講ずる。
 - ・避難者が円滑に避難できるよう、走行中の車両を左側に寄せて停車させ、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保する。
 - ・平常時から広報活動を通じて、運転者に「大地震、火災時の運転者の心得」の周知 徹底を図る。

【運転者の心得】

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- ② 停止後は、カーラジオ等により火災情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて避難行動をとる。
- ③ 車両を置いて避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- ④ 避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所には、駐車しない。
- ⑤ 避難のために車両を使用しない。

(4)住民と自主防災組織の対応

住民及び自主防災組織は避難に対し、以下の点に留意する。

- ① あらゆる事態に備え、自力による避難行動力の向上に努める。
- ② 災害時の安全な避難誘導のために必要な人員の確保に努める。
- ③ 地域の実情に即した必要な資機材を日頃より検討し準備する。

(5)要配慮者の避難の対応

市及び防災関係機関は、災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が不十分な障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者が安全に避難できるよう、次のような配慮を行う。

- ① 災害発生直後、市の支援体制が整うまでの間は、避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画を含む)に基づき、地域における市政協力員、自治会・町内会、民生委員及び自主防災組織及びボランティア等が、それぞれ協力し合い安全な避難所へ誘導する。
- ② 市は、避難所での避難生活が過度のストレスとなることから、健康管理上、保健・精神面に留意しながら、できるかぎり速やかに福祉避難所での生活が送れるように配慮する。

6 食糧、生活必需品の備蓄体制の整備

災害時に備えた食糧・飲料水、生活必需品については、公的備蓄と流通備蓄を念頭に、防災活動拠点、地区活動拠点を中心にあらかじめ備蓄する。

(1)公的備蓄

市は、避難生活等において必要不可欠な生活必需品の公的備蓄を行う。この場合、アレルギー対策及び男女の性差に十分配慮して備蓄する。

【公的備蓄の内容】

① 備蓄品目

- ・アルファ米 (アレルギーに配慮したものを含む)、飲料水等
- ・毛布、ビニールシート、ポリ容器等
- ・品目については、要配慮者及び男女の性差を考慮した選定、更新を行う。

② 備蓄場所

・市役所、藤代庁舎、取手市役所分庁舎、取手ウェルネスプラザ、旧小文間小学校、取手小学校、取手第二中学校、戸頭中学校、久賀小学校、椚木消防署宮和田出張所、前田建設工業株式会社、旧戸頭西小学校

(2)流通備蓄

市は、市内及び近隣市町村の小売業者等の協力を得て、『災害援助に必要な物資の調達に関する協定』の締結や、『災害時に支援いただける事業所等の募集の事業』を進めることで、食糧品及び生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報の連絡体制の確保に努める。

【流通備蓄】

- ① 食糧、飲料水
- ② 生活必需品(災害用トイレ、トイレットペーパー、生理用品、石鹸など 男女の性差に配慮)
- ③ テレビ、ラジオ
- ④ 通信機材
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備(非常用発電機を含む)、暖房機器、洗濯機
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- 9 救護所及び医療資機材
- ⑩ 物資の集積所
- ⑪ 仮設用の小屋又はテント
- 12 工具類
- ③ その他救援活動に必要となるもの

(3) 事業所及び一般家庭における備蓄

災害発生直後において、物資を必要とする市民等に供給できない事態も想定される。そのため、市は事業所や一般家庭において自己防衛のため、公的援助体制が整うまでの間、必要とする食糧、飲料水、生活必需品等をあらかじめ備蓄するよう普及啓発に努める。

【事業所・市民に対する普及啓発】

- ・事業所及市民が、災害時に必要とする食糧や飲料水を含めた生活必需品の備蓄に 努めるよう、市広報紙、市ホームページ、パンフレット等で普及啓発を図る。ま た、防災訓練その他のイベント時を利用しての啓発を行う。
- ※食糧備蓄量=1人1日(3食)×3日間分(推奨1週間分)
- ※飲料 水=1人1日 3リットル×3日間分(推奨1週間分)

(4) 県の備蓄・調達体制

県は災害時における市町村で必要とする備蓄品の確保が困難になった場合に備え、非常 用食糧及び飲料水の計画的な備蓄・調達体制の整備を行う。なお、県の備蓄形態は、公的 備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とする。

7 食糧、生活必需品の供給体制の整備

市は、災害時に備蓄食糧や生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、あらかじめそれらの供給体制を整備する。

(1)食糧の供給体制

市は、災害時において、り災者に供給する米穀、クラッカー、飲料水等の買い受けを円滑に行うため、生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他小売販売業者等と協議して協力を得るとともに、物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

協定締結小売販売業者

カスミ、マスダ、若しば、 セブン - イレブン・ジャパン、西友、ミスターマックス

【関係機関との協力】

市は、備蓄食料について十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(2) 生活必需品の供給体制

市は、生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、供給体制を整備する。 【市の調達順序】

- ① 公的備蓄による供給
- ② 流通備蓄による供給
- ③ 県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等からの調達・供給

【調達物資】

① 寝 具 :毛布、布団等

② 日用雑貨 : 石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、

バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウエットティッシ

ュ、紙おむつ、乳首、消毒剤、化粧品、ベビーバス等

③ 衣料品:作業着、下着、靴下、運動靴等

④ 炊事用具 :鍋、やかん、缶切等

⑤ 食 器 類 :箸、スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等

⑥ 光熱材料 : ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ、卓上ガスコンロ用

ガスカートリッジ等

⑦ その他 :ビニールシート、災害用トイレ、暖房機器等

なお、品目については、要配慮者及び男女の性差を考慮した選定・更新を行う。

【県備蓄体制】

県は、災害時における市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所 生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄を行うほか、日常生活に必要となる各種の生活 必需品の調達体制の整備を行う。

(3)調達物資の輸送

食糧及び生活必需品の調達は原則として、事業者が防災活動拠点、地区活動拠点まで輸送する。

ただし、事業者による輸送が困難な場合は、市が車両を調達し緊急輸送を行う。また、 市はあらかじめ事業者に対して電話、無線又は使送により物資の搬入先を連絡する。

・車両等の調達体制の明確化と職員への周知徹底

(4)調達物資の供給場所

調達物資の給(貸)与は、原則として災害対策本部、地区活動拠点にて行う。

また、地区活動拠点以外に避難所が設置された場合は、市、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力により防災活動拠点、地区活動拠点から物資を搬入し、その避難所においても給(貸)与を行う。

8 応急給水体制の整備

市は、県南水道企業団と協力し、生命維持の観点から最小限必要な飲料水を最優先して確保 し、あわせて必要最小限の生活用水の確保と給水体制等の整備について万全を図る。その場合、 必要に応じて給水車の派遣も要請する。なお、県南水道企業団は、構成する市に対して少なく ても1台の給水車を確保しておく。

(1) 市の応急給水体制

市は食糧品等との備蓄と併せて、飲料水の備蓄を進める。また、市内の事業所とあらかじめ協定を結び、必要に応じて事業所の保有水を飲料水として給水する。

① 飲料水の備蓄目標量

- ・水 (ペットボトル):1.5及び2リットル ×17万5千本
- ·飲料水兼用耐震性貯水槽:100t×4基
- ・災害支援協定事業所(キリンビール株式会社取手工場):10,000t 以内
- ② 備蓄場所

飲料水の備蓄は、被災地への搬送、備蓄倉庫自体の被災等を考慮して分散備蓄を 進める。

- (1) 水 (ペットボトル)
 - ・市役所、藤代庁舎、取手市役所分庁舎、取手ウエルネスプラザ、取手小学校、 取手第二中学校、戸頭中学校、久賀小学校、椚木消防署宮和田出張所
- (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽
 - 市役所本庁舎敷地内
- 北浦川緑地内
- ・とがしら公園内
- 旧小文間小学校内
- ③ 給水体制
 - ・防災備蓄倉庫等に備蓄されている飲料水 (ペットボトル等) については、市が避難所等において、配布供給する。
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽は、それぞれの場所にて給水する。
 - ・市及び県南水道企業団はポリ容器等を備蓄し、断水時の飲料水及び生活用水の配 水体制の整備を進める。
- ④ 応急対策支援における留意事項
 - ・医療施設、避難所、福祉施設等の施設については、優先的に支援を行う。
 - ・施設復旧の手順及び方法を共有する。

(2) 県南水道企業団の応急給水体制

県南水道企業団は、あらかじめ応急給水・応急復旧の行動指針として「災害応急対策マニュアル」等を定める。

定めておくべき事項は次のとおりとし、職員に周知徹底を図る。また、水道施設について、その耐震化の推進状況等の変化に応じて見直を行う。

① 応急対策マニュアルに定めておくべき内容

〈必要手順の明確化〉

・緊急指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所、指揮 命令との連絡に必要な手順等を定めること。

〈外部支援者に期待する役割とその受入体制〉

- 集結場所、駐車場所、居留場所
- ・職員と支援者の役割分担と連絡手段

〈住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容〉

- ・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
- ・地震規模に応じた断水期間における飲料水の備蓄の量、その水の水質保持の方法 〈支援要請時の留意事項〉
 - ・県及び他の都道府県域からの支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する 支援要請を行う場合の手順を定めること
 - ・他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項について定めること
- ② 戸頭配水場貯水量
 - · 1号配水池 3,000 ㎡
 - 2号配水池 5,960 ㎡
 - · 3号配水池 4,900 ㎡

計 13,860 ㎡

③ 藤代配水場貯蔵量

5,800 m³

④ 給水用資機材の配備状況

災害により水道施設の破損や供給が不能となった場合に、施設の早期復旧、応急給水活動が行えるよう応急給水資機材の備蓄・更新、調達体制の整備を図る。

応急給水資機材の保有状況

資機材の内容	数量	場所
給 水 車	3 台	県南水道企業団
ポリ容器	20 リットル用 45 個	戸頭配水場
給水用ポリ袋	10 リットル 2,000 個	戸頭配水場
給水用ポリ袋	10 リットル 1,000 個	藤代配水場
仮設給水装置用エンジンポンプ	1台	戸頭配水場
仮設給水装置用ホース	1式(3本)	戸頭配水場
仮設給水装置用給水(蛇口)スタンド	1式	戸頭配水場

(3) その他の水の確保体制

災害時には、必要に応じて次のような水利を利用する。また、浄水処理をし、飲料用に 使用するため、水質検査が行える検水体制を確立する。

①各家庭の井戸水を利用する「災害時協力井戸」(21カ所)

設置場所は次のとおり

- ・野々井56番地2・小文間4094-1(西方公民館)・井野地内
- ・青柳地内 ・小堀 3906 ・米ノ井 70-5・稲 1396(ふれあい農園内) ・米ノ井 386-3(米ノ井集会所) ・本郷 2-12-6(店舗敷地内) ・宮和田 1180-30 (南町集会所) ・稲 1128-8 ・新取手 1-28(農園内)・戸頭 3-9-12 ・稲 1416(共同住宅敷地内) ・ゆめみ野 4-11-8
- ·新町 5-12-10 · 井野台地内 · 藤代地内 · 本郷 5-4-21 · 白山 6-20-19 · 取 手地内
- * 災害時協力井戸においては、毎年実施する水質検査の結果により、飲料水と生活用

水を使い分ける。

②広域避難所及び取手市営市民農園に設置してある井戸を利用する。「災害時対応井戸」(7カ所)設置場所は次のとおり

〈広域避難場所〉

• 稲戸井調節池内硬式野球場

〈ふれあい農園〉

- ・ふれあい農園野々井1 ・ふれあい農園野々井4
- ・ふれあい農園小文間 ・ふれあい農園宮和田 ・ふれあい農園下高井
- ・市之代農業ふれあい公園
- ③各事業所における保有水
- 4)防火水槽水

(4) 市民、事業者等における備蓄の推進

災害時においては、水道管等の損壊により給水が寸断される可能性が高く、生活に支障をきたす恐れがある。そのため、各家庭、事業所等において災害時の飲料水として備蓄に努める。

また、市は各家庭や事業所において備蓄に努めるよう、市広報紙、市ホームページ、パンフレット等で普及啓発を図る。

【備蓄目標量等】

〈飲料水備蓄量=3リットル×人数×3日~5日分〉

- ① 各家庭においては、ポリタンク(18 リットル)またはペットボトル等に備蓄し、こまめに取り替える。
- ② 風呂の残り湯をとっておく
- ③ 洗濯機に水をためておく

(5)協力体制の整備

一般家庭において、災害時の被害を最小限にとどめるため、近隣住民がお互いに協力し あい、地域全体で日頃から災害に備える。

そのため、市は、市民及び自主防災組織、自治会・町内会等に対して、貯水及び給水に関する知識・技術の啓発を行い、災害時にはスムーズな給水活動に努める。

また、県南水道企業団指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

【県給水供給体制】

県は、避難所またはその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を行う市町 村に対し助成を行う。

9 ごみ・し尿処理体制の整備

災害時には、建物の倒壊や焼失、ごみ・がれきが大量に発生することが予想される。また、 下水道の使用ができなくなることや、被災者の避難所生活に伴い「し尿」が避難所を中心とし て大量に発生することが予想されるため、市は大規模災害時のごみ・し尿処理体制の整備を進める。

(1) ごみ最終処分場等の施設確保

現在、市から排出されるごみは、常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センターで、焼却処分されている。

焼却灰は民間の処分場に搬入され、埋立処分されているが、搬入量の制限や処分料の高額化等の問題を抱えているため、常総地方広域市町村圏事務組合との連携を図る中で、大規模地震災害時、大量に発生することが予想されるごみ・がれき等の最終処分施設の確保に努める。

(2) ごみの搬送体制の確立

ごみの搬送は、現在行われているごみの収集体系にあわせて、次のとおり実施する。

【ごみの搬送】

〈家庭系一般廃棄物〉

• 現況委託業者

〈事業系一般廃棄物〉

- ・事業所自らの搬送
- ・許可業者による搬送

〈がれき等廃棄物〉

・新たに協力要請する業者

【ごみの集積場所】

〈家庭系一般廃棄物〉

・平常時のごみ収集場所

〈事業系一般廃棄物〉

- •一時的集積場所 (仮置場)
 - →あらかじめごみ集積場所、ごみ分別場所を定めて置く

〈がれき等廃棄物〉

- •一時的集積場所(仮置場)
 - →あらかじめごみ集積場所、ごみ分別場所を定めて置く

(3) ごみ処分方法の各家庭への事前 PR

大量に発生するごみを迅速に収集・処理するため、各家庭、事業所において、ごみの分別・排出抑制を行うよう事前に周知を図る。

特に有害ごみ・危険ごみの分別は、円滑なごみの収集・処理、及びごみステーンョン周辺の環境への影響等から十分に注意を払う必要があるため、市広報紙や市ホームページ、防災イベント等により各家庭、事業所等に対し事前にPRを進める。

- ① ごみの処分方法について、市広報紙、市ホームページ、チラシを作成し配布する。
- ② 防災イベント等により各家庭、事業所に事前PRを徹底する。

(4)災害用トイレの整備

災害時に、避難場所、避難所及び下水道施設が使用できなくなった地域等に災害用トイレを配備できるよう、あらかじめレンタルまたは備蓄の両面から対応しておく。

また、災害用トイレの整備と並行して、素堀応急トイレを設置するため、県、保健所と 連携を図りながら、素堀用資材の整備、素堀応急トイレの仕様の作成、資材の種類、数量 の把握、消毒方法を検討する。

(5) 搬送・管理体制の確立

避難所等の災害用トイレを設置した場合のし尿処理は、優先的に行う必要があるため、 あらかじめ、下水道組合やし尿処理委託業者等と連携を図り、搬送方法、搬送手段、管理 体制等を整える。

また、収集搬送したし尿の処理についでは、県、保健所、下水道組合、し尿処理委託業者等と協議して予備の貯留槽の設置、近隣市町処理場への応援依頼等、適切な処理方法の検討を進める。

(6) 資機材の確保

大規模地震災害等に備え、必要資機材の備蓄を進めるとともに、県、近隣市町村、民間事業者、レンタル会社等から収集車両、バキュームカー、災害用トイレ、携帯用便器、し尿の暫定処理のための資機材、高齢者や障害者にも使いやすいトイレ等の調達体制の確立に努める。

(7)近隣市町村、民間事業者等との協力体制の整備

市は、県、近隣市町村及びその他の民間業者の協力を得て、ごみ・がれきやし尿の発生量に応じた処理ができる体制の整備を図る。

(8) アスベスト・危険物対策

アスベストや危険物が含まれている場合は、常総環境センターとの連携を図りながら、 適切な対処を構ずるものとする。

第5 要配慮者の安全確保のための備え

要配慮者とは、災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等を対象とする。近年の災害事例においては要配慮者が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。

■ 対策

1 社会福祉施設等の安全体制の確保(総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部)

2 避難行動要支援者避難支援チームの設置 (総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部、自主防災組織)

- 3 避難支援プラン策定のための情報収集(市関係各部、防災関係機関)
- 4 避難支援計画の具体化

(市関係各部、防災関係機関)

- 5 要配慮者への緊急通報等 (総務部、福祉部、健康増進部、消防本部)
- 6 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備(総務部、福祉部、健康増進部)
- 7 要配慮者に対する防災対策の充実(総務部、福祉部、健康増進部、

自主防災組織)

8 外国人に対する防災対策の充実 (総務部、福祉部、健康増進部)

■ 内容

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

社会福祉施設の施設管理者は、要配慮者の安全の確保に向けて、社会福祉施設の防災力を高めるため必要な対策を推進する。

(1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

① 緊急連絡体制の整備

〈職員招集のための連絡体制の整備〉

・施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

〈安否情報の家族への連絡体制の整備〉

・施設管理者は、災害時に、入所者・利用者の安否を確認し、職員及び入所者・利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

- ・施設管理者は災害時における避難誘導のため非常口等避難路を確保し、入所者・ 利用者を、避難所へ安全かつ迅速に誘導し、移送するための体制を整備する。
- ③ 施設間の相互支援システムの確立
 - ・市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時の施設の建物が損壊した場合には、入所者・利用者を他の施設に一時的に避難させたり、職員同志が応援する 等、地域内の各施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。
 - ・施設管理者は、これに伴い他の施設からの避難者の受け入れ体制の整備を行う。
- ④ 社会福祉施設等の耐震性の確保
 - ・施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震改修に 努める。
- ⑤ 食糧、防災資機材等の備蓄
 - ・施設管理者は、食糧については最低3日分、物資等については以下に示す物を3日分程度備蓄することに努める。
 - また、県及び市は要配慮者の避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。
 - ・非常用食糧(アレルギー等への配慮、特別食を含む)、飲料水、常備薬、介護用品、照明器具
 - ・熱源・移送用具(担架、ストレッチャー等)

(2) 災害情報伝達体制の整備

災害の発生又は災害の発生の恐れがあるときは、安全かつ速やかな避難行動がとれるよう、社会福祉施設等と市において緊急連絡体制の整備を図る。

2 避難行動要支援者避難支援チームの設置

市は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、各地区において近隣住民による「避難行動要支援者避難支援チーム」を設ける。チーム員は、平常時にあっては各地区ごとに避難行動要支援者とのコミュニケーションをとり、災害直後にあっては安全な避難所に緊急的に誘導する役割を持つ。その後速やかに、市は、チーム員によって一時的に避難した避難所から、さらに被災者にとって高い機能を持つ福祉避難所等に誘導する。

チームの編成にあたっては、上記の自主防災組織等、地域の自主防災活動を展開する市民との協力体制を考慮するとともに、市福祉関係機関やこれに従事する者などの協力を得て行う。 具体的には、避難支援プラン(個別計画)等を作成し、これを基に避難支援活動を実施する。 また、福祉関係者に対する防災研修等の定期的な実施を検討する。

3 避難支援プラン策定のための情報収集

市は避難支援プランを策定するために、個人情報となるデータに配慮しながら、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成する。

作成した名簿情報は、福祉関係部局及び防災関係部局との連携により、消防団員・警察等の 救援機関、自主防災組織、避難支援者等に提供し、避難行動要支援者の安否確認及び安全な避 難活動のために活用する。

4 避難支援計画(個別計画)の具体化

福祉部及び防災関係部局は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者が避難する際、どのような支援が必要かを見極め、避難行動要支援者一人ひとりに対しての支援者の人数や救援に際しての優先順位及び市、社会福祉協議会、自主防災組織その他防災関係機関等の役割等、具体的な対応策を含む個別計画を策定する。

5 要配慮者への緊急通報等

市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報伝達のマニュアルを作成するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努め、特に高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムへの加入を促す。

6 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者等を考慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

7 要配慮者に対する防災対策の充実

(1) 近隣住民のコミュニティーづくり

地区住民は、災害時において緊急に避難する際は、近隣住民の助け合いによる避難行動 が重要となるため、平常時から地域活動を通じ、要配慮者本人及び家庭等とのコミュニケ ーションづくりに努める。

- ① 避難場所・避難所、避難方法等、市広報紙、市ホームページ等でPRに努める。
- ② 日常の様々なイベント、地区活動による地域コミュニケーションの強化に努める。

(2) 福祉避難所(要配慮者用避難所)

避難所における避難生活は、要配慮者にとって、また、その介護者や保護者にとって身体的、精神的負担が多くなるため、市は、要配慮者のために必要に応じて一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を指定する。

特に重介護を必要とする方については、市内の介護事業者と福祉避難所指定について協 定締結に努め、福祉避難所として指定を行う。

また、福祉避難所では、高齢者や障害者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を 行う。さらに、障害者等の生活の支援対策として、ボランティア団体に対し人材の派遣要 請を行う。

8 外国人に対する防災対策の充実

市内に在住する外国人の安全確保のために、必要な対策を推進する。

(1) 防災知識の普及・啓発

日本語を解さない外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、 外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関を通じて配布を行い、 防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、パソコン通信等の広報媒体を利用し、 生活情報や防災情報等日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努め る。

(2) 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に 努める。

- ① 総合防災訓練へ参加の呼びかけ
- ② 外国語を使った訓練の実施
- ③ 日常のコミュニケーションによる近隣住民との連携強化

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

災害時に、外国人が円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

・ボランティア受入のための「担当窓口」を、秘書課または市社会協議会に設置する。

(4)誘導標識、避難所案内板等の設置

日本語を解さない外国人や地理に不案内な市外からの来訪者等の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう検討する。

また、広報活動等についても、外国語を用いて実施すること等を検討する。

(5) 災害時ヘルプカードの携行促進

県及び市は、外国人が被災した場合、本人確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、 外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先等を記載する災害時へルプカードを 配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

9 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発と防災訓練の実施

(1) 防災知識の普及啓発

要配慮者、その介護者・保護者及び避難時の支援者などを対象に、パンフレット・チラシの作成配布並びに防災関係者向けに防災行動マニュアル等の整備を行い、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 防災訓練の実施

要配慮者の避難・誘導・保護に際しては、それぞれ個別の条件にあった多様な支援が必要となる。そのため普段から支援者も含めた課題の把握が不可欠であるため、防災訓練を実施して、災害時における対応力の向上を図る。

第6 帰宅困難者に対する備え

災害時には通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを 余儀なくされる人々が発生することが予想される。市は、これら帰宅困難者に対し、関係する 防災関係機関、事業所等と連携して各種の対策を講ずる。

■ 対策

- 1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発 (総務部)
- 2 事業所における帰宅困難者対策の推進 (総務部、関係事業所)
- 3 学校における帰宅困難者対策の推進 (教育委員会)
- 4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策

(都市整備部、関係事業所)

5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進

(総務部、まちづくり振興部、関係事業所)

6 道路走行中運転者等の帰宅困難者対策 (総務部、関係事業所)

■ 内容

1 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発

東北地方太平洋沖地震の発生時には、常磐線が不通となり取手駅周辺に帰宅困難者が行き場を求めて集中し、徒歩での帰宅が避けられなくなる事態となった。

この教訓を受けて、市は、避難所等の情報、鉄道等の交通機関の運行状況や復旧予定の情報 について、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に情報提供できる体 制の整備を図る。

また、日頃からの周辺地域の防災情報や避難施設の位置確認等を行い、災害発生時の準備等、個々の危機管理姿勢についての意識啓発を図る。特に事業所、学校等における食糧、飲料水、毛布などの備蓄の推進について啓発・周知する。

また、帰宅が困難となった場合、無理に帰宅せず各事業所又は各学校等にとどまり待機するか、事業所の場合災害時の行動指針に従って情報収集にあたるなど、防災活動の一翼を担いながら、帰宅への道路・交通機関の復旧を待つよう啓発・周知する。

2 事業所における帰宅困難者対策の推進

地震発生当日に帰宅することが困難な場合は、事業所等に留まり事態の推移を見守る等の行動が予想され、食糧、飲料水、毛布などの備蓄がない事業所等においては、物資の需要が多発的に発生することが予想されることから、市内事業所に対して備蓄の促進を啓発する。

また、具体的行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難マニュアル」の策定もあわせて促進する。

(帰宅困難者事業所避難マニュアルの規程内容の例)

- ① 非常時の事業所内の対策本部組織と活動ごとの役割分担
- ② 本部組織の設営場所
- ③ 本部組織の任務内容
 - 社員・家族の安否確認
 - ・被災状況の把握・提供
 - ・救出・救助の応援指示
 - 必要機器材、資金等の調達
 - ・広報、近隣事業所・関連会社との情報交換、支援要請
 - その他、防災対策上重要事項の決定、指示、報告
- ④ 緊急時の顧客対応体制
- ⑤ 実働部隊編成
 - ・通信・連絡(消防機関・防災センター等や事業所責任者)
 - •初期消火
 - 避難誘導
 - •安全防護
 - ・けが人の応急救護・医療機関への搬送
 - 重要備品搬出
- ⑥ 緊急連絡網の整備
 - ・緊急動員する社員の指定
 - ・リーダー、サブリーダーの指定
 - ・二重三重の通信の確保と情報の一元化

3 学校における帰宅困難児童・生徒等の対策の推進

学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒の安全確保を図る。

(学校防災マニュアル策定の留意点)

学校は、災害時に児童・生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するため、学校防災に関する計画、避難(防災)訓練、防災教育、防災研修の充実を図るとともに、学校が避難所となった場合の運営支援等も考慮し、学校防災マニュアルの徹底化を図る。

- ① 学校防災マニュアルは地域の実情を踏まえ、安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援に関する実施要領とし教職員、保護者に対策を明示する。
- ② 災害時に応急教育が実施できるよう必要な計画の作成に努める。
- ③ 教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点をおき、弾力的な教育活動が行えるよう配慮する。
- ④ 避難所に指定されている学校は、学校防災計画の中に避難所の支援に関する運営計画 を加え、市と協議の上、その対応を明示する。
- ⑤ 発災初期の段階で行う教職員による避難、誘導対策を明示する。
- ⑥ 避難(防災)訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付けるなど、計画的な実施計画を明示する。
- ⑦ 震災時、児童・生徒等の安全を確保に向け、教職員の的確な判断と行動力を養うため、防災に関する研修の内容について明示する。
- ⑧ 災害発生時、道路・交通機関が不通となった場合には、保護者と連絡を取りながら、 危険を避け無理に帰宅せず各学校等にとどまるなどの配慮に努める。

4 駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進

地震災害が発生した場合、帰宅しようとする人が駅舎やバスターミナル等へ殺到し、混乱した事態となる。市は、交通関係機関に対して施設の安全対策を推進するよう要請するとともに、 帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止のための対策をとるよう要請する。

また、大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とする。

特に、取手駅における帰宅困難者への対応としては、取手第一高等学校体育館を避難所とし、 滞留者の避難誘導、情報の提供、食糧・飲料水・毛布の提供等を行うとともに、身体の変調や 疲労を訴える人のために必要な支援を行う。

5 観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進

市内に旅行や出張等で訪れているときに災害に遭遇して帰宅が困難になった人は、通常の住民同様、近隣の避難所へ収容するよう、受け入れ態勢を検討する。なお、通信や交通機関が復旧し、帰宅が可能になった時は、速やかに帰宅するよう促すものとする。但し、避難所では、一般住民の避難者と距離を置き、分散させず一か所に収容するよう配慮する。

外国人の帰宅困難者については、言葉によるコミュニケーションギャップが大きいことから、 孤立によるストレスが大きくなることが考えられるため、国内旅行者以上に配慮した対策を検 討する。

6 道路走行中運転者等の帰宅困難者対策

市は、道路走行中の車両の運転手や同乗者の一時的な避難を考慮し、沿道に立地する大型駐車場を有する公共的な施設への避難誘導と、その受け入れ態勢を検討し、その対策を講ずる。 また、沿道に立地する大型商業施設など多数の駐車スペースの確保が可能な施設事業者に対

し、災害時緊急避難に関する協力を求める。

第4節 防災学習・訓練

第1 防災知識の普及計画

地震や風水害による被害を未然に防止しまたは軽減する上で、初期防災活動における市民の果たす役割は極めて大きい。市は、防災関係機関等と連携し、防災知識を普及・啓発するとともに市民の防災に対する対応力の向上を支援する。また、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者対策に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■ 対策

1 市民向けの防災学習 (総務部、消防本部、防災関係機関)

2 防災学習の充実 (総務部、教育委員会、消防本部、

防災関係機関)

3 防災対策要員に対する防災学習 (総務部、消防本部、防災関係機関)

4 防災訓練の実施 (総務部、消防本部、防災関係機関)

■ 内容

1 市民向けの防災学習の実施

市民等を対象に、防災学習の実施、防災コーナーの設置、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催、防災士育成の啓発促進、マスメディアの活用等を行い、震災・風水害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

(1) 市民向けの防災学習の内容

防災知識の普及啓発のため、以下のような市民向けの防災学習の機会を提供する。

- ① 地震の起きる仕組みと予想される被害、風水害の仕組みと予想される被害
- ② 地域の地震危険度、風水害危険度
- ③ 災害状況別の行動指針
- ④ 平時から実施すべき地震・風水害への備え
- ⑤ 防災対策の現状

(2) 広報紙、市ホームページ等による防災知識の普及

市発行の広報紙、市ホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民や児童生徒に防災知識の普及を図る。

(3)巡回による防災知識の普及

市内各種団体を対象として、起震車による揺れの体験、防災相談、器具取扱等、実務を 通じ防災知識の普及を図る。

(4) 防災教育用ビデオの貸し出し

市内各種団体を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識の普及に努める。

(5) 講演会、研修会の開催

火災予防運動、防災の日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識の普及に努める。

(6) PR資料の作成配布

防災知識の普及啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料の作成、配布を行い、目的に応じた適切なメディアを選択しPRを図る。

(7) 家庭における災害時の連絡体制

家庭においては、通勤、通学等により、家族が同じ場所にいない場合、さらに互いに連絡がとれない場合の連絡方法をあらかじめ決めておく等、家族間の災害時の連絡体制の取り決めを話し合うなど、積極的な家族間等の相互連絡の必要性について啓発する。

(8) インターネットサイトの紹介

インターネット上での学習サイト「防災・危機管理 e-カレッジ」

(http://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/)を始めとして、防災関連サイトの情報提供を行うことで、自発的な学習機会の提供に努める。

2 防災学習の充実

市は、児童・生徒、各種社会教育団体や事業所等の防災担当者、施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災学習の機会を提供し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災教育の実施

学校における防災教育は、学校防災マニュアルに基づき、ホームルームや学校行事等を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

- ① 防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災に関する専門家や災害体験者の 講演、起震車等による地震模擬体験を実施する。
- ② 主なる教育内容は次のとおり
 - ・災害時の身体の安全確保の方法
 - ・災害時の助け合いの重要性
 - 災害のしくみ
 - 防災対策の現状

- 防災対策の進捗状況等
- ・防災 (避難) 訓練の実施
- ③ 教科等による防災教育
 - ・社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組、現在の防災対策、 災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。
 - ・自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の 回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識を 促す。
- ④ 教職員に対する防災研修
 - ・災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。また、市が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 社会教育における防災学習の実施

市民各層の防災意識を高めるための事業を積極的に展開する。

- ① 公民館等の社会教育施設において、防災教室等、市民の学習機会を提供する。
- ② PTA・女性団体等の各種社会教育団体の研修等において、防災に関する意識の 啓発を図るように努める。
- ③ 消防団・自主防災組織の人員の中で、防災リーダーを育成し、組織の拡充や防災カの向上を図る。

(3) 事業所等の防災学習の実施

事業所等の防災担当者は、社会的な位置づけを認識し、従業員等に対して防災研修や防 災教育を積極的に実施する。

(4) 防災上重要な施設における防災学習の実施

- ① 病院及び福祉施設における防災学習
 - ・病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者がでる危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、防災に関する職員への十分な教育と定期的な訓練活動を行う。
 - ・夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、充分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。
- ② ホテル及び旅館における防災学習
 - ・宿泊者の安全を図るためには、発災時の災害情報の宿泊者への周知、避難誘導が 最も重要である。このため、事業者は従業員に対して、消防用設備、避難誘導及 び救出、救護等に重点を置いた教育及び訓練を実施する。
 - ・宿泊者に対しても避難等の災害時の対処について掲示板、チラシ等を通じて理解 を得る。
- ③ その他不特定多数が集まる施設

・大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設においては、施設管理者は災害時に避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災教育及び訓練を実施する。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と経験及び適切な判断力が要求される。一方それ以外の一般職員も大災害時には応急処理要員になることが考えられる。 そのため、市は、以下のような防災教育及び研修に努める。

(1) 人事ローテーション

防災担当職員の防災関連業務の習熟のため、人事ローテーションを計画する。

(2) 応急対策活動の習熟

応急対策計画による被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等対策の周知徹底を 図る。

(3) 防災担当職員の訓練の定期的(年1回以上) な実施

防災担当職員は、「非常参集訓練」や「防災機器の取扱」等、防災業務に関する訓練を年間、定期的に1回以上実施する。

(4) 災害対策本部の運営訓練

防災担当職員は、通常ケースの訓練だけでなく、激甚災害が発生した場合を想定し、参集人員が全体の20%程度等に限定されるような状況下で、「情報の把握・整理」、「災害対策本部の速やかな立ち上げ」のため、「本部長代行者への報告」、「指揮命令の伝達」等、様々な事態を想定した訓練を行い、災害発生時に備える。

(5) 研修会及び講習会の開催

学識経験者、防災機関の担当者等を講師とした研修会、講習会を開催する。

4 防災訓練の実施

防災対策をより効果的に実現するため、各種の防災訓練を実施する。

なお、訓練終了後には、訓練の実効性等についてのフォローアップを実施し、より実践 的な防災訓練の実施のための、現状と課題を把握し、その結果を報告する。

(1) 市が実施する防災訓練

大規模災害の発生を想定して、実践的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

① 実施の時期及び回数

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

② 実施場所

市内で防災訓練に適した場所とする。

③ 実施方法

市の主催、又は県との共催により、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

④ 訓練内容

市、防災関係機関、自主防災組織、住民の訓練内容は次のとおりとする。

【市が実施する主な訓練】

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 災害情報の収集・伝達・広報訓練
- ③ 災害現地調査訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 避難所·救護所設置運営訓練
- ⑥ 応援派遣要請訓練
- ⑦ 道路応急復旧訓練
- ⑧ 自主防災組織等への支援活動訓練等

【防災関係機関が実施する主な訓練】

- ① 消火訓練、救出救助訓練
- ② 救急救護訓練
- ③ 災害医療訓練
- ④ 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ⑤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- ⑥ 救援物資輸送訓練等

【自主防災組織・住民が実施する主な訓練】

① 初期消火訓練

⑧ 避難誘導訓練

② 情報収集・伝達訓練

⑨ 通報訓練

- ③ 応急救護訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 巡回点検訓練
- ⑥ 要配慮者の安全確保訓練
- ⑦ 避難訓練

(2) 市及び防災関係機関が実施する防災訓練

市及び防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、これを実施する。

① 水防訓練

出水時における地震に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、利根川水系水防 事務組合と協力して、水防訓練を実施する。

② 消防訓練

消防機関は、その施設、人員を活用して、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

〈実施の時期及び回数〉

・震災時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

〈実施場所〉

訓練効果のある場所とする。

〈実施方法〉

・消防職員、消防団員を中心として、必要に応じ、関係機関の協力を得て実施する。

〈訓練内容〉

- 初動出動訓練
- 災害情報収集訓練
- 遠距離中継送水訓練
- · 大規模災害対応訓練
- ・消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- 非常招集訓練
- ・その他消防に関する訓練

③ 避難訓練及び救出救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難訓練及び救 出救助訓練を実施する。

〈実施の時期及び回数〉

・総合防災訓練等の訓練とあわせて行うほか、随時単独で実施する。

〈実施の場所〉

・学校、社会教育施設、社会福祉施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

〈実施方法〉

・市による避難救助訓練

市が中心となり警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び 住民の協力を得て毎年1回以上実施する。

・幼稚園、保育所(園)、小・中学校、病院及び社会教育施設、社会福祉施設等に おける訓練

災害時の幼児、児童・生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設 管理者に対し避難訓練を中心とした防災訓練を実施するよう指導する。

④ 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害 通信連絡訓練を行う。

〈実施の時期及び回数〉

・総合防災訓練とあわせて行うほか、定期的あるいは随時実施する。

〈実施方法〉

防災関係機関の協力を得て実施する。

〈実施事項〉

- ・災害に関する予報、警報の通知及び伝達
- •被害状況報告
- ・災害応急措置についての報告及び連絡

〈訓練内容〉

- ・通信連絡訓練(災害時携帯電話及び一般電話による通信訓練)
- 非常無線通信訓練

⑤ 非常招集訓練

各防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに 災害時の即応体制の強化に努める。また、非常招集訓練と同時に、対策本部運営訓練及び 情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

〈実施の時期及び回数〉

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

〈実施方法〉

・市地域防災計画に定めるほか、各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

⑥ 緊急輸送道路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察、消防等の防災関係機関と連携して訓練を実施する。

⑦ 土砂災害防止訓練

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域における土砂災 害の危険が高い地域住民に対し防災訓練を実施する。

〈実施の時期及び回数〉

全国土砂災害防止訓練の日にあわせて行う。

〈実施場所〉

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を有する地区とその区域を包括する避難所 〈実施方法〉
- ・国、気象庁、県(防災関係所管課・竜ヶ崎工事事務所・取手警察署)、自主防災組織、 消防団等の協力を得て実施する。

〈実施内容〉

- 情報伝達訓練(土砂災害警戒情報等)
- ・避難・誘導訓練(要配慮者を含む)
- 避難所開設訓練
- 防災教室

⑧ その他の防災訓練

市は、震災対策で行う業務について図上訓練、実地訓練を行い実効性の確保に努める。

(3) 事業所等・自主防災組織及び市民が実施する防災訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。このため、事業所等、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携強化を図る。

① 事業所が主体的に実施する主な訓練

- ・学校、病院、工場、事業所、興業場、スーパー及びその他消防法で定められた防火 対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施す る。
- ・地域の一員として、市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

(事業所内の防災訓練項目例)

緊急連絡、非常招集訓練、防護訓練、出火防止訓練、通報・連絡訓練、消火訓練 救出・救護訓練、避難訓練、情報収集訓練、水防訓練など

② 自主防災組織等が主体的に実施する主な訓練

- ・各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の 習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防機関と連携し、地域の事業 所とも協力して、定期的に組織的な訓練を実施する。
- ・訓練項目は、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、通報訓練、救護訓練、避難訓練 及びそれらを組み合わせた総合防災訓練等を行う。
- ・自主防災組織の核となるリーダーに対して研修会を実施する。その際、女性の参画 促進に努める。
- ・自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との 連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

③ 市民自身が主体的に実施する主な訓練

- ・市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を踏まえて、市及び防災関係機関は、防災 訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚 及び防災行動力の強化に努める。
- ・市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、 家庭内での災害時の対応についての話し合い等の防災行動を継続的に実施する。

第2 災害に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等、災害事象が広範でかつ複雑であるため、地震及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に検討する。

■ 対策

1 基礎的調査研究実施の検討 (総務部、建設部、都市整備部)

2 防災アセスメント実施の検討 (総務部)

3 被害想定調査実施の検討 (総務部)

4 震災対策に関する調査研究 (各部共通)

■ 内容

1 基礎的調査研究実施の検討

地震の調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、調査結果等の情報を収集し、 データベース化して災害対策に活用する。

(1) 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関して情報の収集及び活用を図る。

① 地盤及び地質:ボーリング柱状図、表層地質図

② 活断層の状況:活断層の分布及び活動状況

(2) 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

- ① ハード面
 - ・建築物の用途、規模、構造等の現況
 - ・道路、橋梁、ライフライン施設等、公共土木施設の現況
 - ・ガソリンスタンド等、危険物施設の現況
 - 飲料用兼耐震性貯水槽等、消防水利の現況
- ② ソフト面
 - ・昼夜間人口、要配慮者人口の分布
 - 市民の防災意識

(3)災害事例

市内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、防災対策に活用する。

2 防災アセスメント実施の検討

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等の災害予防策、市民への普及啓発の資料として、危険度評価等の防災アセスメントは効果的であることから、県及び防災関係機関と協力して、その実施に向けて検討する。

3 被害想定調査実施の検討

(1)被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策の具体化にあたり目標を設定するために有効であり、 県及び防災関係機関と協力してその実施に向けて検討する。

(2) 地震被害予測システムの活用

総務省消防庁が公表している「簡易型地震被害想定システム」を活用する。

4 震災対策に関する調査研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、 災害拡大要因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

- ① 災害に強いまちづくりの調査研究
- ② 被害軽減のための調査研究
- ③ 防災学習、訓練のための調査研究
- ④ 災害応援、派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧、事後処理のための調査研究
- ⑧ 復興のための調査研究

第3 事業所の防災体制

地震による災害は、企業活動に大きな影響を与え、市民の生活を大きく圧迫し、民生不安を 大きくする原因となる。災害発生後も企業活動を迅速に回復できる体制について検討するよう、 周知徹底する。

■ 対策

- 1 事業所による災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定支援 (総務部)
- 2 事業所による予想被害からの復旧計画の策定支援(総務部)
- 3 事業所と地域の防災ネットワークの形成支援 (総務部)

■ 内容

1 事業所による災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定支援

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから事業所を守る災害時業務継続計画策定に向けた啓発に努める。

東日本大震災を教訓として、平成23年10月から、県商工労働部中小企業課では、2人のアドバイザーを配置して、県内の中小企業の事業継続計画策定の支援を行っている。

2 事業所による予想被害からの復旧計画の策定支援

災害時業務継続計画の策定とともに、事業所各位が事前の被害予測を検討することにより、可能な事前対策を進め、被災後の速やかな復旧対策を講ずるため、指揮命令系統、安否確認、備蓄・非常用資機材の調達、代替拠点など、緊急対応策や復旧計画の要項を定めるための情報提供に努める。

3 事業所と地域の防災ネットワークの形成支援

事業所と地域住民との自助・共助体制を確立するために、個々の事業所が主体的かつ積極的に地域防災活動へ参加し、自主防災組織、NPO・NGOやボランティア団体等とのネットワーク形成により、地域防災力の向上促進に向けた支援に努める。

第3章 震災応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、市災害対策本部を設置するなど、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、市民等も含めて一致協力して被害の発生を最小限度にとどめ、被災者の救援・救護に努め、迅速かつ適切な防災業務の遂行にあたる。

■ 対策

1 初動対応の基準 (各部共通)

2 初動対応の組織及び活動体制 (各部共通)

3 警戒本部 (各部共通)

4 災害対策本部 (各部共通)

5 職員の動員・配備 (各部共通)

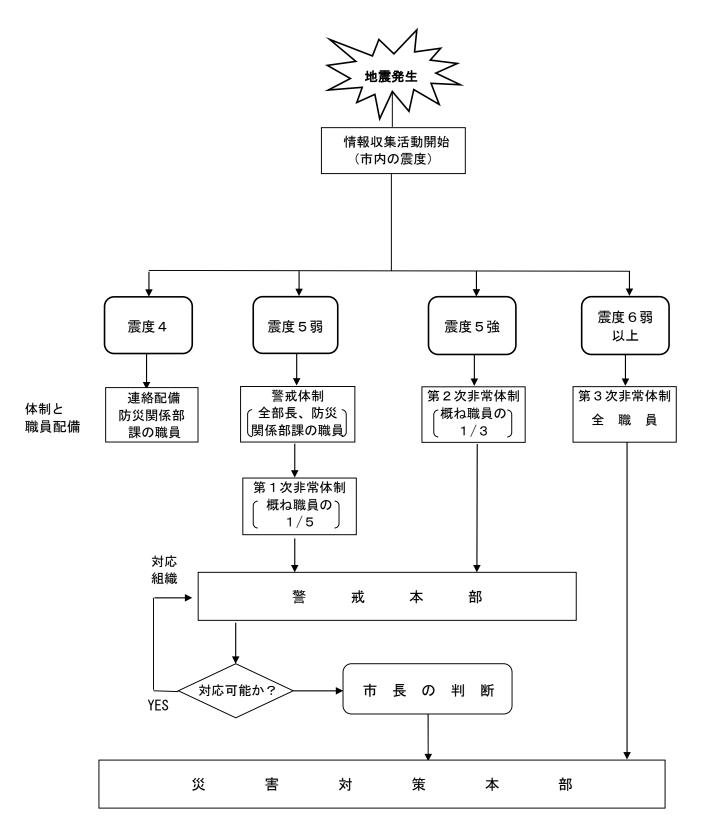
■ 内容

1 初動対応の基準

地震は、風水害等の災害と異なり、予測が困難であることから、初動時に迅速な災害対応組織の編成と必要な職員の確保を、自動的に確立することが重要である。

そのため、市域に震度4以上が観測されたときの組織及び防災要員の参集基準をあらかじめ 定めることで、迅速な初動体制を確保する。

初動体制の基準



2 初動対応の組織及び活動体制

災害の状況に応じた配備体制は、次のとおりとする。

区分	設置基準	体制内容	対応組織
体制	改世坐牛	14. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	人 1 小口 小丘 小成
連絡配備	・市内の地震計で震度4以 上を観測したとき	・あらかじめ定める防災関係部課の職員をもって情報収集連絡活動にあたり、被災の状況により、速やかに高次の配備体制へ移行する準備を行う。	
警 戒 体 制	・市内周辺地域の地震計で 震度5弱以上を観測した とき (自動配備)	・全部長及びあらかじめ定める防災関係部課の職員をもって情報収集連絡活動にあたり、被災の次のにより、速やかに高次の配備体制へ移行する準備を行う。	
第 1 次非常体制	・市内の地震計で震度5弱を観測し、市長が必要と認めたとき	・発生した地震に対し、必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を円滑に実施し、状況に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	・警戒本部 又は 災害対策本部
第2次非常体制	・市内の地震計で震度5強 を観測し、市長が必要と 認めたとき	・発生した地震に対し、必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を円滑に実施し、状況に応じて、第3次非常体制へ移行できる体制とする。	
第3次非常体制	・市内の地震計で震度6弱以上を観測したとき(自動設置) ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき	・市の組織、機能の全てを もって応急対策活動にあ たる体制とする。	・災害対策本部

注) 勤務時間外では報道メディアによる気象庁が発表する取手市の観測地点の震度とする。 気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感その他によるものとする。

① 連絡配備

市内の震度が4以上の地震が発生した場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、あらかじめ定められた参集要員による連絡配備をとり、その後防災対策を滞り無く実施するための初期の防災活動をを行う。

② 警戒体制

市内周辺地域の震度が5弱以上の地震が発生した場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、全部長、参集要員による警戒体制をとり、その後防災対策を滞り無く実施するための初期の防災活動をを行う。

③ 非常体制

市内の震度が5弱以上の場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、あらかじめ定められた参集要員による非常体制をとり、応急対策活動を行う。 非常体制は、被害の状況により1次から3次までの体制を整える。

3 警戒本部

(1)警戒本部の設置

警戒本部の設置は、以下のとおり行う。

- ① 警戒本部設置の責任者は、副市長とする。
 - なお、副市長に事故あるときは、総務部長がその職務を代行する。 ただし、緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、市警戒本部にいち 早く到着した部長が職務を代行する。
- ② 副市長は、災害状況を把握し、警戒本部を設置する。
- ③ 総務部長は、警戒本部設置の指令に基づき、警戒本部を構成する全部長に招集連絡を行う。
- ④ 各部長は、配備された職員に応急活動の実施を指示する。
- ⑤ 警戒本部の設置場所は、市役所総務部内とする。

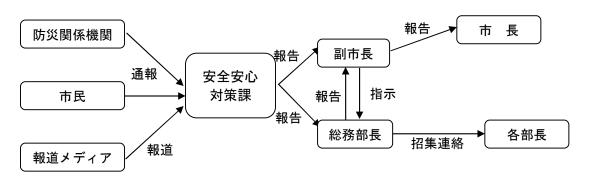
(2) 警戒本部の職務

警戒本部は、市全体の被害状況等を把握し、防災関係機関と連絡をとりながら、全市的若しくは局地的対策を迅速に指示する。

(3)警戒本部の体制

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関、市民からの通報、報道 メディアによる情報により、状況を安全安心対策課が把握し、総務部長及び副市長に報告 する。

副市長は、それを市長に報告の上、警戒本部を設置し、警戒体制をとる。 なお、被害が拡大する恐れがあるときは、直ちに災害対策本部に移行する。



(4) 警戒本部の掌握事務

警戒本部における掌握事務は、以下のとおりである。

部 名	掌 握 事 務	担当職員
総務部・ 政策推進部・ 財政部	 ・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・警戒本部に臨時電話を設置 ・発生速報・筆記用具の準備 ・市民からの被害状況を受け付け、災害発生即報へ転記・職員の動員 ・災害対策活動に関する物資(無線機、災害時優先携帯電話、雨具、懐中電灯等の準備物資)の準備 ・被害状況の調査 	部長及びあらかじめ 定められた職員
建設部 · 都市整備部	・発生即報を基に応急処置の実施・危険箇所の点検	部長及びあらかじめ 定められた職員
消防本部	・危険箇所の点検・火災発生状況等市内巡回による情報収集	消防長
上記以外の全ての部局等	・所管する施設の被害・人的被害・災害発生状況の情報 収集 ・他部からの要請に基づく応援	上記以外にあらかじ め定められた職員

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市は、以下の設置基準に従い、災害対策基本法第23条、市災害対策本部条例及び市防災計画の定めるところにより、非常体制をとり災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- ① 市内で震度 6 弱以上の地震を記録したとき。(自動的に設置)
- ② 市内で震度が5弱・5強を記録し、被害の程度やさらなる被害拡大の恐れがあり、市長が設置を必要と認めたとき。
- ③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長とし、本部長を 補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、本部長、副本部長に事故あるときは、次の順序にてその職務を代行する。

- ① 教育長
- ② 総務部長
- ③ 上記に事故あるとき又は連絡不能の場合は、市災害対策本部に到着した職制上の上位者が職務を代行する。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎新館301及び302会議室に設置する。

ただし、災害対策本部に予定した場所が被害を受け、災害対策本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、以下の代替場所にて本部を設置する。

【災害対策本部代替場所】

•消防本部 災害対策室

(4) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市防災計画に定めるところにより、市域の災害予防、災害応急対策、 応急復旧対策を実施する。また、全体的な被災状況を収集・把握するとともに、次の事項 を協議し、全市的対策を迅速に指示する。

- ① 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- ② 避難指示、警戒区域の設定に関すること。
- ③ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。
- ④ 災害対策経費の処理に関すること。
- ⑤ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑥ 市民向けの声明の発表に関すること。
- ⑦ 国、県等への要望及び陳情に関すること。
- ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること。

(5) 災害対策本部の必要準備備品

災害対策本部には、以下の備品等を用意する。

- ① 有線電話及びファクシミリ
- ② 防災行政無線、消防無線
- ③ テレビ・ラジオ
- ④ パソコン及びパソコン用バッテリー
- ⑤ 複写機・プロジェクター
- ⑥ 庁内放送設備
- ⑦ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
- ⑧ 災害時優先電話、災害時優先携帯電話、災害時の市内応援協力業者名簿
- ⑨ 防災関係機関一覧表
- ⑩ 災害処理票その他書式類一式

- ⑪ 筆記用具等事務用品
- ① ハンドマイク
- ③ 懐中電灯・投光機
- (14) カメラ・ビデオテープ等記録機器
- ⑤ その他必要資機材

(6) 災害対策本部の弾力的運営

大地震災害においては、様々な応急対策が並行して実施される。また、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態も予想されるため、災害の状況によっては掌握事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的に運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(7) 国の現地対策本部との連携

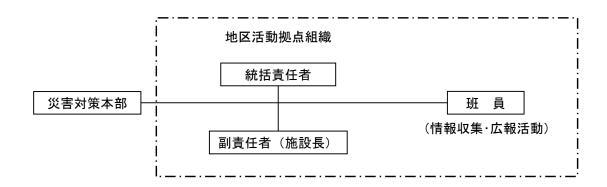
本部長は、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を 効果的に実施する。

(8) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害の状況により、災害対策本部の事務の一部の組織として災害対策本部の設置に準じて、災害現地に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(9) 地区活動拠点

本部長が必要と認めた場合は、地区活動拠点を設置して、地域の情報収集、広報等を行う。 地区活動拠点の組織及び活動内容は、以下のとおりとする。



① 地区活動拠点の責任者

- ・市長があらかじめ任命した総括責任者が地区活動拠点の責任者となる。
- ・総括責任者が不在のときは、副責任者(施設長)がその責務を代行する。

② 活動内容

- ・被害情報(人的被害、道路・排水路の損壊、倒壊した家屋・塀等)の収集
- ・避難者、被災者情報の収集
- 住民に対する広報活動

③ 設置場所

地区活動拠点は、災害の状況に応じて以下の場所に設置する。

· 小文間地区: 旧小文間小学校

• 東 部地区:取手小学校

•中 部地区:取手第二中学校

•西 部地区: 戸頭中学校

• 北 部地区: 藤代庁舎

④ 本部との連絡体制

- ・地区活動拠点に集まった被害情報、支援要請は、災害対策本部事務局に連絡する。
- ・連絡手段は、原則として災害時優先携帯電話又は市防災行政無線を使う。
- ・災害時優先携帯電話、市防災行政無線での連絡が取れない場合は、班員自らが本 部に徒歩、自転車、バイク等で連絡する。

『資料編 「様式 災害発生即報」』参照

(10) 災害対策本部の閉鎖基準

災害対策本部の閉鎖は、以下の基準により市長の権限のもとに行う。

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ② その他市長が必要なしと認めたとき。

(11) 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知並びに公表

災害対策本部の設置及び閉鎖を行った場合は、本部の担当班は庁内及び市の各機関、市 民及び各関係機関に対し、連絡、周知をする。

通知先	連絡担当者	通 知 方 法
市各部	本部事務局	電話、口頭、庁内イントラ
防災関係機関	本部事務局	電話、口頭、県防災システム
市民	情報班	ホームページ、各種 SNS
市議会・報道機関	情報班	文書、メール
隣接市町	本部事務局	県防災システム

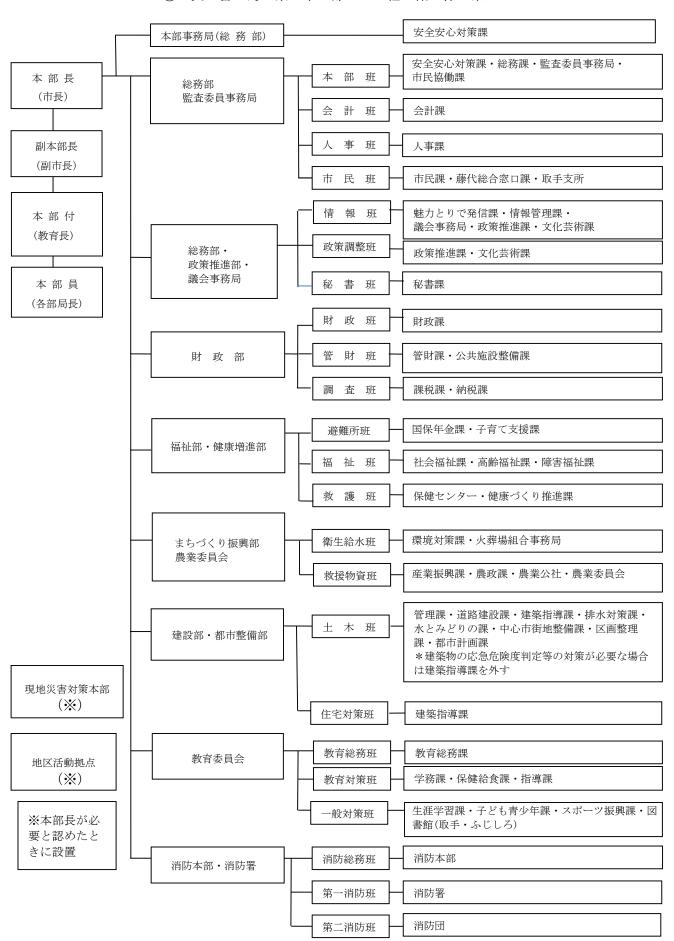
本部長は災害対策本部を設置及び閉鎖した場合、知事に対して電話等によりその旨を通知するとともに、速やかに文書による報告を行う。

(12) 災害対策本部の組織体制

① 災害対策本部の組織及び各部の編成

災害対策本部の組織は、次に示すとおりとする。

① 災害対策本部の組織体系



各部の掌握事務内容(1)

部 名	班 名	行政上の課名	事 務 分 掌
本部事務局	3	安全安心対策課	・市防災会議 ・災害対策本部の設置及び運営 ・災害対策本部の総合調整
総務部 会計課 監査委員事務局	本部班	安全安心対策課 総務課 市民協働課 監査委員事務局	 ・国、県、近隣市町村、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ・自主防災組織及び各自治会への協力要請等 ・県本部との連絡及び報告 ・気象情報の収集及び伝達 ・防災無線の運用統制 ・被害状況の記録 ・議会関係との連絡調整 ・部内の連絡調整 ・建設業協会への協力要請及び連絡調整等 ・り災証明に関すること ・災害に関する相談窓口
	会計班	会計課	・金銭の出納及び保管 ・部内対策の応援
	人事班	人 事 課	・職員の動員 ・部外職員の派遣要請 ・災害派遣職員の受入 ・災害対策従事職員の名簿作成及び給食、給与の支給
	市民班	市 民 課 取手支所 藤代総合窓口課	・災害に伴う戸籍事務・死亡者等の帳簿作成
総務部	政策推進課 ・基幹業務システムの復旧及び稼動確認 ・ホームページ公開サーバー・メールサーバ		・被害状況の記録 ・報道関係機関との連絡 ・庁内及び出先機関の情報通信ネットワークの点検復旧
政策推進部 議会事務局	政策調整班	政策推進課 文化芸術課	・災害復興計画の策定 ・国、県への災害に係わる要望、陳情 ・部内の連絡調整
	秘書班	秘書課	・本部長の日程調整 ・他市町村長との連絡調整 ・国際交流協会との連絡調整
	財政班	財政課	・災害時の応急財政措置 ・国、県等の補助金 ・部内の連絡調整
・ガソリン、灯油、軽重油の調達、配給の手 ・庁舎施設の機能保全、応急復旧 ・市有財産の被害調査 ・非常用備品及び消耗品等の購入 ・応急措置のための土地収容 ・公共施設の応急復旧 ・被災建築物応急危険度判定に関する協力 ・被災宅地危険度判定に関する協力 ・り災証明における家屋被害調査の支援		・市有財産の被害調査・非常用備品及び消耗品等の購入・応急措置のための土地収容・公共施設の応急復旧・被災建築物応急危険度判定に関する協力・被災宅地危険度判定に関する協力・り災証明における家屋被害調査の支援	
	調査班	課税課納税課	・家屋及び土地の被害状況の調査 ・被害者の税金の減免 ・り災証明における家屋被害調査の支援

各部の掌握事務内容

び害対策本部の組織			
部名	班名	行政上の課名	事務分掌
	避難所班	国保年金課 子育て支援課	・児童の避難及び安全確保・避難所の開設及び維持管理・避難所入所記録及び物品受払簿等の作成・避難所備蓄食糧、寝具、日用品等の生活必需物資の受取に関する調整及び配給
福祉部 健康増進部 福祉班 高齢福祉課 障害福祉課		高齢福祉課	
	救護班	保健センター 健康づくり推進課	・救護班の編成及び救護所の設置・傷病者の応急手当及び助産・被災者収容の医療機関との連絡調整
まちづくり振興部 農業委員会	衛生給水班	環境対策課 火葬場組合事務局担当	 ・飲料水の確保、供給、水質検査 ・防疫業務 ・応急、災害用トイレの設置及び維持管理 ・し尿、汚水の非常処理 ・斎場の使用確保及び管理運営 ・被災地における環境保全及び公害発生の防止 ・非常清掃 ・ごみの非常処理、非常清掃 ・廃棄物の処理 ・部内の連絡調整
	救援物資班	産業振興課 農政課 農業公社 農業委員会	・救援物資の受領、保管及び配給・食糧事務所、農協からの食糧調達・商工業関係被害状況の調査・り災商工業に対する緊急融資・農業関係被害状況の調査・り災農家に対する緊急融資・生活必需品の調達
建設部都市整備部	土木班	管理課 道路建設課 建築指導課 排水対策課 水とみどりの課 中心市街地整備課 区画整理課 都市計画課	 ・部内の連絡調整 ・災害危険地域の巡視及び応急処理 ・災害時の道路占有及び通行制限 ・障害物の除去 ・都市計画道路、市道、橋梁等の被害調査及び応急修理 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急修理 ・公園施設の被害状況の調査及び報告 ・市営住宅の保全、仮設住宅の建設 ・都市計画道路の被害調査及び応急対策 ・被災地に係わる土地区画整理事業等の対策 ・取手駅周辺の被害状況の調査及び応急対策 ・応急仮設住宅
	住宅対策班	建築指導課	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定 ・り災証明における家屋被害調査の支援

^{*} 土木班において、建築物の応急危険度判定等の対策が必要な場合は建築指導課を外す

各部の掌握事務内容

災害対策本	部の組織	古のの手位	
部 名	班名	行政上の課名	事務分掌
	教育総務班	教育総務課	 ・教育関係機関との連絡調整 ・教育関係施設の被害状況の調査及び報告 ・教育施設の避難場所避難所としての開設及び維持管理 ・所管施設の応急対策 ・文化財の被害状況調査及び応急保護対策 ・部内の連絡調整 ・被災建築物応急危険度判定に関する協力 ・被災宅地危険度判定に関する協力 ・り災証明における家屋被害調査の支援
教育委員会	教育対策班	学務課 指導課 保健給食課	・児童、生徒の避難及び安全確保 ・教職員の動員 ・教育施設の避難場所、避難所として開設及び維持管理 ・炊き出し設備の確保及び炊き出し、配給の実施 ・災害時の応急教育対策 ・り災学童、生徒に対する学用品の配布
	一般対策班	生涯学習課 子ども青少年課 スポーツ振興課 図書館 (取手・ふじしろ)	・所管施設の応急対策 ・公共施設の避難場所、避難所として開設及び維持管理
消防本部	消防総務班	消防本部	・非常招集・関係機関との連絡調整・物資の調達輸送・消防団との連携・他の班との連携・部内の連絡調整
消防署	第一消防班	消防署	・消防部隊の運用 ・災害活動 ・救急、救助活動
	第二消防班	消防本部	・団活動の方針決定及び分団活動の統制 ・消防本部、署、分団との連絡 ・災害活動

② 災害対策本部の組織概要

本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

災害対策本部 での職名	平常時の職名	災害対策本部での主な任務
本 部 長	市長	 本部会議の議長となること。 避難の指示、警戒区域の設定を行うこと。 市民向け緊急声明を発表すること。 国、県、自衛隊、他自治体、事業所・団体、市民等への支援協力要請を行うこと その他、災害対策本部が行う応急・復旧対策上の重要事項について基本方針を決定すること。 災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること。
副本部長	副 市 長	① 本部長が不在、または本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。② 情報を常に把握し、本部長に対し適切な助言を行うこと。③ 本部長が適宜休養・睡眠を取れるように、本部長の交換要員となること。
本部長付	教 育 長	① 本部長及び副本部長を補佐すること。 ② 本部長、副本部長が不在または事故あるとき、本部長、副 本部長の職務を代理すること。
本 部 員	(部組織図参照)	 部長として、担当部の所属班長をはじめとする職員を指揮監督すること。 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。 なお、本部長、副本部長の職務を代理する順序については、別に定める。
班 長	_	① 部長の命を受け、所属班員を指揮監督すること。
班員	_	① 班長の命を受け、掌握事務に従事する。

なお、本部事務局には、各部長から指名された本部連絡員を1人配置し、本部事務局と各部との連絡にあたる。

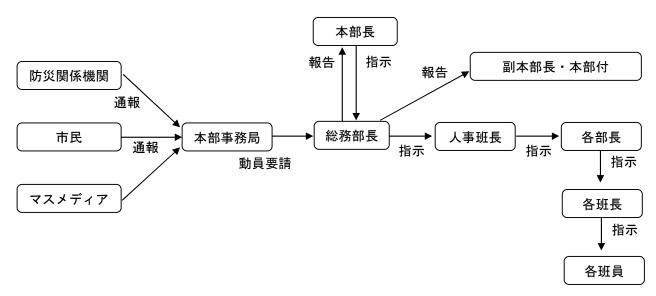
③ 災害対策本部の標識等

安全安心対策課長は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部がある建物の前に「取手市災害対策本部」の標識を掲げるとともに、災害対策本部会議室、避難所、給水所・配給所等の設置場所一覧を掲示するなどして、市民の問い合わせに便宜を図るよう努める。

5 職員の動員・配備

(1) 職員の動員

市は、突発的な地震災害発生時でも、速やかな職員の招集を実現し、必要に応じて災害対策本部の設置等により、迅速に災害対策を実施するために、「職員初動マニュアル」に基づき、各職員の災害時の行動の補助・周知を図る。



* 夜間・休日の際も基本的に同様の流れで行う。また、不在がある場合は、不在者を省いた流れ で行う。

(2)職員の動員人員

職員の動員人員の基準は、おおむね以下のとおりとする。

① 警戒本部の配備

本編 第3章震災応急対策計画 第1節初動対応 第1職員参集・動員 2初動対応の組織及び活動体制(139ページ)参照。

② 災害対策本部の動員

第1次非常体制	第2次非常体制	第3次非常体制
全部長及び全班長のほか	全部長及び全班長のほか	
各班長が示した者	各班長が示した者	全 員
(概ね職員の1/5)	(概ね職員の1/3)	

- ③ 各部(班)長は、あらかじめ職員の配置計画等を立てて、所属職員に徹底しておくものとする。
- ④ 各配備体制とも、災害の状況等によって各部において人員の増減ができる。

(3) 部長の服務

各部長は、警戒体制又は非常体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、 次の措置をとる。

- ① 所属職員の掌握
- ② 高次の配備体制に応じるために必要な事前措置

(4)職員の服務

全ての職員は、警戒体制又は非常体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ① 勤務時間内
- ・配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 行事、会議、出張等を中止する。

- ・正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- ・勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ・災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。
- ・自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

② 勤務時間外

(ア) 登庁

災害発生時には、通信規制などにより直接の動員命令が伝達されない事態も予想される。職員はあらかじめ定められている動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、 自主的に登庁する。

震度	体 制	登庁場所
震度 4	連絡体制	市役所
震度 5弱	警 戒 体 制 または 第1次非常体制	市役所
震度 5強	第2次非常体制	市役所、勤務施設
震度 6 弱以上	第3次非常体制	市役所、勤務施設、地区活動拠点

(イ) 登庁時の心得

職員は、登庁する際、次のものを携行・着用する。

- ・身分証明書・職員初動マニュアル
- ・雨着・防寒着・軍手等
- 作業し易い服装
- ・自己用の食糧・飲料水
- ・ラジオ・懐中電灯

登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、 登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

(ウ) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡 し、次の順に参集する。

・登庁不可能の報告

職員は、交通等の断絶により登庁が不可能となった場合には、電話により、その旨を所属長に連絡する。

・電話の途絶時の連絡

電話が途絶している際には、下記の参集場所において、その旨を所属長に連絡する。

非常参集職員の復帰

災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、その旨を所属長に連絡し、所定の参集場所に登庁する。

【通常の参集場所に登庁不可能な場合の参集場所】

最寄りの市町村庁舎、又は、防災関係機関

(5) 職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

【勤務時間内】

- ① 庁内の放送設備及び電話による伝達人事班は、庁内放送又は庁内電話により職員に対して、状況に応じた体制の動員を図るよう伝達する。
- ② 口頭による伝達
 - ・庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、人事班の口頭により各部長に動員の伝達をする。
 - ・庁舎から離れて勤務をしている職員については、電話、無線、使送等により伝達 をする。

【勤務時間外】

必要に応じて電話等により動員伝達する。ただし通信が不可能な場合は、予め定められている基準に従い、職員自ら自発的に登庁する。

(6)動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式により人事班長に報告するものとし、人事班長は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間ごととする。

【報告事項】

- ① 部、班名
- ② 動員連絡済人員数
- ③ 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- ④ 登庁人員数
- ⑤ 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- ⑥ その他 (職員の被災状況)

『資料編 「様式 出動職員報告書』』参照

(7) 災害対策要員のローテーション

大地震災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、総務 部が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が掌握事務を考慮して 決定する。

① 勤務時間体制

災害対策要員のローテーションは、災害対策が長期化することから、原則として次のような勤務時間体制とする。ただし、災害の発生時間や被害状況等を踏まえて、各部で調整することができる。

第1クール:午前 8時から午後 4時まで 第2クール:午後 4時から午前 0時まで 第3クール:午前 0時から午前 8時まで

② 災害対策要員相互の引継ぎ

各クールの災害対策要員は、当該勤務時間前に登庁し、前任要員との十分な引継ぎをし、 引き続き継続した災害対応ができるようにしなければならない。

第2 応急活動

災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施するため、被害の状況、時間の経過等の要因を 総合的に把握し、迅速かつ的確、さらに効率的に活動し被害の拡大防止を図る。

■ 対策

1 応急活動の留意点 (各部共通)

2 応急活動の流れ (各部共通)

■ 内容

1 応急活動の留意点

(1) 地震直後の緊急措置

あらかじめ定める警戒本部の職員は、地震発生時、指示の有無に関わらず、自発的に市 防災計画にある配備体制が指令されたものとして、行動を開始する。

また、他の職員は各自、勤務時間内外において、その状況に応じた対応を図る。

【機器機能保全】

- ① 通信網(電話、FAX、携帯電話、庁内 LAN、その他防災関連機器等)の確保
- ② 電源の確保
- ③ その他庁舎機能の確保

(2) 初動期災害情報の収集

各部は、所管する建築物等の被害、人的被害、火災発生の状況等、各部が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請、災害救助法の適用要請及び他市町村への応援要請の判断に必要な情報の収集を行う。

また、災害対策本部事務局は、各部及び警察、その他防災関係機関と密接な連携を図るとともに、自主防災組織・市政協力員等にも情報の収集を要請し、収集された情報を精査し、被害の全体を早期に把握する。

(3) 災害対応組織の編成

市内の震度及び被害情報等から、あらかじめ定められた警戒本部、又は災害対策本部の設置を行う。

(4) 災害対策本部への動員の伝達

人事班は、災害対策本部の設置があったときは、その旨を庁内放送、電話、携帯電話、 防災無線等により職員に対して伝達し、災害対策要員として動員する。

(5) 自衛隊災害派遣の要請

本部長は、大地震災害により、本市の防災体制において必要とされる応急対策すべての対応が不可能な事態と判断したときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(6) 応援部隊等の受入

本部長は、初期の災害情報から更なる応援部隊の派遣が必要であると判断した場合は、 県、他市町村等に応援を要請する。これを受けて、総務部は、市内外のボランティアなど の応援等を考慮し、各部と緊密な連携を図り、これらの応援部隊の円滑な活動遂行に向け た受入体制を整える。

(7) 緊急消防援助隊調整本部の設置

本部長は、初動期の災害情報から緊急消防援助隊の派遣が必要と認めた場合は、市災害対策本部に隣接した場所に、緊急消防援助隊調整本部を設置する。

(8) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査等をもとに、市域の被害が災害救助 法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に 万全を期する。そのため、福祉部、健康増進部及び災害対策本部事務局は、緊密に連携し、 災害救助法の適用手続等に向け迅速に対応する。

(9) 職員の行動基準

【勤務時間内】

- ① 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
- ② 職員は、市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要 と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- ③ 職員は、被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。
- ④ 職員は、周囲の市施設や周辺の機器についての被害状況を把握し、各担当へ報告するとともに、可能な範囲でそれぞれの機能の復旧に努め、庁内機能の回復維持を図る。

【勤務時間外】

- ① 守衛当直者は、災害情報を受けたときは、直ちに防災担当課長に連絡し、受けた 災害情報を伝達するとともに、防災担当課長の指示に従い、あらかじめ定める防災 関係部課の職員が登庁するまでの間、情報の収集、指令の伝達にあたる。
- ② 防災担当課長は、災害情報を受けたときは、直ちに総務部長にその旨を連絡する。 また、守衛当直者に対して必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収集、伝達等を行う。
- ③ 総務部長は、災害情報を受けたときは、災害時優先携帯電話で副市長に連絡し、 警戒本部の設置並びに警戒体制の実施を副市長に要請する。
- ④ 副市長は、災害時優先携帯電話で市長に報告するとともに、直ちに登庁し、警戒本部を設置し応急対策の実施にあたる。
- ⑤ 他の職員は、自らの安全確保と周囲の安全を確認後、配備基準に応じた参集行動

に移る。特に夜間・休祝日においては、地震発生直後の通信規制により、職員参集 の指示が伝わらない場合も想定されるので、連絡の有無に関わらず、自発的に、市 防災計画にある配備体制が発令されたものとして、行動を開始する。

2 応急活動の流れ

応急活動の概略は以下のとおり。

各部において、事前に策定した詳細な応急処理マニュアルにより行動する。

		主な応急活動内容	
主な項目	地震発生~12 時間位まで	地震発生 12 時間位~3日位ま で	3日位から1週間位まで
	・市民及び各部署からの被害	・建物等の被害情報の収集伝	•自主防災組織、市政協力員等
	情報の収集伝達	達	からの被害情報の収集伝達
	・消防署、消防団からの被害	・ライフラインの被害情報の収	
被害情報の	情報の収集伝達	集伝達	
収集	・その他防災関係機関等から	・交通、公共施設等の被害情報	
	の被害情報の収集伝達	の収集伝達	
		・被災者への生活情報の収集	
		伝達	
	・被害状況(特に火災)に関す	・各種被害状況に関する情報	・ライフライン等の復旧に関す
	る情報		る情報
市民への	・避難指示及び安全な避難場	・避難所に関する情報	 ・避難所に関する情報
広報	所に関する情報		XEXEDITO IXI Y WITH TA
/ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	・パニック防止を促す情報	・救援救護に関する情報	・救援救護に関する情報
		・行政の対応に関する情報	・各種相談窓口の開設に関す
		・1」以の対心に関する情報	る情報
	・避難所の開設、運営	・避難所の運営	・臨時無料電話等の設置
	・避難人員及び避難状況の把	・避難所への食糧、飲料水、生	・避難人員、生活状況の実態把
避難対策	握	活必需品等の供給	握
		・災害用トイレの設置及び衛生	
		管理	
+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + 	・自衛隊の派遣要請と受入	・広域応援の受入	
広域応援の 要請	・災害救助法適用の要請	•教授物資の受入	
女明	・県、隣接市等への応援要請	・ボランティアの受入	
	・生き埋め者等の救出活動	・生き埋め者等の救出活動	負傷者等の救急医療活動
人命救出·	・負傷者等の救急医療活動	・負傷者等の救急医療活動	・メンタルケア
医療活動		・救護所の開設、運営	
		・後方医療機関への搬送	

	T		Г
救援救護	・食糧、飲料水の確保及び供 給	・食糧、飲料水の供給	・水道復旧による生活用水の供給
活動	・生活必需品の確保及び供給	・生活必需品の供給	・救援物資の配給
交通規制・	・交通規制及び交通処理	・交通規制及び交通処理	・交通規制及び交通処理
緊急輸送・	・緊急輸送路の確保	•緊急輸送路の確保	・緊急輸送路の確保
防犯	・地域の安全対策	・地域の安全対策	・地域の安全対策
	・火災の初期消火	・火災の延焼拡大の防止	
消防活動	・火災の延焼状況の予測	・危険物等の火災防止対策	
	・危険物等の火災防止対策		
	・安否の確認、緊急介護	・安否の確認、緊急介護	・安否の確認、緊急介護
要配慮者等	・避難所でのケア	・避難所でのケア	・福祉避難所でのケア
への対応		・重症要介護者の施設への受	・重症要介護者の施設への受
		入	入
遺体搬送・		・遺体の安置、搬送	・遺体の安置、搬送
安置· 埋火災		・火葬場等の確保	・火葬場等の確保
ライフライン	・被害情報の収集	・ライフラインの復旧	・ライフラインの復旧
廃棄物•		・災害用トイレの設置	・ごみ・し尿処理
し尿・			・がれき処理
防疫対策			・防疫
		・り災証明等の発行	・り災証明等の発行
生活再建			・応急仮設住宅建設の準備
工心丹廷			・被災建築物応急修理の準備
			・学校再開の準備
		・被災地域・被災建築物の把握	·被災建築物応急危険度判定 作業
		•被災建築物応急危険度判定	·被災宅地応急危険度判定作
 応急危険度		に関する広報実施	業
心思厄陕及 判定活動		・応急危険度判定の応援要請	
11/6/11/20		・応急危険度判定の応援受入	
		れ	
		·被災建築物応急危険度判定 作業開始	
		TF 未闭知	

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に 把握するための通信手段を確保する。

■ 対策

1 電話通信の確保 (各部共通)

2 代替通信機能の確保 (各部共通)

3 連絡責任者の設置 (各部共通)

■ 内容

1 電話通信の確保

電話での通信が困難なときには、災害時優先電話及び災害時優先携帯電話により、通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、あらかじめ災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、災害時においては、災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合は「災害時優先電話」より通話を行うものとします。

(災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条)

取手市の災害時優先電話設置場所

防災担当課 (3回線)

(3) 災害時優先携帯電話の利用

災害時においては、迅速かつ円滑な通信連絡体制として活用する。なお、東日本大震災での対応にあたり、一般の携帯電話がまったく使用することができなかったことを受けて、防災関係機関との連絡のため、災害時優先携帯電話の増設を目指す。貸与者は、第2章第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57~58ページ)参照。

(4) ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡 は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

(5) パソコンによる通信の活用

パソコンによる通信の確保について検討を進める。

2 代替通信機能の確保

総務部長は、地震災害等により有線通信施設が被災し、不通になった場合は以下のとおり、 無線設備又は使送等により通信連絡を確保する。

無線施設の状況

種類・番号	設置場所	電話番号	設置所在地
市防災行政無線			
防災電話 67-8-213-8400 FAX67-8-213-8450	取手市役所	74 - 2141	寺田 5139
消防無線			
防災電話 88-8-580-8400 FAX88-8-580-8450	取手市消防本部	74 - 0119	井野 1264 - 1

(1) 防災行政無線

- ① 県との連絡は防災電話による。
- ② 市関連施設及び災害現場等に出動している各部及び防災関係機関との連絡は、防 災行政無線又は災害時優先携帯電話による。また、必要に応じて消防無線、警察無 線により関係機関との連絡を行う。

(2) その他の無線通信の利用

災害情報の伝達に際して、緊急通信の必要があるときは、次の無線設備を使用する。 また、災害発生時における救急措置の実施上緊急かつ特別な必要があるときにも、次の 無線設備を使用することができる。

【使用可能な通信設備】

- ① 警察通信設備
- ② 消防通信設備
- ③ 自衛隊通信設備

- ④ 水防通信設備
- ⑤ 航空通信設備
- ⑥ 海上保安通信施設
- ⑦ 気象通信設備
- ⑧ 鉄道通信設備
- ⑨ 電力通信設備

(3) 放送機能の利用

情報班は、無線等により知事に対して放送要請を行い、災害に関する通知、要請、伝達等の放送について NHK 水戸放送局及び(株) 茨城放送に知事を通じて要請する。

『資料編「様式 放送申込書」』参照

(4) 使送による通信確保

有線及び無線通信の利用が不可能若しくは困難な際には、総務部長の責任のもとに使送により通信を確保する。

(5)通信の統制

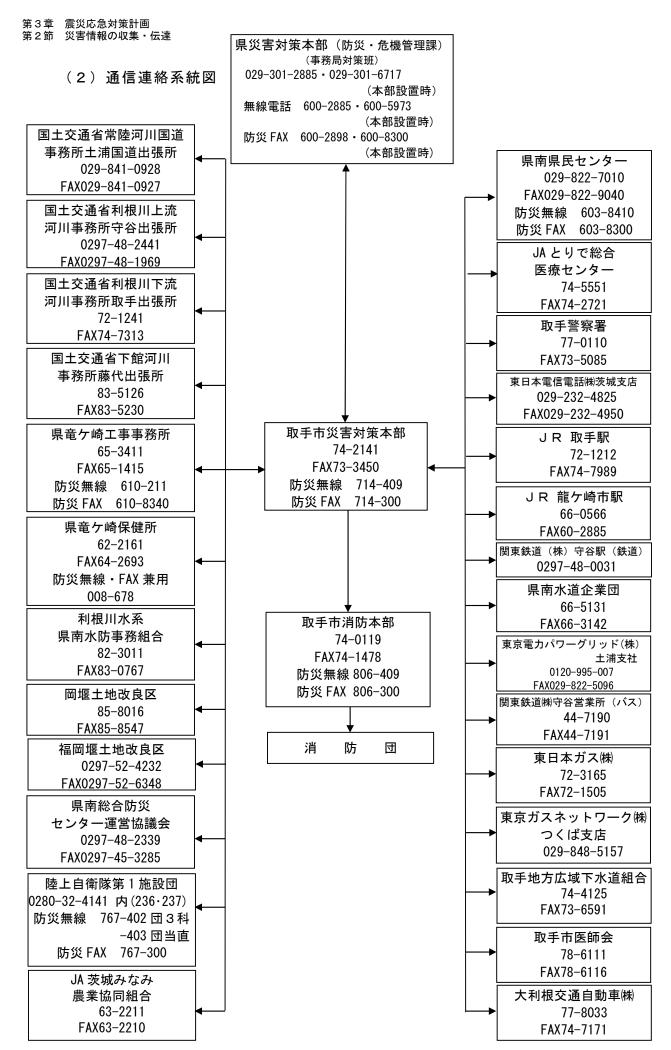
災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理 者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

- ① 無線機器の管理
 - ・全ての携帯・可搬用無線機は災害対策本部に一旦集結させる。
- ② 無線機器の搬出
 - ・災害対策本部に集結した携帯・可搬用無線機の使用・搬出は総務部長が指示する。

3 連絡責任者の設置

(1) 防災関係機関及び連絡責任者

機関区分	機 関 名	責 任 者			
	国土交通省常陸河川国道事務所土浦国道出張所	土浦国道出張所長			
	国土交通省利根川上流河川事務所守谷出張所	守谷出張所長			
指定地方行政機関	国土交通省利根川下流河川事務所取手出張所	取手出張所長			
	国土交通省下館河川事務所藤代出張所	藤代出張所長			
自衛隊	陸上自衛隊第 1 施設団第 101 施設器材隊	土木幹部			
	竜ケ崎保健所	竜ケ崎保健所長			
県の機関	竜ケ崎工事事務所	竜ケ崎工事事務所長			
	県南県民センター	県南県民センター長			
······ 警 察		取手警察署長			
消防機関	取手市消防本部	取手市消防長			
	東日本電信電話(株)茨城支店	茨城支店長			
	東京電力パワーグリッド(株)竜ケ崎支社	竜ケ崎支社長			
指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)取手駅	取手駅長			
	東日本旅客鉄道(株)藤代駅	龍ケ崎市駅長			
	関東鉄道(株)守谷営業所	守谷営業所長			
	東日本ガス(株)	代表取締役社長			
	東京ガスネットワーク(株)つくば支店	支店長			
指定地方公共機関	利根川水系県南水防事務組合	組合管理者			
	取手市医師会	医師会長			
	岡堰土地改良区	理事長			
	福岡堰土地改良区	理事長			
		企業長			
	取手地方広域下水道組合	組合管理者			
	JA とりで総合医療センター	病院長			
その他	取手医師会病院	病院長			
	茨城みなみ農業協同組合	代表理事組合長			
	県南総合防災センター運営協議会	協議会会長			
	大利根交通自動車(株)	社長			



第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策上不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

■ 対策

1 初期災害情報の収集 (各部共通)

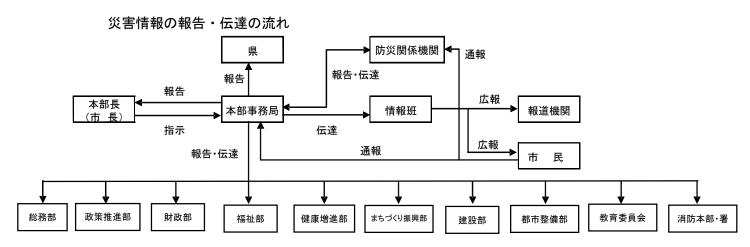
2 災害情報のとりまとめ (本部事務局、総務部)

3 災害地の調査 (財政部、建設部他)

4 県への災害情報の報告 (総務部)

5 被害種別情報伝達方法 (本部事務局、関係事業者)

■ 内容



1 初期災害情報の収集

災害が発生したとき、担当職員は被害状況の収集活動上、必要に応じて、取手警察署、消防本部、その他防災関係機関と緊密な連携をとり、必要な情報を収集する。同時に、自主防災組織、市政協力員、自治会・町内会、民生委員等、その他市民団体からも必要な情報を収集する。

(1)災害情報の種類

災害発生後直ちに収集する情報は、次のとおりである。 また、収集した情報は、既定の様式で報告を行う。

	調 査 実 施 者 収 集 す べ き 被 害 状 況 等 の 内 容			
市	各施設を所管する部 (管 理 者)	① 各所管施設への来客、入所者、職員の安否情報 ② 各所管施設の災害による被害、設備・施設機能		
	職務上の関連部・課	① 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ② その他関連する施設等の人的、物的、機能的被害の有無 ③ 災害時危険箇所の被災の有無と現在の様子		
	参集職員、自主防災 組織・市政協力員等 からの情報	① 職員の参集途上の情報② 自主防災組織・市政協力員、自治会・町内会、民生委員等各種団体等から寄せられる情報		
	災害対策本部 (情 報 班)	① 市内各地区における火災発生状況 ② 市内各地区における避難の必要の有無及びその状況 ③ 市内各地区における主要な道路、橋りょう等の被災状況 ④ 市内各地区における救助・救急活動の必要の有無及びその状況 ⑤ 市内各地区における救助・救護・基幹施設の現在の状況 ⑥ 市内各地区における電気・ガス・電話・上下水道の供給状況 ⑦ 市内各地区における災害危険箇所等の現在の状況		
	消防本部	 すべての人的被害(他で調査した人的被害の集計) 住家の被害(物的被害) 火災発生状況及び火災による物的被害 危険物取扱施設の物的被害の状況 要救援救護情報及び救急医療活動情報 避難道路及び橋りょうの被災状況 避難の必要の有無及びその状況 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項 		
取手警察署		被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ② 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ③ 犯罪の防止に関し行った措置 ② その他活動上必要ある事項		
その他防災関連機関		① 市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対し既に行った措置 ② 震災に対し今後行う措置 ※地震情報は、地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とし、市民及び関係機関に対し、具体的かつ速やかに発表するものをいう		

『資料編「様式 災害発生即報」』参照

【災害発生後直ちに収集する情報】

① 人的被害

・死者、行方不明者、負傷者、要救助者に関すること。

② 物的被害

- ・市役所(出先機関)、消防署等の防災関係機関の建物損壊、火災に関すること。
- ・市の施設の建物損壊、火災に関すること。
- ・一般住宅、商店、工場、危険物取扱施設等の建物損壊、火災に関すること。

③ 機能的被害

- ・電気、水道、ガス、電話、放送、下水道等生活関連機能の状況に関すること。
- ・道路・鉄道等交通施設の状況に関すること。
- ・医療・保健衛生機能の状況に関すること。
- ④ 収集する情報の内容
 - ・被害の確認時刻
 - 被害地域・場所(住宅地図等を添付)
 - •被害様相(程度)
 - ・被害の要因

(2) 災害情報等の収集・伝達・報告方法

災害時における情報等の収集・伝達・報告の通信連絡は、通信施設の被害状況等により 異なるため、次の方法のうち実状に即した方法で行う。

【伝達手段】

発信者 → 相手	電話	防災行 政無線	防災 ラジオ	消防 無線	広報車	公共の 放送	口頭	文書
災害対策要員 → 市	0	0					0	
市 → 市出先機関	0	0	0				0	0
市 → 消防機関	0	0	0	0			0	0
住民 → 市	0						0	0
市 → 住民	0	0	0		0	0	0	0
市 → 防災関係機関	0	0	0				0	0
本部内 → 本部内	0						0	0

2 災害情報の取りまとめ

(1)情報の総括責任者

収集された情報の総括責任者は、以下のとおりとする。

① 責任者 :総務部長

② 副責任者:防災担当課長

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、災害対策本部 事務局へ被害の状況及び災害応急対策活動状況を既定の様式によって報告する。

『資料編「様式 災害応急処理報告書」』参照

3 災害地の調査

(1)災害地調査

本部長は、災害地の実態を把握するために必要な初動調査、り災証明発行の為の調査、 危険度判定の為の調査など、必要に応じて総務部長、財政部長、建設部長及び都市整備部 長に対して、災害地の現地調査を指示する。

また、本部長はり災証明書の再調査やその他事態の状況により、他の部長に対しても所管関係施設等の現地調査を指示する。

(2)調査の実施

財政部長、建設部長及び都市整備部長は、本部長の指示に基づき、調査班、土木班に現 地調査を命じ実施する。また、事態の状況により、本部長からの指示を受けた他の部長は、 所管関係施設等の現地調査を所属班に命じ実施する。

(3)調査事項

調査にあたっては、住宅地図等を携行し、災害地の被害の状況等を調査する。 調査事項は次のとおりとする。

【調査班】(固定資産税の減免などに関する調査)

- ① 災害の原因(地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等)
- ② 被害状況 (家屋倒壊棟数、焼失家屋棟数等)
- ③ 応急措置状況(市民の避難、消防機関による消火等)
- ④ 市民等の動向(避難所等へ避難の状況、パニックの有無、駅帰宅困難者の有無等)
- ⑤ その他必要な事項

『資料編「様式 家屋被害調査票」』参照

【土木班】(公共施設の被害などに関する調査)

- ① 災害の原因(地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等)
- ② 被害状況 (道路及び施設被害箇所数等)
- ③ 応急措置状況 (迂回路の指定、障害物の除去等)
- ④ 現地活動に支障となる要因等の状況(道路の寸断、上水道の寸断、通信の寸断等)
- ⑤ その他必要な事項

【他部班】(その他、被害状況や危険個所の把握などに関する調査)

- ① 災害の原因(地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等)
- ② 被害状況(市有財産被害、福祉関係被害、商工関係被害、農業関係被害、都市施設 被害、駅周辺被害、教育関係施設被害、文化財被害、その他公共施設被害)
- ③ 応急措置状況
- ④ その他必要な事項

(4)調査の実施要領

調査は、次の要領で行う。

- ① 調査は、防災関係機関及び各地域の市政協力員(自治会・町内会)、自主防災組織その他の協力団体、市民等の協力を得て実施する。
- ② 緊急を要する場合は、災害時優先携帯電話、無線通信機等により直ちに調査の結果を、所管部長を通じて、総務部長へ報告する。
- ③ 調査中に重要と思われる情報を得たときは、直ちに財政部長又は建設部長を通じて総務部長へ報告する。

(5) 異常現象発見者の通報義務

市は、市民に対し、地割れ等、災害が発生する恐れがある異常現象を発見した場合は、速やかに市長又は警察官に通報しなければならない旨、広報を行うと共に、通報が最も迅速に到達するように協力を呼びかける。

なお、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、直ちに水戸地方 気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他関係機関に通報する。

4 県への災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、以下の状況の場合には、県へ報告する。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。さらに、 災害発生直後の錯綜期にあって、全ての被害の状況が把握ができない状況にあっても、入手し 得た情報を、的確に報告するように努める。

(1)報告すべき災害の状況

次のような状況のときは、県(災害対策本部)へ報告する。

- ① 災害対策本部を設置したとき。
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③ 災害による被害が軽微であっても、以降、被害が拡大発展する恐れがあるとき。
- ④ 地震が発生し、震度 4 以上を記録し、市内に被害が発生または発生する恐れがあるとき。
- ⑤ その他災害の状況、社会的影響等から見て報告する必要があると認められると き。

(2)報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害発生日時
- ③ 災害発生場所及び地域
- ④ 被害状況

- ⑤ 災害に対して、既にとった措置
 - ・災害対策本部の設置状況
 - 主な応急措置(実施、実施予定)
 - ・応急措置実施上の措置
 - ・応援の必要性の有無
 - 災害救助法適用の必要性
- ⑥ 災害に対し、今後実施しようとする措置
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他の必要事項

(3)報告の手続き

災害情報の報告の手続きは、次の流れで行う。

- ① 本部事務局で整理した情報を総務部長が精査する。
- ② 総務部長により県へ報告する。

(4)報告の手段

県への報告は、既定の様式に沿った形で防災ファクシミリ又は電話で報告する。

- ① 定型様式による文書(ファクシミリ)での報告
- ② 定型様式に沿った電話での報告

(5)報告の留意点

県への報告は、次のことに留意して行う。

- ① 県への報告は、第1報を報告した後は、定時に報告を行う。
- ② 災害応急対策が完了した場合は、10日以内に「確定報告」を文書で行う。

『資料編「様式 被害状況等報告」』参照

③ 県に報告できない場合で、直接消防庁に報告するものとする。

担当窓口	電話番号		
消防庁	03-5574-7111		
防災課直通	03-5574-0125		
(夜間)	03-5574-0119		
(夜間 F A X)	03-5574-0190		

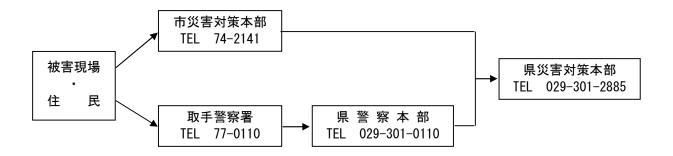
④ 地域住民から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国 (消防庁) へ同時に通報するものとする。

5 被害種別情報伝達方法

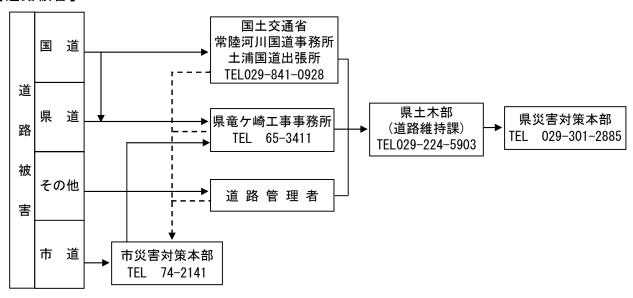
(1)情報伝達方法

被害種別の情報収集伝達系統は、次のとおりとする。

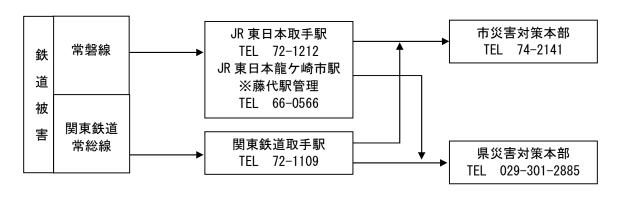
【死者、負傷者、建物被害、その他の被害】



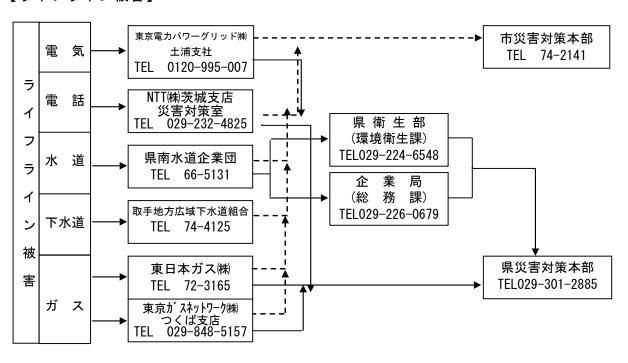
【道路被害】

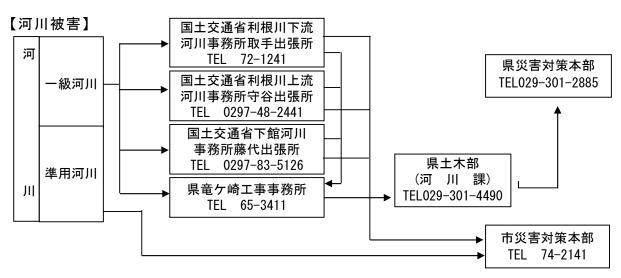


【鉄道被害】

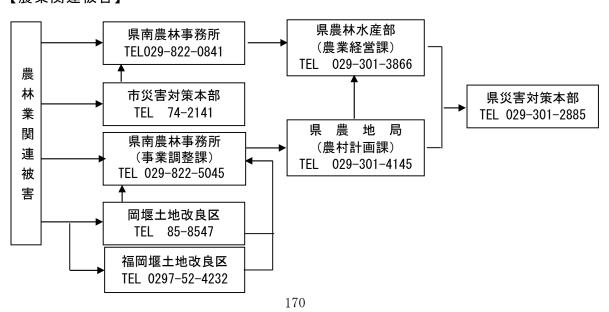


【ライフライン被害】

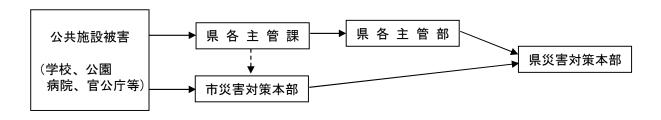




【農業関連被害】



【その他公共施設被害】



【被害判定の基準】

被害区分		判定基準等
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できない が、死亡したことが確実な者
人の	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
被害	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要ある者 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1カ月未満で治癒できる見込みの者
	住家	現実に居住のために使用している建物(社会通念上の住家であるかどうかを問わない。)
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家と して計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着してい る場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半 して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
住家の	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
被害	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したもの。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。

	被害区分	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの で、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも の又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で 表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	準半壊に至らない (一部破損)	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの とする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。な お、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
の被害	公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とす る。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失 ・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑 の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園における教育の用に供する 施設とする。
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、 橋梁を除いたものとする。
そ	橋梁	道路を連続するために河川等の上に架設された橋とする。
の他	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制 床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、また、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。

	被害区分	判定基準等
	上水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点に おける戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も 多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	火災発生	火災発生件数については地震の場合のみ報告する。
	り災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生 活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公共文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農 地、農業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による 国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川地すべり防止施 設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
7	一の他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館都市施設等の公用又は公共の用に供する施設と する。
	公共施設被害 市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の 被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
その	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
の他	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害と する。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等と する。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、ため池等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道 通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復 旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

第3 広報計画

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、適切な広報活動等を実施する。

■ 対策

1 広報活動の実施機関とその分担 (政策推進部)

2 広報活動 (政策推進部、防災関係機関)

3 報道機関への対応 (政策推進部)

■ 内容

1 広報活動の実施機関とその分担

情報班は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連携を図りながら、広報活動を行う。

【広報活動の内容】

- ① 災害発生時の広報
 - ·二次災害防止情報
 - ・災害情報及び被災状況に関すること
 - ・市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
 - 避難情報
 - ・その他必要な事項
- ② り災者に対する広報
 - 救護所、避難所の開設状況
 - 医療救護、衛生知識の周知
 - 給水、給食等の実施状況
 - 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
 - ・被災地の状況
 - その他

2 広報活動

情報班は、広報資料の一元化を図ったうえで広報活動を行う。

(1) 広報手段

情報班は、情報班員以外の職員や資機材を効果的に活用して、市民に対して広報活動を行う。

広報手段は、原則として広報車、防災行政無線、防災ラジオ及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネルによる。

【緊急な伝達の場合】

事例:避難の指示、出火防止の指示

手段:防災行政無線、防災ラジオ、広報車、災害現場等での指示及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル(警察署、

消防署、その他防災機関への協力要請)

【一斉に伝達する場合】

事例:地震発生直後の地震情報及び二次災害防止のための一般的注意事項

:安否情報

:災害対策本部、救護所等の設置、応急対策活動の実施状況

手段:防災行政無線、防災ラジオ、広報車、災害現場等での指示及び市ホームペー

ジ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル(テレ

ビ・ラジオ等報道機関への協力要請)

【時期又は地域を限定した伝達の場合】

事例:復旧状況防疫清掃給水活動等に関する事項

手段:広報車、災害現場等での指示、広報誌、チラシ・ビラの配布・掲示及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル(テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請)

(2) 広報活動の決定

広報活動においては、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。 そのため、本部長は、市民や防災関係機関への広報内容を決定し、その指示のもと情報 班が、広報活動を行う。

【広報活動の流れ】

- ① 各部、防災関係機関、市民から政策推進部への広報依頼
- ② 政策推進部による情報整理
- ③ 政策推進部を通じて本部長へ状況報告
- ④ 本部長による広報手段の決定、政策推進部への指示
- ⑤ 政策推進部を通じて情報班に広報活動指示
- ⑥ 各種広報手段による住民への周知

(3) 広報内容

被災地の住民に向けて行う主な広報内容は、次のとおりであり、放送文案や市長の声明、 呼びかけ文等はあらかじめ定めておく。

【被災地住民に対する広報内容】

- ① 出火防止の呼びかけ
- ② 避難指示の出されている地域、指示の内容

- ③ 流言、飛語防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害の状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道バスの被害状況、連行状況
- ③ 救援物資、食糧、水の配給等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ① り災証明の発行
- ③ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (14) 臨時休校等の情報
- 15 ボランティア組織からの連絡
- 16 全般的な被害状況
- ① 防災関係機関が実施している対策の状況

【被災地外の住民に対する広報内容】

- ① 流言、飛語等の防止の呼びかけ
- ② 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ③ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ④ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑤ 全般的な被害状況
- ⑥ 防災関係機関が実施している対策の状況

(4)要配慮者に対する情報伝達手段の確保

要配慮者に対する情報伝達手段として、「共助」の観点から、自主防災組織、市政協力員(自治会)の他、近隣住民相互に協力し情報連絡体制を確保する。その際、視覚障害、聴覚障害などの要配慮者に対する情報伝達手段の確保に配慮する。なお、要配慮者に対する情報伝達に関する事項については、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき実施する。

(5) 帰宅困難者に対する災害避難情報等の提供

災害時における交通機能の麻痺や、道路の寸断などにより、帰宅困難な状況にある被災者に対し、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報及び避難所の設置等について積極的な情報提供に努める。

(6)インターネット等の活用による情報提供

近年インターネット利用者の急激な増加に伴って、市民がインターネットやツイッター等を情報収集・発信手段として利用するようになってきていることから、市ホームページや市公式各種SNSを活用し、積極的に情報提供を行う。

現状は、行政からの一方向的な情報発信というシステム形態であるが、今後は、市民からの情報、市民相互の情報などが可能な防災情報プラットホームの整備に向け、適切な対策・支援システムの実現を図る。

【主な災害情報提供システム】

- ① 防災ポータルサイト(市ホームページによる情報提供)
- ② 携帯端末向けホームページ (携帯端末への情報提供)
- ③ 緊急情報メールサービス(登録した住民へのメールによる情報提供)
- ④ ツイッター
- ⑤ フェイスブック
- 6 LINE
- ⑦ 緊急速報メール (市内にいる携帯電話の利用者への情報提供)
- ⑧ J:COM チャンネル

3 報道機関への対応

(1)報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

【提供資料の例】

- ① 災害の種別及び発生日時
- ② 被害発生の場所及び発生日時
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 住民に対する避難指示の状況
- ⑥ 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

(2)報道機関への対応

情報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。 また、報道への窓口は情報班が一括して行う。

① 報道機関への発表

- ・報道機関への発表は、応急活動状況災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- ② 発表者
 - ・本部長が、原則として発表を行う。ただし、必要に応じて、各部において発表する場合は、予め情報班長に発表内容、発表場所当について了承を得るものとし、 発表後、速やかにその内容について報告する。
- ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関の発表

- ・指定公共機関及び指定地方公共機関が情報を報道機関に発表する場合は、原則として総務部長及び政策推進部長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合には、発表後、速やかにその内容について総務部長及び政策推進部長に報告する。
- ④ 発表情報の送付
 - ・情報班長は、報道機関に発表した内容を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付する。
- ⑤ 定期災害情報の発表
 - ・情報班は、災害情報ができる限り一定の場所及び一定の時間経過後に定期的に発 表するように努める。
- ⑥ 報道機関の駐車場対策
 - ・情報班は、災害対策本部に多くの災害報道関係者が取材に殺到することが予想されるので、取手記者クラブ等との連携を図る中で、適切な駐車場の確保に努める。

第3節 応援・派遣

第1 応援・派遣要請計画

本部長は、地震災害により、市民の生命、身体及び財産の保護のため、必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

また、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協力体制に基づき、 受入体制の確保を図り、迅速・的確な応援・派遣要請を行う。

■ 対策

1 県に対する応援要請 (総務部)

2 自衛隊災害派遣要請 (総務部)

3 他市町村に対する応援要請 (総務部)

4 他消防機関に対する応援要請 (総務部、消防本部)

5 民間団体に対する応援要請 (総務部、福祉部、健康増進部、

社会福祉協議会)

6 国の機関に対する職員派遣の要請(総務部)

■ 内容

- 1 県に対する応援要請
 - (1) 応援要請手続(応援措置、資機材、装備類等の要請)

知事に応援要請をする場合は、本部長が文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、 事後速やかに文書を送付する。

(2) 応援要請の事項

要請は、次の事項を予め明らかにした後行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- ⑥ その他の必要な事項

(3) 職員の斡旋時に必要な事項

本部長は、指定地方行政機関の職員の派遣が必要となった場合、知事に派遣の斡旋を要請する。要請を行う際には、文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、 事後速やかに文書を送付する。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

2 自衛隊災害派遣要請

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請手続

本部長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

(ア) 災害派遣の要請先

- ① 本部長が必要と判断し、派遣要請を決定する。
- ② 本部長は、決定した派遣要請の旨を知事に要請する。
- ③ 知事が自衛隊に対し応援要請する。

(イ) 災害派遣要請の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合に、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

なお、知事に対し要請ができない場合には、当該地域に係わる災害状況を、直接最寄りの陸上自衛隊に通知するものとし、その後速やかに知事に対してその旨を通知する。

- ① 災害状況及び派遣要請の理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考事項(作業用資機材、宿営地等)

『資料編「様式 自衛隊災害派遣要請書」』参照

【連 絡 先】

要請先	担	当	電話	無線電話	無線ファク シミリ
県 庁 防災・危機管理部 (県災害対策本部) 防災・危機管理課		029-301-2885	600-82402	600-8300	
陸上自衛隊第1施設団	第 3 科	課業中	0280-32-4141 内線(235)	767–402	-
		課業外	0280-32-4141 内線(631)	767–403	767–300

*無線電話・ファクシミリは県防災行政無線(防災・危機管理課内)

【自衛隊の災害派遣を要請できる範囲】

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
被災者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に 優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それら の啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し応急医療及び防疫を行う。薬剤等は、通常関係機 関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊 急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特 に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」 (平成 19 年 1 月 4 日内閣府令 2)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置 及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報等を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 自衛隊受入体制の確立

本部長は、知事より災害派遣の通知を受けたときは、総務部長に命じて次のことを行う。

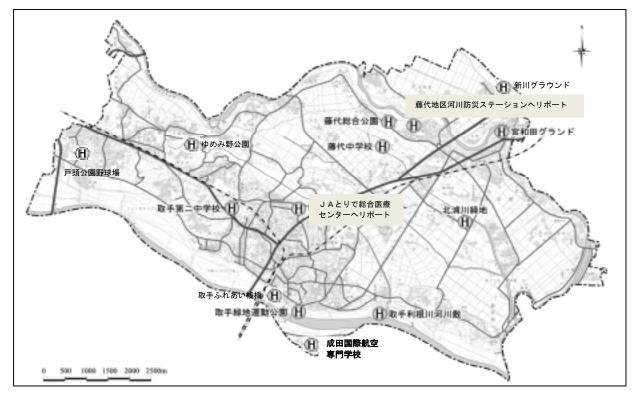
① 派遣部隊の受入体制

- ・派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入のため、必要な措置 及び準備
- ・派遣部隊及び県との連絡調整のための市職員(総務部総務課長)の指名
- ・作業内容、所要人員、資機材等の確保、調達、その他について派遣部隊の到着と同時に作業ができる準備
- ・自衛隊との連絡窓口(総務部総務課長)の設置
- ・緊急ヘリポート利用のための障害物除去、整備

② ヘリコプターの受入

ヘリポートは、指定臨時ヘリポートとし、障害物を除去し、整備する。

緊急用ヘリポート位置図



(3) 自衛隊受入に関する県への報告

総務部長は派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項を県(生活環境部)に報告する。なお、災害対策本部が設置されたときには、市の災害対策本部から報告する。

【報告内容】

- ① 派遣部隊長の官職名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業等内容及び進捗状況
- ⑤ 編成装備
- ⑥ その他参考となる事項

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は速やかに 文書をもって知事に対しその旨を報告する。

(撤収要請の要領は、派遣要請の要領と同じ)

『資料編「様式 自衛隊災害派遣撤収要請書」』参照

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね 次のとおりである。

ただし、その活動内容が他市町にまたがった場合は、当該市町と協議の上、負担割合を 定める。

【経費の内容】

- ① 派遣活動に必要な土地・建物等の使用料及び借り上げ料
- ② 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係わるものは除く。)等の購入費、借り上げ料及び修繕費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係わるものは除く。) の補償
- ⑤ その他疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

(6) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害に対し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと 認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 他市町村に対する応援要請

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

【応援要請文書の記載事項】

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- ④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- ⑤ その他必要事項

【県が実施する他市町村への応援指示】

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

(2) 応援要請の手段

応援要請は、被害の状況等により本部長が決定し、本部長が他市町村長へ応援を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、人事班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。また、他市町村等関係機関からの応援を速やかに受け入れる。

(4)経費の負担

応援に要した費用は、「災害時相互応援に関する協定」に基づき経費の負担を行う。

4 他消防機関に対する応援要請

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、予め締結した「県広域消防相互応援協定」(平成7年1月1日)の他、県内外の市町村との個別消防相互応援協定等に基づき、他市町村の消防機関に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

【県の支援要請】

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防 組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消 防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防 庁長官に要請する。

【応援要請文書の記載事項】

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- ④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- ⑤ その他必要事項

(2) 応援要請の手段

応援要請は、被害の状況等により本部長が決定し、本部長が他市町村長又は組合管理者 へ応援を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、消防本部総務班が連絡窓口となり連絡調整 にあたる。

また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、消防相互応援協定に基づき経費の負担を行う。

5 民間団体に対する応援要請

(1) 民間団体に対する応援要請

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、 自主防災組織、市政協力員(自治会・町内会)、各事業所等の民間団体並びにボランティア 等の民間の協力団体に応援要請を行う。

【民間団体に協力を要請する業務】

- ① (災害時)要配慮者をはじめ、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動、避 難誘導
- ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の業務
- ③ 各地域における家屋・塀の倒壊等の被害状況の調査業務
- ④ 被災地域内の住民の安否確認
- ⑤ 公共施設の応急復旧作業活動への協力
- ⑥ 応急仮設住宅の運営業務
- ⑦ 生活必需品の調達業務
- ⑧ その他の災害応急対策業務への応援協力

【ボランティアに協力要請する業務】

- ① ボランティア活動のコーディネイト
- ② 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ③ 避難所生活者への支援(炊き出し、給水、支援物資の配給など)
- ④ 要配慮者及び在宅者への支援(要配慮者の安否確認、生活支援など)
- ⑤ 支援物資等配送拠点での活動
- ⑥ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2)協力要請の方法

災害時における民間団体及びボランティアに対する協力要請の方法は、次のとおりとする。

- ① 総務部は、自主防災組織、市政協力員(自治会・町内会)、各事業所等の民間団体に対して以下のことを明らかにして、その責任者に電話(ファクシミリ)、無線又は使送により災害支援を要請する。
 - ・活動の内容
 - ・協力を希望する人数
 - 調達を要する資機材等
 - ・協力を希望する地域及び機関
 - その他参考となるべき事項
- ② 社会福祉協議会は、次の手段によりボランティアに対して災害支援を要請する。
 - ・あらかじめ登録しているボランティアへの電話連絡
 - ・広報車による呼びかけ
 - ・職員による口頭呼びかけ、掲示等による呼びかけ

6 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、緊急に必要があると認めたときは、直接指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の派遣を要請する。

ただし、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、既に協定を締結した関東地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」 (平成23年3月1日) に基づき、必要に応じ、職員派遣の要請を行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

第4節 避難対策

第 1 避難計画

本部長は、災害により、市民の生命・身体を保護すると共に、災害の拡大を防止するため、必要があると認めた場合は、関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また、安全に誘導して被害を未然に防止する。同時に、速やかに避難所等を開設するため、市職員を派遣し、被災者の避難誘導、収容、支援にあたらせる。

■ 対策

1 避難指示 (総務部、防災関係機関)

2 警戒区域の設定 (総務部、防災関係機関)

3 避難の誘導 (消防本部、防災関係機関)

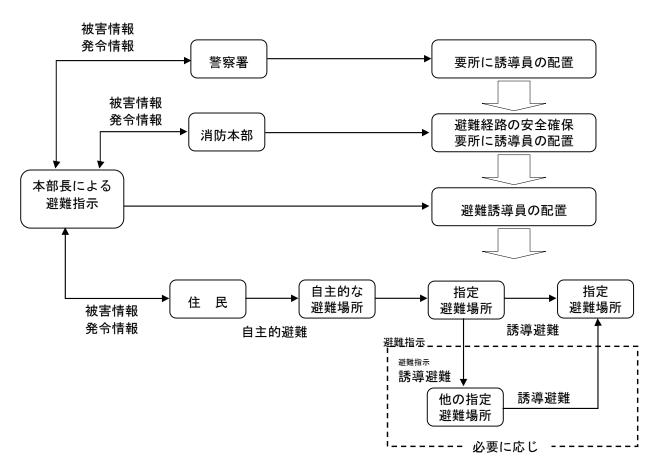
4 帰宅困難者に対する避難対策 (総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部、防災関係機関)

5 避難所、避難地区の割り当て (総務部)

■ 内容

1 避難指示



【避難指示】

・被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、居住者等を避難のために立ち退かせるためのもの(法的強制力はない。)

(1) 避難のための情報収集・報告

被害拡大の恐れのある災害について、警戒を行うとともに、積極的な情報収集活動を行い、適切な避難指示を行う。

情報班は、消防本部、警察署等から次のような情報を取りまとめて、本部長に報告する。

【報告する情報】

- ① 延焼火災(範囲、風向)
- ② 崖崩れ等、二次災害の危険(地表状況等)
- ③ 建築被害と被災者の状況
- ④ その他避難が必要と思われる状況

(2)避難の指示

避難の指示を発する権限のある者は、次のとおりとする。また、指示の最終的な判断は、本部長が総務部長からの状況報告、消防本部、警察署等防災関係機関の要請等も踏まえ決定する。

機関の名称	指示を行う要件	根拠法
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる とき、指示を行う。	災害対策基本法第60条
警察官	・市長から要請があったとき。・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第 61 条、 警察官職務執行法第 4 条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な 事態が生じ、かつ警察官がその場にいないと き。	自衛隊法第 94 条
消防長又は 消 防 署 長	・火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危 険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第23条の2
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避 難の指示を実施する。	水防法第 22 条

【順序】

市長は、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、指示を行う。 市長不在の時の代行者は、「副市長」「教育長」の順とする。

(3)避難指示の基準

避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	条件	伝達内容	伝達方法
避難指示	・当該地域又は建築物等に災害が発生する恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発令され、人的 被害が発生する恐れがある場合	① 避難者② 避難理由③ 避難対処地域④ 避難先⑤ その他必要事項	① 立報車 本報員 は報題 は報題 は報題 はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの

【避難を必要とする状況】

- ① 火災が拡大する恐れがあるとき。
- ② 危険物等の爆発の恐れがあるとき。
- ③ ガス、毒劇物等の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- 4) がけ崩れ等の土砂災害により、著しく危険が迫っているとき。
- ⑤ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ⑥ 河川構造物等が被害を受け、浸水の危険があるとき。
- ⑦ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(4) 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、市内への通勤通学者、来訪者等を含めて、避難を要する と認められる区域にいるすべての人とする。

(5) 避難指示の内容

避難指示の内容は、次の事柄を明示して実施する。

- ① 避難対象地域(地区名、町丁名、施設名等)
- ② 避難先及び避難経路(安全な方向、経路、避難場所の名称)
- ③ 避難指示の理由(避難要因、避難に要する時間等)
- ④ その他必要な事項(携行品、要配慮者優先避難等)

(6)避難措置の周知

避難の指示を実施した者及び高齢者等避難情報を出した者は、当該地域の住民に対して その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に連絡する。

【連絡方法】

① 住民への周知方法

- ・広報車により関係地域を巡回し周知する。
- 災害現場へ派遣された職員により周知する。
- ・報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。
- ・消防本部は必要により消防団員に要請し、協力を得て関係地域に個別に周知する。
- ・防災行政無線、防災ラジオの放送により周知する。
- ・市政協力員、自治会・町内会、自主防災組織等の地域コミュニティーとの協力・ 連携を図り、要配慮者を含めた住民へ周知する。

② 避難所への連絡

・避難の指示及び解除を行った者は、その旨を避難所の管理者に対して、速やかに 連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。また、避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を 行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止 する。

③ 県への連絡

・本部長は、避難の指示及び解除を行った場合は、その旨を知事に速やかに連絡 し、以後の応援協力体制を整える。

④ 隣接市町村への連絡

- ・本部長は、避難の指示及び解除を行った場合は、その旨を隣接する市町村長に速 やかに連絡し、以後の応援協力体制を整える。
- ・小堀地区で、取手市域への避難が困難となった場合は、直ちに、隣接する市長に連絡し、円滑に避難できるよう対処する。

⑤ その他関係機関への連絡

・避難の指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場で の情報混乱を未然に防止する。

(7)避難措置及び解除の措置

避難の指示を行う者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、市民へ 発表すると共に、その旨を県に報告する。

また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、①住民の周知方法にある 手段等を使って伝達を行う。

【通知事項】

- ① 発令者
- ② 発令理由及びその日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難場所又は避難所
- ⑤ その他必要事項

2 警戒区域の設定

(1)警戒区域の設定

本部長は、市域内に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあると認められ、住民の 避難が必要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該 地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定する権限のある者は、次のとおりとする。

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法
市長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外 の者について、警戒区域への立ち入りを制限、禁止 又は退去を命ずる。	災害対策基本法第 63 条
警察官	・市長又はその職権を行う吏員がいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行する。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第 63 条
自 衛 官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又は その職権を行う吏員や警察官がいない場合に限り、 市長権限を代行する。この場合、直ちに市長に対し て通知する。	災害対策基本法第 63 条
消防職員消防団員	・消防活動を確保するために、消防関係者以外の者を 現場近くに近づけないように措置することができ る。	消防法第 28 条
水防管理者	・水防活動を確保するために、水防関係者以外の者を 現場近くに近づけないように措置することができ る。	水防法第 21 条

【警戒区域の設定が必要とされる地域等】

- ① 土砂災害危険地域
 - ・崖崩れの危険のある斜面箇所
 - ・宅地造成地崩壊危険箇所のある箇所
 - ・その他本部長が必要と認めた箇所
- ② 地震水害危険区域
- ③ 倒壊危険のある大規模建築物周辺
- ④ 有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ⑤ 爆発の危険が及ぶと予想される地域
- ⑥ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(2)警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難の指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。

3 避難の誘導

(1)避難の種類

避難は、災害の状況等により、次のように区分する。

避難区分	状 況	避難先
自 主 避 難 (自主的避難)	① 被災した場合 ② 差し迫った危険性はないが、被害の発生が予想さ れる場合	自主的な避難場所 (あらかじめ自主 防災組織等で決め た場所)
避難指示	① 被災した場合 ② 災害の危険性により避難指示が出された場合	指定避難場所 『本章、「避難場 所」の表参照』

(2)避難の誘導者

- ① 本部長が避難指示を行った場合、消防本部が、警察官、自主防災組織等の協力を 得て避難誘導を行う。
- ② 学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設については、その施設の管理者及び職員 が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。
- ③ 事業所、スーパーマーケット、遊技施設その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の管理者、責任者等により、自主的な統制をとるよう指導する。
- ④ 交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、必要な措置を行う。

(3) 住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

- ① 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行う。
- ② 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難する。

【携行品内容】

- ・貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券、車・家のスペアキー等)
- ・手拭い、タオル、ちり紙、懐中電灯(LEDライト)、携帯ラジオ、持病の薬、救 急医薬品、警笛(ふえ)、万能ナイフ、ライター、衣類等

(時間に余裕があるとき)

- ・3食程度の食糧及び飲料水(クラッカー、パン、カップ麺、缶詰等)
- ・日用品(石鹸、歯磨き、生理用品、下着、靴下等)

- *上記の品が入った非常持ち出し袋を常備し、避難の際携行する。
- ③ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携帯する。
- ④ 本人の住所、氏名、年齢及び血液型等が分かるものも携行する。
- ⑤ 自動車による避難は、渋滞等により緊急輸送道路の通行に支障を生じるなど、二次災害発生防止のため、原則禁止とする。ただし、徒歩による避難所への移動が困難な場合、道路冠水が生じていない場合、災害発生まで時間的余裕があるときなどはこの限りではない。
- ⑥ 事業所等においては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい 薬品、電気及びガス等の安全措置を行う。

(4) 避難誘導の方法

本部長は、本部事務局に収集された被害状況の情報をもとに、本部長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

具体的な避難方法としては、自主防災組織、市政協力員(町内会、自治会)等を核に指 定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常の生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずる恐れもある。

そこで、避難場所に至る前に身近な小公園等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、 秩序正しい避難体制を整えた後、避難誘導者の指示で避難場所への避難を行うものとする。 ただし、災害の状況により避難に急を要するときや、一時避難場所の確保が困難な場合 は直接指定の避難場所へ避難するものとする。

(5) 避難誘導の留意点

- ① 避難経路の選定にあたっては、災害の規模、道路・橋梁の状況、落下物、危険物の状況、火災の延焼拡大の経路等を考慮して、その他パニックの起こらない、最も安全と思われる経路を選定する。
- ② 自主防災組織又は市政協力員(町内会、自治会)は、地域住民の避難を促し、避難の誘導を図る。
- ③ 地域住民は、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民相互の助け合いにより、全員の安全避難を図るよう努める。
- ④ 避難は、原則として自主防災組織、市政協力員(町内会、自治会)等の単位で行っ
- ⑤ 各地区の避難所は指定されているものの、災害によりその避難所が被災している場合もあるので、その安全を確認したうえで避難誘導する。

4 帰宅困難者に対する避難対策

(1) 取手市内への通勤者・通学者

- ① 事業所内において災害等にあった場合は、各事業所が作成している「帰宅困難者事業所避難マニュアル」の規定に従って対応する。
- ② 学校教育施設において災害にあった場合は、「学校防災マニュアル」の規定に従い 避難の対応にあたる。

(2) 取手市への交通機関利用者及び来訪者

- ① 駅周辺やバス停留所周辺等で、滞留者の誘導、情報の提供などを行い、身体の変調や疲労を訴える人のため、避難所(取手駅周辺:取手一高体育館)への誘導を行う。
- ② 通勤・通学等の理由以外の来訪者は、来訪地区における避難指示者の指示に従う。また、自動車等を使って取手市内を移動中、災害等にあった者は、その地区における避難指示者の指示に従う。

5 指定避難場所

市内の指定避難場所は、次のとおりである。

広域避難場所一覧表

(安全安心対策課)

番号	名称	場所	電話番号	備考
1	とがしら公園	戸頭 8−1		
2	取手競輪場	白山 6-2	74-1111	
3	取手緑地運動公園	取手1丁目地先		
4	藤代スポーツセンター	椚木 15	82-7200	
5	北浦川緑地	中田地先		
6	県南総合防災センター	椚木 103	83-2776	
7	稲戸井調節池内硬式野球場	戸頭地先 (利根川 89.5 km付近)		災害時対応井戸

避難場所一覧表

(安全安心対策課)

番号	名称	場所	電話番号
1	市之代集会所	市之代 499-1	
2	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141
3	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380
4	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78–1107
5	永山小学校	下高井 2340	78-8221
6	永山中学校	下高井 2311	78-8004
7	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791
8	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3	71–3353
9	取手西小学校	稲 70	74–3138
10	江戸川学園 取手中・高等学校	西 1-37-1	74-8771
11	取手第二中学校	寺田 5147	72 - 0102

番号	名称	場所	電話番号
12	旧白山西小学校 (前田建設工業㈱)	自山 8-11-6	74-2141
13	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221
14	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146
15	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348
16	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141
17	旧取手第一中学校	井野 3-15-1	74-2141
18	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049
19	取手小学校	東 5-3-1	72-0059
20	取手東小学校	吉田 400	73-2351
21	取手第一中学校	吉田 470	74-2215
22	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141
23	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934
24	小堀集会所	小堀 3894-1	_
25	成田国際航空専門学校	取手西野 1842	04-7188-7787
26	藤代小学校	藤代 53	83-3821
27	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138
28	山王小学校	山王 380	85-8205
29	六郷小学校	清水 373-1	82-2041
30	久賀小学校	萱場 60	82-3358
31	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	82-7791
32	藤代中学校	椚木 1343	83-0260
33	藤代南中学校	中田 880	83-3215
34	藤代高等学校	毛有 640	82-6283
35	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427
36	高須公民館	高須 2157	83-1499
37	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090
38	旧高須小学校(グランド)	高須 2151	_

^{*}指定された避難場所が被災し危険な場合、及び指定された避難場所への避難が困難な場合等は、 近隣の他避難場所へ避難する。

^{*}地区防災組織により避難場所が定められている場合は、これを優先する。

第2 避難生活計画

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等、被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、その対策を推進する。

詳細については、『取手市避難所運営マニュアル』に従って適切に対応する。

■ 対策

1 避難所の開設、運営 (福祉部、健康増進部、教育委員会)

2 避難所生活環境の整備 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、

教育委員会)

- 3 要配慮者の支援 (福祉部、健康増進部)
- 4 健康管理・精神衛生の対応(福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、避難所の開設にあたって、居場所を確保できなくなった被災者の収容のため、災害の状況に応じ、下記指定の避難所から適切な場所を選んで行う。また、必要に応じて県有施設に対する避難所の開設を県に要請する。

県は、市町村から要請があった場合、あるいは市町村からの報告及び被害状況により必要と認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。また、県職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

① 対象者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・現に災害に遭遇(旅館の宿泊者等)した者
- ・災害によって、現に被害を受ける恐れのある者
- ② 設置場所
 - ・避難所としてあらかじめ指定している施設
 - 教育施設については、原則として体育館、武道館を使用する。
- ③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額
 - ・費用の範囲
 - 賃金職員等雇上費
 - 消耗器材費
 - 建物、器物等使用謝金
 - 燃料費
 - ・災害用トイレ及び炊事場の設置費等

- 衛生管理費
- 限度額
- ・基本額:避難所設置費 1人1日当たり300円以内
- ・加算額 冬季(10月~3月)についてはその都度定める額
- ④ 設置期間
 - ・災害発生の日から7日以内
- ⑤ 実施権限者
 - ・避難所の開設は、原則的には本部長からの指示により総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会(以下避難所班という)が施設管理者の協力を得て行う。
- ⑥ 開設の手順
 - ・本部長から総務部長、福祉部長、健康増進部長、教育部長への避難所開設の指示
 - ・総務部長、福祉部長、健康増進部長、教育部長から避難所班への開設及び管理営 の指示
 - ・避難所班による避難所の開設
 - ・避難所班から災害対策本部への開設の旨の報告
 - ・避難者の受入スペースの指示
 - ・既に避難している人について指定のスペースへの誘導
- ⑦ 県及び防災関係機関への報告

避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、 消防等防災関係機関に通知する。

- ・避難所開設の目的
- ・開設した場所
- ・開設した日時
- ・入所した人員
- ・その他必要と思われる事項

市内の避難所は、以下のとおりとする。

避難所一覧

番号	名 称	場所	TEL
1	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141
2	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380
3	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78-1107
4	永山小学校	下高井 2340	78-8221
5	永山中学校	下高井 2311	78-8004
6	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791
7	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3	71-3353
8	取手西小学校	稲 70	74-3138
9	江戸川学園取手中・高等学校	西 1-37-1	74-8771
10	取手第二中学校	寺田 5147	72-0102
11	旧白山西小学校(前田建設工業㈱)	白山 8-11-6	74-2141
12	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221
13	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146

番号	名 称	場所	TEL
14	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348
15	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141
16	旧取手第一中学校	井野 3-15-1	74-2141
17	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049
18	取手小学校	東 5-3-1	72-0059
19	取手東小学校	吉田 400	73-2351
20	取手第一中学校	吉田 470	74-2215
21	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141
22	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934
23	小堀集会所	小堀 3894-1	_
24	成田国際航空専門学校	取手西野 1842	04-7188-7787
25	山王小学校	山王 380	85-8205
26	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427
27	藤代中学校	椚木 1343	83-0260
28	六郷小学校	清水 373-1	82-2041
29	藤代高等学校	毛有 640	82-6283
30	久賀小学校	萱場 60	82-3358
31	藤代小学校	藤代 53	83-3821
32	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138
33	藤代南中学校	中田 880	83-3215
34	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	82-7791
35	高須公民館	高須 2157	83-1499
36	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090

[※]避難所の開設が長期化した場合は、福祉会館、市民会館、公民館、保育所等の公共施設を 避難所として開設する。

福祉避難所一覧

番号	名称	場所	TEL
1	つつじ園	戸頭 1299-1	78-3211
2	あけぼの	寺田 4723	74-5157
3	かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	73-8333
4	さくら荘	岡 1025	85-8733
5	障害者福祉センターふじしろ	藤代 730-1	83-5666
6	めぐみの杜	稲 29-1	84-6155
7	取手ウェルネスプラザ	新町 2-5-25	71-2122
8	水彩館	小文間 5720-1	77–1317
9	身障者ポニーの会	高須 2148	83-2266

(2)避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、福祉部、健康増進部、教育委員会の職員を配置する。また、 避難者は、住民の代表者からなる避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所の運営を行 う。

なお、必要により、県及び近隣市町村等に応援を要請するとともに、避難所の安全確保 及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮する。

① 避難所運営委員会の設置

- ・避難所の運営にあたっては、安全で秩序あることが求められるため、自主防災組織及び自治会・町内会が中心となって、平常時からあらかじめ各地区ごとに避難所運営委員会の構成メンバーを決めておく。なお、そのメンバーの配置には、女性メンバーの配置を考慮する。
- ・避難所運営委員会は、原則として各地区の自主防災組織、行政担当者、施設管理者及び自治会・町内会の役員がその構成メンバーとなり、委員長等の役員は構成メンバーの互選とする。
- ・災害時には、同一の避難所に複数の自主防災組織及び自治会・町内会の役員も 避難することも考えられる。この場合には、必要に応じて各地区の避難所運営委 員会が相互に協議して、当該避難所における避難所運営委員会の構成メンバー及 び代表となる委員長を選出する。

② 避難所運営委員会の役割

- ・避難所における避難者の代表となり、円滑な避難所運営に努めるとともに、市との連絡調整を行う。
- ・避難所内の区割り(部屋割り)について、可能な限り各地区ごとに避難者を割り振るよう努める。
- ・避難生活に必要な物資の配布活動等の補助を行う。
- 各地区の避難者の要望・苦情を取りまとめ、市職員へ報告する。
- ・施設管理者との協力体制を整える。

③ 避難所運営の流れ

市は、避難所運営委員会を支援するため、福祉部、健康増進部、教育委員会の職員を配置する。配置された職員は、避難所の運営状況の報告、避難状況の把握、避難者名簿の作成等を行い、避難所運営委員会とともにその円滑な運営にあたる。

『資料編「様式 避難所開設状況」』参照 『資料編「様式 避難状況一覧」』参照 『資料編「様式 避難者名簿」』参照

① 食糧、生活必需品の請求、受け取り、配布

避難所班は、必要とされる生活必需品等の必要数を取りまとめ、福祉部長、健康増進部長、教育部長へ報告する。各部長は、本部長を通じて救援物資班へ当該生活必需品等の支給を要請する。避難所班は、その都度到着した食糧や物資を消耗品受払簿に記入の上、避難所運営委員会の協力をえて避難者に配給する。

『資料編「様式 消耗品受払簿」参照

② 避難所の運営記録の作成

避難所班は、避難所の運営状況について1日に1回災害対策本部へ報告する。

『資料編「様式 避難所日誌 』参照 『資料編「様式 避難所生活状況報告書」』参照

(3) 避難所における住民の心得と周知

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、 次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、 市民に周知する。

- ① 避難所運営委員会への協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

まちづくり振興部は、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種の生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、災害用トイレ、間仕切りの管理、消毒及びし尿処理を行う。

① 物資等の提供

- 健康を損なわず生活をするために必要な各種生活物資
- ・ 石鹸、うがい薬、マスク、消毒液、体温計
- ② 衛生保持
 - ・男女の性差を十分配慮し、かつ安全性を考慮し、災害用トイレ、間仕切り等を設 置する。
 - ・着替えスペース、授乳スペース、物干し場(プライベートに配慮)の確保
 - ・トイレの手指消毒薬の設置
 - ・ 消毒及びし尿処理
 - ・移動入浴車の活用による入浴の提供
 - ・その他、避難所内の防疫対策
- ③ 県の協力

県は、市町村からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場、及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2)清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等の知識の普及を図る。

また、男女のニーズにおける違い等、それぞれの視点に配慮した避難所の運営を図る。

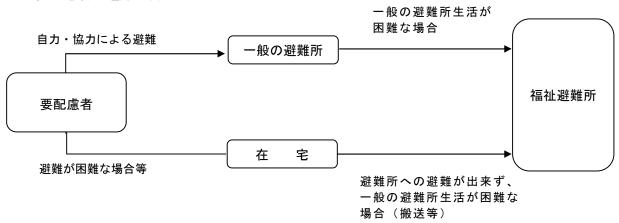
3 要配慮者の支援

福祉部、健康増進部は、災害時、特に支援を必要とする要配慮者のうち、一般の避難所での 避難生活が困難と思われる高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者含む 難病者等を福祉避難所に入所させ、避難生活による身体的、精神的負担の軽減を図る。

【避難行動要支援者】

- (1) 立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者(要介護認定 $3 \sim 5$ の認定を受けている者)
- (2) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く)
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者
- (7) 前各号に関わらず、本人や家族等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された者で、避難行動要支援者台帳への登録を希望する者

要配慮者の避難の流れ



【福祉避難所】

- ① つつじ園
- ② あけぼの
- ③ かたらいの郷
- ④ さくら荘
- ⑤ 障害者福祉センターふじしろ
- ⑥ めぐみの杜
- ⑦ 取手ウェルネスプラザ
- 8 水彩館
- ⑨ 身障者ポニーの会

4 健康管理・精神衛生の対応

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所を開設して一時的に収容保護する 必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、 あるいは、プライバシー保護の困難性に伴う精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避 難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、 運営にあたっては、健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

(1)被災者の健康状態の把握

福祉部長は、本部長を通じ、取手市医師会に対して医師及び看護師で構成する巡回相談 チームを編成し、避難所ごとに避難者の健康状態を把握するよう要請する。

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は、個別健康相談表の作成により、チームカンファレンスにおいての効果的な処遇の検討を行う。

また、災害時における非常時の生活環境から発生する、エコノミー症候群(深部下肢静脈血栓症)などに対する予期せぬ発病対策と、疲労やストレスなどに対するメンタルケアとして、医師、看護師、保健師などの巡回や、専門知識を有するカウンセラーを派遣するなどの対策に努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

避難所班は、社会福祉協議会と連携しボランティア等の協力を得て、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象としてレクリエーションの開催、それによるストレスの軽減を図る。また、避難所班は、ボランティア等と協力して、避難所に遊び場等を確保し幼児や児童の保育支援を行う。

(3)継続的要援助者リスト

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は協力して、継続的に援助が必要な者に対する個別的健康管理表及びリストを作成し、継続的な援助を実施する。

(4) 要配慮者に対する心のケア対策の実施

避難所班は、社会福祉協議会と連携してボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等、児童精神医学等の専門家によるカウンセリングを実施する。

また、社会福祉協議会と連携して聴覚障害者には手話通訳、要点筆記のボランティアの配置、外国人に対しては、通訳者の配置や外国語表記の情報掲示等に努め、言葉の問題等不安要素の解消による適切なケアを行う。

(5) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の開設

県の対応として、心の救護活動の情報集約と救護活動を行う関係者への情報提供については、原則として保健センターが一元管理し、センターが市の対策班との連絡調整を行う。市は、避難所班、救護班及び保健センターと協力して被災者の心理的ケアに対応するため「心のケア」、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」に対するパンフレットを被災者へ配布する。また、「心のケア」に対する相談窓口を開設する。

(6) 避難所での感染症対策

市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、パーテーション等の備蓄を促進し、平常時から感染症対策を考慮した訓練を実施する。また、自宅療養者等への情報共有や被災自治体への応援職員等の感染症対策に努める。

避難所班は、避難所開設時に感染症対策用の備蓄品を活用し、避難者や職員の感染症対 策を行う。

第5節 被害軽減対策

第 1 緊急輸送

災害応急対策にあたっては、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送を行う。

また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、輸送路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

■ 対策

1 緊急輸送の実施 (建設部、都市整備部、警察署、防災関係機関)

2 緊急輸送道路の確保 (建設部、都市整備部、警察署、防災関係機関)

3 車両等の確保 (財政部)

4 物資等の輸送手段及び輸送活動の範囲 (各部、防災関係機関共通)

■ 内容

1 緊急輸送の実施

災害時には、次にあげる緊急輸送道路、災害時連絡道路を指定し、緊急輸送を行う。

【緊急輸送道路】

緊急輸送道路とは、災害発生後、特に緊急を要する救急・救助活動、医療活動、消防活動のほか、災害応急復旧活動等を行うため、県が広域的に指定した輸送道路をいう。

〈市内〉

(1) 国道6号 :一次緊急輸送道路 **2** 国道 294号 :一次緊急輸送道路 3 取手市道 0114 号線(都市計画道路 3·4·3 号線) : 一次緊急輸送道路 **(4**) 取手つくば線 :一次緊急輸送道路 **(5)** 取手東線 :二次緊急輸送道路 **6**) 守谷藤代線 :二次緊急輸送道路 (7) 取手市道 0106 号線 :二次緊急輸送道路 (8) 常総取手線 :三次緊急輸送道路 **9** 長沖藤代線(一部区間) : 三次緊急輸送道路 10 長沖藤代線(一部区間) : 三次緊急輸送道路

⑩ 長沖藤代線(一部区間): 三次緊急輸送道路⑪ 取手谷中線: 三次緊急輸送道路⑫ 守谷藤代線: 三次緊急輸送道路⑬ 取手市道 0134 号線: 三次緊急輸送道路⑭ 谷田部藤代線: 三次緊急輸送道路

⑤ 取手停車場線 : 三次緊急輸送道路

16 藤代停車場線

① 取手市道 0203 号線 : 三次緊急輸送道路

⑱ 取手市道 1-3282·3453 号線 : 三次緊急輸送道路

⑨ 取手市道 1-1526 号線 : 三次緊急輸送道路

⑩ 取手市道 2-3102 号線 (一部区間) : 三次緊急輸送道路

② 取手市道 2-3102 号線(一部区間) : 三次緊急輸送道路

② 取手市道 2-4405 号線 : 三次緊急輸送道路

【災害時連絡道路】

県が指定した緊急輸送道路以外で、市内で災害応急復旧活動等を行うため、必要となる 道路を示す。

:三次緊急輸送道路

- ① 上新町環状線
- ② 取手東口·城根線
- ③ その他、避難場所に通ずる道路

【東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、JRバス関東株式会社等、 鉄道事業者の措置】

市は、県に対して東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、JRバス関東株式会社等の鉄道事業者が列車の特発、災害応急対策人員の輸送等の措置をとるよう要請する。

(1) 総括的に優先させるもの

地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急対策活動を行うため、輸送に関して、次の活動を優先的に行う。

- ① 人命の救助及び安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

応急対策活動を円滑に行うため、地震発生後各段階における優先順序は次のとおりとする。

- ① 第1段階(地震発生直後の初動期)
 - ・救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
 - ・消防、水防活動等、災害の拡大防止のための要員、物資
 - ・被災地外の後方医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
 - ・初動期の応急対策要員及び物資、ライフライン応急復旧要員等
- ② 第2段階(応急対策活動期)
 - ・第1段階の続行
 - 食糧、飲料水等、生命の維持に必要な物資
 - 傷病者及び後方医療施設へ搬送する被災者
 - ・輸送施設の応急復旧等に必要な要員、物資

③ 第3段階

- ・第2段階の続行
- ・災害復旧に必要な要員、物資
- 生活用品
- 郵便物
- ・廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1)被害状況の把握

建設部及び都市整備部は、市域内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路 上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、災害対策本部事務局を通じて、 常陸河川国道事務所土浦国道出張所及び竜ケ崎工事事務所に速やかに調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、道路管理者が作業にあたるが、市における災害対策実施上必要な場合は、道路管理者にその旨を通知した上で、取手市建設業協会等の協力を得て、建設部及び都市整備部が実施する。また、啓開作業を行う時には、警察、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援を要請する。

- ① 市内緊急輸送道路の啓開作業の実施者
 - ・県指定の緊急輸送道路(国道6号、国道294号) 道路管理者:国土交通省 常陸河川国道事務所、竜ケ崎工事事務所
- ② 国土交通省 常陸河川国道事務所の対応
 - ・国道(6号)について、市から被害報告を受けた時は直ちに必要な指示若しくは 関係機関への通報を行い、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策を とる。
 - ・応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する 破損物、倒壊危険物等、交通上障害となる物の除去を行い、救助活動のための車 両用走行帯を確保する。
 - ・陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。
- ③ 竜ケ崎工事事務所の対応
 - ・国道(294号)及び県道について、市から被害報告を受けた時は直ちに必要な指示若しくは関係機関への通報を行い、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策をとる。
 - ・応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する 破損物、倒壊危険物等、交通上障害となる物の除去を行い、救助活動のための車 両用走行帯を確保する。
 - ・陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。
- ④ 市 (建設部及び都市整備部)の対応
 - ・緊急輸送道路の被害状況の確認及び本部への報告を行う。
 - ・本部から指示された必要箇所を確保する。ただし、被害の状況により応急修理が不可能と判断したときは、取手警察署等と連絡の上、通行止め等の必要な措置をとる。

- ・道路確保作業中の安全と円滑な道路交通の確保に努める。
- ・人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部又は「同章 第3節応援・派遣 (179ページ)」に基づく応援要請を総務部に求める。
- ・片側の通行確保が完了したときは、必要に応じて交通整理及び誘導を行う。
- ・緊急輸送道路の確保作業が完了したときは、速やかに本部にその旨を報告する。
- ・必要に応じて道路管理者に通知した上で作業を実施する。
- ・道路管理者からの要請による応援作業を実施する。
- ⑤ 取手警察署の対応
 - ・取手警察署は、交通確保の観点から交通障害となっている倒壊樹木、垂れ下がった電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧 の促進を図るとともにこれに協力する。

(3) 市内主要道路の啓開

建設部及び都市整備部は、取手市建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開作業も実施する。

3 車両等の確保

(1) 車両等の調達

財政部は、災害対策にあたり全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

- ① 車両調達方法の優先順位
 - 各班専用管理車両の利用
 - ・財政部管理の市有車両の運用
 - ・各部専用管理車両の他部への運用
 - ・外部からの車両の調達
 - ・県への要請若しくは調達斡旋の依頼
- ② 車両の不足時の対応

市保有車両に不足が生じる場合は、市内の運送業者等から車両を調達する。また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。借り上げ車両の用途は次のとおりとする。

〈借り上げ車両の用途〉

- 生活必需品及び食糧等の輸送
- 除去障害物の運搬
- ・処理塵芥の運搬
- ・その他必要な物資等運搬
- ③ 運送業者の対応

市内の各運送業者等は、市から車両調達の要請がある場合に備え、供給可能台数の把握に努めるとともに、各事業所に待機させる。

④ 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協

議して定める。

⑤ 燃料の調達

財政部は、「災害時における燃料の優先供給に関する防災協定」(平成 24 年 2 月 14 日締結)に基づき調達可能な市内のガソリンスタンドの状況を把握し、各部の専用管理車両、借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(2) 車両等の配車

災害時における各班の所掌事務が、効率的に行われるように財政部において、調達車両 の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

① 配車基準

- ・市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等、災害の状況に応じた車両の 運用計画をたて、輸送力の確保に万全を期する。
- ・災害の状況に応じて必要とする車両を各部、関係防災機関及び市内の輸送関係業 者等に対し、車両の待機を要請する。
- ② 配車手続き
 - ・各部長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、財政部に請求する。
 - ・財政部は、必要台数を調達したときは、速やかに請求した各部に引き渡しを行う。
 - ・明示するもの 車両及び積載量(トン数)、台数、日時及び引き渡し場所
- ③ 運転日誌

車両運行者は、配車車両の運行記録、燃料の受け払いについて記録し、財政部に 報告する。

『資料編「様式 運転日誌」』参照

(3) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申請書」に輸送目的、経路その他所定の事項を記載し、緊急通行車両であることの確認を求める。

緊急輸送車両として確認を受け、標章及び証明書を得たときは、当該車両の前面の見や すい部分に表示する。

【緊急輸送車両確認の流れ】

- ① 緊急輸送車両の使用者又は実施責任者は、知事又は公安委員会に対して申請する。
- ② 知事又は公安委員会は、内容を確認の上、災害対策基本法施行令第33条に規定する標章及び証明書を交付する。
- ③ 緊急輸送車両の使用者は、交付された標章及び証明書を該当車両の全面に表示し 車両を使用する。

『資料編「様式 緊急輸送車両確認申請書」』参照 『資料編「様式 緊急輸送車両標章」 』参照 『資料編「様式 緊急通行車両確認証明書」』参照

4 物資等の輸送手段及び輸送活動の範囲

市、県及びその他防災関係機関が行う物資等の輸送及び輸送活動の範囲は、次のとおりとする。

(1)物資等の輸送手段

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。また、市が掌握する班に配車された車両により物資の輸送が困難な場合は、物資輸送業務協定を締結している社団法人茨城県トラック協会県南支部(平成22年10月12日締結)に協力を要請し、円滑な被災者及び避難者の救援活動を行う。

なお、車両による輸送が困難な場合があるため、市はヘリポートを確保する。

(2) 緊急輸送活動の範囲

- ① 被災者に支給する生活必需品、救急及び防疫資機材等
- ② 医療又は助産のための救護員
- ③ 食糧、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等
- ④ 被災者の救出及び救護のため必要な要員
- ⑤ その他本部長が必要と認めたとき

5 緊急輸送状況の把握

市は、県と連携し、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況を収集し、 効率的な緊急輸送を実施する。

6 交通規制

市は、県及び関係機関と連携し、速やかに被災地内への車の流入を規制する。

また、災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急車両以外の通行を禁止又は制限する。

第2 消防水防活動計画

地震発生による火災、浸水災害及びこれらの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、 防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対 策を実施する。

■ 対策

1 消防活動 (消防本部)

2 救急・救助活動 (消防本部)

3 水防活動 (建設部、防災関係機関)

■ 内容

1 消防活動

(1) 初期活動

消防本部は、市内の地震計で震度4以上を観測した場合は、取手市消防計画に基づき体制を整え、市内巡回を行い、被害状況を確認する。

また、勤務時間外における消防職員に対する動員については、消防計画に定める招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

【初期活動の内容】

- ① 活動体制の確立
- ② 庁舎の保全
- ③ 車両の保全
- ④ 無線開局、試験通話の実施
- ⑤ 有線通話の試験
- ⑥ 出火防止と初期消火対応
- ⑦ 消防自動車が出動できない場合の措置
- ⑧ 出動中の消防隊の措置

(2)消防活動

消防活動は、次の原則に基づき、全消防力をもって行う。

【情報収集・伝達】

- ① 被害の状況把握
 - ・消防本部及び消防団は、119番通報、かけ込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整え、市内巡回を行い、被害状況を確認する。
- ② 災害状況の報告
 - ・消防長は、災害の状況を本部長に対して報告する。

【同時多発火災への対応】

- ① 避難地及び避難路確保優先の原則
 - ・延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難経路 確保の消火ための活動を行う。
- ② 重要地域優先の原則
 - ・同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度が高い地域を優先して消火活動を行う。
- ③ 市街地火災消火活動優先の原則
 - ・大規模工場施設、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とすると きは、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中 して消火活動にあたる。
- ④ 重要対象物優先の原則
 - ・重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の消火活動を優先する。
- ⑤ 火災現場活動の原則
 - ・出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とする。さらに、延焼拡大の阻止及び救急・救助活動の状況を総合的に把握して判断し、行動を 決定する。
- * 火災現場と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により、火災を鎮火させる。
- * 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先と し、道路、河川、耐火建築物を活用し、守勢的現場活動により、延焼拡大を阻止す る。

(3)消防団活動

消防団は、消防活動の原則に基づき地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを任務とし、消防隊の活動を補完して大規模地震による二次的な被害の発生及び拡大を最小限にとどめるよう努める。

また、要配慮者の安全確保、避難誘導等の対策や、合同の防災訓練等を通して、自主防災組織と連携した対策に努める。

【消防団の消防活動の重点】

① 出火防止

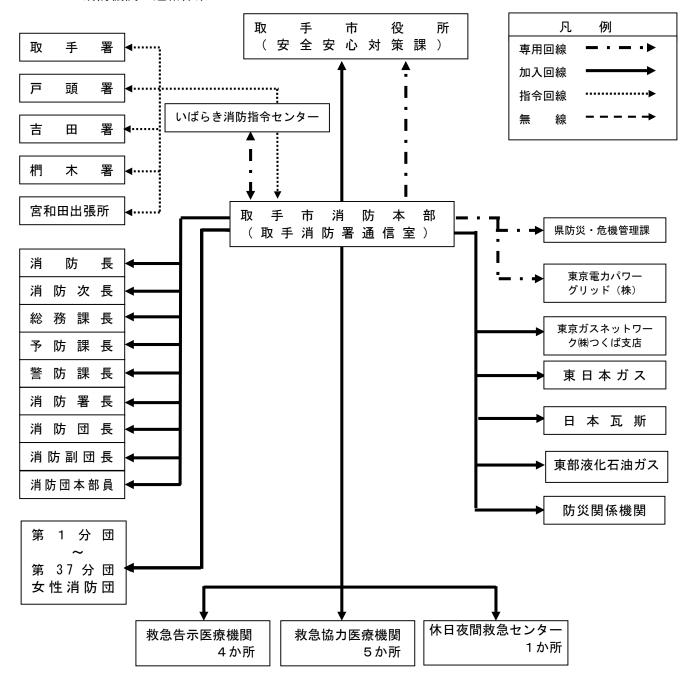
- ・地震発生により、火災等の災害発生が予想される場合は、居住地付近の住民に対 し、出火防止の呼びかけをする。
- ・火災が発生した場合には、住民と協力して、初期消火にあたる。
- ② 消火活動
 - ・消防隊の出動が不能または困難な地域における消火活動、あるいは、消防隊と協力 して主要避難路確保のための消火活動を行う。
- ③ 情報収集、伝達
 - ・火災発見が困難な地区の発見通報、道路障害の状況、その他必要と思われる情報を収集し消防本部へ通報する。
 - ・消防本部からの指示命令を住民に伝達する。
- 4) 救急救助
 - ・救助が必要な者の救助、救出と、負傷者に対しての応急処置及び安全な場所への搬送を行う。
- ⑤ 避難誘導
 - ・避難の指示が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と 連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 市民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う他、近隣者が協力して、バケツリレー等により初期消火活動を行う。

ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

消防機関の連絡体系



2 救急・救助活動

消防本部・消防署は、市内で震度4以上の地震が記録されたときは、市消防計画に基づき体制を整える。

(1) 災害状況の把握

消防本部・消防署は、119番通報、かけ込み通報、動員職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合し、災害の状況を把握し初動体制を整える。

(2)被害状況の報告

消防長は、被害の状況を本部長に対して報告するとともに、応援要請手続に遅れのないよう努める。

(3) 救急·救助活動

地震後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、あらかじめ市消防計画に定めた救急・救助計画に基づき、次のことを考慮した対策を実施する。

【救急・救助活動の原則】

- ① 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防隊が相互に連携し効率 的な活動を行う。
- ② 救急・救助活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先し、傷病者の迅速かつ 安全な搬送を行う。
- ③ 災害現場の市、医療機関、警察、その他防災関係機関との連携を図り、傷病者の 効率的な救護にあたる。
- ④ 延焼火災が同時多発的に起きた際は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を 行う。
- ⑤ 延焼火災は少ないが、多数の救助又は救急事象があるときには、多数の人命救助 を優先とする。
- ⑥ 同時に小規模な救急・救助事象が併発しているときは、救命効率の高い事象を優 先して行う。

救急告示医療機関

番号	病院名	電話番号	住 所
1	医療法人社団宗仁会病院(告示・二次)	85-8341	岡 1493
2	取手北相馬保健医療センター医師会病院 (二次・告示)	78-6111	野々井 1926
3	JA とりで総合医療センター (二次・告示)	74–5551	本郷 2-1-1
4	東取手病院 (二次・告示)	74-3333	井野 268

(4) 救急・救助の実施

① 消防署の役割

消防長は、災害対策本部より救急・救助指令を受けたときは速やかに出動隊を決定し、 出動させる。

【出動途上の留意事項】

- ・救急・救助出動途上において交通障害に遭遇した場合は、消防本部へ連絡し、応急 措置により通行可能な場合は、適切な方法を施し通行する。
- ・救急・救助出動する場合は、火災の発生及び他の救急・救助事象の発見に努める。
- ・他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を消防本部へ報告 し、活動に従事する。

② 消防団の役割

通信室から救急・救助の指令を受けた消防分団は速やかに出動する。

【出動途上の留意事項】

- ・火災に遭遇した場合は、速やかにその延焼拡大を阻止する一方で、活動拠点の分団 長等、又は自主防災組織等に報告し出動を要請する。
- ・他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を消防本部へ報告 し、活動に従事する。

(5) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応が困難な被害が生じた場合、消防長は、災害対策本部を通じて建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(6) 応急救護所の設置

消防本部・消防署は、災害現場では必要に応じて、応急救護所を設置し、取手市医師会、 自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当等を行う。

(7) 応援派遣要請

市自らの消防力では対応が困難な場合には、消防相互応援協定により消防長は、他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応が出来ない場合は、知事に対して消防庁長官への応援要請を依頼する。

(8) 応援隊の派遣

他市町村で被害が発生した場合は、消防本部・消防署は消防相互応援協定に基づき、市長又は知事の指示により、被災地に消防隊等を派遣する。

(9) 自主防災組織等による救急・救助活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力する。

また、装備の充実を図り、閉込者の救出や負傷者の応急処置などを支援する。

3 水防活動

(1) 市及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるため、水 防管理者及び本部長は、震度4以上が発生した場合は、水防計画に基づく通信、情報、警 戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたって建設部及び利根川水系県南水防事務組合は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被害者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する

また、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 水防警報の周知

国・県及び利根川水系県南水防事務組合は、洪水予報及び水防警報が発せられたときは、「風水害対策編 第3章 風水害等応急対策計画 第2節 情報の収集、伝達 第2 気象情報等計画 2警報の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 (58ページ)」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

(4) 県の水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第23条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者又は市長に対し必要な指示又は助言を行う。

第3 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が 予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連 機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

■ 対策

- 1 応急医療・助産の活動体制 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、医療機関)
- 2 搬送及び後方支援体制 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、医療機関)
- 3 医薬品・資機材の確保 (福祉部、健康増進部、医療機関)

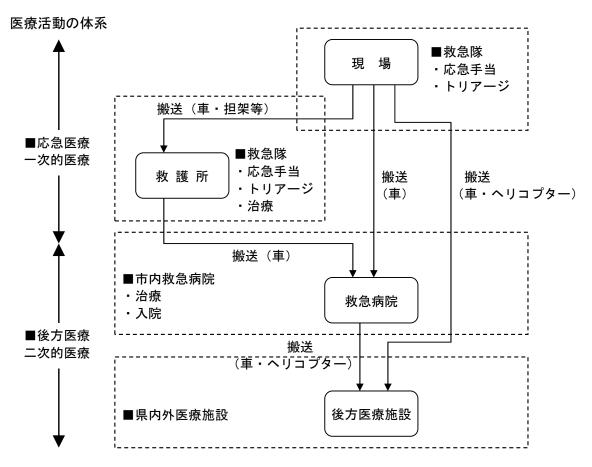
■ 内容

1 応急医療・助産の活動体制

(1) 医療救護班の編成

大規模地震等により災害が発生し、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したときは、本部長は、被害の状況をできる限り詳しく把握し、取手市医師会長に対して、状況に応じた医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、県及び日赤茨城県支部は、状況に応じ速やかに医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)を編成し、被災地内の現地対策本部又は竜ケ崎保健所等に派遣するよう努める。



また、取手市医師会長は自らが必要と認めたときは、本部長の要請を待たずに、医療班を編成し出動させ、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、医師会長は直ちに本部長にその旨を通報するとともに、看護要員及び事務、連絡要員(救護班)の派遣を要請する。

① 取手市医師会医療班

- ・医師会医療班の編成については、医師会が定めた「救護計画」に基づく。
- ・「救護計画」に基づき応急医療・助産活動を行う。
- ② 市の救護班
 - ・保健センターの保健師は、医師会の要請又は本部長の指示に従い、医師会医療班の 補助業務を行う。
 - ・医師会医療班の医療行為の補助、事務的作業の援助及び災害対策本部との連絡、必 要資機材の調達を行う。

(2) 救護所の設置及び開設、運営

本部長は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、健康増進部長に命じて、消防本部、取手市医師会の協力を得て救護所を設置する。救護所の開設及び運営は、健康増進部長の指揮により救護班が行う。

設置場所は以下のうち被害の状況から、被災者にとって最も安全で交通便利と思われる 場所を本部長が選定する。

- ① 取手北相馬保健医療センター医師会病院
- ② JA とりで総合医療センター
- ③ 保健センター
- ④ その他本部長が必要と認めた場所

(3) 医療救護及び助産活動

医療救護及び助産の活動は、原則として医師会の医療班が救護所において、以下のとおり実施し、市の救護班の保健師はその医療活動の補助にあたる。

ただし、被災地の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

【医療救護】

- ① 対象者は、災害により傷病者及び災害により医療の途を失った者とする。
- ② 医療対象者の居住範囲は、災害区域内とする。
- ③ 医療班の救護医療業務
 - ・トリアージ(被災者の症状判別)の実施

傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、医療施設へ緊急連絡事項等を 簡単に記したメモを傷病者に装着するもの

- ・傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ・医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ・死亡の確認

- ・遺体の検案
- ・その他、状況に応じた処置

『資料編「トリアージ・タッグ」』参照

【助産救護】

- ① 対象者は、妊婦及び産褥婦(さんじょくふ)とする。
- ② 助産対象者の居住範囲は、災害区域内とする。
- ③ 助産の方法は、指定病院及び助産所に収容の上、医師又は助産師により行う。

2 搬送及び後方支援体制

(1)搬送体制

傷病者等の搬送は、次のように行う。

- ① 被災地から救護所まで
 - ・原則として消防本部が警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。
 - ・搬送手段は、原則として担架及び救急車両とする。
- ② 救護所から市内救急医療施設まで
 - ・福祉部、健康増進部及び消防本部が防災関係機関の協力を得て行う。
 - ・搬送手段は、原則として救急車両を利用する。
- ③ 救護所から後方医療施設まで
 - ・福祉部、健康増進部及び消防本部が防災関係機関の協力を得て行う。
 - ・搬送手段は、原則として救急車両とし、必要に応じてヘリコプター等を利用する。

(2)後方支援活動

- ① 患者受入先病院の確保
 - ・医療救護所では対応できない重傷者については、被災を免れた市内救急医療施設に 搬送し治療を行う。
 - ・市内の医療施設で対応できない場合は、「県救急医療情報コントロールセンター」を 活用して後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。
 - ・救護班は、病院が被災した場合は、入院患者や被災による重傷者を転院させる市内 外の医療施設へ当該病院の要請に基づき医療手段を確保する。
- ② 搬送体制の確保

後方医療施設に搬送する場合は、後方医療施設の状況、搬送経路の安全状況等を 考慮した上で次の手段により行う。

- ・病院が自己所有する搬送車
- 消防機関の救急自動車
- ・防災機関等のヘリコプター

(3) 人工透析の供給

福祉部、健康増進部は、慢性的患者のほか、地震のクラッシュ・シンドロームによる急性的な患者にも人工透析が必要となるため、被災地域内における人工透析患者の状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等に情報を提供する。

3 医薬品・資機材の確保

(1) 市救護班及び医師会医療班の対応

医療救護及び助産救護に必要な医療資機材等の使用、調達確保については原則として次のとおり行う。

- ① 救護班は、市が現在保有する医療資機材等及び医薬品を携行する。
- ② 本部長の要請により出動した医師会医療班が使用する医療資機材等及び医薬品については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、県等に供給を要請する。

(2) 救護班が常備する医薬品等

救護班が常備する主な必要医薬品は、次のとおりである。

医薬品等

種類	内 容
医薬品及び資機材	整腸剤・鎮痛剤 目薬 軟膏薬・湿布薬 消毒用エタノール 創面消毒薬(オキシドール) 脱脂綿(カット面) 滅菌ガーゼ・包帯(伸縮性) 紙テープ(サージカルテープ) 救急絆創膏・止血帯 三角巾・体温計 はさみ・ピンセット 安全ピン(三角巾止め用)

(3) 不足のときの調達方法

健康増進部は、医師会医療班が医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県医薬品等指定備蓄者から供給を要請する。輸血用血液製剤については、県赤十字血液センターから供給を受ける。

- ① 医師会等から医薬品等不足による調達の要請
- ② 健康増進部は県保健福祉部に要請
- ③ 県保健福祉部から医薬品等指定備蓄者に対し供給要請
- ④ 医薬品等指定備蓄者は医師会に対して供給

第 4 危険物等災害防止対策計画

地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図り、関係機関が相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

■ 対策

1 石油類等危険物施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)

2 高圧ガス取扱施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)

3 毒劇物取扱施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)

4 危険物等輸送車両の安全確保 (各事業者、防災関係機関)

■ 内容

1 石油類等危険物施設の安全確保

石油類等、危険物施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署に通報する。
- ② 危険物の流出あるいは爆発の危険性がある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火の防止を行う。
- ③ 混合・触発等発火の防止装置と、初期消火活動要領、並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及 び防災機関との連携活動

(2)消防本部の対応

- ① 必要に応じて保安措置等について指導を実施する。
- ② 災害状況の把握、状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び 防災関係機関との連携活動を行う。

2 高圧ガス取扱施設の安全確保

高圧ガス取扱施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所の管理者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署等に届け出る。
- ② 直ちに製造作業を中止し、同じ設備内のガスを安全な場所へ充填し、又は放出し、当該作業の作業員以外を退避させる。
- ③ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を、安全な場所へ移す。
- ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに、他に被害を及ぼす恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。
- ⑤ 上記の措置を講ずることが出来ない時は、直ちに従業者及び必要に応じて周辺の 地域住民を退避するよう警告する。

(2)消防本部の対応

- ① 必要に応じて保安措置等について指導を実施する。
- ② 災害状況の把握、状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び 防災機関との連携活動を行う。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

毒劇物取扱施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 毒劇物取扱施設の事業所の管理者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署等に届け出る。
- ② 危険物の流出の危険性がある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と流出の防止を行う。
- ③ 貯蔵容器等が危険な状態になったときには、安全を確認の上、直ちに容器を、安全な場所へ移す。また、中和剤、希釈剤等を用意し、毒劇物等の中和、希釈措置を講じる。
- ④ 上記の措置を請ずることが出来ない時は、従業者及び必要に応じて周辺の地域住 民を退避するよう警告する。

(2)消防本部の対応

① 火災に際しては、施設の管理者及び防火管理者と密に連絡をとりながら、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大防止をする。

(3) 取手警察署の対応

- ① 中毒の防止方法の広報活動を実施する。
- ② 施設管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。

(4) 保健所の対応

- ① 取扱施設の責任者に対して、危害防止のため応急措置を講じるよう指示し、その 毒劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察・消防が行う交通遮断、緊急避難等 の措置に協力する。
- ② 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外立入禁止にして、被害の拡大防止を図り、毒劇物取扱者に対し除毒策を講ずるよう命ずる。

(5) 避難指示文

避難指示文は、次の事項に留意して作成したものを使用する。

- ① 発災場所
- ② 避難区域
- ③ 避難場所
- ④ 避難に際しての注意事項
 - ・使用火気の閉栓を確認すること。
 - ・窓、出入口の戸締りを確認すること。
 - ・非常用持出品は、最小限度にすること。
 - ・避難は、警察官、消防職員、市職員の指示に従い迅速に行うこと。

【避難指示文の標準文例】

こちらは、取手市広報車です。本日、〇〇時〇〇分項、〇〇町〇〇番地にある〇〇〇〇で有毒ガス漏洩事故が発生しました。

この有毒ガスを多量に吸うと危険ですので、〇〇町〇〇丁目の住民の皆様は、直ちに〇〇町にある〇〇公園(小学校)へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締りを行い、避難袋以外の荷物を持たないで、歩いて〇〇町にある〇〇公園(小学校)へ、警察官、消防職員、市職員の指示に従い、迅速に避難して下さい。

4 危険物等輸送車両の安全確保

危険物等輸送車両の応急対策の各事業所及び防災関係機関の対応は、以下のとおりである。

(1) 事業者の対応

- ① トラック輸送事業所
 - ・輸送中に事故が発生した場合には、各事業所においてあらかじめ定められた応急措 置要領等により、必要措置を講じるとともに、消防署及び警察署に通報する。
- ② JR貨物事業所
 - ・危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合には、事項の拡大、併発を防止するため、JR貨物における応急措置要領に基づき消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防署及び警察署に通報する。

(2)消防本部の対応

① 災害の状況に応じて、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との 連携活動を行う。

(3) その他の関係機関の措置

関係機関名	措置置
市	 避難区域内住民に対する避難指示 住民の避難誘導 避難所の設置 避難住民の保護 災害情報の広報 関係機関との連絡
警察	 発生事故通報の関係機関への連絡 市町村長が避難の指示をすることができないと認められるとき、又は市町村長からの要請があったときの避難指示 避難路の確保 避難誘導 避難区域内への車両の交通規制、警備 災害情報の広報 救出救護活動 輸送中の車両については、周囲の状況により予め安全な場所へ移動させる
県	① 関係機関への指示及び連絡調整 ② 市町村への指導・助言
関係保安団体	① 災害現場における専門的・技術的災害排除活動への協力 ② 消防・警察・担当課への情報提供

第6節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給計画

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市 民の基本的な生活のためその確保が必要となる。そのため、災害が発生したときは、市は、食 糧、飲料水、生活必需品等の生活救援物資について市民の適切なニーズの把握に努め、迅速な 供給活動を行う。

■ 対策

1 食糧の供給

(福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、 農業委員会、教育委員会、各事業者)

2 生活必需品の供給・給(貸)与

(福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、 農業委員会、教育委員会、各事業者)

3 応急給水の実施

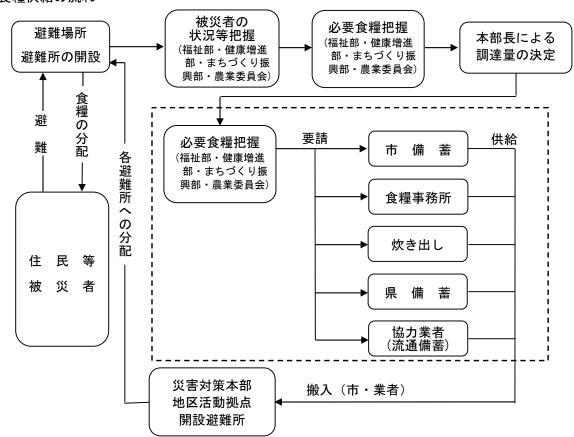
(まちづくり振興部、各事業者)

■ 内容

1 食糧の供給

災害により、食糧の配給、流通等が寸断された場合、また自宅で炊飯が出来ない状態にある ときは、被災者に対して緊急的な炊き出しを行う。

食糧供給の流れ



(1)食糧供給実施の決定

- ① 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は、次の条件を考慮して実施を決定する。
 - ・避難所に収容され、又は食糧の調達のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応 できない市民が一定程度の人数規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続す る恐れがあるとき。
- ② 応急食糧の実施の対象者は、次のとおりとする。
 - ・避難所に収容された者
 - ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊又は床上浸水等で あって炊事のできない者
 - 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ③ 応急食糧給与の内容
 - ・給与する応急食糧の内容は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当 等の主食とする。
 - ・必要に応じて梅干し、佃煮等の副食物も調達する。

(2) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・農業委員会が収集した被災者情報から総括して行う。

① 必要数調達の流れ

- ・各班の情報を整理して各部長は本部長に必要数を報告する。
- ・本部長は必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長及びまちづくり振興部長に調達 を指示する。
- ・福祉部長、健康増進部長及びまちづくり振興部長は、本部長の指示を受け、被災者 に調達する。
- ② 必要数の把握の分担
 - ・避難所の被災者数については、福祉部、健康増進部及び教育委員会がそれぞれの所 管の避難所において集計の上、本部に報告する。
 - ・住宅に残留している住民の数については、福祉部、健康増進部が消防本部その他の 関係部班等及び自主防災組織や自治会・町内会、ボランティアの協力を得て確認し 本部に報告する。

(3)食糧の給与

- ① 給与する食糧については、災害発生直後は、アルファ米等市の備蓄品を優先に給与する。
- ② 市備蓄食糧に限りあるときは、弁当、パン類などの流通食の調達や、炊き出し等により行う。

- ③ 乳幼児に対しては、粉ミルクや乳幼児用液体ミルクを給与する。
- ④ 給与する食糧については、アレルギーにも対応できるよう配慮する。

(4)炊き出しの実施

- ① 教育部長は、まちづくり振興部長及び社会福祉協議会とともに、必要に応じ自主 防災組織、自治会・町内会及び給食ボランティア団体等の協力を求め、学校、公民 館等の給食施設を利用して炊き出しを行う。
- ② まちづくり振興部長は、市有車を使用して炊き出し給食を避難所等に運ぶ。また、状況により、タクシー会社等民間車両の協力を要請する。
- ③ 炊き出しの対象者
 - ・被災者で炊き出し給食の必要のある者
 - ・災害地の救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業に従事する者

(5) 炊き出し等における留意事項

- ① 現場責任者の役割
 - ・教育部長とまちづくり振興部長は、現場責任者を指名し、現場で混乱の起らないようにするとともに、責任者は次の事項を記録する。
 - (ア)炊き出し受給者数
 - (イ)食糧品・現品給与の内容
 - (ウ) 炊き出し、その他による食品給与物品受払の内容
- (エ)炊き出し用品借用の内容
- (オ)炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- ② 災害協定企業等からの購入

災害が長期化する等、炊き出しが困難な場合であって、スーパーマーケット等、 災害協定企業に注文することが実情に即すると認められる場合は、当該企業等から 購入し、配給する。

食糧・飲料水等の供給に関する災害協定を締結しているスーパーマーケット等は、 次のとおりである。

- ・(株) 若しば取手給食センター (平成 18 年 7 月 24 日締結)
- ・カスミストアー (平成24年2月20日締結)
- ・マスダ (平成 24年2月 20日締結)
- ・(株) セブン イレブン・ジャパン (平成28年6月6日締結)
- ・西友(平成29年2月15日締結)
- ・ミスターマックス (平成 29 年 9 月 7 日締結)
- ③ 炊き出しの食品衛生管理について、次の点に留意する。
 - ・炊き出し施設の飲料水の確保
 - ・器具、容器の確保 ・消毒設備の保安 ・衛生害虫の駆除
 - ・原料の新鮮化及び保管・食材等の保存、消費期限

(6)食糧の調達

- ① 炊き出しを行うための主要食糧が必要な場合は、必要量を把握し、米穀販売業者 から購入する。
- ② 本部長は、購入量が米穀販売業者の手持ち量を超える場合は、知事に調達を要請する。県は、市から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。
- ③ 災害救助に必要な物資協定者への要請 協定に基づき、茨城みなみ農業協同組合から調達する。
- ④ 災害救助法の適用

本部長は、災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合は、農産局長に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)」に基づき、災害救助用米穀等の緊急引渡を要請し、応急食糧を確保する。

(7)食糧の搬送

まちづくり振興部長・農業委員会は、市において調達した食糧及び県から供給を受けた 食糧を指定の集積地に集め、市内運送業者の協力を得て、車両により避難所等へ搬送する。 また、民間販売業者から食糧の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により 搬送する。

(8) 食糧集積地の指定及び管理

本部長は、決定した食糧の集積地を予め設置し、これを活用して調達した食糧の集配を、効率的に行うよう努める。また、食糧の集積地では、集積地ごとにまちづくり振興部の職員やその他防災関係機関の職員のうちから、管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の徹底を期する。

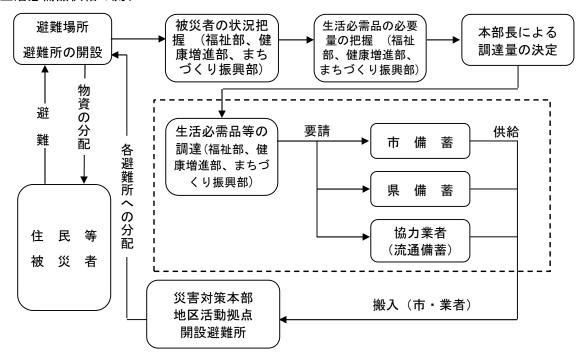
【食糧の集積地】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

2 生活必需品の供給・給(貸)与

災害のために住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品 及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具、その他の衣料品 及び生活必需品を給(貸)与する。

生活必需品供給の流れ



(1) 生活必需品の供給・給与の実施の決定

① 実施者

- ・本部長は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要と認められたとき、生活必 需品供給の実施を決定する。
- ・市自らの能力では不可能な場合は、応援協定に基づき県内他市町村、県、国その他 関係機関への応援要請、さらに災害時支援協定企業等への要請を行い、生活必需品 の供給を実施する。

② 対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊又は床上浸水等に より生活が困難な者
- ・給付にあたっては、要配慮者及び男女のニーズ等に考慮する。

③ 給付内容

生活必需品の給与又は貸与は、災害の実情に応じ、日常生活を営むために支障をきたさない最小限必要な品目について、現物をもって行う。

【給与及び貸与品目】

•寝具:毛布、布団等

・日用雑貨∶石鹸、タオル、歯ブラシ、紙おむつ、生理用品、乳首、消毒剤、化粧品、 ベビーバス等

• 衣料品:作業着、下着(男女別)、靴下、運動靴等

炊事用具:炊飯器、鍋、やかん、ガスコンロ等

・食器類:スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等

・光熱材料:ライター、懐中電灯等

・その他:ビニールシート等

(2)需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部が収集した被災 者情報から総括して行う。

【必要数調達の流れ】

- ① 福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、総括して生活必需品の必要状況を把握する。
- ② 各部長は、各班の情報を整理して本部長に生活必需品の必要数を報告する。
- ③ 本部長は、必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長に調達を指示する。
- ④ 福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、避難所班、救援物 資班等に調達を指示する。

【必要数の把握の分担】

・避難所施設を所管する担当責任者は、それぞれの所管の避難所において、生活必需 品調達したものを集計の上、本部に報告する。

(3) 生活必需品の確保

- ① 生活必需品の確保は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部が行う。
- ② 生活必需品の供給を行うため必要な場合は、市内・外の販売業者から調達する。
- ③ 本部長は、市自らでは供給不可能な場合は、知事に調達を要請する。
- ④ 県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して 必要と認めたときは、県が備蓄している備蓄物資(毛布、飲料水等)を放出するこ とはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売 業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(4) 生活必需品の搬送

まちづくり振興部長は、市において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必 需品を指定の集積地に集め、(取手市役所内勤労青少年センター等) 市内運送業者の協力を 得て、避難所等へ搬送する。また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで搬送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

まちづくり振興部長は、災害後速やかに勤労青少年センター(市役所裏体育館)等、生活必需品の集積地を設置し、避難所等へ生活必需品を効率的に集配する。

また、生活必需品の集積地では、集積地ごとにまちづくり振興部を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者及び警備員等として配置し、ボランティアの協力を 得ながら、生活必需品の管理に万全を期する。

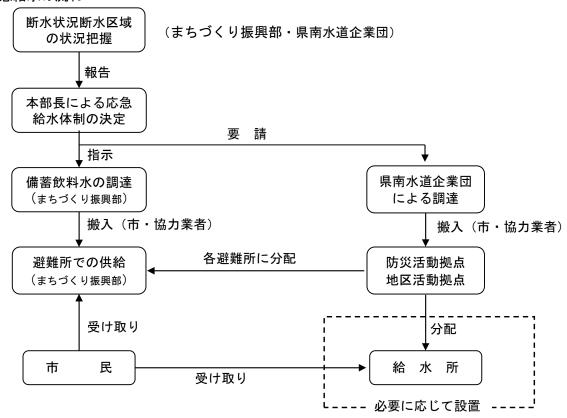
【生活必需品の集積場所】

- ① 市役所 (勤労青少年センター (市役所裏体育館))
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

3 応急給水の実施

応急給水は、水を得ることができない者を対象に、最小限必要な量の飲料水を供給する。

応急給水の流れ



(1) 実施体制

応急給水対策は、まちづくり振興部が県南水道企業団の協力を得て実施する。

(2) 備蓄飲料用水の供給

備蓄されている飲料用水は、災害状況に応じて供給していく。

- ① 備蓄飲料水の供給
 - ペットボトル等
- ② 飲料水兼用耐震性貯水槽からの供給
 - ・市役所本庁舎敷地、とがしら公園内、旧小文間小学校、北浦川緑地内
- ③ 県南水道企業団の保有水の供給(戸頭、藤代配水場内タンクの残留水)
- ④ 市内事業者の保有水の供給

給水資機材一覧

資 機 材	数 量	場所
給 水 車	3 台	県南水道企業団
給 水 用 ポ リ 容 器	18 リットル用 45 個	戸 頭 配 水 場
仮 設 給 水 装 置 用 エ ン ジ ン ポ ン プ	1 台	戸 頭 配 水 場
仮設給水装置用ホース	1式(3本)	戸 頭 配 水 場
仮設給水装置用給水(蛇口)スタンド	1 式	戸 頭 配 水 場
	2 t /時 1 台	市 役 所
ろ 過 装 置	2 t /時 1台	椚 木 署
つ 地 表 恒	4 t /時 1 台	取 手 署
	6リットル/分 1台	取 手 署
災害時給水用移動式給水タンク	1台(タンク容量:1 t)	市役所本庁舎敷地内
給水用ポリ袋	10 リットル用 2300 枚	戸 頭 配 水 場

(3)給水量

災害時の飲料用水等給水目標量は、以下のとおりとする。

- ① 災害発生時から3日間
 - ・生命維持に最小限必要な水量(飲料水)⇒最低1日1人あたり3リットル
- ② 災害発生時から4日~10日間
 - ・炊事、洗面、トイレ等、最低限度の生活水準を維持することに必要な水量(飲料水、生活用水) ⇒ 1日1人当たり20リットル

(4)優先給水

給水は、医療施設及び社会福祉施設等を優先的に行う。

救急医療施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
東取手病院	302-0011	井野 268	74–3333	内科, 呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 外科, 整形外科, 麻酔科, 心臓血管外科, ペインクリニック内科
医療法人社団宗 仁 会 病 院	300-1546	岡 1493	85–8341	内科,消化器科,胃腸科,外科,整形外科,脳神経外科,皮膚科,泌尿器科, リハビリテーション科
JA とりで総合医療 センター	302-0022	本郷 2-1-1	74–5551	内科, 呼吸器外科, 消化器内科, 循環器内科, 小児科, 神経内科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, リハビリテーション科, 血液内科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 歯科口腔外科, 皮膚科, 泌尿器科, 腎臓内科, 呼吸器内科, 放射線科, 麻酔科, 救急科, 病理診療科, 臨床検査科
取手北相馬保健医療 センター医師会病院	302-0032	野々井 1926	78–6111	内科, 呼吸器科, 循環器科, 神経内科, 外科, 整形外科, 形成外科, リハビリテーション科, 放射線科

社会福祉施設,介護保険施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
北相寿園	300-1546	岡 1476	85-8304	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
取手市ふれあいの郷	302-0039	ゆめみ野 3-23-1	78-2525	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
さらの杜	302-0038	下高井 2148-1	70-2711	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
水彩館	302-0001	小文間 5720-1	77–1317	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
藤代なごみの郷	300-1511	椚木 1342-2	82-7530	特別養護老人ホーム
取手市老人福祉センター さ く ら 荘	300-1546	岡 1025	85-8733	老 人 福 祉 センター(A型)
取手市立老人及び 心身障害者福祉センター あ け ぼ の	302-0021	寺田 4723	74–5157	老 人 福 祉 センター(A型)
緑 寿 荘	302-0032	野々井 1926-8	78-9100	老人保健施設
はあとぴあ	302-0011	井野 253	74-3335	老人保健施設
サンライフ宗仁会	300-1546	岡 1471	85-8743	老人保健施設

(5) 飲料水の搬送

災害により水道施設が寸断されたときは、寸断地区へ飲料水の搬送による供給を行う。 飲料水の調達は、市と県南水道企業団が連携し行い、市が調達した車両にて地区防災拠 点や開設避難所まで緊急搬送を行う。(県南水道企業団は、破損施設、管路の被害状況の把 握及び応急復旧を主体に活動をする。)

【搬送手段】

- ① 給水車により搬送する。
- ② トラック等の荷台に給水タンク、ポリ容器を載せて搬送する。

(6) 運搬車両

飲料水の運搬は、市が保有する車両で行う。なお、車両が不足する場合は、まちづくり 振興部が災害応援協定を結んでいる自治体又は市内の輸送業者から車両を借り上げる。

(7) 飲料水の供給場所

飲料水の供給場所は、地区活動拠点や開設避難所とする。

ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難場所または必要とする各地区で飲料水の供給を行う。

(8) 応急給水活動の実施

① 給水所の設定

給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定して、給水車等による 浄水の供給による拠点給水方式で行う。

また、給水所の設定は、指定避難場所、避難所、公園等に状況に応じて設定する。

② 給水所の周知・広報

まちづくり振興部長は、政策推進部長に被災地域の住民への給水所の設置の旨の広報・ 周知を要請する。また、設定した地点には、「給水所」と表示する。

③ 給水

給水にあたって、住民は、ポリタンクやバケツ、水袋等を各家庭において用意し、持参する。

給水は、給水所となった施設の応急給水担当職員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、県南水道企業団及びまちづくり振興部が行う。

また、極端に容器が不足している地域については、市が備蓄するポリタンクを貸与するが、可能な限り自主防災組織等に対する貸与の形をとって行う。

(9) 仮設給水栓等からの応急給水

衛生給水班は、地域の被害状況に応じて、県南水道企業団の協力を得て、被災を受けてない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置して給水する。

本部長は、仮設給水栓の設置場所の選定にあたっては、県南水道企業団、まちづくり振興部からの被害状況報告をもとに判断する。

第2 要配慮者の安全確保計画

市及び県は、災害時にあたり、要配慮者に対し速やかに優先的な避難、救助を行う。

避難誘導、安否確認、救護活動、搬送に際しては、防災関係機関に避難行動要支援者名簿による情報の提供を行う。また、避難所では、要配慮者に対して、保健福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

■ 対策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、社会福祉協議会)

- 2 避難所の要配慮者に対する対策 (福祉部、健康増進部)
- 3 在宅要配慮者に対する安全確保対策(福祉部、健康増進部、まちづくり振興部)
- 4 外国人に対する安全確保対策 (総務部、政策推進部、福祉部、

健康増進部、まちづくり振興部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

災害時の社会施設入所者の安全は、各施設管理者の責任において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- ① 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、福祉部、健康増進部や避難所班を中心とした職員を派遣する。

(2) 搬送及び受入先の確保

- ① 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、財政部により救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

(3)食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

- ① 施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。 また、不足が生じた時は、市に対して応援を要請する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、まちづくり振興部により食糧、飲料水、生活 必需品等の調達及び配布を行う。

(4)介護職員等の確保

- ① 施設管理者は介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市に対して応援を要請する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、福祉部、健康増進部により、他の社会福祉施 設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員を確保する。

(5)巡回相談の実施

福祉部、健康増進部は、社会福祉協議会によるボランティアの派遣、自主防災組織、自 治会・町内会等の協力により巡回し、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回 による各種サービスの提供を行う。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

2 避難所における要配慮者に対する対策

避難所に避難した要配慮者に対する対応策は、「第3章 震災応急対策計画 第4節避難対策 第2避難生活計画 3要配慮者の支援(200ページ)」による。

3 在宅における要配慮者に対する安全確保対策

平常時には、在宅での介護を必要とする高齢者及び障害者等が、自宅が被災し在宅での介護が困難となった場合、または、福祉施設等での通所サービスを受けていた高齢者及び障害者等が、当該施設が被災し通所サービスが困難となった場合であって、避難施設への受け入れが望ましいときは、福祉避難所等へ避難誘導し、安全確保を図る。

(1)安否確認、救助活動

福祉部、健康増進部は、避難行動要支援者名簿、在宅サービス利用者名簿等を活用し、 自主防災会、自治会、町内会等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安 否確認、救護活動を行う。

具体的には、避難行動要支援者支援プラン(個別計画を含む)に基づき、個別にその支援にあたる。

(2) 避難所へ搬送体制の確保

福祉部、健康増進部は、要配慮者の搬送手段として、自主防災組織、自治会・町内会をはじめ、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車、市及び社会福祉施設所有の自動車により福祉避難所等への搬送を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

福祉部、健康増進部は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、 在宅や避難所等で生活する要配慮者に対する的確なニーズ把握及び状況調査を行う。

(4)食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

福祉部、健康増進部は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

おかゆ

スープ等あたたかい食物

スキムミルク等

(5) 保健・福祉巡回サービス

福祉部、健康増進部は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等に地域ケアシステム(在宅ケアチーム)の編成を要請し、巡回により要配慮者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

(6)保健・福祉相談窓口の開設

福祉部、健康増進部は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4 外国人に対する安全確保対策

外国人は、コミュニケーションが困難な場合が多く、災害時に円滑な避難行動できず被災する可能性が高いため、次の対策により、安全の確保を行う。

(1) 外国人の避難誘導

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、ボランティアの協力を得て、 広報を実施し、外国人の安全な避難誘導を行う。

(2)安否確認・救護活動

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、警察、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

(3)情報提供

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、外国人の安全生活を支援する ため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

(4) 外国人相談窓口の開設

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

- ・外国人相談窓口を設置(地区活動拠点等)する。
- ・ボランティア(語学)へ協力を要請する。

第3 被災者支援相談計画

災害時に被災者が受ける不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期に自立した生活ができるよう、きめ細かで適切な情報提供を行う。同時に、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■ 対策

1 ニーズの把握 (総務部、福祉部、健康増進部)

2 相談窓口の設置 (総務部、福祉部、健康増進部)

3 生活情報 (政策推進部)

■ 内容

1 ニーズの把握

(1)被災者のニーズの把握

総務部は、福祉部、健康増進部及びまちづくり振興部と連携して、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得ながら、避難所で生活する被災者を支援するため、被災者のニーズを把握する。

【予測されるニーズの主な内容】

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- ④ 健康管理、メンタルケア(心理的・精神的ケア)
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2)要配慮者のニーズの把握

福祉部及び健康増進部は、要配慮者のケアに対するニーズについて、保健師、ホームヘルパー、ボランティア等の巡回訪問により、ニーズの集約と早期のサービス提供に努める。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、ボランティア等を通じてニーズの把握に努める。

【予測されるニーズの主な内容】

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

総務部は、福祉部、健康増進部と連携して被災者のニーズを把握し、被災生活を支援するため、代表する総合窓口を市役所に設置する。様々な問い合わせに対しての適切な窓口を紹介しなければならないため、県、市、その他関係防災機関等の窓口業務内容をあらかじめ把握する。なお、被災者のニーズにより、以下のような相談内容が予想される。

【予想される相談の主な内容】

- ① 生命保険、損害保険(支払条件等)
- ② 家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③ 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④ 心の悩み(恐怖、虚脱感、不服、ストレス、人間関係等)
- ⑤ 外国人(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
- ⑥ 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦ 雇用、労働、(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧ 消費 (物価、必需品の入手)
- 9 教育 (学校)
- ⑩ 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
- ① 医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ② 廃棄物(がれき、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ③ 金融(融資、税の減免)
- (4) ライフライン(電気、ガス、上水道、下水道、電話、交通)
- ⑤ 手続き(り災証明、死亡認定等)

3 生活情報の提供

(1) テレビ・ラジオの活用

政策推進部は、テレビ及び県内のラジオ局の協力を得て、被災者に対する生活情報の提供を行う。

(2) ファクシミリの活用

政策推進部は、避難所に対する文書情報の同時提供を行うため、NTT等の協力を得て、ファックスを活用した生活情報の提供を行う。

(3) 震災ニュースの発行

政策推進部は、ボランティアの協力を得て、様々な生活情報を集約した、震災ニュースを避難所及び関係機関等に配布する。

第4 応急教育計画

災害のため、平常どおりの学校教育を行うことが困難となった場合は、市教育委員会並びに 県及び私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全と教育の機会 を確保する。

■ 対策

1 児童・生徒の安全確保

(教育委員会)

2 応急教育

(教育委員会)

■ 内容

- 1 児童・生徒の安全確保
 - (1)情報等の収集・伝達
 - ① 災害情報の収集
 - ・本部長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には学校長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
 - ② 災害情報の伝達
 - ・学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、直ちに教職員に伝達し、 ラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
 - ・児童、生徒への伝達にあたっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。
 - ③ 災害情報の報告
 - ・学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、直 ちにその状況を市教育委員会及びその他関係機関に報告する。

(2) 在学時の児童・生徒等の避難等

- ① 避難の指示
 - ・学校長は、災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難所等への避難を迅速に 指示する。
- ② 避難誘導
 - ・学校長及び教職員は児童・生徒の安全を確保するため、学校防災マニュアルに基づき避難誘導を行う。
- ③ 下校時の危険防止
 - ・学校長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。
- ④ 校内保護
 - ・学校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

⑤ 保健衛生

・学校長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒 の保健衛生について必要な措置を行う。

(3) 休校措置

① 授業開始後の措置

・災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は必要に応じ休校の措置を とる。

② 登校前の措置

- ・学校長は、児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、直ちに小中学校緊急連絡システム、広報車等の手段により、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ・学校長は的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示 する。

2 応急教育

(1)教育施設の確保

教育委員会及び県・私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 校舎の被害が少ないときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧ができる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、公民館、体育館、その他公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

教育委員会及び県・私立学校設置者は、災害発生時に教職員を確保するため、次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 災害の規模、被害の程度に応じて教職員の参集体制を整える。
- ② 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員を確保する。

(3) 教科書・学用品等の給付

教育委員会は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給付する。

また、教育委員会が給付することが困難な場合は、県へ教科書・学用品等の給付、調達について応援を要請する。

① 給付の対象者

- ・災害により教科書及び学用品を滅失又はき損した児童・生徒
- ② 支給の方法
 - ・教育委員会は、各学校長と緊密な連絡をとり、給付の対象となる児童・生徒を調査 把握し、支給を必要とする教科書・学用品等を確保し、各学校長を通し給付する。
- ③ 給付品目
 - ・教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、画用紙、運動靴、その他
 - ・被災の状況により適宜実情に応じ、調達支給する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するため、災害応急対策を行う教育委員会及び学校は、事前に次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 学校を避難所として指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、 優先順位を教育委員会と協議する。
- ② 避難所に指定する学校では、避難所を担当する教職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織、自治会・町内会等と災害時の対応を協議する。
- ③ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

(5) 応急教育等の留意点

- ① 児童・生徒の救護
 - ・施設内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等が行う。随時、最寄りの学校の校医等が求めに応じて補充要員として加わる。
- ② 学校給食
 - ・学校給食は、一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊き出しを行う。
 - ・教育部長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被災状況を迅速に把握し、学校給食 の再開計画を策定し本部長へ報告する。

(6) 県立高校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立高校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料、聴講料等の授業料等の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置をとる。

第5 ボランティア活動支援計画

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及 び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、市は社会福祉協 議会と連携し積極的にボランティアの協力を得る。

■ 対策

1 ボランティア等「受入窓口」の設置・運営 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

2 ボランティア等との連携・協力 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

3 医療ボランティア (福祉部、健康増進部、医師会)

4 県内社会福祉協議会との連携、協力 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

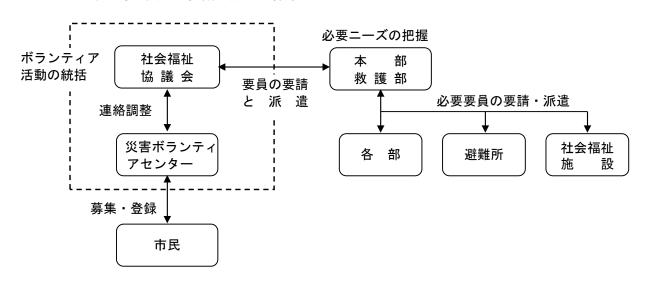
■ 内容

1 ボランティア等「受入窓口」の設置・運営

(1) ボランティア等受入体制の確保

社会福祉協議会は、福祉部、健康増進部とともに災害発生後、災害ボラティアセンターを設置するとともに、一般ボランティア、NPO及びNGO等の受入体制の確保、ボランティア活動等の統括を行う。

ボランティア等の受入・要請・派遣の体系



(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターにおける活動内容は、次のとおりとする。 本部長には社会福祉協議会事務局長、コーディネーターには社会福祉協議会職員を充てる。 主な運営方法は、次のとおりである。

- ① 被災者ニーズの把握、関係機関からの情報収集
- ② ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ③ ボランティア、NPO及びNGOの受付
- ④ ボランティア連絡協議会の開催
- ⑤ 市との連絡調整
- ⑥ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑦ ボランティア支援本部 (県社会福祉協議会) へのボランティアの派遣要請
- ⑧ その他被災者の生活支援に必要な活動の実施

2 ボランティア等との連携・協力

(1) 災害ボランティアセンターとの連携

福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、災害発生直後、ボランティア等「受入窓口」を速やかに開設するとともに、担当職員を配置し、災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

(2) ボランティア等に協力依頼する活動内容

ボランティア等に協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難所生活者の支援(水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の 介護等)
- ③ 在宅者の支援(高齢者の安否確認・介護、食糧・飲料水の提供等)
- ④ その他、被災者の生活支援に必要な活動

(3)活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティア活動拠点を提供する。

【ボランティア活動拠点】

- ① 地区活動拠点
- ② その他、開設された避難所
- ③ その他、被災状況、希望活動内容により適宜決める。

(4)ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、社会福祉協議会に登録されたボランティアには、ボランティア保険の広報及び保険加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

3 医療救護関連

災害発生後、直ちに福祉部、健康増進部及び取手市医師会を中心とした関係機関は医療救護 体制を確保する。

また、その旨を災害対策本部に報告するとともに、災害対策本部に集まってきた医療ボランティアの情報を収集する。医療ボランティアの活動の主な内容は、次のとおりとする。

① 医師・看護師

- ・被災地の医療機関において医療活動を行う。
- ・後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

- ・医療救護班に加わり医療救護所で調剤業務を行う。
- ・医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- ・避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- ・被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

③ 保健師

- ・避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。
- ④ 歯科技師·歯科衛生士
 - ・避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を支援する。

4 県内社会福祉協議会との連携、協力

(1)趣旨

県内の市町村社会福祉協議会が協力し、連携を図りながら、社会福祉協議会の専門性を 活かした支援活動を行う。

(2)連絡窓口

社会福祉協議会は、あらかじめ災害時の支援に関する担当窓口を定め、必要事項を県社会福祉協議会に報告する。

(3)職員の派遣

県社会福祉協議会は、社会福祉協議会からの要請、または必要があると認めるときは、 社会福祉協議会に職員を派遣する。

【主な支援の要請】

- ① 被害状況及び被害が予想される状況
- ② 支援の内容、場所及び支援場所への経路
- ③ 支援の期間
- ④ 社会福祉協議会職員の派遣及びボランティア活動の支援に必要な人員

- ⑤ 支援活動に必要な物品、資材及び機材の品名、数量等
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

【主な支援の内容】

- ① 県社会福祉協議会及び被災を受けなかった社会福祉協議会は、職員を派遣し、業務に従事させる
- ② 被災を受けなかった社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に登録している防災ボランティア等に情報提供を行うと共に、被災地におけるボランティア活動を支援する。
- ③ 支援活動に必要な物品、資材及び器材の提供並びに斡旋を行う。
- ④ 社会福祉協議会の業務支援、関係機関等と連絡調整を行う。
- ⑤ その他、社会福祉協議会に必要な支援を行う。

第6 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している 市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

また、市は災害時に備え「飼い主のためのペット同行避難マニュアル」の周知に努める。

■ 対策

- 1 愛玩動物避難対策(飼い主の役割) (まちづくり振興部)
- 2 避難所における動物の適正飼養対策 (まちづくり振興部、福祉部、

健康增進部、教育委員会)

■ 内容

1 愛玩動物避難対策(飼い主の役割)

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札や迷子札(マイクロチップ)などで所有者明示(個別識別)を実施するよう努める。

2 避難所における動物の適正飼養対策

市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。

市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

第7節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用計画

市内に発生した災害の被害状況が一定基準以上あり、かつ応急的な救助を必要とする場合、市は、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用を図り、被災者の保護と社会の秩序の保全にあたる。

■ 対策

1 被害状況の把握 (総務部、福祉部、健康増進部)

2 救助法の適用基準 (総務部、福祉部、健康増進部)

3 救助法の適用手続き (総務部、福祉部、健康増進部)

4 救助法による救助 (総務部、福祉部、健康増進部)

■ 内容

1 被害状況の把握及び認定

市は、市内における被害の状況及び認定の基準に従い、救助法の適用を行う。

(1)被災世帯の算定

被災世帯の算定は、以下のとおり行う。

- ① 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯:1世帯
- ② 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯: 1/2世帯
- ③ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯: 1/3世帯

(1) 住家の減失等の算定

① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

② 住家の大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延べ床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをする

③ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの。

又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

④ 住家の床上浸水

①び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、 又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった もの。

(3) 住家及び世帯の単位

住家及び世帯の単位は、次のとおりである。

① 住家

・現に居住のために使用している建物 (ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に 供いている部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等 は、それぞれ住家として取り扱う)

2 世帯

・生計を一にしている実際の生活単位

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項第1号~第4号の規定によるが、本市における適用基準は、以下のとおりである。

救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が減失(り災)した世帯の数	100 以上	第1項 第1号
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数	2,000 以上	第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	50 以上	
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数	9,000 以上	第1項 第3号
そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	多数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける 恐れが生じたとき	知事と厚生労働大臣と 協議	第1項 第4号

^{*} 第1項第4号が適用されるのは、直接多数の者が生命、身体に被害を及ぼす災害が 社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助 活動を必要とする場合である。

【第1項第4号の適用が想定される事例】

- ① 交通事故により多数の死傷者が出た場合
- ② 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ③ 群衆の雑踏により多数の死傷者が出た場合
- ④ 被災者が現に救助を要する状態にある場合

3 救助法の適用手続

本部長は、市域内の被災状況が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、救助法適用を所定の要請書により知事に要請する。

【必要事項】

- ① 災害発生の日時及び原因
- ② 被害地域
- ③ 被害の状況
 - 人的被害の状況
 - 住家被害の状況
 - その他
- ④ 救助法の適用を申請する理由

4 救助法による救助

救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたって は、県の法定受託事務となっている。

この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、県では救助に関する職権の一部を市町村長に委任している。

なお、市長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければ ならない。

【市長が県から委任される内容】

- ① 収容施設(応急仮設住宅は除く)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にあった者の救出
- ⑥ 災害にあった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与

- ⑧ 遺体の埋葬
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害対策基金の管理

県は、被災した地域の復興事業で、国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を保管するため、災害対策基金を積み立てておく。

6 郵政事業に係る特別取扱い

日本郵政株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等、被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第8節 応急復旧・事後処理

第1 建築物・土木施設の応急復旧計画

地震の発生により破損し、耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの応急危険度判定を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

一方、地震発生時の避難、救護及びその他の応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、 鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動、 また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備して、相互に連携を図りつ つ、救助法に基づき迅速な対応を図る。

■ 対策

1 応急危険度判定 (総務部、財政部、都市整備部、)

2 住宅の応急修理 (都市整備部)

3 応急仮設住宅の建設・管理 (建設部)

4 道路の応急復旧 (建設部、都市整備部、防災関係機関)

5 その他土木施設の応急復旧 (建設部、防災関係機関)

■ 内容

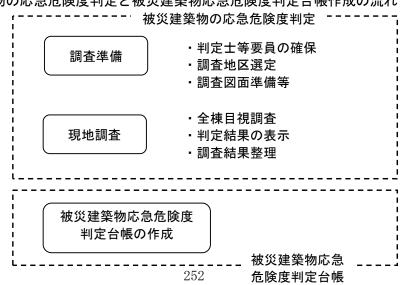
1 応急危険度判定

本部長(都市整備部)は、県や民間の建築士等の協力を得て、地震により災害を受けた建築物や宅地が、引き続き安全に居住や使用ができるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かについて判定する。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

本部長は、地震を原因とする災害対策本部を設置した場合には、併せて被災建築物応急危険度判定調査実施本部を設置し、被災建築物による二次被害を防止する。

被災建築物の応急危険度判定と被災建築物応急危険度判定台帳作成の流れ



(ア) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

本部長は、余震等による二次災害を防止するため、必要に応じて応急危険度判定士の派遣を県に要請する。また、災害時支援企業団体登録名簿に登載されている応急危険度判定士へ協力要請をするとともに、判定ボランティア、建築団体等に派遣要請を行う。

(イ) 被災建築物の応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ・判定対象物は、市が定める調査区域の建築物とする。
- ・判定実施時期及び作業日数は2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ・判定結果の責任は、市が負う。
- ② 判定の関係機関
 - ・市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

【判定作業概要】

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((財) 日本建築協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種 類の構造種別に行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として目視により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には内部の調査を省略する。

(2) 被災宅地の応急危険度判定

判定の基本的事項

- ・本部長は、被災を受けた場合、宅地の危険度判定を行う。
- ・本部長は必要に応じて被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
- ・判定結果の責任は、市長が負う。
- ・市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

【判定作業概要】

- ① 判定作業は、本部長の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 民間住宅の応急処理

- ① 対象は、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理をする事が出来ない世帯とする。
- ② 修理の範囲は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要最小限の部分に対して行う。
- ③ 修理の時期は、災害から1か月以内の完了とする。
- ④ 建設部長は資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

(2) 公営住宅の応急修理

市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合、当面の日常生活を営む事が出来るよう 応急修理を次の通り実施する。

- ① 市営住宅または付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- ② 市営住宅または付帯施設の内危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- ③ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠く事が出来ない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

なお、その他の公営住宅については、それぞれ所管する機関・団体が被害状況を緊急 に調査し、修理の必要な箇所は、応急処理にあたる。

3 応急仮設住宅の建設・管理

(1)基本事項

応急仮設住宅の建設に関する基本事項は、次のとおりである。

- ① 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② その供与期間は、2年以内とする。

(2)設置者

原則的に知事の責任において設置するものであるが、直接設置することが困難な場合に は、市(建設部)にその建築を委任する。

市(建設部)は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

(3)設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりである。

・自らの資力では住宅を得ることができない世帯

(4) 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、次のとおりである。

- ① 設置場所は、基本的に国、県又は市の公有地とする。
- ② やむを得ず私有地に建築する場合には、所有者と市の間で賃貸契約を結ぶものとする。また、生産緑地地区についても設置場所の候補地とする。
- ③ 設置場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(5) 入居者の選定

入居者の選定は、県によって行われるが、選定するにあたっての被災者の状況調査等について、市は県に協力していく。

【選定基準】

- ① 住家が全焼、全壊、又は滅失した世帯であること。
- ② 居住する家がない世帯であること。
- ③ 自らの資力では、住家を確保することができない世帯者であること。
 - ・生活保護法の被保護世帯並びに要保護世帯
 - ・特定の資産のない失業世帯
 - ・特定の資産のない母子世帯、高齢世帯、身体障害者世帯等
 - ・特定の資産のない勤労世帯、中小企業世帯
 - ・前号に準ずる世帯
- * 仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、(災害時)要配慮者に配慮していくとともに、優先的に入居すように努める。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、基本的に県が行う。ただし、県から管理を委任された場合は、 市が(建設部)が管理を行う。

4 道路の応急復旧

建設部及び都市整備部は 災害発生後、取手市建設業協会等と協力して、被害を受けた道路、排水路等を速やかに復旧し、交通確保に努める。また、必要に応じて県に自衛隊の応援を要請する。

【応急措置の内容】

機関名	応急措置	
市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パト	
県	□ ロールカー等による巡視を行う。また、自主防災組織、地域住民等からの道路情報の収集に努める。情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。	
関東地方整備局	被害状況を速やかに確保するため、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通路の確保に努める。	

5 鉄道の応急復旧

東日本旅客鉄道(株)及び関東鉄道(株)は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行う他、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

6 その他土木施設の応急復旧

国土交通省、土地改良区等の関係機関は、地震により河川及びその他の土木施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を進めることで、被害が拡大しないよう対策に努める。

(1) 河川の応急復旧内容

- ① 堤防及び護岸の破壊
 - ・ビニールシート等を覆い、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐ。
 - ・速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- ② 水門及び排水機等の破壊
 - ・土のう、矢板等により応急に締切を行う。
 - ・移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

(2) 農業用施設の応急復旧内容

- ① 農業用施設の点検
- ② 農業用水の確保
- ③ 農業排水の確保
- ④ 農道の交通確保

第2 ライフライン施設の応急復旧計画

上・下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動、また、地震発生後における被災者の生活確保等応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。

これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧までの間、代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

■ 対策

1 電力施設の応急復旧 (関係事業者)

2 電話施設の応急復旧 (関係事業者)

3 都市ガス施設の応急復旧 (関係事業者)

4 上水道施設の応急復旧 (関係事業者)

5 下水道施設の応急復旧 (関係事業者)

■ 内容

1 電力施設の応急復旧

総務部長は、地震等によって電力施設等に被害が発生した場合、東京電力パワーグリッド (株)に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 応急復旧の実施(東京電カパワーグリッド(株))

東京電力パワーグリッド(株)は、「防災業務計画」に基づき応急復旧対策を実施し、建 設部及び都市整備部は、その対策の実施に協力していく。

【復旧対策の基本方針】

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速かつ適切に実施する。

① 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

• 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に 行う。

• 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で 対処する。

• 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保する。

- ② 災害時の危険予防措置
 - ・電力需要の実態に鑑み災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機 関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(2)災害時における広報

東京電力パワーグリッド(株)は、災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

2 電話施設の応急復旧

総務部長は、地震等により電話施設等に被害が発生した場合は、東日本電信電話㈱茨城支店 に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、東日本電信電話(株)は直ちに、以下のような手順で 応急措置を講じる。

- ① 市内を巡回して電柱の倒壊や電線の切断等の有無を確認する。
- ② 被害状況に応じ、避難所等へ特設公衆電話やインターネット接続環境等を提供する とともに、災害用伝言ダイヤル 171、災害用ブロードバンド伝言板WEB171 を運用す る。
- ③ 応急措置状況の情報を災害対策本部へ提供する。
- ④ 電話が不通となった場合には、報道機関やNTT東日本公式ホームページにて周知を図る。

(2) 応急復旧の実施(東日本電信電話(株))

東日本電信電話(株)は、防災業務計画に基づく応急復旧対策を行い、建設部及び都市 整備部は、その対策の実施に協力していく。

① 電話停止時の応急措置

・通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の措置等を実施する。

- ・災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置 市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。
- 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

・災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確

認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル"171"を提供する。

② 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に 示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関

	重要通信を確保する機関		
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に 直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関 係のある機関		
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体		
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの		

[※]上記のうち特に重要なユーザ(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応 に努める。

- ③ 復旧を優先する電気通信サービス
 - ・電話サービス(固定系・移動系)
 - ・総合ディジタル通信サービス
 - ・専用サービス(国際・国内通信事業者回線、社内専用線含む)
 - ・パケット交換サービス (インターネット接続サービスを含む)
 - ・衛星電話サービス
- ④ 復旧大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	②に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、③に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務 継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサ ービスについては24時間以内、その他サービス 及び重要加入者については3日以内を目標とす る。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復 帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐 次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長く ても 10 日以内*を目標とする

^{*}激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合(阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

3 都市ガス施設の応急復旧

総務部長は、地震等により都市ガス施設等に被害が発生した場合は、東日本ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)つくば支店に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、直ちに、以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 市内を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 被害状況に応じ、応急措置を施す。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ ガスの供給が停止となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る。

(2) 応急復旧の実施(東日本ガス(株)・東京ガスネットワーク(株))

東日本ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)は、応急復旧対策を行い、建設部及び都市 整備部は、その対策の実施に協力していく。

【災害時の活動体制】

- ① 災害対策本部の編成
 - ・災害が発生した場合には、速やかに本社に災害対策本部を設置し、災害の規模その 他の状況により、緊急措置・復旧措置・その他の措置を迅速に実施する。
- ② 情報収集·連絡体制
 - ・災害時には、本社災害対策本部を被害情報収集の拠点とする。当該拠点は、移動無線、固定無線、テレメーター等の通信設備により連絡体制を取る。
 - ・外部防災関係機関との通信連絡は、災害対策本部を中心に予め定めた方法で行う。
 - ・テレビ、ラジオ等の情報にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。
- ③ 復旧活動資機材等の備蓄
 - ・災害時に必要と思われる資機材は、常に備蓄し、メーカーの稼働に伴い必要な量の 復旧資機材の調達を行う。

【緊急措置】

本社災害対策本部において、道路、建物や当社のガス工作物(供給所、ガスホルダー、整圧器室、主要本支管等)の被害状況を速やかに確認の上、二次災害の防止を図るため地震計の SI 値(計測値)に応じて、第一次緊急停止判断(注1)ないし第二次緊急停止判断(注2)を経て下記の措置をとる。

- (注)業界(日本ガス協会)の供給停止判断
- ① 供給状況の変更及び受入弁の遮断
- ② 供給所ホルダーの出入弁の遮断
- ③ 導管網のブロック化
- ④ 被害地域の中、低圧バルブの遮断
- ⑤ 被害地域の中圧ラインのガス減圧
- ⑥ 被害地域の各戸別のメーターガス栓閉止
- ⑦ その他状況に応じた適切な措置

【復旧対策】

本社災害対策本部において、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、災害の拡大を防止 するため、必要に応じ下記の措置をとる。

- ① 本社災害対策本部は、被害の状況に基づき復旧計画を策定する。
- ② 各班は、本社災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧にあたる。
- ③ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- ④ 供給停止地域については、可能な範囲で、速やかなガス供給再開に努める。
- ⑤ 復旧措置に関して、周辺住民及び関係機関等への広報を行うとともに二次災害の防止に努める。
- ⑥ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

4 上水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

県南水道企業団は、大規模な地震が発生した場合は、直ちに以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 併せて指定給水装置工事事業者に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ 断水となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る。

(2) 応急復旧の実施

県南水道企業団は、「地震防災応急対策マニュアル」に基づき、被害状況を迅速に把握し、速やかに復旧作業体制を確保する。また、水道施設の復旧にあたっては、県南水道企業団指定給水装置工事事業者を動員して応急復旧を図る。県南水道企業団管理者は、被害範囲が広域で、市及び県南水道企業団の能力では対応が不可能なときには、日本水道協会関東地方支部に応援要請を行う。

応急復旧作業の実施にあたっては、医療施設、避難所、福祉施設、老人福祉施設等を優 先して実施し、次の事項を考慮して応急復旧作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

- ① 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ② 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹 施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ③ 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ④ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ⑤ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ⑥ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の 広報等、応急御日実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(3) 住民への広報

県南水道企業団管理者は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、県南水道の公式サイト及び広報車で住民への広報を実施する。ただし、広域的に被害が発生し、県南水道企業団のみでは広報が困難な場合は、各構成市町に通知し住民への広報を依頼する。

5 下水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

取手地方広域下水道組合は、大規模な地震が発生した場合は、直ちに、以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 関係業者に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ 下水道が使用不能となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る

(2) 下水道停止時の代替措置

下水道が使用不能となった地域に対しては、避難場所、避難所等に災害用トイレを設置する。災害用トイレの設置にあたっては、まちづくり振興部、建設部が支援する。

① 災害用トイレの設置

(3) 応急復旧の実施

下水道組合は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。 また、応急復旧作業の実施にあたっては、まちづくり振興部、建設部は下水道組合をサポートするものとし、次のとおり、応急復旧作業を行う。

① 下水管渠の排水機能の回復

- ・可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等により排水機能を高める。
- ② ポンプ場、終末処理場の処理機能の回復
 - ・ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電等による運行を行う。
 - ・終末処理場が被害を受けたときには、市街地から下水を排除するために、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。
 - ・周辺の水環境への汚濁付加を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な 池等を沈殿池や塩素混和池に転用することによる機能の確保を行う。

(4) 住民への広報

下水道組合は、下水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等について、必要に応じて住民に対し情報提供を行う。ただし、被害が広範囲に発生するなど、下水道組合では困難な場合は、災害対策本部に連絡し、住民への広報の支援を要請する。

第3 清掃・防疫・障害物の除去計画

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに伝染病等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮した上で、同時大量の 廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、保健衛生及び環境の保全を積極 的に図っていく。

■ 対策

1 廃棄物・ごみ処理作業 (まちづくり振興部、各事業者)

2 し尿処理作業 (まちづくり振興部、各事業者)

3 防疫作業 (まちづくり振興部、各事業者)

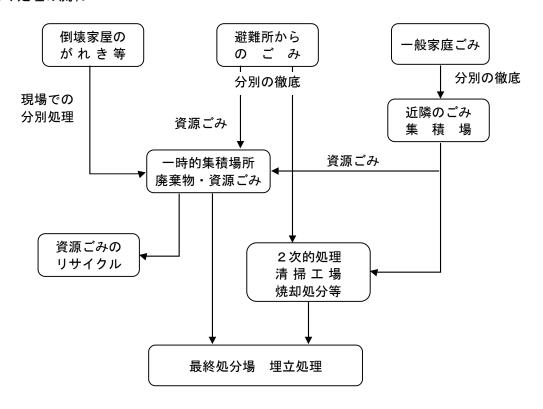
4 障害物の除去作業 (建設部、都市整備部、各施設管理者)

■ 内容

1 廃棄物・ごみ処理作業

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出量が予想される。このため、 ごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

ごみ処理の流れ



(1) ごみ排出量の推定

まちづくり振興部は、市内の被害状況から災害により排出されるものと、一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し清掃計画を立てて清掃作業を実施する。

ごみ処理算出基準

区 分 被災世帯 1			被災世帯 1 ㎡当たり
大造建築物倒壊 災害発生による 予 想 排 出 量 水害による被害	+ `#. 7+ \$\$ #m /5u #	全 壊	1.0 t
	半 壊	0.5 t	
	ᄬᅝᅝ	流出	1.0 t
	床 上 浸 水	0.2 t	
	火災による延焼	焼 失 木 造 家 屋	0.2 t
一般生活	ごみ排出量	1人1日当たり	1.0 kg

(2)作業体制の確保

まちづくり振興部は、迅速に清掃作業を行うため、平常、委託業者及び応援により作業 体制を確保する。

(3)被災地域状況の把握

まちづくり振興部による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を 把握する。

(4) ごみの一時的集積

被災地域の環境衛生の悪化防止の観点から、災害発生後収集可能な状態になったときから 10 日以内に、ごみの一時的集積場を指定してごみの搬出を行う。

(5) 一時集積場の選定

ごみの一時的集積地の管理は、まちづくり振興部長が行うものとし、次の点に留意して 場所を選定する。

【選定要件】

- ① 搬入が便利なこと。
- ② 環境衛生に支障がないこと。
- ③ 二次処理・最終処分が容易なこと。
- ④ 公的で広い土地であること。

(6)ごみの搬送方法

ごみの搬送は、原則として以下のとおり行う。

【ごみの搬送の原則】

- ① 腐敗しやすい廃棄物は、まちづくり振興部が委託業者の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、清掃工場へ搬送し焼却処理する。
- ② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、まちづくり振興部が委託業者の協力を得て一時集積所へ収集・搬送する。
- ③ 倒壊家屋からの廃棄物等は、家屋所有者等の市民に対し、一時集積場所まで直接搬送するよう協力を要請する。
- ④ 収集できずに道路空き地に置かれたごみについては、定期的な消毒を行う。

(7) 二次的ごみ処理対策

一時集積所に集められたごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別する。

- ① 可燃ごみ→清掃工場で焼却処分
- ② 不燃ごみ→最終処分場等での埋立処分
- ③ 資源ごみ→リサイクル化

(8) 住民への広報

情報班により速やかに一時集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(9) 分別処理及び最終処分の方法

災害廃棄物は、リサイクルを考慮して、解体家屋ごとの現場において分別し、一時集積場所に搬入する。その後分別した種類ごとに最終処分する。

【分別処理の方法】

- ① 木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別後、一時集積場所に搬入する。
- ② コンクリート建築物等(ビル、マンション等)から発生するコンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別後、一時集積場所に搬入する。

【最終処分法】

- ① 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルする。その他可燃物は 焼却する。
- ② 不燃物は、常総環境センターと連携をとった中で処理を行う。

(10) 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理は、原則として次のように実施する。

① 個人、中小企業の事業所

原則として建物の所有者が解体・処理するものとし、市は、一時集積場所、最終処分場の確保及び処理・処分に関する情報を提供する。

② 大企業の事業所等

自己で処理・処分する。

③ 公共・公益施設

施設の管理者において処理・処分する。

(11) 有害ごみの処理

廃棄物中に「アスベスト」や「その他有害な危険物等」が含まれている場合、またはその可能性がある場合は、必要な対処を講ずるものとする。

2 し尿処理作業

(1) し尿排出量の推定

まちづくり振興部は、各地域ごとに被災状況を速やかに把握して、被災家屋のくみ取り 式便槽のし尿排出量を推計し、それをもとに作業計画を立てる。

(2)作業体制の確保

まちづくり振興部長は、被害状況を迅速に把握し、委託業者等により作業体制を確保する。また、本部長を通じて、必要があれば近隣市町村への応援を要請する。

(3)被災地域状況の把握

まちづくり振興部を中心とした職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に 被災地域の状況を把握する。

(4) 住民への広報

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

また、まちづくり振興部は、下水道の使用が不可能になった場合、市民への使用禁止の広報を行う。

(5)災害用トイレの設置

まちづくり振興部は、大規模な災害が発生し、下水道使用が不可能になったとき、本部 長の指示により市の備蓄品及び調達品により、該当地域に災害用トイレを設置する。

また、被災状況に応じ、レンタル業者への手配も検討する。

【災害用トイレの設置場所】

- ① 避難場所
- ② 避難所
- ③ 集合住宅地
- ④ 住宅密集地

(6) 収集・処理の実施

し尿の収集・処理については、利用者自らが率先して行う。

災害用トイレを設置した場合の貯留したし尿の収集・処理は、原則としてし尿処理施設への搬送による。

また、収集・処理は、平常時からの全面応援及び臨時雇上げの人員機材により、避難場所及び避難所を優先して行う。

【災害用トイレ設置の際の留意点】

- ① 集量に対する処理能力が及ばないときは、当面の措置として、便槽容量の2割~ 3割程度のくみ取りとし、各戸の便所の使用を可能にする。
- ② 尿の処理は、龍ケ崎地方衛生組合にて処理する。

3 防疫作業

(1) 実施

まちづくり振興部は、県と連携を図りながら防疫作業を次のとおり実施する。

- ① 防疫措置情報の収集・報告
 - ・災害発生直後において、警察及び消防等との連絡をとり、その被害状況等の情報 を収集し、防疫措置の必要な地域、場所を把握する。
 - ・医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒者の発見に努める。発見した場合又は疑いのある場合には、災害対策本部及び竜ケ崎保健所へ通報する。
- ② 実施事項
 - 消毒
 - ・ねずみ、害虫等の駆除
 - 患者等に対する措置
 - ・避難所の防疫指導等
 - 衛生指導
 - · 食中毒防止

(2) 方法

防疫活動は、竜ケ崎保健所と緊密な連絡のもとに、次の方法により実施する。

① 防疫の方法

- ・汚染した井戸はクロール石灰等により消毒する。
- ・被害家屋の汚染排除、消毒。特に床下その他の汚水の滞留する箇所は、速やかに清掃し、生石灰による消毒、クレゾールの散布、その他必要な措置を講じる。
- ・給水源の消毒及び飲用指導を行う。また水質検査を行う。
- 食品衛生を指導する。
- ② 医薬品等の供給
 - ・医薬品及び機器は、原則として本部において整備するが、必要に応じて医薬品販売業者より供給を受ける。
 - ・不足するときは、県に供給を要請する。

(3)患者等の措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、就業制限又は入院 勧告を要する感染症の患者もしくは無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適 正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場 合は、近隣の非被災地内の適切な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(4) 予防教育及び広報活動の実施

災害中の感染症や食中毒について教育を行うとともに、パンフレットや広報車等により 広報活動を実施する。

4 障害物の除去作業

(1) 建築関係障害物の除去

建設部及び都市整備部は、市内の建設業協会等の協力を得て、道路等の障害となる建築 関係障害物の除去について、次のとおり行う。

① 基本事項

・災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に激しく支障 を及ぼす道路等の障害物については、必要に応じて除去を実施する。

② 除去の対象

- ・障害物によって当面日常生活が営み得ない状態にある者とする。
- 自力では障害物の除去ができない者とする。
- ・住家が半壊又は床上浸水した者とする。
- ・原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けた者とする。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

除去にあたっては、あらかじめ指定された緊急輸送道路、災害時連絡道路を最優先とし、 各道路管理者間の情報交換は密に行う。

第4 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の火葬を実施する。遺体の捜索、収容及び火葬は、以下のとおり本部長が行う。ただし、救助法が適用された後の遺体の処理(検案)については、知事が行うものとし、本部長は、知事の補助機関として実施する。また、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

■ 対策

1 行方不明者等の捜索 (福祉部、健康増進部、消防本部、警察署、自衛隊)

2 遺体の処理 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、消防本部、 警察署、自衛隊)

3 遺体の埋葬 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部)

■ 内容

1 行方不明者等の捜索

福祉部、健康増進部は、消防本部、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索を行う。

(1)捜索の依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、 福祉部、健康増進部が以下のとおり行う。

- ① 市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置する。
- ② 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
 - 住所
 - 氏名
 - 年齢
 - 性別
 - ・着衣その他の特徴
- ③ 避難所収容者の内容を確認する。
- ④ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に 死亡していると推定される者の名簿を作成する。

※行方不明者・安否不明者の救出・救護活動を迅速に行うため、緊急かつやむを得ないときは、 当該行方不明者・安否不明者の氏名等を公表するものとする。また、死者の氏名を公表する 場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。

(2) 搜索対象者

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定 される者とする。

(3)搜索方法

災害による行方不明者ですでに死亡していると推定される者、並びに遺体の捜索にあたっては、消防職員、警察官、自衛隊等の関係機関が一致協力してその発見に努める。発見した遺体や漂着遺体、その他の事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町村への要請

市のみの捜索が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し、捜索の依頼を要請する。要請するにあたっては、次の事項を明らかにする。

- ① 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等の種別

2 遺体の処理

遺体の処理は市が行う。ただし、救助法が適用されたときには、県及び市が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、消防本部による収容処理班を編成し、これにあたる。

(2)遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行う。

(3)遺体の処理

遺体の処理にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 警察は、遺体の検視並びに撮影等を行ったのち身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡すものとする。
- ② 市長は、引き渡しを受けた遺体につき洗浄・消毒等所要の措置を行い、身元の判明した場合は遺族、親族に引き渡すものとする。
- ③ 遺体の身体識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に 埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時安置する。

(4)身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 身元不明者の身元確認には、警察、遺族、親族の協力を得て行う。
- ② 身元確認が終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し納棺する。また、埋葬許可証を交付する。

- ③ 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡すものとする。
- ④ 身元確認のため、収容所に一時安置しておく期間は、概ね夏2日、冬3日程度とする。

(5)遺体の収容(安置)、一時安置

遺体の収容・一時安置にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 延焼火災他により身元不明遺体が多数発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- ② 福祉部、健康増進部は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を確保する。

3 遺体の埋葬

(1) 実施者及び方法

災害の際の死亡者で本部長が必要と認めた場合、応急的に火葬を行う。福祉部、健康増進部、まちづくり振興部は、次の事項に留意し、作業にあたる。

- ① 事故死等による遺体は、警察より引き渡しを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(2)埋葬方法

埋葬は、次のとおり行う。

- ① 埋葬は、市が行い、原則として火葬とする。ただし、救助法適用時には県が行うこともある。
- ② 市の火葬能力を超える遺体数が発生したときには、周辺市町村に応援を要請することができる。
- ③ 身元の確認できない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時収容(安置)を依頼し、身 元が判明し次第、遺族に引き渡す。

火葬場状況

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力	備考
やすらぎ苑	市之代 310	78–2133	1日8体	灯油使用
常総市営斎場	常総市豊岡町乙 3140-1	0120-556-027	1日5体	灯油使用
龍ケ崎市営斎場	龍ケ崎市 7091	0297-64-0511	1日9体	灯油使用
ウィングホール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	0120-85-1194	1日36体	都市ガス使用

遺体安置所一覧

名 和	尓	所 在 地
東漸	ŧ	寺田 5603
光明寺	ŧ	桑原 1133
長禅寺	ŧ	取手 2-9-1
弘経	ŧ	白山 2-9-28
念 仏 阪	完	東 2-6-52
本 願 🗧	ŧ	青柳 1-1-57
昌 松 寺	ŧ	井野 887
荘 厳 🗧	ŧ	椚木 219
高徳寺	ŧ	高須 2163
照谷寺	ŧ	谷中 822

名 和	称	所 在 地
普門原	院	井野 994
明星队	院	小文間 3911
福永寺	寺	小文間 4264
東谷寺	寺	小文間 5458
高源	寺	下高井 1306
竜 禅 寺	寺	米ノ井 467
金仙寺	寺	山王 89
高蔵	寺	藤代 411
信楽	寺	宮和田 393
長福	寺	清水 375 - 1

遺体安置公共施設一覧

名 称	所 在 地
取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299
藤代スポーツセンター	椚木 15

第4章 震災復旧・復興対策計画

第1節 被災者生活の安定

第1 り災証明の発行

り災証明は、救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として行うもので、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

■ 対策

1 り災証明の発行 (総務部、建設部、財政部、都市整備部)

2 被災証明の発行 (総務部)

■ 内容

1 り災証明の発行

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- ① 全壊(全焼)
- ② 大規模半壊
- ③ 中規模半壊
- 4 半壊(半焼)
- ⑤ 準半壊
- ⑥ 準半壊に至らない(一部損壊)

(2) り災証明の発行者

り災証明の発行者は、市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、消防署長が行う。

『資料編「様式 り災証明書」』参照

(3) り災証明の発行

り災証明の発行は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長もしくは消防署長がり災証明における家屋被害調査を実施し、り災証明を発行する。

また、発行事務は、安全安心対策課が担当する。ただし、総務部、政策推進部、財政部、 建設部及び都市整備部へ業務援助を依頼する。それでも対応が困難な場合は、他市町村職 員の応援要請の活用を図る。

第4章 震災復旧・復興対策計画 第1節 被災者生活の安定

- ① 家屋被害調査は、原則として市職員3人(建築士有資格者1名を含む)1組の班体制により行う。
- ② り災証明の申請が多いときには、平日5班体制で1日あたり、約100件の家屋被害調査を目途に実施する。

(4) り災証明書発行台帳の作成

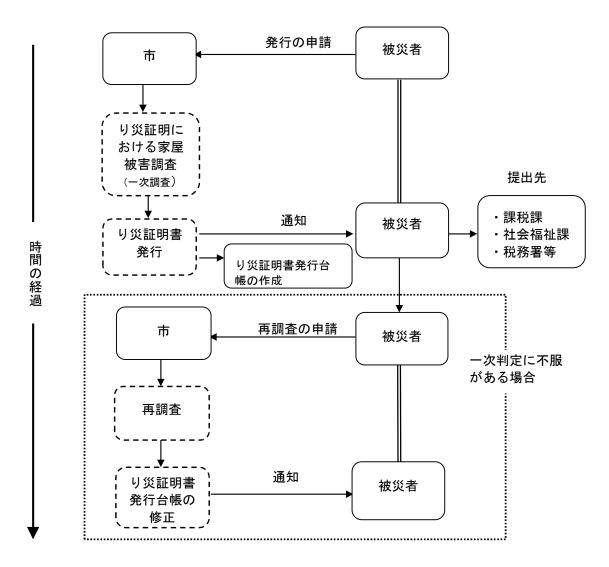
市(本部班、管財班、調査班、土木班及び住宅対策班)は被災者からの申請に基づき、り災証明における家屋被害調査を実施する。住家の判定結果に基づき、り災証明書発行台帳として整備する。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服がある場合は、一次判定から3ヶ月以内の期間内 に、再調査を申し出ることができる。

安全安心対策課は、申し出のあった家屋について、迅速に再調査を実施し、判定結果を 被災者に通知するとともに、判定を変更したときは、り災証明書発行台帳を修正し、改め てり災証明を発行する。

り災証明発行の手続の流れ



(6) 判定基準

り災証明の判断基準は内閣府による令和3年3月「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

① 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

② 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ 当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50% 以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割 合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

③ 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

4 半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

⑤ 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

⑥ 準半壊に至らない(一部損壊)

準半壊に至らない損壊とする。

2 被災証明の発行

(1)被災証明の対象

被災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住民について証明を行う。

(2)被災証明の発行者

被災証明の発行者は、市長が行う。

(3)被災証明の発行

被災証明の発行は、被災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、被災証明を発行する。、発行事務は、安全安心対策課が担当する。

第2 義援金品の募集及び配分

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的 困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

■ 対策

1 義援金品の募集及び受付 (財政部、福祉部)

2 義援金品の保管 (財政部、福祉部)

3 義援金品の配分 (財政部、福祉部、まちづくり振興部)

■ 内容

1 義援金品の募集及び受付

本部長は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口の設置を財政部、福祉部に指示し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、財政部、福祉部は様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理し、配分する。

【想定される義援金品の受入ルート】

- ① 寄託者→ 市災害対策本部(財政部、福祉部)
- ② 寄託者→ 県災害対策本部→市災害対策本部(財政部、福祉部)
- ③ 寄託者→ 日赤県支部→市災害対策本部(福祉部)
- ④ 寄託者→ 他市町村→市災害対策本部(財政部、福祉部)
- ⑤ 寄託者→ 各種団体→市災害対策本部(財政部、福祉部)

なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、県の義援金配分委員会に引き継ぐ。

2 義援金品の保管

(1) 義援金

義援金については、財政部、福祉部が受入し、被災者に配分するまでの間、財政部が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受け払い帳簿を作成する。

(2)義援品

義援品については、まちづくり振興部が災害の状況に応じ設置される一時保管場所に保管する。

3 義援金品の配分

(1)配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員 を単位として救護班が立案する。

(2)配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を委員会が協議の上決定する。 なお、県の義援金配分委員会に引き継がれた義援金品については、義援金配分委員会が 協議のうえ決定する。

(3) 義援品の活用

応急対策を実施しているうえで、現在不足している物資等で、義援品のうち直ちに活用できるものについては、本部長の指示によりまちづくり振興部によって有効に活用する。

(4)配分の実施

被災者に対する配分にあたっては、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

なお、義援金配分委員会において決定された義援金品についても同様とする。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的として、地震、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。また、自然災害により精神又は、身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。さらに、自然災害により被害を受けた市民に対する災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(1) 災害 弔慰金及び災害障害 見舞金の支給

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例により、地震、暴風、豪雨等の自然災害により 死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、同様の災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害見舞金を支給する。

① 災害弔慰金の支給等に関する内容

対象となる災害	・暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現 象により被害を受けた者
支 給 対 象	・上記の災害により死亡したとき
支給対象遺族	・死亡当時の配偶者、子、父母、祖父母等を対象とす る。
支 給 額	① 主たる生計維持者の死亡 : 500 万円② その他 : 250 万円

② 災害障害見舞金の支給等に関する内容

対象	きとなる災	〔害	・暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現 象により被害を受けた者
支	給 対	象	・上記の災害により、重度の障害を受けた者
支	給 対 象	者	・障害を受けた本人
支	給	額	① 主たる生計維持者の場合 : 250 万円 ② その他 : 125 万円

③ 支給の制限

災害弔慰金は、次の一に該当する場合には支給しないものとする。

- ・当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- ・災害 中慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第 2 条に規定する 厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
- ・災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等、市長が不適当と認めた場合

(2) 災害援護資金

災害により住居、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、 災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない比較的規模の少ない災害時 には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付ける。

① 災害援護資金の貸付等に関する内容

		L TO TO IC IS 1 TO I	<u> </u>		
対象	となる災害		・災害救助法による救助が行われた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 の自然災害		
		住居の全体が滅失	芸者しくは流失した場合	350 万円	
		①世帯主に1かり	月以上の負傷がある場合		
		ア 当該負傷のみ		150 万円	
		イ 家財の 1/	3以上の損害(住居の損害無)	250 万円	
10000000000000000000000000000000000000	付 限 度 額	ウ 住居の半り	袭	275 万円	
貝 !	以及 使	エー住居の全地	袭	350 万円	
		②世帯主に1かり	月以上の負傷がない場合		
		ア 家財の1/	′3以上の損害(住居の損害無)	150 万円	
		イ 住居の半壊		170 万円	
		ウ 住居の全地	ウ 住居の全壊		
貸		世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額		得金額	
		1 人	220 万円		
		2 人	430 万円		
付	所得制限	3 人	620 万円		
ניו		4 人	730 万円		
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万	万円を加えた額	
		ただし、住居が	滅失した場合にあっては、1,270	万円とする。	
条	貸付利率	年3%以内で条	例で定める率(措置期間中は無利	划子)	
	措置期間	3年(特別の事	情のある場合は5年)		
	償還期間	10年(措置期間	10年(措置期間を含む)		
件	償 還 方 法	年賦、半年賦又は月賦			
貸付	寸原 資 負 担	国(2/3)、	県(1/3)		

② 生活福祉資金の貸付に関する内容

県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度で、その概要は次のとおりである。

				貸付対	象世帯			15 m #e co		
資 金 種 類/資金の目的		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯	貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還 期限	利率	
総合支援資	総 生活支援費 合 支		•	_	_	_	貸付期間 12 月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6 月以内 ※	20 年	連帯保証人あり 無利子
資金		住宅入居費	•	_	_	_	400, 000 円	*		連帯保証人なし 年 1.5%
		一時生活再建費	•	_	_	_	600, 000 円			
		生業を営むために必要な経費	•	•	•	•	4, 600, 000 円		20 年	
		技能習得に必要な経費及び その期間中の生計を維持するために 必要な経費	•	•	_	_	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び 公営住宅の譲り受けに必要な経費	•	•	•	•	2, 500, 000 円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費		•	•	_	1, 700, 000 円		8年	
		障害者用自動車購入に必要な経費	_	•	_	_	2, 500, 000 円		8年	
		中国残留邦人等にかかる 国民年金保険料の追納に必要な経費	•	•	•	•	5, 136, 000 円		10 年	
福祉資	福祉費	負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己 負担額のほか、移送経費等、療養に 付随して要する経費を含む)及び その療養期間中の生計を維持するた めに必要な経費	•	_	•	_	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月 以内であって、世帯の自立に必 要なとき 2,300,000円	6 月以内 ※	5年	連帯保証人あり 無利子 5年 連帯保証人なし 年1.5%
金		介護サービス、障害者サービス等を 受けるのに必要な経費(介護保険料 を含む)及び その期間中の生計を維持するために 必要な経費	•	•	•	•	介護サービス受給期間 1 年以内 1,700,000 円 介護サービス受給期間が 1 年を 超え、1 年 6 月以内であって、 世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要 となる経費	•	•	•	•	1, 500, 000 円		7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	•	•	•	•	500, 000 円		3年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置 に必要な経費	•	•	•	•	500, 000 円		3年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	•	•	•	•	500, 000 円		3年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	•	•	•	•	500,000円		3年	
		緊急小口資金	•	•	•	_	100,000円	2 月以内 ※	8月	無利子
教育支援資金		教育支援費	•	_	_	_	高校月額 35,000 円 高専月額 60,000 円 短大月額 60,000 円 大学月額 65,000 円	卒業後 6月以内	20 年	無利子
金	金就学支度費		•	-	_	_	500, 000 円			
生活資金生活資金		不動産担保型生活資金	_	_	•	_	土地の評価額の7割 月額 300,000円	契約終了 後3月	据置期 間終了 時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方
資 担金 保型	要	保護世帯向け不動産担保型生活資金	_	_	•	•	居住用不動産の評価額の7割 (集合住宅5割) 月額/保護の実 施機関が定めた額	契約終了 後3月	据置期 間終了 時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

- %1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。

(3)母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、母子父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

	貸付対象者	母子・父子又は寡婦
住	貸付限度	150 万円以内。(特に必要と認められる場合 200 万円以内)
住宅資金	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7 年以内)
	貸付利率	保証人 有:無利子 保証人 無:年1.0%

(4)農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資及び県農林災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法により融資する。

① 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農 林漁業者に必要な経営資金を融資する。

② 県農林災害対策特別措置条例に基づく融資

農林災害対策特別措置条例に基づき、必要な経営資金、運営資金、農業用施設復旧資金を融資する。

③ 農林漁業金融公庫(農林漁業施設融資)

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

(5) 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(6) 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害 復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入 れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復 興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第4 租税及び公共料金等の特別措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の回復を図るため、租税の徴収猶予措置等を講ずるものとする。

■ 対策

1 租税の徴収猶予及び減免等

(財政部、福祉部、健康増進部)

2 その他公共料金の特例措置

(関係事業者)

■ 内容

1 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法及び市条例により、市税等の納税期間の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置それぞれの実態に応じて、適切な措置を実施する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は市税を納付、納入 することができないと認められる場合は、次の方法により、当該期限を延長する。

- ・災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を 指定する。
- ・その他の場合、災害が治まったあと被災した納税義務者等により申請があったとき は、市長が納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 ただし、特別の理由があると認められる場合は、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、以下のとおり減免を行う。

税目	減 免 の 内 容
個人の市民税(個人の県 民 税 含 む)	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う (※市税条例の改正が必要となる。)
固定資産税・都市計画税	・災害により著しく価値が減じた固定資産について行う
国民健康保険税	並然した処理美数者の供加に広じてばらたにこ
軽 自 動 車 税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う
特別土地保有税	・災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減 じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う

(2) 県税、国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(3) 東日本大震災における市税等の徴収猶予及び減免

平成23年3月11日の東日本大震災では、当市は下記の市税等の徴収猶予及び減免の措置を行った。

① 納期限の延長

固定資産税、軽自動車税、市民税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料

② 減免

固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護利用料

2 その他公共料金の特例措置

(1)郵政事業

① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

② 被災者の差し出す通常郵便物

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含む)の料金免除 を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とす る。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字 社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物 及び救助用又は見舞用の郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての 支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

④ 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

被災地の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄付金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2)通信事業

東日本電信電話株式会社(茨城支店)は、「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

株式会社NTTドコモ (茨城支店) は、「自動車携帯電話契約約款第99条」に基づき、 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免する ことがある。

(3)電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象とする。関東経済産業局の許可が必要である。

- ① 電気料金の徴収期間及び支払期限の延伸
- ② 不使用月の基本料金の免除
- ③ 立て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)
- ④ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業(東部ガス株式会社等4社)

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可が必要となる。

- ① 被災者のガス料金の早収期間及び支払期限の延伸
- ② 事業区域外の被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生直後に被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実現を図る。

第1 災害復旧事業

■ 対策

1 災害復旧事業計画書の作成 (各部共通)

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 (財政部)

3 災害復旧事業の実施 (各部共通)

■ 内容

1 災害復旧事業計画書の作成

災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業 計画を速やかに作成する。

【災害復旧事業の基本方針】

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発 防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業計画

【復旧事業期間の短縮】

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業の種類】

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設事業復旧計画,
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画

- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ① その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(1) 財政援助及び助成計画の内容

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるようにする。

特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行 令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要項及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

【法律に基づき一部負担又は補助するもの】

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助助成措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、 早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(法指定昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

■ 対策

1 激甚災害指定の手続き (各部共通)

2 激甚災害に関する調査報告 (各部共通)

3 特別財政援助等の申請手続き (各部共通)

■ 内容

1 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準 に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある と思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、 復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災 害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

県は、市長の報告及び前記各部の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣(国土庁)に報告する。

3 特別財政援助等の申請手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係各部に提出しなければならない。

県の関係部は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県の関係部は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。

激甚法に定める事業は、次のとおりである。

- ① 第3条適用事業
 - ·公共土木施設災害復旧事業
 - 公共土木施設災害関連事業
 - ·公立学校施設災害復旧事業
 - 公営住宅災害復旧事業
 - 生活保護施設災害復旧事業
 - 児童福祉施設災害復旧事業
 - · 老人福祉施設災害復旧事業
 - 身体障害者更生施設災害復旧事業
 - 知的障害者更正施設災害復旧事業
 - 女性保護施設災害復旧事業
- ② 第3条及び第19条適用事業
 - 伝染病予防事業
 - 伝染病予防施設災害復旧事業
- ③ 第3条及び第9条適用事業
 - 堆積土砂排除事業
- ④ 第3条及び第10条適用事業
 - 湛水排除事業
- ⑤ 第5条適用事業
 - ・農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道 の災害復旧事業に係る災害関連事業
- ⑥ 第5条及び第6条適用事業
 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ⑦ 第7条適用事業
 - ・開拓者等の施設の災害復旧事業
- ⑧ 第8条適用事業
 - 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置
- 9 第11条適用事業
 - ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑩ 第12条適用事業
 - ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ⑪ 第13条適用事業
 - ・小規模企業者等設備導入金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ⑫ 第14条適用事業
 - ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ③ 第15条滴用事業
 - ・中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- 14 第 16 条適用事業
 - 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- ⑤ 第17条適用事業
 - ・私立学校施設の災害復旧事業に対する補助
- 16 第 20 条適用事業
 - ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑪ 第21条適用事業
 - ・水防資材費の補助の特例
- 18 第 22 条適用事業
 - ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑲ 第23条適用事業
 - ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 20 第 24 条適用事業
 - ・公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る小災害債に係る元利償還金 の交付税の基準財政需要額への算入
- ② 第25条適用事業
 - ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 復興計画の作成

地震により被災した市民の生活や事業所の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、市民や事業所その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

■ 対策

1 事前復興対策の実施 (政策推進部、各部共通)

2 震災復興対策本部の設置 (政策推進部、各部共通)

3 震災復興方針・計画の作成 (政策推進部、各部共通)

4 震災復興事業の実施 (政策推進部、各部共通)

■ 内容

1 事前復興対策の実施

(1)復興手順の明確化

過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ明記しておく。

(2)復興基礎データの整備

復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データを予め整備 し、データベース化を図るよう努める。

2 震災復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災 復興対策本部を設置する。震災復興対策本部は、政策推進部所管とする。

3 震災復興方針・計画の作成

(1) 震災復興方針の作成

- ① 学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。
- ② 震災復興方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。

(2) 震災復興計画の策定

- ① 震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。
- ② 震災復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ① 被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。
- ② 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

① 復興に関する担当部の設置

政策推進部は、震災復興検討委員会を円滑に運営するため、庁内に関係部課長で 構成する震災復興に関する協議機関を設置する。

② 震災復興事業の実施

震災復興検討委員会で策定された震災復興計画に基づき、震災復興に関する担当部を中心に、震災復興事業を推進する。

第5節 被災者生活再建支援法の適用

第 1 被災者生活再建支援法の適用計画

市は、被災者生活再建支援法の適用にあたって、被災者に対して制度の周知と助言を行う。

【被災者生活再建支援法】

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由 等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から 拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の 開始を支援することにある。

■ 対策

1 法適用の要件 (福祉部)

2 支援金の支給額 (福祉部)

3 支援金支給申請手続き (福祉部)

■ 内容

1 法適用の要件

(1)対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村 における自然災害
- ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①~③の区域に隣接する市区町村 (人口 10万人未満に限る)における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村 (人口5万人未満に限る)

(2) 支給対象世帯

- ① 居住する住宅が全壊(全焼・全流失)した世帯
- ② 居住する住宅が半壊(半焼)し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、住宅に居住するために必要な補修等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、

居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

2 支給金の支給額

支援金の支給額は以下の2つの支援金の合計額とする。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の 被害程度	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額		100 万円		50 万円
		(75万円)		(37.5万円)

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の	建設・購入	補修	賃借
再建方法			(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	(150 万円)	(75 万円)	(37.5万円)

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高い額

()内は、自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(単数世帯)の支援金額(複数世帯の3/4)

(3)支援金の申請期間

① 基礎支援金 災害発生日から13月以内

② 加算支援金 災害発生日から37月以内

3 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、支給対象者に対し、手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行 する。

①住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類(市民課)

②り災証明書類 (安全安心対策課)

(3)支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6節 市外被災者支援

第1 受け入れの基本的考え方

本部長は、相互応援協定を締結している市町村の地域内に災害が発生し、当該市町村の住民の 生命・身体の保護のため必要があると認めたときは、当該協定に基づき迅速な、救援物資の搬 送・人材の派遣を行う。

また、当該市町村の復興に長期間要する場合は、救助法に基づき当該地住民を一定期間受け入れ、市内の避難所等に収容し、被災者の生活支援を行う。

■ 対策

1 他市町村からの派遣要請

(総務部)

(1)派遣要請の実施

本部長は、相互応援協定市町村に災害が発生し、応急措置実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援要請を確認し、救援物資の搬送や職員の派遣を行う。

【派遣要請文書の確認事項】

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 派遣する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- ④ 派遣の到着希望日時及び場所
- ⑤ その他必要事項

(2)派遣体制の確保

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、災害対策本部が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。

(3) 救援物資等の輸送手段

救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。また、 市が掌握する班に配車された車両により物資の輸送が困難な場合は、物資輸送業務協定を 締結している社団法人茨城県トラック協会県南支部(平成22年10月12日締結)に協力を 要請し、円滑な被災地の復旧作業及び被災者の救援活動を行う。

(4) 経費の負担

派遣に要した費用は、「災害時相互応援に関する協定」に基づき経費の負担を当該市町村に請求する。

第2 市外被災者受け入れ

相互応援協定市町村に災害が発生し、当該市町村との協議の結果、復旧までに長期の時間を要すると認められたときは、当該市町村の住民の生命、身体の保護のため、市外避難者を当市に受け入れ、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、被災者の生活支援に関わる対策等、被災者状況を十分に把握しその対策を推進する。

詳細については、『避難所開設・運営マニュアル』を準用し適切に対応する。

■ 対策

1 避難所の開設、運営 (総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会、

まちづくり振興部)

2 避難所生活環境の整備 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、

教育委員会、農業委員会)

3 健康管理・精神衛生の対応(福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 避難所の開設、運営

(1)避難所の開設

市は、当該市町村に居場所を確保できなくなった市外被災者を収容するため、災害の状況や収容人数に応じ、市内の福祉施設等を利用し避難所を開設する。また、必要に応じて 県有施設に対する避難所の開設を県に要請する。

① 対象者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・状況により自主避難が困難な場合には、市所有のバス等を利用し、被災地からの輸送を行う。
- ② 設置場所
 - ・避難所としてあらかじめ指定している施設
- ③ 実施権限者
 - ・避難所の開設は、原則的には本部長からの指示により総務部、福祉部、健康増進 部、教育委員会(以下避難所班という)が施設管理者の協力を得て行う。
- ④ 開設の手順
 - ・『避難所開設・運営マニュアル』を準用し適切に対応する。
- ⑤ 県及び防災関係機関への報告

避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、 消防等防災関係機関に通知する。

・避難所開設の目的

- ・開設した場所
- ・開設した日時
- ・入所した人員
- ・その他必要な事項

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

まちづくり振興部は、被災者が避難所において健康状態を損なわずに生活を維持し、清潔を保持するために必要な各種の生活物資を調達し提供するとともに、トイレの管理、消毒及びし尿処理を行う。

- ① 物資等の提供
 - ・健康を損なわず清潔な生活を保持するために必要な各種生活物資
- ② 衛生保持
 - ・まちづくり振興部による避難所内の衛生管理・防疫対策

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

避難所での限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔 保持に関すること、プライバシー保護に関すること等の知識の普及を図る。

また、男女のニーズにおける違い等、それぞれの視点に配慮した避難所の運営を図る。

(3)食糧供給実施の決定

- ① 短期的避難の場合
 - ・避難生活が短期的なときは、給与する応急食糧の内容は、市が備蓄する保存食及び 調達による米穀、パン、弁当等の主食とする。
 - ・必要に応じて梅干し、佃煮等の副食物も調達する。
- ② 長期的避難の場合
 - ・避難生活が長期に及ぶときには、管理栄養士(市職員)が献立を作成し、炊事機能を持つ公民館・福祉施設等を利用し、市民からボランティア(給食ボランティア等)の受け入れを行い、班編成により各避難所ごとに給食の提供を行う。

(4) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・教育委員会が収集した被災者情報から総括して行う。

① 必要数調達の流れ

- ・福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・教育委員会は、避難所の情報を整理して、本部長に必要数を報告する。
- ・本部長は必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育 部長に調達を指示する。
- ・福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、本部長の指示を受け、被災者に調達する。
- ② 必要数の把握の分担
 - ・避難所の被災者数については、福祉部、健康増進部及び教育委員会がそれぞれの所 管の避難所において集計の上、本部に報告する。

(5)食糧の給与

- ① 給与する食糧については、市が備蓄するクラッカー、アルファ米等を優先に給与する。
- ② 市備蓄食糧に限りあるときは、弁当、パン類などの流通食の調達や、炊き出し等により行う。
- ③ 乳幼児に対しては、スキムミルクを給与する。
- ④ 給与する食糧については、アレルギーにも対応できるよう配慮する。

(6)炊き出しの実施

- ① 教育部長、まちづくり振興部長、社会福祉協議会とともに、必要に応じ自主防災 組織、自治会・町内会及び給食ボランティア団体等の協力を求め、学校、公民館等 の給食施設を利用して炊き出しを行う。
- ② まちづくり振興部長は、市有車を使用して炊き出し給食を避難所等に運ぶ。

(7)炊き出し等における留意事項

- ① 現場責任者の役割
 - ・教育部長とまちづくり振興部長は、現場責任者を指名し、現場で混乱の起らないようにするとともに、責任者は次の事項を記録する。
 - (ア) 炊き出し受給者数
 - (イ) 食糧品・現品給与の内容
- (ウ) 炊き出し、その他による食品給与物品受払の内容
- (エ) 炊き出し用品借用の内容
- (オ)炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

② 災害協定企業等からの購入

災害が長期化する等、炊き出しが困難な場合であって、スーパーマーケット等、 災害協定企業に注文することが実情に即すると認められる場合は、当該企業等から 購入し、配給する。

- ③ 炊き出しの食品衛生管理について、次の点に留意する。
 - ・炊き出し施設の飲料水の確保
 - ・器具、容器の確保
 - 消毒設備の保安
 - 衛生害虫の駆除
 - 原料の新鮮化及び保管
 - 食材等の保存、消費期限

(8)食糧の調達

- ① 炊き出しを行うための主要食糧が必要な場合は、必要量を把握し、米穀販売業者 から購入する。
- ② 本部長は、購入量が米穀販売業者の手持ち量を超える場合は、知事に調達を要請する。県は、市から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。
- ③ 災害救助に必要な物資協定者への要請協定に基づき、茨城みなみ農業協同組合から調達する。
- ④ 災害救助法の適用

本部長は、災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合は、食糧事務所長又は政府指定倉庫の責任者に対し「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領(昭和61年2月10付食糧庁長官通達)」に基づき、応急用米穀の緊急引渡を要請し、応急食糧を確保する。

(9)食糧の搬送

まちづくり振興部長・農業委員会は、市において調達した食糧及び県から供給を受けた 食糧を指定の集積地に集め、市内運送業者の協力を得て、車両により避難所等へ搬送する。 また、民間販売業者から食糧の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により 搬送する。

3 健康管理・精神衛生の対応

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所を開設して長期間収容し保護する 必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、 あるいは、プライバシー保護の困難性に伴う精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避 難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、 運営にあたっては、健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

(1) 被災者の健康状態の把握

健康増進部長は、本部長を通じ、取手市医師会に対して医師及び看護師で構成する巡回 相談チームを編成し、避難所ごとに避難者の健康状態を把握するよう要請する。

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は、個別健康相談表の作成により、チームカンファレンスにおいての効果的な処遇の検討を行う。

また、災害時における非常時の生活環境から発生する、エコノミー症候群(深部下肢静脈血栓症)などに対する予期せぬ発病対策と、疲労やストレスなどに対するメンタルケアとして、医師、看護師、保健師などの巡回や、専門知識を有するカウンセラーを派遣するなどの対策に努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

避難所班は、社会福祉協議会と連携しボランティア等と協力して、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象としてレクリエーションの開催、それによるストレスの軽減を図る。また、避難所班は、ボランティア等と協力して、避難所に遊び場等を確保し幼児や児童の保育を行う。

(3)心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の開設

県の対応として、心の救護活動の情報集約と救護活動を行う関係者への情報提供については、原則として保健センターが一元管理し、センターが市の対策班との連絡調整を行う。市は、避難所班、救護班及び保健センターと協力して被災者の心理的ケアに対応するため「心のケア」、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」に対するパンフレットを被災者へ配布する。また、「心のケア」に対する相談窓口を開設する。

第3 被災者支援相談

長期間、被災者が受ける不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期に自立した生活ができるよう、きめ細かで適切な情報提供を行う。同時に、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■ 対策

1 生活情報の提供 (政策推進部)

2 相談窓口の設置 (総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部、建設部、教育委員会)

3 被災自治体への帰省計画 (総務部)

■ 内容

1 生活情報の提供

(1) テレビ・ラジオの活用

政策推進部は、テレビ及び県内のラジオ局の協力を得て、被災者に対する生活情報の提供を行う。

(2) ファクシミリ及びインターネットの活用

政策推進部は、避難所に対する文書情報の同時提供を行うため、NTT等の協力を得て、ファックス及びインターネットを活用した生活情報の提供を行う。

(3) 震災ニュースの発行

政策推進部は、ボランティアの協力を得て、様々な生活情報を集約した、震災ニュースを避難所及び関係機関等に配布する。

2 相談窓口の設置

(1)被災者のニーズの把握

総務部は、福祉部、健康増進部及びまちづくり振興部と連携し、市外被災者の生活を支援するため支援チームを結成し、様々な問い合わせに対しての適切な窓口を紹介する。また、当該市町村、県、市、関係防災機関、その他団体等の窓口業務内容をあらかじめ把握しておく。

【予想される相談の主な内容】

- ① 被災地の状況 (家族、縁故者等の安否及び連絡)
- ② 住居(公営住宅、空家情報等)
- ③ 雇用、労働
- ④ 児童相談・教育(学校)
- ⑤ 生活用品(家電製品、衣服、寝具等)
- ⑥ 医療・衛生
- ⑦ 心の悩み

(2) 被災者の住居の確保について

支援チームは、まちづくり振興部及び建設部と連携し、住居等を喪失し、避難所生活が長期間にわたる被災者に対して公営住宅及び空き家情報を提供する。

(3)被災者の雇用の確保について

支援チームは、まちづくり振興部及び国、県、関係機関と連携し、被災者に対し雇用の情報を提供する。

(4)被災者の教育相談について

支援チームは、教育委員会及び県と連携し、被災児童・生徒に対し小・中学校への編入を行う。また、高校についても市教育委員会並びに県及び関係機関の協力を得て生徒の教育の機会を確保する。

3 被災自治体への帰省計画

(1)被災地の情報収集

支援チーム及び総務部は、被災地の自治体との連絡を緊密に行い、被災地の復興状況を把握し、避難所で生活をしている被災者に対し現地の情報を提供する。

(2)被災者の帰省計画

支援チームは、被災自治体の情報を提供して、避難所及び公営住宅での生活を希望しない被災者に対し、被災自治体への帰省の意志があるかを確認する。

帰省を希望する被災者に対しては、被災自治体へ帰省予定日等の事前連絡を行い、受け入れ 態勢を確保する。

状況により自主帰省が困難な場合には、市所有のバス等を利用し、被災地への輸送を行う。

風 水 害 等 対 策 編

目 次

第1草	総則	1
第1節	目的	. 1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	県地域防災計画等との関係	1
第4	計画の構成	1
第5	計画の修正	1
第6	計画の習熟等	1
第7	計画の用語	1
第2節	市の防災環境	. 2
第1	地形・地質	2
第2	河川	2
第3	社会的環境の特性	3
第4	土砂災害警戒区域等の指定状況	5
第3節	県及び本市の風水害被害	. 14
第1	風水害の歴史	14
第 2	その他の災害履歴	17
第4節	計画の基本方針	. 19
第1	基本方針	19
第2	風水害等対策の計画方針	19
第3	基本目標	19
第4	基本目標を達成するための施策項目の構成	21
第5節	各機関の業務大綱	. 24
第2章	風水害等予防計画	25
第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	
第1	風水害対策に携わる組織の整備	
第2	相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	防災組織等の活動体制の整備	
第4	情報通信ネットワークの整備	
第2節	災害に強いまちづくり	. 26
第1	防災まちづくりの推進	26

第2	都市及び建築物の不燃化・耐震化
第3	治水計画26
第4	住民等の安全確保対策26
第5	風水害時の避難計画27
第6	地盤災害防止計画31
第7	危険物等災害予防計画32
第3節	風水害等被害軽減への備え33
第1	緊急輸送への備え33
第2	消防活動計画33
第3	医療救護計画33
第4	被災者支援のための備え33
第5	要配慮者の安全確保のための備え33
第6	帰宅困難者に対する備え33
第7	資機材等の整備計画33
第8	農地農業計画
第9	地区の孤立対策37
第4節	防災学習・訓練39
第1	防災知識の普及計画39
第2	災害に関する調査研究39
第3	防災訓練40
第4	事業所の防災体制40
第5節	事故災害応急対策、災害復旧への備え41
第1	航空災害41
第 2	鉄道災害44
第3	道路災害47
第3章	風水害等応急対策計画50
第1節	初動対応
第1	災害応急処理本部
第2	災害対策本部51
第2節	情報の収集・伝達52
第1	通信手段の確保52
第2	気象情報等計画52
第3	災害情報の収集・伝達・報告60
第4	広報計画60

第3節	応援・派遣	60
第4節	避難対策	61
第1	避難計画	61
第2	高齢者等避難、避難指示	61
第3	避難生活計画	64-1
第4	鬼怒川・小貝川広域避難計画	64-1
第5節	被害軽減対策	65
第1	緊急輸送	65
第2	消防水防活動計画	65
第3	応急医療	65
第4	危険物等災害防止対策計画	65
第6節	水害、土砂災害対策	66
第1	水害対策	66
第2	土砂災害対策	67
第7節	被災者生活支援	69
第1	生活救援物資の供給計画	69
第2	要配慮者の安全確保計画	69
第3	被災者支援相談計画	69
第4	応急教育計画	69
第5	ボランティア活動支援計画	69
第8節	農地農業計画	70
第1	農地農業計画の推進	70
第9節	地区の孤立対策	74
第1	地区の孤立対策の実施	74
第 10 節	i 災害救助法の適用	75
第 11 節	i 応急復旧・事後処理	75
第1	建築物・土木施設の応急復旧計画	
第 2	ライフライン施設の応急復旧計画	75
第3	清掃・防疫・障害物の除去計画	75
第4	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬	75
第4章	風水害等復旧・復興対策計画	. 76
,,,		
男 L 即 第 1	復旧・復興の基本方針	76 76

第2	災害復旧・復興計画作成への体制づくり76
第2節	被災者生活の安定76
第1	り災証明の発行76
第2	義援金品の募集及び配分76
第3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付76
第4	租税及び公共料金等の特別措置76
第3節	被災施設の復旧77
第4節	激甚災害の指定77
第5節	復興計画の作成77
第6節	被災者生活再建支援法の適用77

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市内において大規模な風水害等に対処するため、市、県、指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者、その他防災 関係機関等が処理すべき事務・事業又は大綱を定め、市内の風水害等に係る災害予防、災害応 急対策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体 及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とする。

風水害等対策編は、災害の性質を考慮し、震災対策編とは別に定める。

また、震災対策編に記載されている項目で、本編で同様の記述となる項目については、震災対策編の記載箇所を参照するように記述した。

第2 計画の位置づけ

震災対策編 第1章 第1節 第2「計画の位置づけ」(1ページ)を準用する。

第3 県地域防災計画等との関係

震災対策編 第1章 第1節 第3「県地域防災計画等との関係」(1ページ)を準用する。

第4 計画の構成

震災対策編 第1章 第1節 第4「計画の構成」(1ページ)を準用する。

第5 計画の修正

震災対策編 第1章 第1節 第5「計画の修正」(2ページ)を準用する。

第6 計画の習熟等

震災対策編 第1章 第1節 第6「計画の習熟等」(3ページ)を準用する。

第7 計画の用語

震災対策編 第1章 第1節 第7「計画の用語」(3ページ)を準用する。

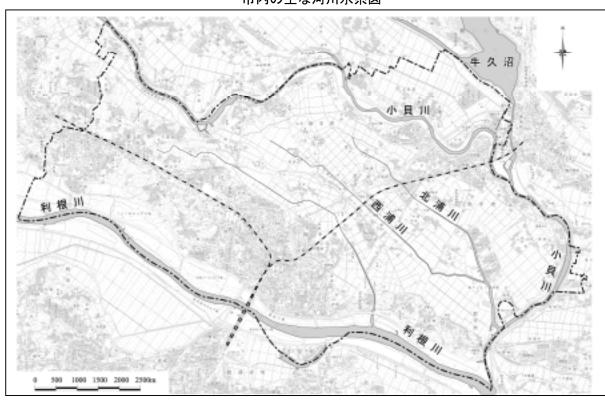
第2節 市の防災環境

第1 地形・地質

震災対策編 第1章 第2節 第1「自然環境の特性」(4ページ)を準用する。

第2 河川

本市の河川・水系は、利根川と小貝川を主流とし、市域東部、北部、南部を取り囲むようにこれらの河川が貫流している。また、本市の北東部には牛久沼があり、その水は本市北東部で小貝川に注がれている。



市内の主な河川水系図

1 利根川

利根川は、直轄河川として国が直接管理を行っている。

本市は利根川全体のうち中流部に位置し、上流は守谷市境より、下流は利根町境までの左岸 堤防約 12km にわたっている。利根川は、本市における治水利水とも重要な役割を担う河川で ある。

なお、利根川は、新町5丁目地先を境として上流側が国土交通省利根川上流河川事務所、下 流側が国土交通省利根川下流河川事務所の管轄となっている。

2 小貝川

小貝川は、利根川と同様に直轄河川として国が直接管理を行っている。

また、本河川は、本市北部一帯において、治水利水とも重要な河川で、その支流である北浦川、西浦川が、本市の東部において小貝川に合流している。

小貝川に関する水防環境は、左岸・右岸ともほぼ全域が県水防計画上の重要水防区域に指定されている。

なお、小貝川は、JR常磐線橋梁を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が 国土交通省利根川下流河川事務所の管轄となっている。

3 鬼怒川

鬼怒川は、利根川と同様に直轄河川として国が直接管理を行っている。

また、本河川は、本市内での流域は無いが平成28年に国土交通省が発表した洪水浸水想定区域(想定最大規模)による浸水域は本市西部の一部に想定されている。

第3 社会的環境の特性

1 人口ほかの社会的な条件

震災対策編 第1章 第2節 第2「社会的環境の特性(9~11ページ)を準用する。

2 水害時避難施設

水害時の避難施設として、指定避難場所・指定避難所が 17 か所、水害時緊急避難場所が 13 か所あり、市内に分散配置されている。

水害に対する避難施設の役割と、当該地区は以下に示すとおりである。

名称	役割	箇所数
指定避難場所・指定避難所	水害時に各地区から安全に避難できる 場所	17 箇所
水害時緊急避難場所	避難場所・避難所に到達できない(逃 げ遅れた)時に、緊急に避難する場所	13 箇所

また、避難施設は、以下のとおりである。

指定避難場所及び指定避難所

No.	名称	場所
1	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299
2	戸頭小学校	戸頭 3-21-1
3	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1
4	取手西小学校	稲 70

5	取手第二中学校	寺田 5147
6	旧白山西小学校(前田建設工業㈱)	白山 8-11-6
7	白山小学校	白山 2-3-18
8	寺原小学校	井野台 5-14-1
9	取手第一高等学校	台宿 2-4-1
10	取手第二高等学校	東 2-5-1
11	取手小学校	東 5-3-1
12	旧小文間小学校	小文間 4359
13	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1
14	戸頭中学校	戸頭 7-1-1
15	永山小学校	下高井 2340
16	永山中学校	下高井 2311
17	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3

*小堀地区については、我孫子市との災害時相互応援協定に基づき、我孫子市に避難する。 *土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に居住する住民に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令した際には、近隣の公民館等の公共施設を避難所として開設する場合がある。

水害時緊急避難場所

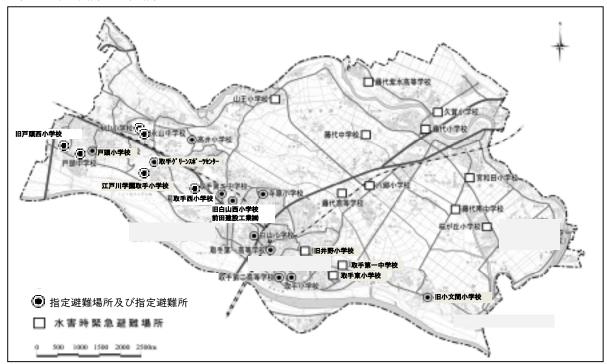
No	名称	場所
1	旧井野小学校	井野団地 1-1
2	取手東小学校	吉田 400
3	取手第一中学校	吉田 470
4	藤代小学校	藤代 53
5	宮和田小学校	藤代南 3-11-1
6	山王小学校	山王 380
7	六郷小学校	清水 373-1
8	久賀小学校	萱場 60
9	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1
10	藤代中学校	椚木 1343
11	藤代南中学校	中田 880
12	藤代高等学校	毛有 640
13	藤代紫水高等学校	紫水 1-660

3 水害時避難施設への避難上の留意点

堤防の決壊等水害が発生する危険性が高くなったため、被災を受ける前に避難する場合と、現に堤防の決壊等水害が発生してしまった場合では、避難施設の選定または誘導に十分留意する必要がある。

また、堤防の決壊等の水害が発生した堤防の位置によっても、その避難する避難施設は異なる。 避難所または避難場所は上記のとおりであるが、避難にあたっては、水害を受ける前と後の 状況、堤防が決壊した位置、水の流出量・速さ・高さ及び流出の方向等を的確に判断し、避難 道路の安全性を十分考慮に入れ、適切な避難場所又は避難所を選択する必要がある。

水害時避難場所 · 避難所



第4 土砂災害警戒区域等の指定状況

1 土砂災害の警戒区域等

平成19年2月に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等(土砂災害特別警戒区域と 土砂災害警戒区域)が市内に26箇所指定され、平成25年3月には7箇所が指定され、平成 27年6月に1箇所が指定解除された。現在は、計32箇所である。なお、本市においては、土 石流危険渓流及び地すべり危険箇所は確認されていない。

土砂災害危険箇所等の状況

	土石流			4	急傾斜地の崩壊			地すべり				
	I	П	Ш	計	I	II	Ш	計	I	П	Ш	計
市	_	-	_	-	<u>26</u>	1	6	<u>33</u>	-	_	_	_

出典:茨城県地域防災計画

<急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準>

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。また、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面」としている。

I:人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)

Ⅱ:人家が1~4戸

Ⅲ:人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

土砂災害警戒区域指定箇所

NO.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災 害警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域
1	217- I -001	新道根柄	東五丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
2	217- I -002	台宿平之台	東二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
3	217- I -003	台宿屋敷付	東二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
4	217- I -004	取手二丁目	取手二丁目	急傾斜地の崩壊	0	_
5	217- I -005	中原-2	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
6	217- I -006	白山六丁目	白山六丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
7	217- I -007	中原-1	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	0	_
8	217- I -008	向原−1	東五丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
9	217- I -009	寺前	台宿二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
10	217- I -010	白山二丁目	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
11	217- I -011	長禅寺下	取手二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
12	217- I -014	新取手-1	新取手四丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
13	217- I -015	本郷	本郷三丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
14	217- I -016	寺田-1	寺田	急傾斜地の崩壊	0	0
15	217- I -017	西二丁目	西二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0

風水害等対策編 第1章 総 則

NO.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分		土砂災害 特別警戒 区域
16	217- I -018	西一丁目-1	西一丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
17	217- І -020	新町六丁目	新町六丁目	急傾斜地の崩壊	0	_
18	217- I -021	白山六丁目-2	白山六丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
19	217- I -022	井野台一丁目	井野台一丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
20	217- I -023	台宿二丁目	台宿二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
21	217- I -024	東二丁目	東二丁目	急傾斜地の崩壊	0	0
22	217- I -025	小文間-1	小文間	急傾斜地の崩壊	0	0
23	217- I -026	小文間-2	小文間	急傾斜地の崩壊	0	0
24	217- I -027	小文間-3	小文間	急傾斜地の崩壊	0	0
25	217- I -028	小文間-1-4	小文間	急傾斜地の崩壊	0	0
<u>26</u>	217- I -028	駒場−2	<u>駒場</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>O</u>	<u>O</u>
27	217- Ⅱ -001	向原−2	東	急傾斜地の崩壊	0	0
28	217 -Ⅲ -001	下高井-2	下高井	急傾斜地の崩壊	0	0
29	217- III -002	下高井-3	下高井	急傾斜地の崩壊	0	0
30	217 -Ⅲ -003	稲	稲	急傾斜地の崩壊	0	0
31	217-Ⅲ-004	駒場	駒場	急傾斜地の崩壊	0	0
32	217- III -005	寺田-5	寺田, 白山	急傾斜地の崩壊	0	0
33	217-Ⅲ-006	小文間-5	小文間	急傾斜地の崩壊	0	0

出典:茨城県地域防災計画

2 重要水防区域

市における河川の重要水防区域は、重要水防区域評定基準に基づき、重要水防区域及び重要水防箇所が指定されている。

利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、下館河川事務所管轄における、利根川水系及 び小貝川水系の指定状況は次表に示すとおりである。

-h-7hr- h	> A	重要	度	左右	直	重要水防	箇所	延長		県及びī		国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	籽杭	位置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
利根川下流河川事務所	利根川	工作物	В	左	新町	85. 50	下 90	1ヶ所		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	
		工作物	В	左	中央町	85. 00	上 88	1ヶ所		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水(溢水)	В			85. 25 83. 00	~ 下 28	2, 501	差が余裕高未満	取手市 利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		(重点) 越水(溢水)	В			83. 00 82. 25	下 28~ 上 92	660		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水(溢水)	В		,	82. 25 81. 50	上 92~	1, 148		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意		45 4 45 1 . 4	84. 50 83. 75	下 100~	650		我孫子市 取手市	柏土木事務 所 竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		越水(溢水)	В	, ,		83. 75 82. 75	~ 上 50	950	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	取手市	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	小堀	82. 75 82. 75	上 50~ 下 64	114	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 旧河道跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		旧川跡	要注意			82. 75 82. 50	下 64~ 下 100	285		取手市 我孫子市	竜ケ崎工事 事務所 柏土木事務 所	取手出張所	月の輪

	>111 F	重要	度	左右	重要	更水防飽			延長		県及び市	可时村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別		籽杭鱼	立置((k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
利根川下流 河川事務所	小貝川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意		龍ケ崎市 川原代町 〜高須	4. 00 3. 75	下:	100~	164	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	稲敷地方広域市 町村圏事務組合		竜ヶ崎出張所	積土のう 月の輪 折り返し
		越水(溢水)	В	左	高須	3. 75 3. 50	~ 上 :	26	144	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	稲敷地方広域市 町村圏事務組合		竜ヶ崎出張所	積土のう
		工作物	A	左	高須	3. 50	上 2	20	1ヶ所	高須橋 計算水位が桁下高を超える箇所		竜ケ崎工事 事務所	竜ヶ崎出張所	
		越水(溢水)	В				上 2 下 3		875	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	稲敷地方広域市 町村圏事務組合		竜ヶ崎出張所	積土のう
		越水(溢水)	В	右		7. 00 6. 75	~ 下 :	29	152	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		工作物	A	右	高須	3. 50	上 2	22	1ヶ所	高須橋 計算水位が桁下高を超える箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水(溢水)	В		宮和田~ 神浦		下 2 下 2		5, 178	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	, ,	神浦〜 龍ケ崎市 豊田町		下 2		174	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		旧川跡	要注意		龍ケ崎市 豊田町〜 神浦	1. 00 1. 00	上 :		68	旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	月の輪
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	神浦		上:		111	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		越水(溢水)	В	右	神浦		下:	100~ 55	94	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意			0. 75 0. 50	上;		338	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪

	> 7 111.6	重要	度	左右	重	要水防箇所	延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	粁杭位置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	
利根川下流 河川事務所	小貝川	旧川跡	要注意	右		0.50 下 36~ 0.50 下 83	49		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	月の輪
		工作物	В	右	小文間	0.50 下 69	, ,, ,		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右		0.50 下 83~ 0.25 下 52			利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		越水(溢水)	В	右		0.25 下 52~ 0.00	205		利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう

出典:令和5年度 国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書

-h-7hr-h	>=\u_1 +	重要周	度	左右	重	要水防箧	所	延長		県及び市	间村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	籽杭位	乙置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
利根川上流 河川事務所	利根川	工作物	В		取手市戸 頭	90. 5	上 80	1 箇所	新大利根橋 下流能力不足	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	
		越水(溢水)	要注		取手市戸 頭	90. 0 90. 0	上 378 上 308	69. 4	有堤部:計算池水位が現況 堤防高以上だが現状では浸 水範囲が限定され家屋浸水 の可能性が低い区間	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土のう 工
		越水(溢水)	要注		取手市戸 頭	90. 0 90. 0	下 64 下 171	106.8	山付・掘込地形の中腹部に 河川区域に隣接した家屋が 存在する区間。計算池水位 は HWL 以上のため注意を要 する区間	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土のう 工
		越水(溢水)	В		取手市戸 頭	90. 0 89. 5	下 523 上 470	74. 8	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(流下能力不 足)	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土のう 工
		越水(溢水)旧川跡	B 要注		取手市戸 頭	89. 5 89. 0	上 470 上 368	938. 6	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(流下能力不 足) 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土のう 工
		越水(溢水)	В		取手市野々 井	89. 0 89. 0	上 368 上 326	41.8	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(流下能力不 足)	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土のう 工
		堤体漏水	В		取手市野々 井	89. 0 89. 0	上 50 下 103	153. 3	堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査)	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工
		越水(溢水) 堤体漏水	ВВ		取手市野々 井	89. 0 89. 0	下 100 下 105	5. 2	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査)	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工

		重要	变	左右	重	要水防箇	所	延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	粁杭位	置(k,m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
利根川上流河川事務所	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市野々井		下 108 上 124	283. 4	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工
		堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	取手市稲		上 124 上 103	20.6	堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工
		越水(溢水)	В	左	取手市稲		上 104 上 95	8.3	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満)	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工
		越水(溢水)旧川跡	B 要注	左	取手市稲		上 95 上 83	12.4	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工
		越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市稲		上 83 上 208		計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市稲		上 208 上 203	4. 9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

	> 6	重要周	度	左右	重	要水防箇	所	延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	粁杭位	置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	
利根川上流河川事務所	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	取手市稲		上 203 上 74	128. 7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工
		越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	取手市稲		上 74 上 54	19.8	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所	取手市	竜ケ崎工事 事務所		積み土俵工 かご止め工 金段工
		越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市稲		上 54 下 159	213. 8	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	電ケ崎工事 事務所		積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市稲		下 159 上 196	175. 2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

重要水防箇所一覧(国土交通省利根川上流河川事務所)

	>	重要	度	左右	重	要水防箇	i所	延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	籽杭位	[置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
利根川上流河川事務所	利根川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市稲		上 196 下 243	440.0	87.0K 付近 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高末満)	取手市	竜ケ崎工事 事務所		積み土俵工 かご止め工 釜段工
		越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市取		下 243 上 136	107. 1	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市取 手	86. 5 86. 5	上 136 下 12	147. 9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 場体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ケ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

	> 111 f	重要原	度	左右	重	要水防箇所	延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	段階	岸別	地先名	粁杭位置(k, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体		担当出張所	
利根川上流河川事務所	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B		取手市白山7丁目	-	92 A	堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所		竜ケ崎工事 事務所		かご止め工 釜段工

出典:令和3年度 国土交通省利根川上流河川事務所洪水対策計画書

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度	Ē	左右	重	要水防筒	箇所		延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	籽杭	位置(k	, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
下館河川 事務所	小貝川	越水(溢水)	В	右	取手市市之代	13. 80 13. 60	下 ~ 下	90 10	120	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜
		越水(溢水)	B B	右	取手市上高井 ~下高井	11. 80 11. 40	上 ~ 下	90 100	590	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	取手市	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜月の輪
		越水(溢水)	В	右	取手市下高井	11. 20 11. 00	~ 上	60	140	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜
		越水(溢水)	В	右	取手市下高井	10.00	上 ~ 上	140 100	40	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ケ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	В	右		9. 80 9. 80	上 ~ 上	80 30	50	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	В	右		9. 60 9. 60	上 ~ 下	80 70	150	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	適宜
		越水(溢水)	В	右		9. 40 9. 40	<u>上</u> ~	30	30	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	B B	右		9. 40 9. 20	~ 上	60		計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ	利根川水系県南 水防事務組合			適宜 月の輪
		基礎地盤漏水	В	П	—	3. 20	<u></u>		140	た体の変状の生じるおそれがある箇所基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所		竜ケ崎工事	藤代出張所	金段

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度		左右		要水防	i箇所		延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁枋	亢位置(k	, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
下館河川事務所	小貝川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	取手市和田	9. 20 9. 00	上 ~ 下	60 60	320	基礎地盤漏水の生じるおそ れがある箇所	水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜 釜段
		越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	取手市和田	9. 00 8. 80	下~	60	140	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
		越水(溢水)	В	右	取手市和田 ~山王	8. 80 8. 00	~ 下	60	860	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	適宜
		工作物	В	右	取手市山王	7. 80	上	67	1 箇所	計算水位と桁下高の差が余 裕高未満 (二三成橋)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	_
		越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	取手市山王 ~配松	7. 80 7. 40	~ 下	100	500	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	適宜月の輪
		越水(溢水) 堤体漏水	B B		つくばみら い市伊丹〜 取手市浜田		~ 下	30	630	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南		藤代出張所	適宜月の輪
		堤体漏水	В	左	取手市浜田 ~紫水	5. 40 4. 90	下 ~	30	470		水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪
		越水(溢水)	В	右		7. 40 5. 00	下 ~ 下	100 100	2400	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	適宜

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度	芰	左右	重	要水防	箇所				県及び市	町村		
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁材	忙置(k	, m)	延長 (m)	重要なる理由	担当水防団体		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
下館河川 事務所	小貝川	堤体漏水	В	右	取手市中内	4. 60 4. 60	上 ~ 下	100 100	200	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪
		堤体漏水	В	左	取手市紫水 ~上萱場	3. 80 3. 60	上 ~ 上	100 110	190	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪
		越水(溢水)	В	右	取手市椚木	4. 00	上 ~ 下	100 100	200	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜
		堤体漏水	В	左	取手市上萱場 ~下萱場	3. 40 3. 00	下 ~ 下	90 100	410	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪
		越水(溢水) 堤体漏水	ВВ	左	取手市萱場 ~大曲	2. 602. 60	上 ~ 下	100 100	200	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	適宜月の輪
		基礎地盤漏水	В	右	取手市椚木	3. 70 2. 80	~ 上	60	840	基礎地盤漏水の生じるおそ れがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	釜段
		提体漏水 基礎地盤漏水	ВВ	右	取手市椚木 ~藤代	 2.80 2.60 	上 ~ 上	60 140	120	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそ れがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪釜段
		基礎地盤漏水新堤防	B 要注意	右	取手市藤代	2. 602. 60	上 ~ 下	140 100	240	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 H30 小貝川左岸和田地区外 整備工事(R2.6)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	釜段 月の輪
		基礎地盤漏水	В	右	取手市藤代	 2. 60 2. 40 	下 ~	100	100	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	釜段

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度	Ę	左右	重	要水防	箇所		延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁枋	亢位置(k	, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
下館河川事務所	小貝川	堤体漏水	В	左	取手市大曲	1. 80 1. 60	下 ~ 上	50 50	100	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪
		堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	取手市藤代 ~宮和田	 40 40 	~ 上	50	950	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそ れがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪 釜段
		水衝・洗掘	В	左	取手市新川	0. 60 0. 60	上 ~ 上	90 75	15	堤防前面の洗掘のおそれが ある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	木流し
		工作物	A	左	取手市新川	0.80	下	130		応急対策が必要な施設(古 八間排水樋管)	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	_
		堤体漏水	В	左	取手市新川	0. 60 0. 60	下 ~ 下	45 85		堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪
		堤体漏水 水衝・洗掘	ВВ	左	取手市新川	0. 60 0. 60	下 ~ 下	85 90	5	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所 堤防前面の洗掘のおそれが ある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪木流し
		工作物	A	左	取手市新川	0.60	下	98	1 箇所		利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	_
		堤体漏水	В	左	取手市新川	0. 60 0. 40	下 ~ 上	90 95		堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度	Ę	左右	重	要水防	箇所		延長		県及び市	町村	国土交通省	想定される
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁杭	t位置(k	, m)	(m)	重要なる理由	担当水防団体	担当 工事事務所	担当出張所	水防工法
下館河川 事務所	小貝川	(重点)	_		取手市新川 〜龍ケ崎市 小通幸谷町		上 ~ 上	95 65		洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満 杯流量の最も低い箇所(小				積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	В	左					30	貝川水海道 L1 0.5k) 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満		竜ケ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		堤体漏水	В							ル宗俗高木価 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所				月の輪
		工作物	A	右	取手市宮和田	0. 60	下	98	1箇所	計算水位が桁下高以上(文 巻橋)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	_
		堤体漏水	В	右	取手市宮和田	1. 40 0. 40	上 ~ 上	50 70		堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合		藤代出張所	月の輪
		(重点)	_		取手市宮和田	0. 40 0. 40	上 ~ 上	70 50		洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満				積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	В	右		0. 10	<u> </u>	00	1 -711	杯流量の最も低い箇所(小 貝川水海道 R1 0.5k) 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満		竜ケ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		堤体漏水	В	右	取手市宮和田	0. 40 0. 20	上 ~ 上	50 180		堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪
		堤体漏水	В	右	取手市宮和田	0. 00 0. 00	上 ~ 上	80 20		堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ケ崎工事	藤代出張所	月の輪
		工作物	В	右	取手市宮和田	0.00	上	16	1箇所	計算水位と桁下高の差が余 裕高未満 (JR 常磐線鉄道 橋)		竜ケ崎工事	藤代出張所	_

重要水防箇所一覧(国土交通省下館河川事務所)

		重要度	左右 左右		重	重要水防箇所			県及び市	町村	国土交通省	相定される
事務所名	河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁杭位置(k, m)	延長 (m)	重要なる理由	担当水防団体		担当出張所	
下館河川事務所		越水(溢水)	B B	右	取手市宮和田	0.00 上 20 ~ 0.00	20	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	水防事務組合	竜ケ崎工事		積み土嚢・水嚢 月の輪

出典:令和3年度 国土交通省下館河川事務所洪水対策計画書

茨城県管理重要水防箇所一覧表

河川名	事務所名	重要度		左右岸	重	重要水防管	i所	延長 (m)	重要なる理由	担当水防 団体	想定される 水防工法	備考	図 面対象番号	
		種別	階級	別	市町村	地先名	位置							
北浦川		堤防高 (流下能力)	В	左	Ē		宮和田	2.80~ 4.20	1, 400	堤防高不足		積み土のう	事業区間改修済	竜ヶ崎-11
北浦川		堤防高 (流下能力)	В	右		中田	2.90~ 4.20	1,300	堤防高不足		積み土のう	事業区間改修済	竜ヶ崎-12	
北浦川		堤防高 (流下能力)	A	左		谷中	4. 20~ 5. 50	1, 100	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-13	
北浦川		堤防高 (流下能力)	A	右		谷中	4. 20~ 5. 50	1, 100	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎−14	
北浦川		堤防高 (流下能力)	В	左		椚木	5.30~ 7.60	2,300	堤防高不足		積み土のう		竜ヶ崎-15	
北浦川	竜ケ崎工事	堤防高 (流下能力)	В	右	取手市	椚木	5.30~ 7.60	2,300	堤防高不足	取手市	積み土のう		竜ヶ崎-16	
北浦川		工作物	В	_		小浮気	5. 20	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-17	
北浦川		工作物	В	_		小浮気	5. 30	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-18	
北浦川		工作物	В	_		椚木	5. 50	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-19	
北浦川		工作物	В	_		椚木	5. 70	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-20	
北浦川		工作物	В	_		椚木	5. 90	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-21	

茨城県管理重要水防箇所一覧表

河川名 事務所名		重要度		左右岸	重	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	担当水防団体	想定される 水防工法	備考	図 面 対象番号
		種別	階級	別	市町村	地先名	位置						
北浦川		工作物	В	_		椚木	6. 10	1 箇所	桁下高不足		_	橋	竜ヶ崎-22
北浦川		工作物	В			椚木	6.30	1 箇所	桁下高不足		-	橋	竜ヶ崎-23
北浦川		工作物	В	_		中内	6.60	1 箇所	桁下高不足		1	新神橋	竜ヶ崎-24
北浦川		工作物	В		取手市	神住	7.60	1 箇所	桁下高不足	取手市	ı	橋	竜ヶ崎-25
西浦川	・竜ケ崎工事	堤防高 (流下能力)	A	左		清水~ 毛有	2. 40~ 4. 40	2,000	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-26
西浦川	电グ啊 上事	堤防高 (流下能力)	A	右	双子川	清水~ 毛有	2. 40~ 4. 40	2,000	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-27
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	左		毛有	2. 20~ 2. 55	350	余裕高不足		積み土のう		竜ヶ崎-28
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	右		毛有	2. 20~ 2. 55	350	余裕高不足		積み土のう		竜ヶ崎-29
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	左		寺田	2.55~ 5.40	2,850	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-30
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	右		寺田	2.55~ 5.40	2,850	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-31

出典:令和3年度 茨城県水防計画

第3節 県及び本市の風水害被害

第1 風水害の歴史

本市は、過去には洪水による被害を受けたが、近年は堤防や排水樋管等の整備により、大規模な浸水被害は減少している。

利根川の流路は、江戸幕府の「利根川の東遷」と呼ばれる河川整備事業により、人為的に銚子から太平洋に注ぐ流路に変更させたものである。

現在の市付近の利根川の流路は、下図に示す旧利根川(渡良瀬川-思川)流域と旧鬼怒川流域の間の小流域である常陸川の流路であった。

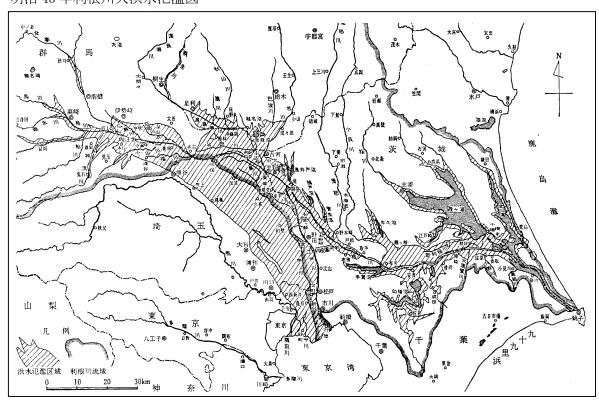
利根川の過去の水害記録を次ページの表に示すが、下利根川で江戸末期の享保年間と明治に水害が集中している。明治年間では、5年に1回の割合で洪水が発生している。これは、1629年からの利根川の東遷と江戸末期に江戸川の流量を減らして下利根川の流量を増加させた影響といわれている。明治43年の大洪水以後は、河川改修事業が進展して、利根川自体の氾濫は少なくなったが、利根川から小貝川への逆流による、小貝川氾濫の水害が目立つようになった。

これまでの小貝川流域における災害履歴では、本市藤代地域の風水害、堤防の決壊による堤内の浸水被害が主となっている。洪水による場合、浸水深は $1\sim 2\,\mathrm{m}$ を超え、自然堤防のような微高地でも床上まで浸水した例が多い。

これは、主に堤防高の余裕不足もしくは一帯の地盤が軟弱で、水を通しやすい地質であることによる。

また、地形上、決壊時に流れ込む水量の約8割は利根川の水といわれ、すり鉢の底のような「輪中」に入った大量の水は、長期間低地に滞留する。したがって避難期間も長期化し復旧には多大の時間を要することが想定される。

明治 43 年利根川大洪水氾濫図



出典:旧科学技術庁資源局「中側流域低地開発に関する基礎調査報告書」より

1 河川の概況

本市は、利根川と小貝川に接し、河川による影響を受けやすい状況にある。

特に、利根川は下流の利根町栄橋地点で川幅が半分になっているため、台風、長雨、豪雨の際は流水が悪く、増水時には小貝川高須橋付近まで逆流する。昭和25年8月7日小貝川堤防決壊の際は、浸水家屋が低地の農村部全般に及んだ。また、排水が悪いため湛水期間が長びき、農作物に大きな被害を及ぼした。

河川水位状況

水位 河川名 (観測地)	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	既往最高水位 (m) (観測日)
利根川 (取手新町)	2. 50m	5. 40 m	6. 90m	7. 40 m	8. 99 m (S16. 7. 23)
利根川 (押付)	3. 10m	5. 75 m	7. 10m	7. 80m	9. 22m (S16. 7. 23)
小貝川(水海道)	3. 80m	4. 60 m	6. 10m	6.50m	7. 03 m (S61. 8. 6)

出典:国土交通省関東地方整備局

利根川の水害記録

◆は下利根川洪水

小小氏/ロマン/八百	HI SAL	▼ (& /¶/)//
年 号	西曆	決壊場所など
寛永 元年	1624	大洪水 ◆
寛永 8年	1631	小貝川、利根川合流点に清五郎沼を生じる ◆
宝氷 元年	1704	江戸水害
享保 6年	1721	下利根満水 ◆
享保 9年	1724	下利根満水 ◆
享保 11 年	1726	布川、下利根満水 ◆
享保 20 年	1734	下利根満水 ◆
享保 21 年	1735	下利根満水 ◆
延享 2年	1745	文間 ◆
天明 元年	1781	布川 ◆
天明 6年	1787	布川 ◆
文政 11 年	1828	布川 ◆
弘化 4年	1847	加納
明治 3年	1870	生板 ◆
明治 4年	1871	十三間戸
明治 18 年	1885	押砂
明治 23 年	1890	清久 ◆
明治 25 年	1892	四ツ谷 ◆
明治 31 年	1898	布川 ◆
明治 35 年	1902	金江津、四ツ谷 ◆
明治 39 年	1906	布川 ◆
明治 40 年	1907	長竿 ◆
明治 43 年	1910	大洪水、手賀沼・霞ケ浦つながる大洪水
昭和 10 年	1935	明治 43 年を上回る洪水

年 号	西曆	決壊場所など
昭和 13 年	1938	利根川下流部、霞ヶ浦、印旛沼、小貝川が大洪水
昭和 16 年	1941	7 月洪水、利根川本川堤防欠損
昭和 22 年	1947	カスリン台風による大洪水
昭和 24 年	1949	キティ台風による洪水
昭和 25 年	1950	小貝川破堤
昭和 33 年	1958	狩野川台風
昭和 34 年	1959	8月洪水、本川下流部及び鬼怒川の洪水
昭和 41 年	1966	綾瀬川及び小貝川
昭和 56 年	1981	8月の台風 15 号により、利根川水系は、随所で河岸護岸崩壊、漏水

出典:国土交通省(旧建設省)

小貝川の近年の水害記録

年 号	西曆	水害記録
昭和 2年	1927	真岡~下流が浸水
昭和10年	1935	高須橋下で堤防決壊.真岡~下流で浸水
昭和13年	1938	未曽有の大出水、真岡~谷和原、右岸藤代町で浸水
昭和 16 年	1941	真岡~下流で浸水
昭和 22 年	1947	カスリン台風で浸水
昭和 23 年	1948	アイオンや台風、堤防決壊
昭和 25 年	1950	高須村で堤防決壊、真岡~下流で浸水
昭和 33 年	1958	洪水
昭和 36 年	1961	真岡~下流で浸水
昭和 56 年	1981	高須橋で堤防決壊、龍ケ崎付近で浸水
昭和 61 年	1986	石下町豊田で堤防決壊、真岡~谷和原で浸水

出典:国土交通省(旧建設省)

市の水害記録図(昭和25年8月ヘリーン台風による水害記録)



出典:平成9年 市防災アセスメント調査より

第2 その他の災害履歴

市における平成24年~令和3年度までのその他の災害履歴件数は、下表に示すような状況となっている。

※出火率とは人口1万人当たりの出火件数

	T			· ※出火率。	とは人口 1 <i>)</i>	万人当たりの	り出火件数
年	人口	火災件数	建物	車両	林野	その他	出火率
平成 24 年	109, 712	28	16	7	0	5	2.6
平成 25 年	110, 144	17	12	4	0	1	1.5
平成 26 年	109, 595	19	11	3	0	5	1.7
平成 27 年	109, 348	21	12	3	0	6	1.9
平成 28 年	108, 957	18	13	2	0	3	1.7
平成 29 年	108, 416	19	13	1	0	5	1.8
平成 30 年	108, 049	19	9	1	0	9	1.8
令和元年 (平成 31 年)	107, 489	18	10	3	0	5	1.7

風水害等対策編 第1章 総 則

年	人口	火災件数	建物	車両	林野	その他	出火率
令和2年	107, 097	13	11	0	0	2	1.2
令和3年	107, 236	19	12	4	0	3	1.8

出典:令和3年版消防年報

第4節 計画の基本方針

第1 基本方針

風水害等対策編の計画策定に向けた基本方針としては、震災対策編において示される基本方針に基づき、相互扶助の意識のもと、「自助」「共助」「公助」の防災体制づくりを目指す。

同時に、風水害対策編にあっては、利根川及び小貝川に接する本市の地理的な立地条件に留意した防災体制づくりを進め、市民生活の安全と安心を確保するとともに、減災のまちづくりに向けた接続的な防災活動への取り組みを目指す。

第2 風水害等対策の計画方針

風水害等対策編の計画方針としては、利根川、小貝川及びその支流となる河川水系の氾濫浸水の災害、台風及び多発するいわゆる「ゲリラ豪雨」の災害、そして市内に分布する急傾斜崩壊等の土砂災害を想定する。

また、危険物等の事故、航空機・鉄道災害をはじめとするその他の災害を含めて、災害対策編の計画との整合性を考慮し、市防災計画 風水害等対策編を策定する。

第3 基本目標

風水害等対策編の基本目標としては、震災対策編と同様、国の法令や防災基本計画、県地域 防災計画の指針を踏まえ、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシス テムづくり」として、減災のまちづくりのため計画を策定する。

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりの基本的な考え方は、震災対策編第 1 章第 4 節第 3 (31 ページ)に掲げる基本目標に準ずるものとする。

同時に、風水害等対策として、東北地方太平洋沖地震のような大規模地震に耐えうる堤防や排水樋管等の整備強化を図ることを国に求め、風水害や土砂災害などさまざまな災害に応じた防災基盤の整備を進める。また、高齢者や障害者等で災害時に援護を必要とする人々が避難の行動をしやすい防災都市の基盤づくりに努める。

(2)災害に強い人づくり

災害に強い人づくりの基本的な考え方は、震災対策編第1章第4節第3 (31ページ) に掲げる基本目標に準るものとする。

同時に、風水害等対策として、国及び県にあっては、河川巡視員、河川パトロールカー等による河川巡視体制の確保に努める。また、河川の氾濫、土砂災害などを想定した、市、国・県及び水防団・自主防災組織等防災関係機関・団体との合同水防訓練を実施し、風水害時に即時に対応できる人材の育成に努める。

(3) 災害に強いシステムづくり

災害に強いシステムづくりの基本的な考え方は、震災対策編第1章第4節第3 (31ページ) に掲げる基本目標に準ずるものとする。

同時に、河川状況等に関する情報を的確に把握するためのシステム及び基盤を整備するよう 国に求めるとともに、災害時にあって、市民に正確な情報を伝達し緊急避難に対応できるよう にするため、市、国・県及び水防団・自主防災組織、自治会・町内会等防災関係機関、団体と のネットワーク化・組織化を強め、情報の共有化を図る。

第4 基本目標を達成するための施策項目の構成

風水害等予防計画、風水害等応急対策計画、風水害等復旧・復興対策計画における施策構成は以下の通りとし、基本目標を実践するための対策を示すとともに、個別の施策を推進する。

風水害等予防計画

施策項目	基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
ワ組災ー織害	風水害等対策に携わる組織の整備			0
一クの整備と情報ネッ	相互応援体制の整備		0	0
整報に開業を	防災組織等の活動体制の整備		0	0
トる	情報通信ネットワークの整備		0	0
	防災まちづくりの推進	0		
災	都市及び建築物の不燃化・耐震化	0		0
音に強	治水計画	0		0
災害に強いまちづくり	住民等の安全確保対策	0	0	0
- - くり	風水害時の避難計画	0	0	
	危険物等災害予防計画	0		0
	緊急輸送への備え	0		0
	消防活動計画		0	0
風水害	医療救護計画	0	0	0
等被客	被災者支援のための備え		0	0
風水害等被害軽減へ	(災害時) 要配慮者の安全確保のための 備え	0	0	0
、 の 備 え	帰宅困難者に対する備え	0	0	0
え	資機材等の整備計画	0		0
	農地農業計画	0	0	0
	地区の孤立対策	0	0	0

施策項目	基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
防	防災知識の普及計画		0	
災教	災害知識の普及啓発		0	
育 · 訓	防災訓練		0	0
練	事業所の防災体制		0	0
の策事備が故	航空災害			0
え災災害 実事 変	鉄道災害			0
次害を担っている。	道路災害			0

風水害等応急対策計画

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
初動	災害応	急処理本部		0	0
動対応	災害対	策本部		0	0
情報の収集・伝	通信手	段の確保	0		0
	気象情	報等計画	0		0
	災害情報の収集・伝達・報告計画		0		0
伝達	広報計画			0	0
応援・派遣要請計画				0	0
避	避難計	画		0	0
難対策	高齢者 避難指	等避難 示		0	0
	避難生	活計画		0	0
被害軽減対策	緊急輸	送		0	0
	消防水	防活動計画		0	0
	応急医	療		0	0
	危険物	等災害防止対策計画		0	0
災害対策水害、土砂	水害対	策	0	0	0
	土砂災	害対策	0	0	0

施策項目			基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
被災者生活支援	生活救援物資の供給計画					0
	(災害時) 要配慮者の安全確保計画				0	0
	被災者支援相談計画				0	0
	応急教育計画				0	0
	ボランティア活動支援計画				0	0
農地農業計画農地		農地	農業計画の推進	0	0	
地区の孤立対策 地区		地区	の孤立対策の実施	0	0	0
災害救助法の適用			災害救助法の適用計画		0	0
応急復旧・事後処理	建築物・土木施設の応急復旧計画				0	0
	ライフライン施設の応急復旧計画				0	0
	清掃・防疫・障害物の除去計画				0	0
	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬				0	0

風水害等復旧・復興対策計画

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
の基本方針	主旨		0		
	災害復旧・	復興計画作成への体制づくり	0	0	0
被災者生活の安定	り災証明、	被災証明の発行		0	0
	義援金品の	募集及び配分			0
	災害弔慰金 の貸付	等の支給及び災害援護資金等			0
	租税及び公	、共料金等の特別措置			0
被災施設	の復旧	災害復旧事業	0	0	0
激甚災害の指定					0
復興計画	の作成		0	0	0
被災者生	活再建支援	法の適用			0

第5節 各機関の業務大綱

震災対策編 第1章 第5節「各機関の業務大綱」(35~41ページ)を準用する。

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 風水害対策に携わる組織の整備

以下 震災対策編 第2章 第1節 第1「震災対策に携わる組織の整備」(42~45ページ) を準用する。

第2 相互応援体制の整備

震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46~48ページ)を準用する。

第3 防災組織等の活動体制の整備

震災対策編 第2章 第1節 第3「防災組織等の活動体制の整備」(49~56ページ)を準用する。

第4 情報通信ネットワークの整備

震災対策編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57 \sim 60 ページ) を準用する。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

震災対策編 第2章 第2節 第1「防災まちづくりの推進」(61~64ページ)を準用する。

第2 都市及び建築物の不燃化・耐震化

震災対策編 第2章 第2節 第2「都市及び建築物の不燃化・耐震化」(65~67ページ)を 準用する。

第3 治水計画

河川の整備、内水施設の整備を推進するとともに、洪水関連情報等の提供と啓発を通じて、 住民等の安全確保対策の強化推進を図る。

■ 対策

1 河川整備の推進 (建設部、国、県)

2 内水施設の整備 (建設部、国、県)

■ 内容

1 河川整備の推進

利根川及び小貝川は、国土交通省の直轄河川で、河川氾濫等の災害防備対策が進んでいる。 国、県は、今後過去に例をみない気象現象などによる水害等に備え、関係機関の協力を得て、 総合的な治水対策の推進を図る。

2 内水施設の整備

市は、集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達し、低地帯における家屋の床上・床下 浸水、田畑が冠水するなどの被害を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検を行うととも に、逐次排水施設の整備を図る。

第4 住民等の安全確保対策

市は、市民に分かりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛に向けた支援対策として以下の事項を実施し、市民の「自助」意識の啓発に努める。

■ 対策

1 洪水関連情報等の提供と啓発 (総務部、建設部)

2 避難マニュアルの運用 (総務部、建設部)

3 情報提供の充実 (総務部、建設部)

■ 内容

1 洪水関連情報等の提供と啓発

- ① 重要水防箇所、過去の氾濫実績等の洪水関連情報について一般公開する。
- ② 広報紙、市ホームページ、各種イベントによる広報活動を行う。
- ③ PR用パンフレットの製作、配布を行う。
- ④ ハザードマップによりあらかじめ洪水予報・警報の伝達方法や避難所、避難場所の 周知徹底を図る。

2 避難マニュアルの運用

市は、避難指示、高齢者等避難(要配慮者避難)情報等を発令する場合は、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアル(取手市避難勧告等の判断・伝達マニュアル)を運用し、適切に判断し発令する。

3 情報提供の充実

国(気象庁)及び県は、防災関係機関の協力を得ながら報道機関等を通して、市民、市及び 関係行政機関に対して雨量等の情報提供の充実を図る。また、市は、要配慮者に配慮したわか りやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第5 風水害時の避難計画

市は、風水害時に市民等が円滑かつ速やかに避難するため、情報伝達の方法、避難所の確認、避難の方法等について、あらかじめ事前対策を整える。

■ 対策

1 避難体制の整備 (総務部)

2 避難施設・避難路の確保と周知対策 (総務部)

3 避難所の管理運営 (総務部、福祉部、健康増進部、

まちづくり振興部、教育委員会)

4 地下空間の浸水対策 (総務部)

■ 内容

1 避難体制の整備

適切な避難誘導に向けて、発生が予想される災害、または、発生した災害について、各地域の実情を考慮し、その状況を十分に把握し、避難すべき区域、判断基準、情報の伝達方法を明確にした取手市避難勧告等の判断伝達マニュアルの市民への周知を図る。

(1) 高齢者等避難

高齢者等避難とは、洪水予報(利根川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁 予報部が発表、小貝川については、国土交通省下館河川事務所と水戸気象台が発表)及び 水防警報(利根川については、国土交通省利根川下流河川事務所が発表、小貝川について は、国土交通省下館河川事務所が発表)、河川の水位や堤防の状況等の情報を受けて、市長 が総合的に判断し必要と認めるとき、必要な地域において要配慮者へ避難行動の開始を求 める情報をいう。

(2) 避難指示(震災対策編第3章 第4節第1避難計画 (187ページ)参照)

利根川又は小貝川の水位状況や気象状況から、堤防のひび割れ等災害前兆現象が現われ、 人的被害の発生が目前に切迫している場合、当該区域の居住者等を避難のために立ち 退かせることをいう。

(指示に従わなかった者に対して直接強制するものではない。法的強制力もない。)

(3) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示は、防災行政無線、防災ラジオ、市及び消防署・消防団の広報車、インターネット(市ホームページ等)、自主防災組織の連絡網等、多様な情報伝達手段を使って情報提供し、当該区域住民が速やかな避難行動することにより安全確保につなげる。

特に、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、緊急時の避難情報の伝達・周知体制を整え、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

(4)報道機関への災害情報の伝達の協力依頼

市は、国(気象庁、国土交通省)、県及び関係機関の協力を得て、関係行政機関はもとより、報道機関を通じて、雨量、水位等の情報について市民へいち早く情報提供できる体制を整える。なお、災害情報を報道機関に行う場合、次の事項に留意する。

- ① 災害情報の種類
 - 災害対策基本法に基づく避難指示(解除を含む)
 - 市防災計画に基づく、高齢者等避難
- ② 伝達手段

原則県防災システムで行うが、情報伝達の確実性を図るため FAX や E メールを併用する。

2 避難施設・避難路の確保と周知対策

(1) 水害時避難施設、避難道路の整備

市は、国土交通省による浸水想定区域に居住する市民等を対象に、浸水災害の発生時に おける避難施設・避難道路を確保し、浸水被害が想定される区域以外の地区に、水害時避 難場所及び避難所(収容避難)を設け、避難者の安全確保と一時的な生活の場を整備する。 なお、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所及び避難所に到達できない事態を 想定し、学校など2階以上の建築物を水害時緊急避難所として指定し避難誘導を図る。

(2) 隣接市町との避難施設提供の協定

市は、河川氾濫による浸水被害に伴う市民等の避難施設を確保するため、隣接の市町に対して避難施設の提供協力を要請し、必要な避難者数に応じた避難施設の確保を図る。

このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定の締結を進める。

(3) 要配慮者に配慮した避難所の確保

避難所における避難生活は、要配慮者にとって、また、その介護者や保護者にとって身体的、精神的負担が多くなるため、市は、要配慮者のために必要に応じて一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を指定する。

特に重介護を必要とする方については、市内の介護事業者と福祉避難所指定について協 定締結に努め、福祉避難所として指定を行う。

また、福祉避難所では、高齢者や障害者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を 行う。さらに、障害者等の生活の支援対策として、ボランティア団体に対し人材の派遣要 請を行う。

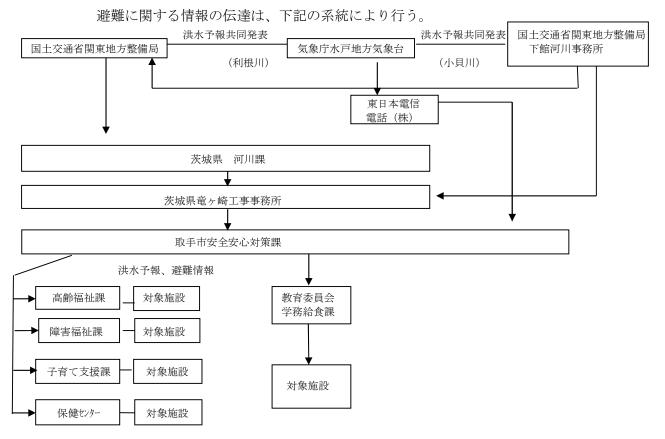
(4) 浸水想定区域内福祉施設の避難対策

市は、要配慮者、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、国土交通省が想定する浸水想定区域内に位置し洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。

「避難情報の連絡先〕

連絡先は、「浸水想定区域内にある要配慮者関連施設一覧(資料編68ページ)を参照。

[情報の伝達系統]



3 避難所の管理運営

震災対策編 第2章 第3節 第4 4「避難所の管理運営」(107ページ)を準用する。

4 地下空間の浸水対策

ビルの地下室や地下駐車場、道路等のアンダーパス等、集中豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

(1) 危険性の周知徹底

市は、ビルや地下駐車場の管理者に対して、地下空間における浸水災害の危険性を周知 し意識啓発を図る。道路等のアンダーパスについては、防災訓練、パンフレット、広報誌 及び現地への注意喚起の看板設置等のあらゆる伝達手段で市民に対して意識の啓発を行う。

(2)地下空間の実態把握

市は、ビルの地下室、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水災害が発生しそうな施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、危険箇所についての位置情報を明確にする。

(3) 地下空間への浸水災害の予防

市は、地下空間での浸水災害が発生しそうな地域においては、雨水対策や内水排除対策等の事業を推進し、浸水災害の発生予防に努める。

(4) 避難体制の確立及び整備

市は、地下空間の管理者及び関係機関と連携し、円滑な避難誘導に向けた避難計画等の整備に努め、浸水災害を想定した訓練の実施等を推進する。

第6 地盤災害防止計画

災害による被害を未然に防止するために、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

■ 対策

1 地盤災害危険度の把握 (建設部、都市整備部)

2 土地利用の適性化の誘導 (財政部、建設部、都市整備部)

3 斜面崩壊防止対策の推進 (国、県、建設部)

4 宅地造成地災害の防止対策の推進 (県、建設部、都市整備部)

■ 内容

1 地盤災害危険度の把握

震災対策編 第2章 第2節 第5 1「地盤災害危険度の把握」(76ページ)を準用する。

2 土地利用の適性化の誘導

震災対策編第2章 第2節 第5 2「土地利用の適性化の誘導」(76ページ)を準用する。

3 斜面崩壊防止対策の推進

震災対策編 第2章 第2節 第5 3「斜面崩壊防止対策の推進」(77~78ページ)を準用する。

4 宅地造成地災害の防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導・監督

震災対策編 第2章 第2節 第5 4-(1)「災害防止に関する指導・監督」(79ページ)を準用する。

(2) 災害防止に関する指導基準

震災対策編 第2章 第2節 第5 4-(2)「災害防止に関する指導基準」(79ページ)を準用する。

(3)警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の整備が最も必要である。

市は、がけ崩れの発生の恐れのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示が伝達できるよう、市防災計画に定める事項についての通知に準拠して警戒避難体制を整備しておく。

(4) 県の要配慮者関連施設に係る情報提供等

県は、要配慮者関連施設について、当該施設が土砂災害を受ける恐れがある場合には、 市に対してその旨を通知するとともに、市と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通 知する。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの要配慮者対策について研修等を行う。

第7 危険物等災害予防計画

震災対策編 第2章 第2節 第6「危険物等災害予防計画」(80~83ページ)を準用する。

第3節 風水害等被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

震災対策編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」(84~88ページ)を準用する。

第2 消防活動計画

震災対策編 第2章 第3節 第2「消防活動計画」(89~98ページ)を準用する。

第3 医療救護計画

震災対策編 第2章 第3節 第3「医療救護計画」(99~102ページ)を準用する。

第4 被災者支援のための備え

震災対策編 第2章 第3節 第4「被災者支援のための備え」(103~117ページ)を準用する。

第5 要配慮者の安全確保のための備え

震災対策編 第2章 第3節 第5「要配慮者の安全確保のための備え」(118~122ページ) を準用する。

第6 帰宅困難者に対する備え

震災対策編 第2章 第3節 第6「帰宅困難者に対する備え」(123~125ページ) を準用する。

第7 資機材等の整備計画

災害による被害を未然に防止し、又は拡大を防止するために、水防資機材の整備推進に努める。

■ 対策

1 水防用資機材の整備

(総務部、建設部、消防本部、 防災関係機関)

■ 内容

1 水防用資機材の整備

(1)計画

市及び防災関係機関は、保有している風水害用資機材について、水防体制強化のために、 毎年台風や雨期の前に点検を行い、不足するものは補給し、各防災倉庫等へ配備するとと もに、必要な資機材の整備・充実を図る。

第8 農地農業計画

市または防災関係機関は、災害による被害から農作物、農地及び農業施設を防護するため、農業施設の整備を推進するとともに、農作物の防護対策の充実に努める。

■ 対策

1 農地計画 (まちづくり振興部、防災関係機関)

2 農業計画 (まちづくり振興部、防災関係機関)

■ 内容

1 農地計画

(1) 用排水施設等整備事業

市または防災関係機関は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に加え、災害で被害が発生する危険性が高い施設等、整備を要する農業用ため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設等の新設又は改修を実施する。

(2) 湛水防除事業

市または防災関係機関は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、 立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために排 水機、排水樋門、排水路などの新設又は改修を実施する。

(3) 水質障害対策事業

市または防災関係機関は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を 解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を実施する。

(4) 地盤沈下対策事業

市または防災関係機関は、地盤沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制 されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低 下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を実施する。

2 農業計画

市または防災関係機関は、災害発生の地域性を踏まえて災害から農作物を守るため、事前にとるべき対策を定め、災害を未然に防止する。

(1)農作物の防護

災害名	作物名	事由
風害	水稲	 作付体系 早・中・晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の設定を行うこと。 肥培管理 施肥の合理化及び追加の時期、量に注意すること。 施設 病害虫防除器具の整備を行うこと。
風害	陸稲	 作付体系(水稲と同じ) 肥培管理 倒伏防止のため土寄せを行うこと。 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。

災害名	作物名	事由
	大 豆	 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種の作付は台風時期を避けること。 肥培管理 支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてること。 防護措置 温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 春作類には、冷風害防止を兼ね防風垣を設置すること。
	果樹	防護措置 ① 防風垣を設置すること。 ② 成木は名木を繋補し、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこし等で周囲をとりまくこと。
干	陸稲	 作付体系 耐干性の品種選定を行うこと。 肥培管理 浅く中耕して土壌水分の発散防止に努めること。 大きい草は抜き取らずに刈り取り畦間に敷くこと。
害	なたね	 肥培管理 取しょう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
ビニール	そさい及び ビニールハウス	 肥培管理 基肥は深層施肥を行うこと。 乾燥期には、敷ワラを励行すること。 敷ワラを行うものは、表層面を軽く中耕すること。 追肥は、液肥を用いること。 施設 本次備を設置すること。
ハカカス干害	そさい及び ビニールハウス	 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 肥培管理 マルチングを行い、根の保護を行うこと。 施設 ビニールハウス等は、保温用筵、ビニール加温用の重油、ヒーター、 石油ストーブ等を整備すること。 防護措置
凍霜害	果 樹 水・陸稲・ 麦	寒風を避けるため防風垣を整備する。 1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆既肥の贈肥を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 潅水設備を利用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用として、筵、燃料等を整備しておく。
水 害害 干	飼料作物 水 稲	 作付体系 主育期に応じた計画的な栽培を行うこと。 肥培管理 けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画潅水を行うこと。

災害名	作物名		事 由
		3	施設 さく井及び水路の改修を行い、用水の確保を図る。

(2) 災害の未然防止対策

① 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策を支援する。

② 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

(3) 災害の事後対策

① 県条例の迅速な適用

県は、被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。

② 農業共済金の早期支払い

県は、農業共済に加入している被害農家に対し、農業共済組合連合会等に対し共済金を早期に支払うよう指導する。

③ 制度資金の活用

県は、県条例が適用されない小さな災害については、被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金(農林漁業金融公庫資金)の活用の推進を図る。

(4) 資材の確保

- ① 市及び農協等は、病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるように努める。
- ② 災害の発生が予想される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄を図る。
- ③ 災害に備え最低数日間の飼料を備蓄すること。

第9 地区の孤立対策

市域内には、利根川及び小貝川水系における洪水発生時において、その地形的な条件から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。

市、国、県及び防災関係機関は、浸水等により孤立する恐れのある地区について、相互に情報伝達ができる連絡体制を整え、孤立の未然防止を図る。また、市、国、県及び防災関係機関は、一体となって取り組み、被災状況の早期把握、住民の救出・救助活動等の迅速な対応についてあらかじめ検討し、市民等の安全確保を図る。

■ 対策

1 孤立地区対策

(総務部、消防本部、国、県、防災関係機関)

■ 内容

1 孤立地区対策

(1) 孤立の恐れのある地区の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地区について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、次の孤立の恐れのある地区の例を参考にするとともに、警察、消防 本部、道路管理者、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

- ① 地理的条件等により孤立するおそれのある地区
 - ・地区につながる道路等において、水没などのとき迂回路がない地区
 - ・地区につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇 所で、交通途絶の可能性が高い地区
- ② 通信手段途絶の恐れがある地区
 - ・停電等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区

(2) 孤立の未然防止対策

市及び防災関係機関等は、孤立を未然に防止するため、次のような対策に取り組む。 また、孤立対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡会等を設置し、 日頃から情報交換に努める。

【市】

- ① 孤立の恐れのある地区においては、地区の代表者(市政協力員、自主防災組織、消防団員等)を「災害情報連絡員」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。
- ② 地区内に学校や駐在所等の公共的機関等やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ③ 孤立の恐れのある地区において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート 用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。なお、緊急用ヘリポートの指 定については、事前に対象地域の盛土、地盤高等を考慮し、候補地を選定する。

【電気通信事業者】

- ① 孤立の恐れのある地区において、一般加入電話を災害時優先電話として指定する。
- ② 孤立防止のためのポータブル衛星車輌の派遣及び衛星携帯電話の配置などについて 検討する。

【道路管理者】

- ① 孤立の恐れのある地区については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事等に計画的に取り組む。
- ② 国、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(3) 孤立時における避難対策

- ① 水害等による孤立時の緊急避難
 - ・水害等による地区の孤立が予想される場合には、浸水地域内にあっても、2階以上の階高を有する学校等の水害時緊急避難所への避難を誘導し、被災者の救援を 図る。
- ② 孤立地区に対する集団避難の勧告・指示の検討
 - ・孤立が予想される地区においては、速やかに集団避難の勧告または指示を行い、 自主防災組織、自治会・町内会や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等 の防止に努める。
- ③ 孤立を想定した等の備蓄
 - ・避難施設においては、孤立となった場合を想定して食糧、飲料水、毛布等の備蓄 体制を整え、防災拠点機能の拡充に努める。
 - ・避難所に指定される施設においては、非常用発電機等の防災機能の拡充を進める。

第4節 防災学習・訓練

第1 防災知識の普及計画

震災対策編 第2章 第4節 第1「防災知識の普及計画」(126~133ページ)を準用する。

第2 災害に関する調査研究

風水害等の態様は複雑多様である。風水害は、洪水や集中豪雨をはじめ、がけ崩れ、暴風など、人命、財産に直接被害を与え、その社会的影響は計り知れないものがある。

市は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、大学等の専門学術研究機関に協力を求め、集中豪雨等異常気象による災害等に関する研究調査資料の収集に努める。

また、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、防災マップ等の配布により、住民への周知に努める。更に、防災知識の普及及び防災意識の向上のため、防災士の育成に努める。

■ 対策

1 風水害等対策調査の実施 (総務部、建設部)

2 災害危険地域の調査研究の推進 (総務部、建設部)

■ 内容

1 風水害等対策調査の実施

風水害等対策に関する調査については、国土交通省による浸水想定区域調査、県が実施する 土砂災害防止法にもとづく土砂災害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を検討する。 また、風水害等に関する研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を図るために、 官・学・民の連携に努める。

2 災害危険地域の調査研究の推進

(1) 浸水想定地域調査結果の把握と住民周知への対策

過去の浸水被害、国土交通省及び県が公表する浸水想定区域等をもとに、洪水、湛水等による災害発生の恐れのある地域の把握に努める。

また、洪水ハザードマップについては、避難等に役立てるために、定期的なデータの更 新に努め、市民に周知する。

(2) 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。また、土砂災害ハザードマップ等の配布により住民への周知に努める。

第 3 防災訓練

市は、災害時に自主防災組織、自治会・町内会及び防災関係機関と連携を図り情報を共有し、協力しながら災害対策を進めることが必要となることから、各種の防災訓練を定期的に繰り返し実施する。その際、市、自主防災組織及び防災関係機関は、多くの市民の積極的な訓練参加を促し、的確な災害対応ができるよう訓練に努める。なお、市及び防災関係機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じる。

■ 対策

1 土砂災害危険区域での訓練の実施 (総務部、建設部、教育委員会)

2 学校教育等による災害教育の推進 (教育委員会)

3 総合訓練の実施 (総務部、建設部、教育委員会)

■ 内容

1 土砂災害危険区域での訓練の実施

市は、県及び関係機関と協議し、特に土砂災害生の危険性が高いと考えられる土砂災害危険 区域において、情報伝達訓練、避難誘導訓練等を実施する。

訓練の内容は、震災対策編 第2章 第4節 第1防災知識の普及計画 4防災訓練の実施 (2) ⑦土砂災害防止訓練 (132ページ) を準用する。

2 学校教育等による災害学習の推進

市教育委員会は、必要により国及び県の協力を得て、学校教育の場において、児童生徒に対し、河川氾濫や風水害による風水害及び航空、鉄道、道路災害等に関する学習等の防災対策教育を推進する。

また、各学校においては、市主催の防災訓練をはじめ各種防災訓練の実施にあたり、学校長、 教頭等学校における災害対策の責任者も積極的に参加し、あらかじめ防災に関する習得に努め る。同時に、保護者にも広く参加を呼びかけ、災害学習について情報の共有化を図る。

3 総合防災訓練の実施

市は、国・県及び関係機関と協議し、発災時の避難誘導に係る総合的な防災訓練計画を作成し訓練を実施する。

なお、詳細については、震災対策編 第2章 第4節 第1「4 防災訓練の実施」(129~133ページ)を準用する。

第4 事業所の防災体制

震災対策編 第2章 第4節 第3「事業所の防災体制」(136ページ)を準用する。

第5節 事故災害応急対策、災害復旧への備え

第 1 航空災害

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、市及び防災関係機関は平素から以下に掲げる対策を講じる。

■ 対策

1 県の航空状況 (各部共通、防災関係機関)

2 情報の収集・連絡体制の整備 (各部共通、防災関係機関)

3 災害応急体制の整備 (各部共通、防災関係機関)

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関)

5 緊急輸送活動への備え (各部共通、防災関係機関)

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関)

7 遺族等事故災害関係者の対応 (各部共通、防災関係機関)

8 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関)

■ 内容

1 県の航空状況

本県には、公共用へリポートが1か所(つくば)、非公共用飛行場が2か所(阿見、龍ケ崎)、非公共用へリポートが2か所(前山下妻、県庁)設置されているほか、自衛隊の飛行場が1か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)及び茨城空港(民間航空、航空自衛隊との共用)が整備されている。

また、県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

また、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め定めるとともに、夜間、休日時における対応体制の整備を図る。

さらに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制 の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第1 節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57~60ページ)に準ずる。

(3) 県等への連絡

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等について県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接情報基準に該当する事案については、 消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り速やかに報告する。

3 災害応急体制の整備

(1)職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための職員初動マニュアルにより、職員に災害時活動内容等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、災害発生時にあっては、減災に向けて相互の連携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、連携強化に努める。本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46~48ページ)に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急、消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時において、迅速かつ的確な応急活動を行うため、個々の 実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、震災対策編 第2章 第3 節 第3「医療救護計画」(99~102ページ)に準ずる。

5 緊急輸送活動への備え

発災時における緊急輸送活動をより効果的なものとするために、震災対策編 第2章第3節第1「緊急輸送への備え」(84~88ページ)に準じ事前対策を講ずるほか、以下のような事項に配慮し、緊急時の輸送活動を実施する。

(1) 災害時の道路交通管理体制の整備

災害における信号機や情報板等の道路交通関連施設について、国土交通省及び県などの 道路管理者を始め、警察や公安員会等の関係機関との連携を取りながら、災害時の道路交 通管理体制の整備に努める。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等の事故災害関係者に対し適切に対応する。

8 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練等に参加し、航空機災害に対する防災知識の習得に努める。

第2 鉄道災害

市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等による多数の死傷者の発生、または地域住民に相当の被害がおよぶ大規模な鉄道災害が発生した場合には、二次的な被害の軽減を図るために、市は、関係機関及び関係団体と協力し必要なとるべき対策を講じる。

■ 対策

1 情報の収集・連絡体制の整備 (各部共通、防災関係機関)

2 鉄道交通の安全確保 (各部共通、防災関係機関)

3 災害応急体制の整備 (各部共通、防災関係機関)

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関)

5 緊急輸送への備え (各部共通、防災関係機関)

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関)

7 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関)

■ 内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市は、鉄道災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うため、、 関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、発災現場等において情報の収 集・連絡にあたる要員の迅速な活動を促すために、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を 事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

さらに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2)通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第 1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57~60ページ)に準ずる。

(3) 県等への連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等について県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分 以内で可能な限り速やかに報告する。

2 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、気象状況、災害に対する取り組みでは、天候の変化に適切に対応する予防対策をマニュアル化するなど、予防対策の確立に努める。

また、車両などの安全性確保の対策としては、新技術を取り入れた検査機器の導入を進める ことにより、検査制度の向上を図り、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

3 災害応急体制の整備

(1)職員の体制

市は、災害が発生したときは、職員の非常参集体制、応急活動のための職員初動マニュアルに基づき、災害応急体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携により必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、鉄道災害を誘因とする火災等の被害拡大を防止するため、関係機関と協力し初期消火体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

鉄道事業者をはじめ防災関係機関は、災害発生時にあっては、減災に向けて相互の連携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、連携強化に努める。

本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46~48ページ)に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、救急車及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、軌道内での対応を考慮した管理用道路などについて、鉄道管理者等と連絡体制の整備を図る。

(2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、震災対策編 第2章第3節第3「医療救護計画」(99~102ページ)に準ずる。

(3)消火活動への備え

市は、鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、平常時から関係機関相互間の連携の強化を図り、消火活動に備える。

5 緊急輸送への備え

(1)市の対応

現場の警察官、関係機関の情報等から交通状況を迅速に把握する。

また、警察署に対して、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請するものとし、必要に応じて警備業者等に交通誘導を要請する。交通規制に当たっては、警察署等関係機関と密接に連絡する。

(2) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう求める。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、鉄道事業者、その他の関係機関とあらかじめ災害時を想定した連絡体制を確認するとともに、市内部の連絡体制及び被災者の受け入れ施設等の確保と必要な施設整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や鉄道事業者が相互に連携した訓練等に参加し、鉄道災害に対する防災知識の習得に努める。

第3 道路災害

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物等での大規模事故な ど道路災害発生の予防と、道路災害が発生した場合、迅速な被害者の救済、二次被害の軽減及 び復旧のために、市は、関係機関と協力し以下の対策を講じる。

■ 対策

道路施設等の管理と整備 (各部共通、防災関係機関) 情報の収集・連絡体制の整備 2 (各部共通、防災関係機関) (各部共通、防災関係機関) 3 災害応急体制の整備 4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関) 緊急輸送活動への備え (各部共通、防災関係機関) 5 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関) 7 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄 (各部共通、防災関係機関) 8

■ 内容

9

1 道路施設等の管理と整備

災害復旧への備え

(1)管理する施設の巡回及び点検

市をはじめとする各道路管理者は、道路施設における大規模な道路災害及び地震、大雨、 洪水などの災害に対する安全確保のため、これらの災害の危険性が確認される場合には、 施設の巡回及び点検を行う。

(各部共通、防災関係機関)

(2) 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。特に、道路脇の水路、電柱上の高圧トランス、道路に付帯する構造物等に留意し、大規模な道路災害に対して(災害時)要配慮者及び道路利用者のための安全対策に努める。

(3)県等への連絡

市をはじめとする各道路管理者は、大規模な道路災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分 以内で可能な限り速やかに報告する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市をはじめとする各道路管理者は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、迅速かつ 的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整 備を図る。

市をはじめとする各道路管理者は、相互に緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、 市をはじめとする各道路管理者の職員については、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を 事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第 1節 第4 「情報通信ネットワークの整備」(57~60ページ) に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1)職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

各道路管理者をはじめ防災関係機関は、災害発生時にあっては、減災に向けて相互の連 携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、 連携強化に努める。

本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46~48ページ)に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、大規模な道路災害時において、迅速な応急活動実施に向け、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるとともに、各道路管理者に対して救助・救急活動に対する資機材の整備及び救助・救急活動に備えるよう促す。

(2) 医療資機材等への備え

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、震災対策編 第2章第3節第3「医療救護計画」(99~102ページ) に準ずる。

(3)消火活動への備え

各道路管理者は、連絡体制の確保を図り、非常時における迅速な活動を行うために、平 常時から関係機関相互間の連携の強化を図る。

5 緊急輸送活動への備え

市は、関係機関と連携し大規模な道路災害時における交通誘導を適切かつ円滑に実施できるよう支援する。又、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平素から周知を図る

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

本節「第1 航空災害 8 防災関係機関の防災訓練の実施」(43ページ)に準じ、大規模な道路災害に対する備えに努める。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう市建設業協会等との協力体制を強化する。

9 災害復旧への備え

各道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設に関する図面類等の資料検索の準備体制を整えるとともに、資料の被災等による検索不能などの事態を避けるため、資料の複製保存並びに複数の場所における保管体制を図る。

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 初動対応

市は、市域内及び近隣市町村に風水害等が発生または、発生するおそれがある場合、直ちに市 災害応急処理本部又は市災害対策本部を設置し、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を 行う。同時に、できる限り災害の拡大を防止し、被災者の救援・救護、避難誘導を行い、被害の 発生を最小限度にとどめるための施策を展開する。

第 1 災害応急処理本部

市は、市域内及び近隣市町村に風水害等が発生した場合、直ちに市災害応急処理本部を設置し、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を行う。

■ 対策

1 災害応急処理本部の設置 (各部共通)

2 災害応急処理本部の組織及び事務分掌 (各部共通)

3 災害応急処理本部の配備体制 (各部共通)

4 その他の事項 (各部共通)

■ 内容

1 災害応急処理本部の設置

市災害応急処理本部規程に基づき、災害応急処理本部を設置する。

災害応急処理本部は、副市長を本部長とする。なお、副市長に事故あるときは、総務部長が その職務を代理する。

2 災害応急処理本部の組織及び事務分掌

災害応急処理本部における事務分掌は以下のとおりである。

班名	各班の担当課	事務分掌
本部事務局	安全安心対策課	応急処理本部の設置及び運営
		応急処理本部の総合調整
本部班	総務課 安全安心対策課 人事課 市民協働課 市民課 取手支所 藤 代総合窓口課 会計課 監査委員事 務局	応急処理の総合調整 気象情報の収集及び伝達 応急処理本部要員の動員 被害状況等の取りまとめ 関係機関との連絡調整
情報班	情報管理課 魅力とりで発信課 議 会事務局 政策推進課 文化芸術課	災害情報の収集及び広報 被害状況の記録 報道機関への連絡 議会への連絡

班名	各班の担当課	事務分掌	
避難所班	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉 課 子育て支援課 健康づくり推進 課 国保年金課 教育総務課 学務 課 保健給食課 指導課 生涯学習 課 子ども青少年課 スポーツ振興 課 図書館	避難所の開設及び維持管理 福祉避難所の開設及び維持管理	
物資輸送班	産業振興課 農政課 環境対策課 火葬場組合事務局 農業委員会事務 局	備蓄品等必要物品の避難所への 輸送	
土木班	管理課 道路建設課 排水対策課 水とみどりの課 都市計画課 建築 指導課 中心市街地整備課 区画整 理課	危険箇所の点検 道路等の土木施設の応急処理 障害物の撤去 内水の排除	
消防班	消防本部 消防署	危険箇所の点検 応急処理の実施	
応援班	上記以外の課	各班の業務の応援	

備考 災害の状況によっては掌握事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に 要員を投入する等、弾力的に運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施す る

3 災害応急処理本部の配備体制

配備時期	配備内容	人員
特別警報、暴風雨、大雨、洪水等の 警報が県下に発令され、非常災害の 恐れがある場合、又はその他の状況 により配備が必要なとき	情報連絡活動が円滑に行える少人数の人 員をもってあたり、状況により高次体制 に移行できる体制	あらかじめ定 められた職員

4 その他の事項

その他の応急処理事項については、「市災害応急処理本部規程」に基づく。

第2 災害対策本部

震災対策編 第3章 第1節 第1 職員参集・動員「4 災害対策本部」(141~149 ページ) を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

震災対策編 第3章 第2節 第1 「通信手段の確保」(158~162ページ)を準用する。

第2 気象情報等計画

市は、災害応急対策に必要な情報である水戸地方気象台が発表する気象及び水防に関する警報、注意報及び気象情報を収集し、取りまとめ、伝達する。

■ 対策

1 気象情報の種類及び発表基準 (水戸地方気象台、県、国土交通省)

2 警報等の伝達系統 (水戸地方気象台、県、国土交通省)

3 異常現象発見時の通報 (総務部)

■ 内容

1 気象情報の種類及び発表基準

(1) 気象情報

気象庁水戸地方気象台は、県内に災害が発生する恐れがある場合には、注意報、警報、 情報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は次のとおりである。

【気象情報の定義】

- ① 予 報
 - ・観測の成果に基づく現象の予想の発表
- ② 注意報
 - ・災害が予想される場合に、その旨を注意して行う予報
- ③ 警報
 - ・重大な災害がおこる恐れがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
- 4 情報
 - ・台風、豪雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

【種類及び発表基準】

注•警報名	注 意 報	警報
風 雪 (平均風速)	12m/s 雪を伴う	
強 風 (平均風速)	12m/s	
暴 風 (平均風速)		20m/s
暴 風 雪 (平均風速)		20m/s 雪を伴う

注	▪警報名	注 意 報	警報
	表面雨量指 数基準	6	(浸水害)14
大雨	土壌雨量指 数基準	82	(土砂災害) 120
	流域雨量指 数基準	相野谷川流域=4.6 北浦川流域=5.6 西浦川流域=2.6	相野谷川流域=5.8 北浦川流域=7 西浦川流域=3.3
洪水	複合基準*1	利根川流域=(5,85)	利根川流域= (5,94.4)
	指定河川洪 水予報によ る基準	小貝川[小貝川水海道] 利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]	小貝川[上郷・小貝川水海道] 利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]
大 (降:	雪の深さ)	12 時間降雪の深さ 5 cm	12 時間降雪の深さ 10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度 40%で、 実効湿度 60% ^{※2}	
濃霧(視程)		100m	
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
低温		夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以 上継続 冬期:最低気温ー 7 ℃以下	
着	氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短	時間大雨情報	1 時間雨量 100 mm	

⁻⁻⁻⁻^{※1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【根拠法】

① 予報、注意報、警報 気象業務法第 13 条、同施行令第 4 条

② 水防活動用警報等 気象業務法第14条の2

【注意報、警報文の構成】

- ① 標題
- ② 発表年月日、発表時刻
- ③ 発表気象台名
- 4 本文
 - ・予想される異常気象の原因、現在の状況・今後の推移
 - ・予想される異常気象のおこる時刻、影響する区域及びその程度

^{**2} 湿度は水戸地方気象台の値。

【発表の要領等】

- ① 情報は、異常気象について具体的に経過、状況等を発表するものと注意報、警報の内容を補足するため、これらに付加して発表するものとがある。
- ② 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、又は警報の種類を併記して行う。
- ③ 警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報は解除される。既に発表されている注意報、警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報を発表して、切り替える。
- ④ 2つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行う。切り替えと同時にそれまでのものは自動的に解除される。

(2) 洪水予報

(利根川及び小貝川洪水予報)

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する利根川洪水予報(氾濫注意・警戒・危険・発生情報)及び下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する小貝川洪水予報(氾濫注意・警戒・危険・発生情報)は、関東地方整備局が県(河川課)に通報し、県は土木(工事)事務所を通じて関係市町村に伝達される。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された氾濫警戒情報・氾濫危険情報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合、氾濫警戒情報・氾濫危険情報の標題のみ伝達される。

【洪水予報の種類及び発表基準】

種 類	内容
氾濫注意情報	氾濫注意水位に達した時
氾濫警戒情報	避難判断水位に達した時、あるいは、水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達した時
氾濫発生情報	氾濫が発生した時

【根拠法】

洪水予報 水防法第 10 条

(3) 水防警報

国土交通大臣又は、知事が発表するもの。

発表内容は、大臣が発表するときは知事を経て水防管理者に、知事が発表するときは、 直接水防管理者に通知される。

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河 川状況により必要と認めると き。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	は、既に氾濫注意水位を超え、
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する 旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降した とき、または水防作業を必要と する河川状況が解消したと認め るとき。
地震に	よる堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準	 じて水防警報を発表する。

【根拠法】

水防警報	水防法第 16 条		
------	-----------	--	--

(4)火災気象通報

水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

① 実施基準

- ・実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。
- ・平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。
- ② 通報の対象地域
 - ・県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。
- ③ 通報先及び通報手段
 - ・県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報提供装置とする。
- ④ 通報の基準
 - ・気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、又、基準値を下回 る状況になった場合は解除を行う。

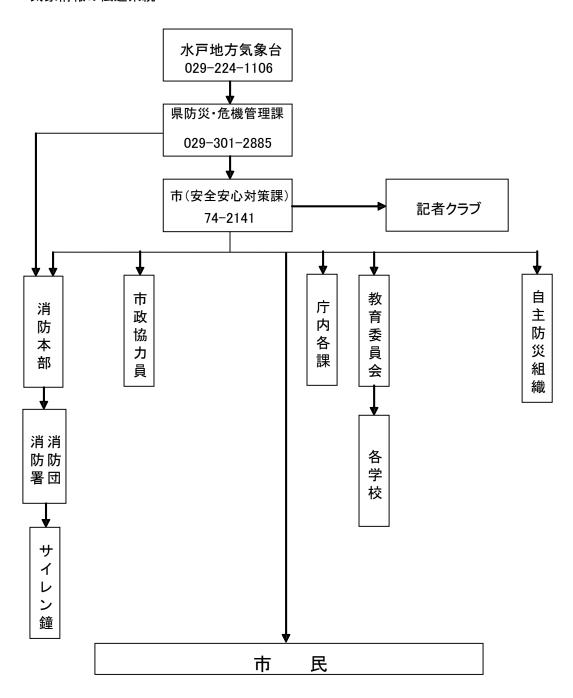
2 警報等の伝達系統

気象情報の受領及び伝達は、総務部安全安心対策課が担当する。安全安心対策課は、必要と認められる場合には、速やかに総務部長を通じて市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

(1) 気象情報の伝達系統

気象警報等の伝達系統は、次の図のとおりである。

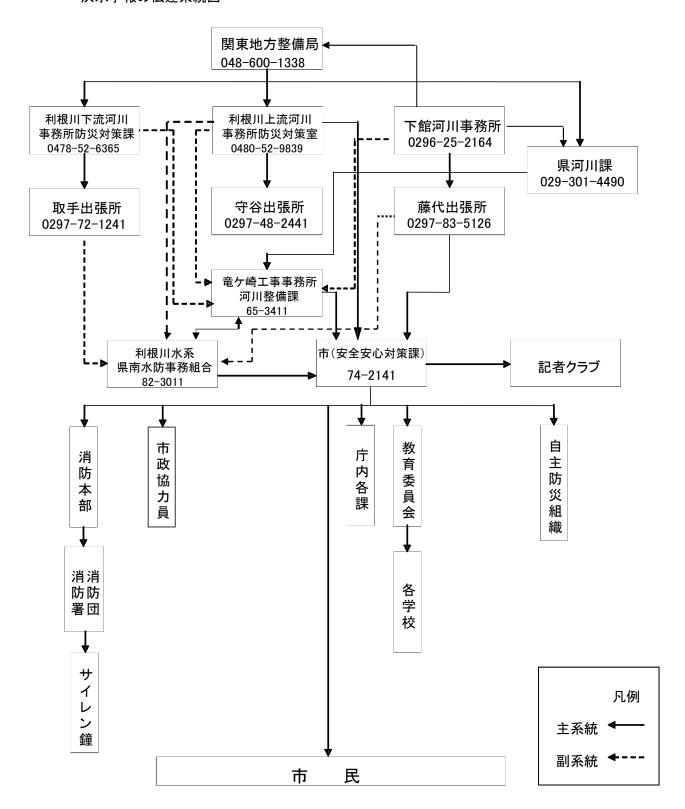
気象情報の伝達系統



(2) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達系統は、以下のとおりである。

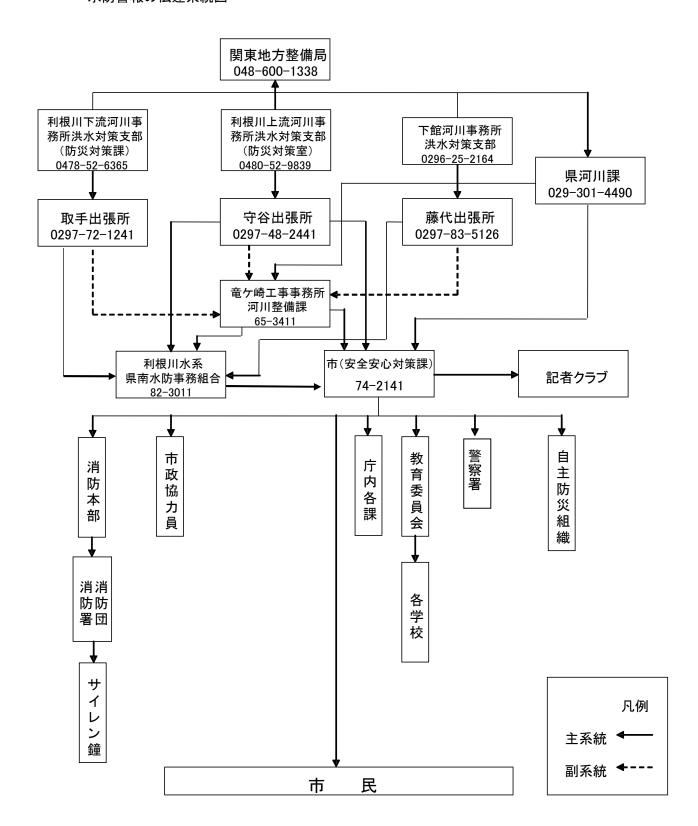
洪水予報の伝達系統図



(3) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は、以下のとおりである。

水防警報の伝達系統図



(4)火災警報信号・水防警報信号

火災警報信号及び水防警報信号は、以下のとおりである。

【火災警報信号】

方法区分	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号	その他の 信 号
火災警報 発令信号	● - ● - ● - ● - ● - ● - ● - ● - ● - ● -	約30秒 ●△、●- 約6秒	掲示板 火災警報 発令中 吹流し 旗
火災警報 解除信号	● ● ● - ● ● ● ● - ● (1点2個と2点のはん打)	約10秒 約1分 ●△、●- 約3秒	ロ頭伝達、掲示板 の撤去、吹流し旗 の降下

【水防警報信号】

方法区分	打鐘信号	サイレン信号	その他の 信 号
警戒信号	● 休止 ● 休止 ● (1点)	約15秒 約15秒 約5秒●-休止●-休止 約5秒	青
水防団体出動	● ● ● - ● ● ● ● - ● (1点2個と2点のはん打)	約6秒 約6秒 約5秒●一休止●一休止 約5秒	000
全員の 出 動	●-●-●-● ●-●-●-● (4点)	約5秒 約5秒 約10秒●-休止●-休止 約10秒	
避難信号	● ● ● (乱打)	約5秒 約5秒 約1分●一休止●一休止 約1分	

3 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、若しくは自ら知ったときは、直ちに県及び気象庁その他の関係機関に通報する。

第3 災害情報の収集・伝達・報告

震災対策編 第3章 第2節 第2「災害情報の収集・伝達・報告」(163~173ページ) を準用する。

第4 広報計画

震災対策編 第3章 第2節 第3「広報計画」(174~178ページ)を準用する。

第3節 応援・派遣

震災対策編 第3章 第3節「応援・派遣」(179~186ページ)を準用する。

第4節 避難対策

第 1 避難計画

震災対策編 第3章 第4節 第1「避難計画」1~4(187~195ページ)を準用する。

第2 高齢者等避難、避難指示

高齢者等避難の提供、避難指示等を行う場合、実施責任者等を明確に定め、災害発生時に迅速かつ的確な対応に努める。

■ 対策

1 実施責任者(総務部、防災関係機関)2 実施責任区分(総務部、防災関係機関)3 高齢者等避難、避難指示の基準(総務部、防災関係機関)4 高齢者等避難、避難指示の内容(総務部、防災関係機関)5 高齢者等避難、避難指示の伝達、周知(総務部、防災関係機関)

7 県への報告 (総務部)

■ 内容

6

1 実施責任者

避難の解除

市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

(総務部、防災関係機関)

市長は、避難指示を行った場合、または、高齢者等避難を発令したときは速やかに知事に報告する。

避難指示等の実施責任者及び実施責任者が不在の場合の対応は、震災対策編 第3章 第4 節 第1 避難計画「1 避難指示」(187~191ページ)に準ずる。

2 実施責任区分

区分	実施責任者	措置	実施の基準
難 高齢者 等避	市長	要配慮者への避 難行動の開始を 求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要す る者が避難行動を開始しなければならない 段階であり、災害の発生する可能性が高ま ったとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると 認められるとき。
避	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫してい ると認められるとき。
難指	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
示	警察官 災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	立退き及び 立退き先の指示 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、 警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受ける恐れのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

3 高齢者等避難、避難指示の基準

高齢者等避難または避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間 を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発 生する可能性が高まった場合 (双葉地区についは、大雨警報(土 砂災害・浸水害)が発表され、引き 続き長時間(概ね6時間)にわたり 降雨が予想される場合)	要配慮者への避難	① 広報車② 職員等による口頭③ 報道機関④ 防災行政無線防災ラジオ⑤ 自主防災組織
避難指示	・当該地域に災害が発生する恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発令され、人的被害が発生する恐れがある場合 ・避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合 (双葉地区については、土砂災害警戒情報が発表された場合)	② 避難理由③ 避難対象地域④ 避難先⑤ その他必要事項	① 広報車 ② 職員等によるロ頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線 防災ラジオ ⑤ 自主防災組織 上記に加え、サイレン、警鐘等を併用

4 高齢者等避難、避難指示の内容

- ① 避難対象地域(地区名、町丁名、施設名等)
- ② 避難先及び避難経路(安全な方向、経路、避難場所の名称)
 - ※夜間や既に床下浸水等が発生しているなど、水平避難が危険な場合は垂直避難 の呼びかけも検討する。
- ③ 避難指示の理由(避難要因、避難に要する時間等)
- ④ その他必要な事項(携行品、要配慮者優先避難等)

5 高齢者等避難、避難指示の伝達、周知

【伝達、周知方法】

- ① 住民への周知方法
 - ・広報車により関係地域を巡回し周知する。
 - ・災害現場へ派遣された職員により周知する。
 - ・報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。
 - ・消防本部は必要により消防団員に要請し協力を得て、関係地域に周知する。
 - ・防災行政無線、防災ラジオの放送により周知する。
 - ・自主防災組織等及び市政協力員の地域コミュニティーとの協力・連携を図り、要 配慮者を含めた市民に周知する。
- ② 避難場所への連絡
 - ・避難指示及び解除を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して、速やかに 連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

又、避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- ③ 県への連絡
 - ・本部長は、避難指示及び解除を行った場合、その旨を知事に速やかに連絡し、以 後の応援協力体制を整える。
- ④ 隣接市町村への連絡
 - ・本部長は、避難指示及び解除を行った場合、その旨を隣接する自治体の長に速や かに連絡し、以後の応援協力体制を整える。
 - ・小堀地区で、取手市域への避難が困難となった場合は、直ちに、隣接する市長に 連絡し、円滑に避難できるよう対処する。
- ⑤ その他関係機関への連絡
 - ・避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での 情報混乱を未然に防止する。

6 避難の解除

避難指示を行う者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、市民へ発表すると共に、その旨を県に報告する。また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、上記①住民への周知方法にある手段等を使って伝達を行う。

7 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

【記録事項及び県への報告事項】

- ① 発令者
- ② 発令理由及びその日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難場所又は避難所
- ⑤ その他必要事項

第3 避難生活計画

震災対策編 第3章 第4章 第2「避難生活計画」(196~202ページ)を 準用する。ただし、避難所については水害時避難施設(風水害対策編3~4ページ)とする。

第4 鬼怒川・小貝川広域避難計画

鬼怒川・小貝川下流域の大規模水害に関する広域避難計画は平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨や平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、鬼怒川及び小貝川の下流域で 大規模水害が発生した場合に、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、大規 模水害から「逃げ遅れゼロ」を図ることを目的としている。

■対策

1 広域避難計画の策定 (総務部、県、構成市町、構成機関)

2 広域避難計画の基本的事項 (総務部、県、構成市町、構成機関)

3 広域避難所の開設・運営等 (福祉部、健康増進部、教育委員会

県、構成市町、構成機関)

4 広域避難の方法と手段等 (総務部、県、構成市町、構成機関)

5 住民等への周知と啓発等 (総務部、県、構成市町、構成機関)

■内容

- 1. 広域避難計画の策定
- (1)対象とする水害

ア 鬼怒川

鬼怒川流域(宇都宮市石井上流域)において、72 時間の総雨量 669 mmの降雨により、 鬼怒川が氾濫した場合の洪水被害(想定最大規模)

イ 小貝川

小貝川流域 (筑西市黒子上流域) において、72 時間の総雨量 778 mmの降雨により、小貝川が氾濫した場合の洪水被害 (想定最大規模)

(2) 避難の対象地域及び対象者

本計画で避難対象とする地域は、上記(1)ア及びイの水害によって浸水する 洪水浸水想定区域(想定最大規模)とする。

また、避難対象者は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)内のすべての住民と する。

河川名	広域避難が必要な人数				
市町名	鬼怒川流域	小貝川流域			
筑西市	10 人	_			
下妻市	2,908 人	305 人			
つくば市	I	42 人			
常総市	15, 225 人	5,567 人			
取手市	_	11,523 人			
合 計	18, 143 人	17,437 人			

※平成30年4月1日現在の常住人口より積算

【対象河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)がある市町】

鬼怒川流域:古河市、結城市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、

筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町

小貝川流域:龍ケ崎市※、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市

つくばみらい市、利根町※

※龍ケ崎市及び利根町は「稲敷広域消防本部圏市町村広域避難計画(利根川・小貝川洪水編)」に参画するため、両市町からの広域避難は、本計画の対象としないものとする。

(3) 避難先及び避難経路

- ア 避難者対象者は、行政からの避難情報、気象情報、水位情報等に基づき、自主避難、又 は洪水浸水想定区域外にある指定避難所に避難する。
- イ 広域避難体制に移行し、広域避難所が開設された場合には、広域避難もできるものとする。なお、広域避難は中学校区を単位として避難先を指定する。
- ウ 洪水浸水想定区域外への避難が困難な場合、又は避難のための暇がない場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、最寄りの施設の高層階、又は自宅の2階など浸水の影響が及ばない場所に垂直避難し、安全を確保する。
- エ 避難経路は、避難対象者が安全かつ迅速に避難できるよう、アンダーパスなど冠水が予想される道路や土砂災害警戒区域などの危険個所を避けるとともに、車両等による渋滞が生じないよう周辺環境や道路状況に考慮して設定するものとする。また、氾濫の危険があ

る河川に架かる橋の通過は、原則、行わないものとする。

(4) 広域避難の判断

対象河川の氾濫により、大規模水害が発生するおそれがあり、広域避難が必要なときは、 広域避難体制に移行するものとする。

なお、広域避難体制に移行したことについて、構成する市町(以下「構成市町」という。)の住民に広く周知するものとする。

(5) 避難情報の発令

高齢者等避難、避難指示の避難情報は、各市町が定める基準により発令するものとする。

(6) 避難手段

広域避難に係る避難手段は、道路の状況を確認の上、自動車の走行が可能な場合には自 家用車による避難を原則とする。

2. 広域避難計画の基本的事項

(1)避難対象地区

	避難対象地区 (洪水浸水想定区域を含む地区)	対象地区 の人口	指定避難所 に避難する 人数	浸水想定区 域外の指定 避難所の収 容人数	広域避難が 必要な人数
取手市	取手第一中学校区 取手1~3丁目、東1~6丁目、台宿、井野団地、井野1~3丁目、桑原、井野、小文間、吉田、長兵衛新田、青柳、青柳1丁目、小堀、取手取手第二中学校区 新町1~6丁目、西1~2丁目 永山中学校区 ゆめみ野2丁目、ゆめみ野4丁目、米ノ井、寺田藤代中学校区 岡、和田、山王、配松、神住、中内、椚木、藤代の一部、片町の一部、宮和田の一部、毛有の一部、浜田、上萱場、下萱場、萱場、大曲、新川、双葉1~3丁目、紫水1~3丁目藤代南中学校藤代の一部、宮和田の一部、毛有の一部、清水の一部、次東1~3丁目藤代の一部、宮和田の一部、毛有の一部、清水の一部、小淳気の一部、光風台1~3丁目、桜が丘1~4丁目、押切、高須の一部、大留の一部、神浦、藤代南1~3丁目、平野	65, 402 人	26, 163 人	14, 640 人	11, 523 人

(2) 広域避難先

200番6十二	避難市 広域避難対象地区			広域避難所			
/吐夫肚 []]				1 次	2次	3次	
		取 21	つくばみらい市	きらくやま ふれあいの丘	_	_	
藤代中学校区 (7,058 人)		取 22	つくば市	_	茎崎第二小学校 茎崎交流センター	茎崎中学校 茎崎第三小学校 高崎中学校	
	取 23	守谷市	愛宕中学区 黒内小学校	松前台小学校 大野小学校 御所ケ丘中学校 御所ケ丘小学校	大井沢小学校		
取手市	取手市	取 24	坂東市	_	_	南中学校 中川小学校 岩井公民館	
744.1 4114	藤代南中学校区	取 25	守谷市	けやき台中学校 松ヶ丘小学校	守谷中学校 守谷高校 北守谷公民館	_	
	(4,465 人)	,465人) 取 26	坂東市	_	七郷小学校	岩井公民館	
		取 27	龍ケ崎市	竜ケ崎南高校	_	_	

(3)避難経路

記号	広域避難 対象地区	広域避難所名 (所在地)	主な避難経路
取 21	取手市 藤代中学校区 (小貝川左岸)	つくばみらい市 きらくやまふれあいの丘 (神生 530)	県道 210 号
取 22	取手市 藤代中学校区 (小貝川左岸)	つくば市 茎崎第二小学校(上岩崎 1076) 茎崎交流センター(小茎 318) 茎崎中学校(小茎 450) 茎崎第三小学校(小茎 798-1) 高崎中学校(高崎 1730)	県道 210 号 ⇒ 県道 46 号
取 23	取手市 藤代中学校 (小貝川右岸)	守谷市 愛宕中学校(本町 4325-2) 黒内小学校(百合ヶ丘 2-2349) 松前台小学校(松前台 2-16) 大野小学校(野木崎 492) 御所ケ丘小学校(御所ケ丘 5-15) 御所ケ丘中学校(御所ケ丘 4-16) 大井沢小学校(薬師台 4-12)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県 道 46 号 → 県道 58 号
取 24	取手市 藤代中学校 (小貝川右岸)	坂東市 南中学校(矢作 326) 中川小学校(小山 108) 岩井公民館(岩井 3108)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県 道 46 号 → 県道 58 号 → 県道 3 号 → 県道 20 号
取 25	取手市 藤代南中学校 (小貝川右岸)	守谷市 けやき台中学校(けやき台 5-21-1) 松ヶ丘小学校(松ヶ丘 4-12) 守谷中学校(百合ヶ丘 2-2675) 守谷高校(大木 70) 北守谷公民館(板戸井 1977-2)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県 道 46 号 → 県道 58 号
取 26	取手市 藤代南中学校 (小貝川右岸)	坂東市 七郷小学校(矢作 87-1) 岩井公民館(岩井 3108)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県 道 46 号 → 県道 58 号 → 県道 3 号 → 県道 20 号
取 27	取手市 藤代南中学校 (小貝川左岸)	龍ケ崎市 竜ヶ崎南高校(北方町 120)	県道 208 号 ⇒ 県道 4 号

(4) 広域避難体制への移行に係る判断基準

対象河川の管理者は、対象河川の水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合には、構成市町に対し、その旨を連絡するものとする。

上記の連絡をもって広域避難体制に移行し、構成市町全体で広域避難に対応するものとする。

なお、河川管理者からの連絡は、「氾濫注意情報」又は「氾濫警戒情報」の発表をもって替えることができるものとする。

河川名	鬼я	八叉	小貝川		
水位	川島観測所	水海道観測所	黒子観測所	水海道観測所	
水防団待機水位	0.0m	1.5 m	2.5 m	3.8 m	
氾濫注意水位	1. 1 m	3.5 m	3.8m	4.6 m	
避難判断水位	1.8 m	4.8 m	5. 1 m	6. 1 m	
氾濫危険水位	2.8 m	5. 5 m	5.8 m	6.5 m	

※基準水位は平成30年4月時点の数値

(5) 避難情報の発令

構成市町の避難情報の発令に係る水位の基準は以下のとおり

鬼怒川

※基準水位は令和3年5月時点の数値

水位観測所	川島観測所			水海道観測所			
発令区分	結城市	筑西市	下妻市	八千代町	常総市	つくばみらい市	守谷市
高齢者等避難	1.1m	1.8m	1.1m∼1.8m	1.8m	1.8m	4.8m	4.8m
避難指示	1.8m	2.8m	1.8m∼2.8m	2.8m	2.8m	5.5m	5.5m

小貝川

※基準水位は令和3年5月時点の数値

水位観測所			黒子観測所			×海道観測 ē	近
発令区分	筑西市	下妻市	つくば市	常総市	つくばみらい市	守谷市	取手市
高齢者等避難	5. 1m	3.8m∼5.1m	5.1m	5.1m	6.1m	6.1m	6.1m
避難指示	5.8m	5. 1m∼5. 8m	5.8m	5.8m	6.5m	6.5m	6.5m

3. 広域避難所の開設・運営等

(1) 広域避難所の開設

- 1. 避難市町は次の条件をすべて満たす場合には、受入市町に対して、施設を指定し、広域避難のために当該施設を使用することについての協力を要請することができるものとする。
- ア 広域避難体制に移行していること。
- イ 対象河川の水位が次の基準に達していること。

河川夕	水位観測所名	協力要請に係る水位 (数値はH30年4月時点)				
河川名 水位観測所名		1次	2次・3次			
鬼怒川	川島	避難判断水位(1.8m)	氾濫危険水位(2.8m)			
地 浴川	水海道	避難判断水位(4.8m)	氾濫危険水位(5.5m)			
小貝川	黒子	避難判断水位(5.1m)	氾濫危険水位 (5.8 m)			
小泉川	水海道	避難判断水位(6.1m)	氾濫危険水位(6. 5 m)			

- ウ 避難市町が「避難指示」を発令していること、もしくは発令が見込まれること。
- 2. 前項により施設の使用について協力を求められた受入市町は、当該施設を提供できないことについて正当な理由がある場合を除き、当該施設の使用を了承するものとする。なお、避難市町が指定した施設が提供できない場合には、受入市町は、他の施設を提供するよう努めるものとする。
- 3. 前項により施設の使用を了承した受入市町は、直ちに当該施設に避難者を受け入れるための準備を行うものとする。なお、受入準備が整ったときは、避難市町にその旨を連絡するものとする。
- 4. 避難市町は、受入市町に広域避難所を開設したときは、避難対象者に対しその旨を周知するものとする。

広域避難所開設の流れ

1 広域避難体制に移行

 $\hat{\Gamma}$

- - 避難市町から受入市町に対し、施設使用に関する協力を要請(受入市町了承)
- 4 避難市町が避難指示を発令、もしくは発令見込

 Ω

①

5 受入市町に広域避難所を開設(避難市町は、避難対象者に周知)

(2) 広域避難所の運営

- 1. 広域避難所の運営は、原則として避難市町が行うものとする。ただし、避難市町において広域避難所の運営体制が整わない場合であって、避難市町から避難市町を除く構成市町(以下「応援市町」という。)、又は茨城県(以下「県」という。)に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、広域避難所の運営業務を応援するものとする。
- 2. 広域避難所の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- 3. 当該広域避難所への避難者数が施設の収容人数を超えるなど、区域避難所の運営に支障が生じるおそれがあるときは、避難市町と受入市町が協議・調整し、さらに別の施設を確保するものとする。
- 4. 要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の設置が必要な場合には、避難市町と受入市町が協議・調整し、福祉避難所の開設に努めるものとする。

(3)物資の確保

- 1. 避難に際して必要となる食料や毛布等の物資については、原則として避難市町が備蓄する物資を活用するものとする。ただし、避難市町から応援市町、又は県に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、迅速に物資の提供に努めるものとする。
- 2. 避難市町は、関係機関や他自治体等から食料や資機材等の支援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定及び受援体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難者名簿の作成

1. 避難市町は、広域避難所ごとに避難者名簿を世帯単位で作成するものとする。

(5) 避難が長期化した場合に対応

- 1. 避難が長期化する場合に備え、避難市町は、県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できる体制の整備に努めるものとする。
- 2. 避難市町は、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅・賃貸住宅の活用及びあっせん等により、広域避難所の早期解消に努めるものとるす。

(6) 広域避難所における要配慮者の支援等

- 1. 社会福祉施設の入所者及び病院等の入院患者については、各施設の職員が中心となって避難生活を支援するものとする。
- 2. 在宅の避難行動要支援者については、家族や民生委員・児童委員など避難支援 等関係者が中心となって避難生活を支援するものとする。
- 3. 避難市町は、避難支援等関係者が不足し、又は不足するおそれがある場合は、 県や応援市町に協力を要請し、医療、福祉関係者やボランティア等を迅速に確保 するものとする。

4. 広域避難の方法と手段等

(1) 一般住民の広域避難

1. 避難手段

避難手段は、道路状況等を確認の上、自動車の走行が可能な場合は、自家用車による避難を原則とする。なお、自家用車を持たない者、又は使用しない者は、最寄りの指定避難所、又は緊急避難場所から自治体が用意したバス等により避難するものとする。なお、避難市町から県に対し、バス等の提供に関する協力要請があったときは、県は速やかにバス等の確保に努めるものとする。

(2) 要配慮者の広域避難

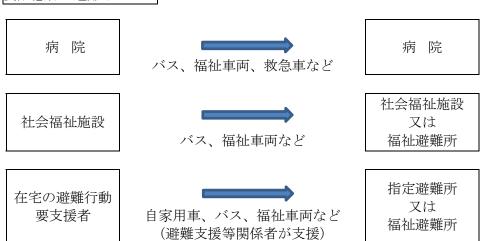
1. 避難方法

要配慮者の避難は、施設管理者が作成する避難確保計画、又は市町村が作成する個別計画に基づき、実施するものとする。なお、要配慮者の状態により、屋内での安全確保が優先される場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、当該施設において浸水の影響が及ばない場所に垂直避難するものとする。

2. 避難手段

- ア 社会福祉施設、病院等は、あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保して おくものとする。
- イ 県及び構成市町は、国や関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の 確保に協力するものとする。
- ウ 避難市町は、在宅の避難行動要支援者の避難支援について、避難支援等関係者 の協力を得て行うものとする

要配慮者の避難イメージ



5. 住民等への周知と啓発等

(1) 住民等への周知

構成市町は、災害時に住民が円滑、かつ迅速に避難できるよう、平時から住民に対し、ハザードマップや指定避難所、避難情報等の周知に努めるものとする。 さらに広域避難所には、当該施設が広域避難所になっていることを表示し、住民への周知及び避難市町から当該施設に広域避難する住民への案内に努めるものとする。

(2) 広報媒体の効果的な活用

住民等への情報提供は、防災無線、防災ラジオ、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS、自主防災組織による個別の声がけなど多様な媒体を活用し、効果的に行うものとする。

(3) 分かりやすい避難情報の発令

避難情報の発令に際しては、情報の発信元を明確にし、住民にわかりやすく、 また状況に応じた切迫感のある広報を心がけるものとする。

(4) 防災教育の推進

構成機関は構成市町の自治会や学校などを対象として、「台風が発生」してから「河川が氾濫」するまでに、一人ひとりが、どう行動すべきかを時系列に整理する「マイ・タイムライン」の普及を通じ、洪水に関する住民等の意思啓発を図っていくものとする。また、構成機関は、マイ・タイムラインの普及を図るため、マイ・タイムラインリーダーの確保に努めるものとする。

避難情報の発令

高齢者等避難	避難指示を発令することが予想される場合に発令 ・いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう ・避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)は 避難を開始しましょう
	災害に擁る被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令 ・避難場所へ避難しましょう
避難指示	災害が発生するほど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に 高まった場合に発令
	・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内の 安全な場所に避難しましょう。

第5節 被害軽減対策

第1 緊急輸送

震災対策編 第3章 第5節 第1「緊急輸送」(203~208ページ)を準用する。

第2 消防水防活動計画

震災対策編 第3章 第5節 第2「消防水防活動計画」(209~215ページ)を準用する。

第3 応急医療

震災対策編 第3章 第5節 第3「応急医療」(216~219ページ)を準用する。

第 4 危険物等災害防止対策計画

震災対策編 第3章 第5節 第4「危険物等災害防止対策計画」(220~223ページ)を準用する。

第6節 水害、土砂災害対策

市は水害、土砂災害がもたらす被害を未然に防止し、あるいは被害を最小限に抑えるため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。

第1 水害対策

台風や集中豪雨により、水害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、水防管理者である 市長が関係機関との連携を図り、水防活動を行う。

■ 対策

1 監視及び警戒 (建設部、消防本部)

2 水防作業 (建設部、消防本部)

3 市長が行う避難指示等 (総務部)

■ 内容

1 監視及び警戒

市長は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、 その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業開始の指示を出し、 県水防本部並びに国土交通省利根川上流河川事務所、下流河川事務所、下館河川事務所に対し て、その状況及び見通し等を連絡する。

2 水防作業

市長は、水防作業を必要とする異常状態とその各々に適する水防工法並びに水防作業上の注意事項について防災計画に定めるところにより、迅速かつ的確な水防活動を実施する。

3 市長が行う避難指示等

市長は、利根川及び小貝川の水位が上昇し、災害が発生する恐れがあると判断した場合には 必要に応じて速やかに、高齢者等避難や避難指示を行い、周辺住民の安全な避難活動を図る。 高齢者等避難、避難指示は、防災行政無線、防災ラジオ、市及び消防団の広報車、サイレン、 自主防災組織からの伝達、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関 等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

段	階	行 動
高齢者	等避難	周辺住民はいつでも避難できる準備を進め、市は避難所を開設する。 また、要配慮者に対して早めの避難行動の開始を求める。
避難	指示	全ての周辺住民は避難する。

第2 土砂災害対策

市長は、大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集して土砂災害 危険箇所の巡視及び警戒に万全を期する。

また、土砂災害危険箇所等が崩壊、又は崩壊の恐れが生じたときは、警戒員の配置や避難誘導員の派遣など必要な措置を講ずる。

■ 対策

1 情報の収集及び伝達 (総務部、建設部、消防本部)

2 危険箇所の警戒及び避難 (総務部、建設部、消防本部、防災関係機関)

3 二次災害防止対策 (総務部、建設部、消防本部、防災関係機関)

■ 内容

1 情報の収集及び伝達

市及び防災関係機関は、台風、集中豪雨等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行う。

(1) 災害状況の早期把握

市は、土砂災害危険箇所が存在する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。

【収集すべき情報の内容の例】

- ① 危険区域及びその付近の降水量
- ② 急傾斜地の地表水、湧水の状況
- ③ 危険箇所及びその付近の亀裂の有無
- ④ その他、災害に関する状況
- ⑤ その他、必要な事項

(2) 災害情報の伝達

市は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示、伝達を行う。特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等への連絡及び広報車による地区住民への周知に努める。

2 危険箇所の警戒及び避難

市は、豪雨等によって災害が発生する恐れがある場合や、二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係防災機関と協力して警戒に当たる。

市長は、この状況を判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

(1)警戒体制の時期

【時期】

- ① 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で市長が必要と認めたとき。
- ② 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して市長が認めたとき。
- ③ 危険箇所及びその付近に亀裂が発生するなど、災害発生の危険が高まったとき。

【警戒体制をとる場合の基準雨量及び応急措置の内容】

	基準雨量	応急措置の内容
警戒体制	前日までの連続降雨量が 100mm あった場 合	① 危険区域内の警戒・巡視
第 1 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を超えたとき	② 必要に応じ、住民等に対する避難準備・ 避難指示等
第 2 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を超え、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	③ その他必要な応急措置

3 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こす恐れがある。このため、土砂災害発生時においては、市及び防災関係機関は、必要な措置を講ずる。

第7節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給計画

震災対策編 第3章 第6節 第1「生活救援物資の供給計画」(224~234ページ)を準用する。

第2 要配慮者の安全確保計画

震災対策編 第3章 第6節 第2「要配慮者の安全確保計画」(235~238ページ)を準用する。

第3 被災者支援相談計画

震災対策編 第3章 第6節 第3「被災者支援相談計画」(239~240ページ)を準用する。

第4 応急教育計画

震災対策編 第3章 第6節 第4「応急教育計画」(241~243ページ)を準用する。

第5 ボランティア活動支援計画

震災対策編 第3章 第6節 第5「ボランティア活動支援計画」(244~247ページ) を準用する。

第8節 農地農業計画

災害時における農耕地及び農作物に対する応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 農地農業計画の推進

■ 対策

1 農地関係 (まちづくり振興部)

2 農業用施設 (まちづくり振興部)

3 農作物関係 (まちづくり振興部)

4 畜産関係 (まちづくり振興部、県)

5 災害時における危険動物の逸走防止対策の実施(まちづくり振興部)

■ 内容

1 農地関係

農地が被災し、当該農地が冠水し、自然排水を待っていると、復旧工事の施工又は農作物の 生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は、ポンプ排水及び堤防切開等を行い、被害を最小 限にとどめる。

2 農業用施設

(1) 堤防

堤防くずれの恐れがある場合は、腹付工事及び土止め杭柵工事等を行う。

(2)水路

水路は、ごみさらい等十分行い、排水をよくする。

3 農作物関係

災害による農作物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 水稲及び畑作の改植用種苗の確保

水害等により、水稲、畑作の改植を必要とする場合が生じたとき、市長は、被災の状況により又は被災者の請求があった場合は、被災地向改植用種苗の補給を指示する。

(2) 病害虫防除対策

水害等により、発生が予想される水稲、畑作の病害虫防除の対策は、次による。

- ① 市は、特に必要があると認めたときは、病害虫防除指導班を編成して、現地の特別指導を行う。
- ② 被災地域が広大で集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときには、市は県に対し、緊急防除の申請を行う。
- ③ 災害により、緊急に農薬の確保の必要が生した場合には、市は、農薬業者等に対し、緊急供給を依頼する。
- ④ 市は、茨城みなみ農業協同組合の協力を得て、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除器具の使用ができるように努める。

(3)農作物等の措置

災害名	作物名	事例
	水陸稲	① 完熟期に近いものの倒伏は、早めに刈取架干すること。② 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時浸水し、4、5株ずつ結束するか竹等でささえて穂実を図ること。③ 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
風害	そさい及び ビニールハウス	① 収穫期にあるものは若取を行う。② 被害部分の整理を行い早期回復を図ること。③ 早期回復のため肥料の葉面散布、追肥を行う。④ 病害発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	① 枝が折れたり裂けたりした場合は切り捨て切口に「つぎろう」を 塗ること。② 傷が浅い時は、縄で固く括ってゆ着を図ること。③ 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定すること。
	飼料作物	刈取期又は、直前のものは早めにあたえるか、サイレージ又は乾燥 すること。
	水 稲 (苗代)	 ① 冠水したものは、早めに葉先の出る程度まで排水すること。 ② 傷みのない場合は、なるべく早く植付けすること。 ③ 傷んでいる場合は、回復を待って植付けすること。 ④ 田植え3日以前に追肥し発根を用意ならしめること。 ⑤ 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 ⑥ 被害激甚のときは、追播を行うこと (7月上旬まで)。
	(水田)	知知冠水した場合 冠水したものは、早急に排水し汚物を洗い落とすこと。 中耕は、直ちに行うこと。 せ砂を挿入した場合は、早く株直しを行うこと。 長期間(二週間程度)冠水した場合 追播を実施し退水後の処理に備えること。 残苗がない場合減株、分株により再植すること。 残苗は、仮移植しておくこと。 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
水害	麦	① 冠水したものは、早急に排水すること。② 根ぎわの土が流された場合は、土寄せを行うこと。③ 成熟期に近いものは、天気をみて早めに刈取り脱穀して通風乾燥で乾燥すること。
	大 豆	① 滞水した場合は、排水溝を作り排水に努めること。 ② 欠株を生じた場合は、補植をすること。
	なたね	滞水した場合は、排水に努めること。
	そさい及び ビニールハウス	① 収穫期の近いものは若取りすること。② 速やかに排水に努めること。③ 肥料の葉面散布を行うこと。④ 中耕の古葉の除去を行い土壌の乾燥を図ること。
	飼料作物	① 冠水したものは、直ちに排水すること。② 収穫が近いものは、家畜に利用すること。③ まき直し種子の早期手配及び確保を行うこと。④ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

災害名	作物名	事例
	水稲	① 枯死状態の場合は代作を行うこと。 ② 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	陸稲	① 川や井戸水を利用できるところは、かん水を行うこと。② 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	なたね	生育初期において被害甚大な場合は、代作を考慮すること。
	そさい及び ビニールハウス	① できる限りかん水を行うこと。② 除草を行いむだ枝や古葉を除くこと。③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
干害	果樹	できる限りかん水を行うとともに結果過多の木は、摘果を早めに行う こと。
	麦	生育回復のため追肥を行うこと。
	なたね	① 初期生育に根本の浮上がりを生じた場合は、根元を踏みつけること。 ② クン炭を根元に施し太陽熱の利用を図ること。
	そさい及び ビニールハウス	① 保温加熱を行うこと。② 被害部分を除去し新芽の発生を促すこと。③ 肥料の葉面散布を行い生育の促進を図ること。
	果樹	降雪甚だしい時は、雪落しを行うこと。
	飼料作物	播種直後の牧草は、鎮圧を行うこと。
	水稲	① 生育初期は、なるべく浅水にすること。② 生育回復のため追肥を行うこと。③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸稲	生育回復のため追肥を行うこと。
 凍霜害	麦	生育回復のため追肥を行うこと。
冰相口	そさい及び ビニールハウス	① 被害部分を除去して新芽の発生を促進させること。② 枯死した場合は、追播や補植を行うこと。③ 肥料の葉面散布を行い生育の促進を図ること。④ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	飼料作物	生育回復のため即効性の追肥を行うこと。
	水稲	① 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い生育を回復した後(6日~7日)本田移植を行う。 ② 被害当時本田移植を行ったものは、浅水にすること。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸稲	① 湿没したものは、なるべく晴天の日中をさけ曇天時又は夕刻に熊手等によって土を掻き出し追肥を行うこと。② 被害激甚のものは、追播又は代作を行うこと。③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
ひょう害	そさい又は ビニールハウス	① 生育回復のため追肥を行うこと。 ② 被害激甚のものは、追播又は代作を行うこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	① 被害激甚の場合枯死部分を除くこと。② 生育回復のため追肥を行うこと。③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	飼料作物	① 被害激甚のものは、代作を行うこと。 ② 生育回復のため追肥を行うこと。

4 畜産関係

水害時等において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対し、市は獣医師の協力を得て、必要な防疫を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者が市長に届出るものとし、その処置については、市の指示に従って死がいの埋葬、焼却を行う。

災害時における家畜及び家畜関係の応急対策として、次の措置を講ずる。

(1)被災家畜に対する措置

被災家畜が伝染性疾病の疑いがあると認められる場合は、県南家畜保健衛生所 (029-822-8518) に届出るものとし、伝染病の発生の恐れがあると認められる場合には、 担当班を被災地に派遣し、緊急予防注射を実施する。

(2) 浸水畜舎に対する措置

浸水畜舎に対して家畜伝染病の発生を予防するために消毒を実施する。

(3) 家畜の避難

浸水等の災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者は家畜を安全な場所に避難させる。

(4) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、市長は県に対し、麦類、ふすまの放出 を要請し、必要量の確保及び供給について要請する。

5 災害時における危険動物の逸走防止対策の実施

災害時において、ペットなどで飼育されている危険動物の逸走防止に向け、危険動物飼育者に対し、被災時の対処方法について、周知活動を徹底するとともに、危険動物の保護並びに一時保管について、関係機関との協議を進め、その対策を講じる。

第9節 地区の孤立対策

河川の氾濫等により、地区が孤立した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 地区の孤立対策の実施

■ 対策

1 市の対応 (総務部)

2 電気通信事業者の対応 (電気通信事業者)

3 道路管理者の対応 (道路管理者)

4 警察署の対応 (警察署)

■ 内容

1 市の対応

- ① 孤立した地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ② 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ③ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 電気通信事業者の対応

- ① 孤立した地区との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ② 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

3 道路管理者の対応

災害時相互応援協定に基づき市建設業協会の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとと もに、交通規制情報を提供する。

4 警察署の対応

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第10節 災害救助法の適用

震災対策編 第3章 第7節 「災害救助法の適用」(248~251ページ)を準用する。

第 11 節 応急復旧·事後処理

第1 建築物・土木施設の応急復旧計画

震災対策編 第3章 第8節 第1「建築物・土木施設の応急復旧計画」(252~256ページ) を準用する。

第2 ライフライン施設の応急復旧計画

震災対策編 第3章 第8節 第2「ライフライン施設の応急復旧計画」(257~262 ページ)を 準用する。

第3 清掃・防疫・障害物の除去計画

震災対策編 第3章 第8節 第3「清掃・防疫・障害物の除去計画」(263~268ページ)を 準用する。

第4 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬

震災対策編 第3章 第8節 第4「行方不明者の捜索・遺体処理・火葬」(269~272ページ) を準用する。

第4章 風水害等復旧・復興対策計画

第1節 復旧・復興の基本方針

第1 主旨

大規模な風水害等により、市内の広い範囲が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、速やかな復旧・復興対策を図るために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び関係機関と協議を行い、原状復旧をすすめるとともに、中長期的な計画復興対策を目的に、復旧・復興の基本方向を定める。

第2 災害復旧・復興計画作成への体制づくり

本市の「災害復旧・復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への希望をもたらし、復興への目標及びエネルギーを生み出す原動力となる。

市(政策推進部)は、災害発生後、できるだけ早い時期に土木部門、都市計画部門、農林水 産部門及び企画部門等を含めた災害復旧・復興計画の専門チームを編成し、「災害復旧・復興ビ ジョン」の速やかな公表を目指す。

第2節 被災者生活の安定

第1 り災証明の発行

震災対策編 第4章 第1節 第1「り災証明の発行」(273~275ページ)を準用する。

第2 義援金品の募集及び配分

震災対策編 第4章 第1節 第2「義援金品の募集及び配分」(276~277ページ)を準用する。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

震災対策編 第4章 第1節 第3「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」(278~281ページ)を準用する。

第4 租税及び公共料金等の特別措置

震災対策編 第4章 第1節 第4「租税及び公共料金等の特別措置」(282~284ページ)を 準用する。

第3節 被災施設の復旧

震災対策編 第4章 第2節「被災施設の復旧」(285~286ページ)を準用する。

第4節 激甚災害の指定

震災対策編 第4章 第3節「激甚災害の指定」(287~289ページ)を準用する。

第5節 復興計画の作成

風水害等による被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すとともに、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指し、政策推進部が中心となって、関係部門と協議しながら関係機関と調整を図り、計画的な復興事業を進める。

また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、速やかに住民のコンセンサスを得て、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

以下、震災対策編 第4章 第4節「復興計画の作成」(290~291ページ)を準用する。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

震災対策編 第4章 第5節「被災者生活再建支援法の適用」(292~293ページ)を準用する。

資 料 編

目 次

条	例•	協定等	1
	1	災害対策基本法(抜粋)	1
	2	取手市防災会議条例	4
	3	取手市災害対策本部条例	6
	4	取手市災害対策本部規程	7
	5	取手市災害応急処理本部要領	9
	6	取手市防災工事資金のあっ旋及び利子補給に関する条例	11
	7	茨城県罹災救助基金管理規則	14
	8	小災害救助補助金交付申請書	15
	9	小災害救助補助金交付決定通知書	16
	10	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	17
	11	災害時等の相互応援に関する協定	21
	12	茨城県広域消防相互応援協定書	23
	13	取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱	26
	別表	: (第3条関係)	27
	14	取手市自主防災組織連絡協議会規約	28
様	走	· 等	31
	1	災害概況即報	
	2	災害発生即報	
	3	出動職員報告書	38
	4	放送申込書	39
	5	災害応急処理報告書	40
	6	現地調査書	40
	7	被害状況等報告	42
	8	家屋被害調査票	44
	9	自衛隊災害派遣要請書	45
	10	自衛隊災害派遣撤収要請書	46
	11	市町村への応援要請書	47
	12	消防応援要請書	48
	13	避難所開設状況	49
	14	避難状況一覧	50
	15	避難者名簿	51
	16	消耗品受払簿	52
	17	避難所日誌	53

	18	避難所生活状況報告書54
	19	運転日誌55
	20	緊急輸送車両確認申請書56
	21	緊急輸送車両標章57
	22	緊急通行車両確認証明書58
	23	トリアージ・タッグ59
	24	り災証明書61
	25	り災証明発行台帳62
	26	被災証明書
	27	毒性ガス施設事故通報 (発信・受信用)65
参	考	÷66
	洪水	、等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語の改善について66
	浸水	、想定区域内にある要配慮者利用施設68-1
	土砂	>災害警戒・特別警戒区域内にある要配慮者利用施設・・・・・・・・・・68-7
	東日	本大震災の取手市災害対策本部の取り組み及び市内の被害状況69
	取手	市地域防災計画見直し市民懇話会委員名簿71
	平成	23年3月11日東日本大震災体験記72

条例 · 協定等

1 災害対策基本法(抜粋)

最終改正: 平成一八年六月一四日法律第六八号 (最終改正までの未施行法令)

平成十七年十月二十一日 法律第百二号(未施行) 平成十八年六月七日 法律第五十三号(未施行) 平成十八年六月十四日 法律第六十八号(未施行)

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は 大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定 める原因により生ずる被害をいう。
 - 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害 の復旧を図ることをいう。
 - 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項 に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条 及び第五十四条 並びに宮内庁法 (昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項 並びに国家行政組織法第八条 に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条 及び第五十五条 並びに宮内庁法第十六条第二項 並びに国 家行政組織法第八条の二 に規定する機関
 - 二 内閣府設置法第四十条 及び第五十六条 並びに国家行政組織法第八条の三 に規定する機関

以降省略

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を 災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域 に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内 の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、 その総合調整を行なう責務を有する。

以降省略

(市町村の責務)

- 第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民 の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得 て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する 責務を有する。
 - 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該 市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自 発的な防災組織(第八条第二項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町 村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
 - 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民の責務)

- 第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
 - 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、 市町村防災会議を置く。

以降省略

(市町村地域防災計画)

- 第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の 市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係 る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると 認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計 画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触する ものであってはならない。
 - 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び 訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝 達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関す る事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、 物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、 都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
- 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又 は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

- 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
 - 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
 - 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は 立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならな い。
 - 4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

2 取手市防災会議条例

昭和38年1月28日 (条 例 第1号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条の規定に基づき、取手 市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 取手市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 取手市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する 事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、取手市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊第1施設団の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認め委嘱する者

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、取手市の職員、及び学識経験のある者のうちから、 取手市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則(平成8年条例第2号) この条例は、平成8年4月1日から施行する。

3 取手市災害対策本部条例

昭和 37 年 6 月 7 日 (条例第 68 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、取手市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その 職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、 災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を もって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部員の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 取手市災害対策本部規程

昭和 48 年 10 月 29 日 (訓令 第 7 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、取手市災害対策本部条例(昭和37年取手市条例第68号)第5条の規定に 基づき、取手市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定 める。

(組織)

- 第2条 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- 2 各部各班の所掌事務は、別表2のとおりとする。

(本部)

- 第3条 本部に次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、
- (3) 災害対策本部付(以下「本部付」という。)
- (4) 災害対策本部の各部の長
- (5) 本部長の指名する者
- 2 本部は、災害対策に関する基本方針その他重要事項を審議策定する。

(副本部長及び本部付)

- 第4条 副本部長は、副市長を、本部付は教育長をもってこれにあてる。
- 2 副本部長に事故あるときは、本部付をこれにあてる。

(部長及び班長)

- 第5条 部に部長を、班に班長を置く。
- 2 部長は、第2条第2項に定める所掌事務につき所属班長を指揮監督する。
- 3 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督する。
- 4 部長及び班長の分担は、別表2のとおりとする。

(本部の設置基準)

- 第6条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)施行令第4条に基づく暴風雨、大雨または洪水そ の他の警報が市域に発令されたとき。
 - (2) 市内に大規漢な地震、火災、爆発等が発生したとき。

(本部事務局)

- 第7条 本部が設置された場合は、本部事務局を置く。
- 2 前項の事務局員は、総務部安全安心対策課の職員をもって充てる。

(本部事務局長及び本部事務局次長)

- 第8条 本部事務局に本部事務局長(以下「事務局長」という。)を置く。
- 2 本部事務局に本部事務局次長(以下「事務局次長」という。)を置く。
- 3 事務局長は、総務部長をこれにあて、事務局次長は、総務部安全安心対策課長をこれにあ てる。
- 4 事務局長に事故あるときは、事務局次長をこれにあてる。

(連絡員)

- 第9条 本部事務局に各部長の指名する連絡員1人を置く。
- 2 連絡員は、本部事務局と各部との連絡にあたる。

(涌報)

- 第10条 各部において収集した災害情報は、直ちに総務部情報班に通報するものとする。
- 2 総務部情報班長は、各部より災害情報を受理したときは、直ちに本部長に通報しなければならない。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部の議を経て行うものとする。ただし事態が緊急を要する場合 は、本部長において発表することができる。

(本部の閉鎖)

- 第12条 本部の閉鎖は、災害応急措置が完了したときに、本部長の命により行う。
- 2 本部閉鎖後の事後の連絡は、総務部総務課において行う。

(楠則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

付 則

この訓令は、昭和48年11月1日から施行する。

5 取手市災害応急処理本部要領

平成9年4月21日 (訓 令 第3号)

第1 趣旨

この要領は、市域に発生した災害の調査及び災害規模の拡大防止について、災害対策本部設置前の災害の応急処理事務をするために必要な事項を定める。

第2 災害応急処理本部

1. 災害応急処理本部の設置

気象状況等により災害の発生の恐れがあることを予想できる場合は、その処理体制を整えるため災害応急処理本部(以下「応急処理本部」という。)を設置する。

2. 応急処理本部の組織

- (1) 応急処理本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。
- (2) 応急処理本部長(以下「本部長」という。)は、副市長とする。

3. 応急処理本部の配備体制

(1) 災害応急処理本部の配備体制の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 各種気象注意報及び警報が発令され、市域に被害が発生し、又は発生する恐れがある とき。

- イ 災害又はこれに準ずる事態が市域に発生し、本部長が応急処理本部の設置を必要と認めた場合。
- (2) 応急処理に関係する要員は、常に気象状況その他の事象に注意し、災害が発生した場合、直ちに必要な措置がとれるよう準備しておくものとする。

4. 動員の伝達及び方法

(1) 勤務時間中の場合

応急処理本部の主管課は、総務部安全安心対策課(以下「主管課」という。)とし、災害の発生又は災害の発生する恐れがある気象等の情報を入手した場合は、応急処理本部員の動員等について、本部長と協議のうえ応急処理本部要員に対し、「自席待機」又は「自宅待機」の指示、伝達をするものとする。ただし、必要に応じて班を編成し、災害応急処理活動をするものとする。

(2) 休日・夜間等の場合

退庁後又は休日・夜間において、応急処理本部の主管課において災害関係情報を入手した場合は、総務部長に連絡し、その指示により各部(班)長に連絡する。主管課から非常登庁の連絡を受けた各部(班)長は、所属班員にその旨を連絡し、速やかに登庁し班を編成し、災害の応急処理活動をするものとする。

5. 被害の調査等

応急処理本部の本部班は、住民等からの通報及び各班からの調査結果等の状況を把握し、 別紙「災害応急処理報告書」(以下「報告書」という。)に記載するものとする。

6. 応急処理結果の報告

応急処理活動をした班長は、被害の状況、程度、処理方法等について、報告書に記載し、本部班に提出するものとする。提出された報告書は、本部班が精査とりまとめて本部長に報告するものとする。

7. 応急処理本部の閉鎖

本部長は、気象状況等により支障ないと認めたときは、応急処理本部を閉鎖する。また、応急処理本部閉鎖後においても必要に応じ措置し、応急処理をしたものについては、全各号に準じて事務処理するものとする。

第3 災害復旧

災害復旧に関する事務は、災害復旧及び事後措置に関係を有する部課において処理するものとする。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

6 取手市防災工事資金のあっ旋及び利子補給に関する条例

昭和57年3月20日 (条 例 第2号)

(目的)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害及び浸水被害を防止するため急傾斜地の崩壊 防止工事又は既設住宅等のかさ上げ工事をしようとする者に対し必要な資金のあっ旋及び利 子補給(以下「資金のあっ旋等」という。)を行いもって市民の生命及び財産を保護することを 目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 急傾斜地 高さ5 m以上、傾斜度が30 度以上である土地をいう。
- (2) 既設住宅等 既に建築を完了した床面積が30平方メートル以上の住宅(付帯設備を合む。)をいう。

(資金のあっ旋等の対象工事)

- 第3条 資金のあっ旋等の対象となる工事は、次のとおりとする。
 - (1) 急傾斜地崩壊防止工事 急傾斜地の崩壊を防ぐために施行する擁壁工事その他これに 付随する工事
 - (2) 既設住宅等かさ上げ工事 過去に浸水被害のあった既設住宅等又はそのおそれのある既 設住宅等で床の高さを従前の床面より 20 センチメートル以 上上げる工事その他これに付随する工事
- 2 工事の施行にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 防災の目的を十分に達成すること。
- (2) 建築基準法その他関係法令の規定に適合すること。
- (3) 盛土を行う場合は、隣地への土砂又は水の流出のおそれのないようにすること。

(資金のあっ旋等の対象者)

- 第4条 資金のあっ旋等を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、営利を目的とする者には、あっ旋等をしないものとする。
 - (1) 急傾斜地又は既設住宅等が資金のあっ旋等を受けようとする者の所有又は占有であること。
 - (2) 市税を完納していること。
- (3) 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること。
- (4) 貸付金の元利支払について弁済能力を有すること。
- (5) 確実な連帯保証人があること。

(資金のあっ旋等の条件)

第5条 市長が資金のあっ旋等を行う条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資金のあっ旋限度額 500 万円

(2)貸付期間 10年以内とする。

(3) 償還方法 元利均等月賦償還とする。

(4) 据置期間 貸付けを受けた月の翌月から3月以内とする。

(5) 利 子 指定金融機関の定めるところによる。

(6)担保 解原則として担保を徴する。

(7)連帯保証人 1人以上とする。

(資金のあっ旋等の手続)

第6条 資金のあっ旋等を受けようとする者は、別に定める借入申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の借入申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、指定金融機関に資金のあっ旋を行うものとする。

(貸付の決定等)

第7条 指定金融機関は、前条の規定によりあっ旋のあった者について、審査のうえ資金の貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請人に通知するとともに資金の貸付けを行うものとする。

(利子補給)

- 第8条 市長は、前条の規定により資金の貸付けを受けた者に対して、利子補給を行うものとする。
- 2 利子補給は、資金の貸付利率の2分の1の部分につき、当該資金の貸付額に対し行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず,資金の貸付利率の2分の1の利率が年2.5%を超えるときには、 資金の貸付利率の年2.5パーセントの部分に限り,当該資金の貸付額に対し,利子補給を行 うものとする。

(報告)

第9条 指定金融機関は、第7条の規定により資金の貸付けの可否を決定したとき、又はこれまでに貸付けたものの償還を受けたときは、貸付状況の報告書を市長に提出しなければならない。

(利子補給の打切り)

- 第10条 市長は、借受人が次の各号の一に該当すると認めたときは、利子補給を打ち切ることができる。
 - (1) 第4条に規定する要件を失ったとき。
 - (2) 申請書に虚偽の記載があつたとき。
 - (3) その他不正行為があったとき。

(必要書類の提出)

第11条 市長及び指定金融機関は、必要があると認めたときは、借受人に必要な書類の提出を 求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に規則で定める。

付 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の取手市防災工事資金融資条例(以下「旧条例」という。) の規定に基づき融資を受けている者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその 効力を有する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づき融資を受けている者が改正後の取手市防 災工事資金あっ旋及び利子補給に関する条例(以下「新条例」という。)第6条に規定する借入 申請書を市長に提出した場合は、新条例の適用を受けることができる。この場合においては、 前項の規定は、適用しない。

付 則(平成17年条例第70号)

この条例は,交付の日から施行する。

7 茨城県罹災救助基金管理規則

昭和 46 年 6 月 15 日 (茨城県規則第 39 号)

茨城県り災救助管理規則(昭和37年茨城県規則第88号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県基金設置条例(昭和39年茨城県条例第7号。以下「条例」という。) 第7条の規定に基づき条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(救助の対象)

第2条 条例第5条の規定により、知事がり災救助基金の全部又は一部を処分し、その財源で行う応急的な救助は、その区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した災害が発生した市町村(以下「災害地の市町村」という。)に対して行うものとする。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	5 世帯
5,000人以上5万人未満	7世帯
5万人以上	10 世帯

2 前項に規定する住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する 等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に 居住することができない状態となった世帯は5世帯をもってそれぞれ住家が滅失した、世帯 とみなす。

(救助の額)

- 第3条 知事は、災害地の市町村が次の救助をしたときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で現に救助に要した額を補助するものとする。
- (1)被服、寝具等の生活必需品の給付(生活必需品購入のための金銭給付を含む。) 茨城県災害救助法施行細則(昭和36年茨城県規則第83号。以下「細則」という。)別表第 1第3項第3号ウ及びイの表に定める額
- (2) 災害による死亡者の埋葬 細則別表第1第9項第3号に定める額

(補助金交付申請)

第4条 災害地の市町村長は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、前条の救助が完了した日から1カ月以内に小災害救助補助金交付申請書(様式第1号)を市にあっては直接に、町村にあっては当該区域を管轄する社会福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(交付決定通知)

第5条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに補助額を決定し、小災害救助補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該市町村長に通知するものとする。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条)

8 小災害救助補助金交付申請書

茨城県知事殿			年	月	日
		市 町長 村			
小災害発生年月日					
災害救助完了年月日					
補助金交付申請額					
添付書類	小災害救助状況調査 別紙 1 支 出 調 書 別紙 2				

様式第2号(第5条)

9 小災害救助補助金交付決定通知書

番 号 年 月 日

市町長殿

村

茨城県知事

小災害救助補助金交付金決定通知書

年 月 日 で申請のあった小災害補助金については、茨城県り災救助基金管理規則第5条の規程により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 交付決定額

円

2 交付決定額內訳

(1) 生活必需品の給付関係

円

	1人	世帯	2人	世帯	3人	世帯	4人	世帯	5人	世帯	何人	世帯	計	+
	全壊	半壊												
世帯数														
給付額														
限度額														
計														

- 注 1 給付額とは、市町村が給付した生活必需品の購入額の総計である。
 - 2 限度額とは、世帯人数ごとに定められた補助限度額である。

(2) 死亡者の埋葬関係

	死亡者数	埋葬料	限度額	計
大 人	体	円	円	円
子 人	体	円	円	円
計				円

- 注 1 埋葬料とは、市町村が死亡者1人あたりの埋葬のため必要とした総額である。
 - 2 限度額とは、大人、小人別に定められた補助限度額である。

10 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により、現に被害 を受け、又は受けるお それのある者を収容す る	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 33,000円以内 (加算額) 11,310円 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容 する「福祉避難所」を設置し た場合、当該地域における通 常の実費を支出でき、上記を 超えて加算できる。	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	1 費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は 流出し、居住する住家 がない者であって、自 らの資力で住宅を得る ことができない者	 規格 1戸当たり平均29.7 ㎡(9坪)を基準とする。 限度額1戸当たり5,714,000円以内 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。) 	災害発生の日から 20 日以内着工 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	1 平均1戸当たり29.7 ㎡ 設置のために支出できる 費用は、設置に係る原材料 費、労務費、付帯設備工事 費、輸送費、建築事務費そ の他の一切の経費とし、 5,714,000円以内とする。 また、実情に応じ市町村相 互によって設置戸数の融 通ができる 2 高齢者等の要援護者等 を数人以上収容する「福祉 仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内
炊き出しその 他による食品 の給与	 避難所に収容された者 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者 床上浸水で自宅において自炊不可能な者 	 1 1人1日当たり 1,160円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地) 等に一時避難する場合3日分 支給可(大人、小人の差別な し) 	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水及 び炊事のための水であ ること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	1 輸送費、人件費は別途 計上

救助の種類	対象		費月	用の限度額			期間		備考				
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上 浸水等により、生活上必 要な被服、寝具、その他 生活必需品を喪失、又は 毀損し、直ちに日常生活 を営むことが困難な者	月~3 の日を	3月) (ごもつ	月~9月)、 の季別は、分 って決定する 頃の範囲内	災害発生	10 *;	災害発生の日から 10日以内 *ただし、厚生大臣 の承認により期間 延長あり			1 備蓄物資の価格は、年 度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分 1人 2人 世帯 世帯					3人世帯	4人世帯		5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算		
		全壊	夏	18, 800	24, 20	00	35, 800	42,	800	54, 200	7, 900		
		全焼 流出	冬	31, 200	40, 40	00	56, 200	65,	700	82, 700	11, 400		
		半壊半焼	夏	6, 100	8, 30	00	12, 400	15,	100	19, 000	2, 600		
		床上 浸水	冬	10, 000	13, 00	00	18, 400	21,	900	27, 600	3, 600		
助産	医療の途を失った者 (応急的措置) 災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって、災害の ため助産の途を失った 者 (出産のみならず、死産 及び流産を含み現に助 産を要する状態にある 者)	材料、 2 病障 3 施定 1 枚 1 した 2 助産	医なるので、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・使用した薬 経器具破損等 は診療所・・社 が額以内 が額内 による場合 は料等の実費 による場合は は内の額	の実費会保険	14 ** 承 長 分 7 ** 承	14 日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり 分べんした日から 7 日以内			妊婦等の移送費は、別途計上			
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費					災害発生の日か ら3日以内 *但し、厚生大臣 の承認により期間 延長あり			1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、以 後「死体の捜索」として 取り扱う 2 輸送費、人件費は、別 途計上			
災害にかかっ た住宅の応急 処理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	に必要量 1世帯量 595,000 半壊又に	最小限 当たり 円以 は半爆 け被害		慢の損								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の 金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 215, 200 円以内 小人(12 歳未満) 172, 000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象と なる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ各般の事情により、 すでに死亡していると 推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器 具等の借上費又は購入費、修繕費 及び燃料費等とし、当該地域にお ける通常の実費	災害発生の日から 10日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	1 輸送費、人件費は別途 計上 2 災害発生後3日を経 過したものは一応死亡 した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理(埋葬を除く)をする	 (洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 *既存建物借上費時 通常の実費保存 *既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金 	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運びこまれて いるため生活に支障を きたしている場合で自 力では除去することが できない者	1 世帯当たり 137, 900 円以内	災害発生の日から 10日以内 *但し、厚生大臣の 承認により期間延 長あり	実情に応じ、市町村相互間 において対象数の融通が できる
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	 被災者の避難 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理 配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認 められる期間以内	

資料編 関係条例等

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第	1人1日当たり	災害の実施が認	時間外勤務手当及び旅
	10条第1号から第4	・医師、歯科医師	められる期間以	費は別途定める額
	号までに規定する者	21,600 円以内	内	
		· 薬剤師、診療放射線技師、		
		臨床検査技師、臨床工学技		
		士及び歯科衛生士		
		15,900 円以内		
		• 保健婦、助産婦、看護		
		婦及び准看護師		
		16,500 円以内		
		・土木技術、建築技術者		
		16,500 円以内		
		・大工		
		25,000 円以内		
		・左官		
		25,800 円以内		
		・とび職		
		25, 200 円以内		

11 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、 県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施 できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるも のとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、 速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次の通りとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。
 - (1)被害及び被害が予想される状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。
- 2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活 必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

資料編 関係条例等

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

- 第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。
- 第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書 87 通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

12 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章総則

(目 的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町村」という。)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等(以下「大規模災害等」という。)の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を超えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相互応援

(応援要請)

- 第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等(以下「被災地市町等」という。)の長又は消防長(以下「被災地市町等の長」という。)は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画(以下「基本計画」という。)に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

- 第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等(以下「応援市町等」という。)の長 又は消防長(以下「応援市町等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留消防力に 支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、 緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。
- 2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第 三 章 経費負担

(経費の負担)

- 第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 応援市町等が負担する経費
 - ア 人件費、燃料等の経常的経費
 - イ 応援職員(消防団員含む。以下同じ。)が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した 場合における公務災害補償に要する経費
 - ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費
 - エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費
 - (2) 被災地市町等が負担する経費
 - ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の 調達経費
 - イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する 経費
- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第 10 条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書(別記様式)により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雜 則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定 市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。 従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

13 取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱

○取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱

平成7年10月2日 告 示 第 86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動に対し、補助金を交付するものとし、その補助金の交付については取手市補助金等交付規則(昭和43年規則第23号)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町内会、自治会等を単位として市民により 自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象事業経費及び補助額等は、別表のとおりとする。 (補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、取手市 自主防災組織活動育成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業に係る収支予算書、事業計画書
 - (2) 資機材購入に係る請求書(写)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、取手 市自主防災組織活動育成事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知す るものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 市長は、前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (補助金の返還)
- 第8条 市長は、この目的に違反した事実があると認めたときは、補助金の全部若しくは一部 の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、告示の日から施行し、平成6年度に設立された自主防災組織から適用する。 付 則(平成12年告示第96号)
- この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成 20 年告示第 49 号)

資料編 関係条例等

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象事業区分	事業の内容	補助額の算定方法
組織運営事業	自主防災組織の運営にか かる必要な経費及び資機 材の購入に要する経費	 (1) 補助額 毎年度市の予算において決定する単価に、自主防災組織を構成する世帯数を乗じて得た額とする。ただし、その額が30,000円に満たない場合にあっては、30,000円とする。 (2) 端数処理 1,000円に満たない部分については、これを切り捨てる。 (3) 補助額の上限 市長は、必要があると認めるときは、補助額の上限を設けることができる。 (4) 世帯数の基準 毎年4月1日現在の世帯数を基準とする。 (5) 適用年度 自主防災組織を設立した年度から適用する。
組織設立事業	自主防災組織の設立時に 整備する資機材の購入に 要する経費	(1)補助額 1会計年度当たり150,000を限度とし、現に要した額とする。(2)適用年度 自主防災組織を設立した年度から起算して3年間に限り適用する。

14 取手市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、取手市自主防災組織連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織相互の救護・救援活動等の協力体制及び自主防災組織活動の 充実を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、市内各自主防災組織の会長をもって組織する。

(所掌事務)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - (1)自主防災組織の活動、協力体制の充実に関すること。
 - (2)自主防災組織相互の情報交換に関すること。
 - (3)その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

- 第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。
 - (1)会 長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)幹事 9名
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 3 幹事は、次のブロックことに、それぞれ3名ずつ選出する。
 - (1)東ブロック
 - (2)西ブロック
 - (3)北ブロック
- 4 前項のブロックに属する自主防災組織の区分は、別に定める。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年(総会から次年度の総会までの間をいう。)とする。 ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
 - (3)幹事は、第4条の所掌事務の執行に当たる。

資料編 関係条例等

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議 の議長となる。
- 2 会議の種類は、次のとおりとする。
 - (1)総会
 - (2)役員会
 - (3)その他必要と認められる会議

(事務局)

第9条 協議会の会務を処理するため、取手市安全安心対策課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成18年3月14日から施行する。

別表

東ブロック	西ブロック	北ブロック
新道町内会自主防災会	白山町内会第1.2.3区自主防災会	光風台自主防災会
大利根団地自主防災会	市之代地区自主防災会	川端自主防災会
青柳地区自主防災会	本郷ニュータウン自主防災会	表自主防災会
取手井野団地自主防災会	新取手自治会自主防災会	四ッ又自主防災会
取手つつじが丘自治会自主防災会	中央タウン(戸建)自主防災会	沖横自主防災会
 	関鉄ニュウータウン自主防災会	東自主防災会
八重洲町自主防災会	上高井地区自主防災会	細井自主防災会
井野日立自主防災会	貝塚地区自主防災会	南町自主防災会
上町自主防災会	 駒場団地自主防災会	東観団地自治会自主防災会
台宿南地区自主防災会	稲地区自主防災会	酒詰上自主防災会
台宿中地区自主防災会	新町自主防災会	宮和田下一自主防災会
台宿北地区自主防災会	八重洲ニュータウン東部地区自主防災会	宮和田下三自主防災会
本町自主防災会	八重洲ニュータウン中部地区自主防災会	- 弥栄自主防災会
吉田上地区自主防災会	八重洲ニュータウン南部地区自主防災会	片町自主防災会(藤代)
井野地・川戸沼自主防災会	八重洲ニュータウン北部地区自主防災会	ときわ台自治会自主防災会
仲町自主防災会	下高井地区自主防災会	双葉自主防災会
屋敷自主防災会	井野台第1地区自主防災会	桜が丘自主防災会
戸田井第三班自主防災会	井野台第2地区自主防災会	ルックハイツ藤代自主防災会
第二八重洲自主防災会	戸頭町会自主防災会	小林住宅自主防災会
城根地区自主防災会	永山地区自主防災会	浜田集落自主防災会
吉田地区自主防災会	戸頭第二住宅組合自主防災会	宮和田幸町自主防災会
小文間新田地区自主防災会	中央タウン高層住宅南地区自主防災会	高須地区自主防災会
中妻地区自主防災会	戸頭第三住宅自主防災会	稲荷町自主防災会
南地区自主防災会	戸頭地区自主防災会	取手市和田地区自主防災会
小堀自主防災会	戸頭中央ハイツ自主防災会	箕輪自主防災会
桑原·桑成地区自主防災会	中央タウン高層住宅北二地区自主防災会	中内地区自主防災会
(26)	中央タウン高層住宅北一地区自主防災会	フラワータウン藤代自治会自主防災会
	戸頭第一住宅管理組合自主防災会	藤代スカイハイツ自主防災会
	野々井地区自主防災会	椚木団地自主防災会
	米ノ井地区自主防災会	(29)
	戸頭団地賃貸住宅自主防災会	
	遠藤前自主防災会	
	駒場地区自主防災会	
	ベルフラワー取手自主防災会	
	(34)	

様 式 等

1 災害概況即報

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村					
(消防本部名)					
却生老夕					

消防庁受信者氏名 報告者名

※ 爆発を除く。

※ 爆発を除く。 火災種別	1 建物 2 林野 3 車両	4 船舶 5 航空機	& 6 その他	
出火場所				
出火日時	月 日 時 分	(鎮圧日時)	月 日 時	分
(覚知日時)	(月日時分)	鎮火日時	(月日時	分)
火元の事態・		事業所名		
用途		(代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
	死者(性別・年齢) 人	死者の生じた		
死傷者	負傷者 重傷 人 中等傷 人 軽傷 人	理由		
焼損程度	焼 全 焼 損 半 焼 棟 損 半 焼 棟 棟 部分焼 棟 数 ぼ や 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m² m² a
り災世帯数		気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)台消防団台その他	人 人 人		
救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

⁽注)第一報については、原則として、覚地後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

2 危険物等に係る事故3 原子力災害

消防庁受信者氏名

						第		報
報	告	日	時	年	月	目	時	分
都	道	府	県					
市	H	町						
(ž	肖防ス	本部	名)					
報	告	者	名					

事	故		種	別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()
発	生		場	所	
発 (生覚を			時)	発見日時 月日時分 (月日時分) 鎮火日時 (処理完了)
消	防矢	和貨	き方	法	気 象 状 況
物	質	の	区	分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃 性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 物質名 ()
施	設	の	区	分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他()
施	設	の	概	要	危険物施設 の 区 分
事	故	の	概	要	
死		傷		者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人 (人) 重 傷 人 (人) 中等傷 人 (人) 軽 傷 人 (人)
					出場機関出場人員出場資機材
消	防			災	事業所 共同防災組織 人 その他 人
活及	動	J	状	況 び	当
救活	急 動		救 状	助 況	消 防 団 人
					海上保安庁人
					警戒区域の設定 月 日 時 分 自 衛 隊 人
					使用停止命令 月日時分その他 人
	害丸の影				
その	の他	参	考事	耳項	

(注)第一報については、原則として、覚地後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

報	告	日	時	年	月	目	時	分
都	道	府	県					
市	町							
(}	肖防オ	と部 名	፯)					
報	告	者	名					

消防庁受信者氏名

発	Ė	Ė	場	ョ ⑦	所								
発	<u> </u>	Ė	E	1	時		月	日	時	分	覚 知 方 法		
(覚	知	日	時)	(月	日	時	分)	見邓刀伝		
事	故	0)	概	要								
死	信	百分	才	ž.	等	死者 不明	(性別	・年齢) 計	人	<u>人</u>	負傷者等 重 傷 中等傷 軽 傷	人(人(人(人(人) 人) 人) 人)
救要	助	狺	f	動	の 否								
扌	效助	護る	 皆数	女 (見	込)						救助人員		
救活	動	0)	状	助況								
	害の												
	<u>・・</u> の他												

- (注) 負傷者欄() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

								年	月	日	時	分	
					都道府県								
		沙尺	庁受信者氏名		市町村								
		<u>(日刊)</u>	7. 文信有以名										
<u>災害</u> 名	Ż		(第 報	문)_	報告者	4名							
	T						ı						
	発2	生場所			発	生日時		年	月	目	時	分	
災					•								
害													
\mathcal{O}													
概													
況													
	T /5 +		人	不明 人	\(\frac{1}{2}\)	全壊	棟	一部矿	支損			棟	
被	死傷者	負傷者	人	計 人	住家	半壊	棟	床上浸	是水			棟	
害								ı					
\mathcal{O}													
状													
況													
	《中土	hits -1 dan ket	(本), 未 中 ii	E /	(m- -	++\							
	設 置	策本部等 :	ぎの (都道府) 況	ポ)	(市町)	M)							
応 急													
応急対策の状況													
がが													
況													

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

〔被害状況速報〕

								Z	ζ		分		被	害
		災	害	名					流生	Է・ 増	12	ha		
被	害 者	第		\$				田	冠		水	ha		
報 芒	計番 号							Jam	流步	ト・坦	12	ha		
		(,	月	日 時	現在)		畑	冠		水	ha		
+0 4	→ + ∀ +>							文	教	施	設	箇所		
報 台	音者 名							病			院	箇所		
	区		分	ì	被	害		道			路	箇所		
人	死		者	人				橋	ŋ	ょ	う	箇所		
的	行 方 フ	下明	者	人				河			Ш	箇所		
被	負重		傷	人				港			湾	箇所		
害	負 傷 者 軽		傷	人			7	砂			防	箇所		
				棟			そのか	清	掃	施	設	箇所		
	全		壊	世帯			他	崖	<	ず	れ	箇所		
				人				鉄	道	不	通	箇所		
				棟				被	害	船	舶	隻		
	半		壊	世帯				水			道	戸		
				人				電			話	回線		
住				棟				電			気	戸		
住家被害	一 部	破	損	世帯				ガ			ス	戸		
害				人				ブロ	ュッ	ク塀	等	箇所		
				棟										
	床 上	浸	水	世帯										
				人										
				棟			り	災	世	帯	数	世帯		
	床下	浸	水	世帯			り	災	ź	者	数	人		
				人			火	建			物	件		
非	公 共	建	物	棟			火災発生	危	隊	è	物	件		
非住家	その	り	他	棟			生	そ	Ø,)	他	件		

							1	1	
区		分			被	害		都道	
公 共	; 文	教力	施 設	千円				道府県	
農林	水	産業	施設	千円			災等		
公 共	: ±	: 木 カ	施 設	千円			災害対策-		
その	他の) 公共	施設	千円			策置	市	
小			計	千円			本状部況	町	
公共旗	包設衫	波害市町	丁村教	団体				μĵ	
	農	業	支 害	千円				村	
	林	業	支 害	千円				, -	
そ	畜	産	按 害	千円			\ 		
の	水	産	皮 害	千円			災害救助法適用市町村名		
	商	工	支 害	千円			数町村		
他							法名		
								計	団体
	そ	の	他	千円			消防職動延人		人
被	害	総	額	千円			消防団 動延人		人
	55	災害発生	場所						
	55	災害発生	年月	日					
	55	災害の種	類概	要					
備	Гĺ	5急対策	の状	况					
		消防	ī、水	防、救?	急・救助等	等消防機関	の活動	状況	
		・避難	能の勧	告・指え	示の状況				
考		• 避難	能所の	設置状況	况				
		·他の	地方	公共団	体への応払	爰要請、応	援活動	の状況	1
		自律	う 隊の	派遣要	請、出動丬	犬況			

[※]被害額は省略することができるものとする。

2 災害発生即報

災 害 発 生 即 報

		日	時	分	受信		発信者			受信者	
	1	被害発生			自	月	B	時	分		
	•	IX LI 30.			至	月	日	時	分		
4	2	被害場i	所								
•	3	被害程	叓								
4	4 被	害に対す	る措置								
ţ	5 -	その他必要	事項								

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

3 出動職員報告書

出動職員報告書

年 月 日

所属名

所属長

部名		部長名		
班名		班長名		
職名	氏 名	執務場所	出勤時間	備考
i e			i e	ì

4 放送申込書

出動職員報告書

「NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続き」

1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK 水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続

放送の要請は消防防災課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急 やむを得ない場合は、電話(日本放送協会水戸放送局 221 - 7101、㈱茨城放送 244 - 2121) 又は口頭により行う。

放送 申込書 放送 事項 その他必要な事項 令和 年 月 日 殿 茨城県生活環境部消防防災課長 氏名 (注)本申込書は正副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。

5 災害応急処理報告書

災害応急処理報告書

受付	十日時		年	月	日	時	分	受付者氏名			
連	——— 絡 者	住所	:								
住所	斤 氏名	氏名					電話				
被害	F場所	取手	市								
通	□道路兒	 	(□通行)	可	通行不	(可)	状況				
	□住宅沒	曼水	(口床上	□床	下)						
報	□倒木	(□通	通行可 [口片側	□通	行不可)					
	□清掃	(□側	训溝 □ 沿	尼口	ゴミ)						
内	□消毒	(※4	い共用地の	かみ)							
	口その作	也 ()					
容											
	通報者	要望	(※本人)	が何を	しても	らいたい	_ ハか記入)	情報提供	のみ		
								緊急性	Тп	あり	□なし
								※記性		<i>Ø</i>) ')	ロなし
被害	評戸数		戸(全壊	戸	i 、 → ‡	部損壊	戸、床_	上浸水	⋾、床	で下浸水	戸)
応急	急処理内容	容									
処	理日	時	処理開始	冶日時	:	月	目	時	分		
<u> </u>	生 1	њД.	処理終了	了日時	:	月	日	時	分		
班名	,			班	員名						
			班	,							
今後	後の対策										
再訓	間査の必	要性									
			7	有			#	IL			
								W			
※状	涗確認	(済の	場合は、	日付・						(to	- , ,,_
①担	 !当部署連	絡			②受	付入力	(情報班)				入力(情
	部・総務項			_\	日付	t: /			/	幹位	班)
(,1,1	4P 4P 333 8	,_,		_/					V		
日付	:		原本	*	担当	i :				日付:	
					③ 理	1提加.钾。		<u>*</u>			/
	/			_\		. 《担当部 . (担当部		=			
				¬/	日付					担当:	
担当	:		⊐t	<u>-</u> ^_	נו נו	. /			V		
			(2	部)	担当	:					

6 現地調査書

現 地 調 査 書

調	査	日	時	月	日	時	分
調	查	班	名				
調	查員	〕氏	: 名				

災	害	の原	因	1 5.	地震技			2. 液	状 化	3.	火災		4 .	土砂	崩れ
被	災	日	時		年	Ē.	月	日			時	分	(頃)		
被	害	場	所	取手	€市 (世帯主	三及び付	弋表	者氏名	丁目	番	E.	号)
被	災	概	要												
	建	築物被	害		全壊 流失	(焼)			·壊(焼) :上浸水((cm)		. 一部 . 床下		
	土	木 施 設	等 害												
被		イフライ 設 等 被													
害	そり	の他被	害												
の内	人	的被	害		死亡 行方不	「明者		人 2. 人	重傷		人	3. 軋	圣症		人
容	死	傷者	名		住	所	ŕ	氏	Á	Ä	年 前	静	備		考
特	記	事	項												

^{*}必要に応じて資料添付のこと

7 被害状況等報告

						1	披	害	状	沥	ŗ 4	等	報	. 	Ŀ				
原		因				発	生	日時	月 時	日 分	区						分	被	害
⊒ \> /	·	-r			市			町					流	失・地	里没	22	ha		
発 2	主 場	所			郡			村	•			田	冠	į	水	23	ha		
受発	信用	宇刻		月		目		時		分		Ьm	流	失・地	里没	24)	ha		
受付	言 機	関				発	信	者				畑	冠	Ĺ	水	25	ha		
受(言 機	関				発	信	者				文	教	施	設	26	箇所		
	X	•		分			被	•	害			病			院	27	箇所		
人	死		者	1	人						そ	道			路	28	箇所		
的	行方	不明	月者	2	人							橋	り	ょ	う	29	箇所		
被	負傷者	重	傷	3	人							河			Ш	30	箇所		
害	者	軽	傷	4	人							港			湾	31)	箇所		
				(5)	棟						の	砂			防	32	箇所		
	全		壊	6	世帯							清	掃	施	設	33	箇所		
住				7	人							崖	<	ず	れ	34)	箇所		
				8	棟							鉄	道	不	通	35	箇所		
	半		壊	9	世帯							被	害	船	舶	36	隻		
家				10	人						他	水			道	37	戸		
				(11)	棟							電			話	38	回線		
	— 克	祁 破	損	12	世帯							電			気	39	戸		
被				13	人							ガ			ス	40	戸		
157				14)	棟							ブロ	コッ	ク塀	等	41)	箇所		
	床_	L 浸	水		世帯											(A)			
害				16	人									***	y*	<u>@</u>			
百	<u> </u>			<u>17</u>	棟							災		帯	数	43	世帯		
	床	下 浸	水		世帯						り	災		者	数	4	人		
.,				19	人						ال الا	Ç Ş	建		物	<u>45</u>	件		
非住家	公步				棟						グ ジ 発 生	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	危		物	46	件		
家	そ	0	他	21)	棟							<u> </u>	そ	0	他	47	件		

	市	町	村	名							報	告	のほ	区 分	r				
							則]		報			確	Ź	È	報		告	
	区			分		1	波		害		被	害の意	程度及	び応	急対	策状	況(経過)	
公	共 文	教 施	設	48	千円														
農	沐 水 🌶	産 業 施	設	49	千円														
公	共 土	木 施	設	60	千円														
その)他の	公共旅	拉設	(51)	千円														
小			計	6 2	千円														
公共	施設被	害市町	村教	63	団体														
				6 4	千円														
	林	美 被	害	6 5	千円														
そ	畜 產	色 被	害	6 6	千円														
の	水	色 被	害	67	千円														
	商コ	二被	害	68	千円								要	請	틕	i	項		
他																			
				59															
	そ	Ø	他	60	千円														
被	害	総	額	61)															
災害	分签木	部設置	44 沿	62	設置	J	1	日	時	分									
火口	<i>N</i>	. 田 奴 旧,	1/\ 1/L	63	廃止	J]	日	時	分									
避	難の	指 示	等	64)		J	1	日	時	分									
		出動延力		65	人														
消防	可員员	出動延り	人数	66	人														
	災害の	概況																	
そ																			
	消防機	関の活動	1 狀 況																
の	111127 100	N *> 10 39	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,																
他	その他																		

8 家屋被害調査票

家屋被害調査票

												<u>No</u>		
住		<i>z: ::</i> ()												
所						cm)								
			等のフロ	アー浸	水									
		4 全	(フロ 壊	アーか	5	cm)								
		•	壊 規模半壊											
		7 — ∑	部破損	_										
	□ 8	_	の他(□崖 レージ、∫					□道路	各冠水	:、 □ <i>l</i>	末下まで	では浸水	しないが)	`
		□備品	等の被害	Ē (外		₹)			喜なし		
区分		-	家(口 注家(専用	□併。	用))		積へ	非		「業者名 (店舗名)		
住	家族	数 :带主		人		上浸力 学生	kの‡	易合 人	住	□業	種			
家	を含]			学生		人	1					
· 併	併月 場	目の合	□ (店 ₁ □ (業	舗名) 種)					家	口代	表者名			
用含	所有	\Box 1 \Box 2		家 家				し尿 区分			み取り 化槽			
立む	区	口所	有者住所	•				階	□ 1	平	家建			
705 ##	分	口氏			TEL			別) [皆建 □ □ TEI		
避 鄭	記事	口住月	Т						□氏:	名		□TEL		
	1	消毒の	- •	_		有		無						
			りの必要 からの要		の他	有		無			_ 4	1 不在		
			て被災者 況を具体					ただし	ン、不	在の	ため状況	兄を聴取	できない	とき
調査	日	令和 午前。	年 ・午後	月 時	日(分)	調査	:						
		1 19/9		•			者							

9	自衛隊災害派遣要請	書								
							文	書		番号
-t-							令和	年	月	日
70	炭 城 県 知 事 殿									
				村	幾関・暗	哉・氏名	5			印
	自衛隊	隊の災害	派遣要詞	清につ	いいて	(依頼)			
うえ	えのことについて、自衛	隊法第 8:	3条の規定	きによる	ろ 自 衝隊	業の派者	青を、下	「記のと	おり依	頼し
ます。		120-12-1210	7,00,0	_ (= 0()		J 1/10	,	HO - C	, - , p,	,,,,
			記	ī						
1 9	災害の状況及び派遣要請	の理由	μС	1						
(1) 災害の種類 水害	、津波、	風害、火氣	災、土	砂崩れ、	遭難、	交通事	事故、そ	·の他()
(2) 災害発生の日時	令和	年	月	日	時	分			
(3)場所									
(4)被害状況									
(5)要請する理由									
2 🏻	派遣を希望する機関	É	令和	年	月	日	時	分		
		至	令和	年	月	日	時	分		
] 3 浙	i 『遣を希望する区域及び	活動内容								
(1		件	市		町					
(2) 活動内容		郡		村					
(2	/ 10到77任									
4 3	その他参考事項									
(1) 現場において協力し	うる団体	、人員、	機材等	の数量	及びそ	の状況			
(2) 派遣部隊の宿営(宿	泊)地ま	たは宿泊	施設の	状況					
(3) 現地における要請者	側の責任	者及びそ	の連絡	方法					
(4) 気象の概況									
(5)その他									

10 自衛隊災害派遣撤収要請書

												جاليـــ	-		亚, 口
												文	書		番号
												令和	年	月	日
	茨坊	以 県	知	事	殿										
									栈	と関・暗	哉・氏』	名			印
				自徫	所隊の	災害	派遣	部隊の	撤収に	こつい	て(作	衣頼)			
	介和	左		П	□₩		旦	では超	1ゃ白	告送の	公宝だ	+ 11+17-	いては、	┰╪	با مرا
							ク	C放积	した日	用りなり	火音	K1十(C ' >	, , , , la'	I, ¤r	ے رہے
おり	部隊	か 撤り	乂安:	清を仏	対頼しる	ます。									
								記	1						
								ДL	1						
1	撤収	要請の)理(由											
2	撤収	朝日			令和	和	年	月	日	時	分				
3	その何	也必要	更事〕	項											

11 市町村への応援要請書

		年	月	日
<u>殿</u>				
	取手市長			印

災害応援要請書

下記の事由により、災害時応援相互協定に基づき要請します。

記

要	請	Ø	理	由	
要	請	Ø	内	容	
要	請	の	期	日	
そ事	0)	他	必	要項	
備				考	

12 消防応援要請書

		年	月	日
	取手市長			印

災害応援要請書

下記の事由により、消防応援相互協定に基づき要請します。

記

要	請	0	理	由	
要	請	の	内	容	
要	請	の	期	田	
そ事	の	他	必	要項	
備				考	

13 避難所開設状況

避難所開設状況

発信者				受付	言者						月	E	3	時	分
避難場	所 名						電	話							
	開	設		日	Ħ	ŧ		閉	•	鎖		日		時	
	月	日		時	5	}		月		日		時		分	
担当者	所	属	聙	鈛	氏	名	所		属		職		氏		名
者															
人															
()															
	地	区	名		世	帯	人		数			備		考	
避															
難状															
況															
	(食料	・毛布そ	の他	必要	物品等	テの状況)				•					
対															
応															

14 避難状況一覧

			分			
		無	串			
		人数	分			
	作成者	始.	串			
	升) 君 冈	分			
配		朱	蚦			
I		遊難が	分			
兴			盐			
栄		虚				
業		BB ÷几	黑			
嬍			Ħ			
' F			百 江			
		H	<u>-</u>			
		Æ	Ð			
		からまま	姓 無场別石			

15 避難者名簿

		避	難	者	名	簿	N	lo.	/
避難所名					担当職	員名			
住所:						地区名			
氏	名	続柄	性別	年齢	入所日	事	務所記入欄(退所日	等)

(注) 世帯単位で作成のこと

16 消耗品受払簿

消 耗 品 受 払 簿

品 名	単	位	
1 加 名	呼	称	

年	月	日	摘	要	受 払 残	備考

(注) 1:「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。 2:「備考」欄には、購入単位及び購入金額を記入しておくこと。

3: 最終行欄には、受払残及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

17 避難所日誌

		避	難	所	目	誌			No.	/	
避難所名					担当職員	名					
記録日	事		項		措	置	の	概	要	扱	者

18 避難所生活状況報告書

避難所生活状況報告書

発信	者					受信	者					月	日	時	分
避難	場別	f名								電	話				
	ţ	地区	名	t	ŧ	帯		人	数			備		考	
避															
難															
場 所															
の	(\	犬況))												
状															
況															
	+- ,	l/ 1 1∠													
	担目	当者					人								
連															
絡															
指															
示															
事															
項															

19 運転日誌

公 用 車 運 転 日 誌

f .				<u> </u>	144	— ни					
	年	月	日		曜日	天気				管理	責任者
	, '	, ,	, .		, 11		T				
使用課名	運転者名	運行区間(経	路)	出庫時分	メータ ー km	入庫時分	メー	ター km	走行區	距離 km	所属長確 認
		市役所 -				:					
修理	箇 所							ŀ	然料	•	L
10 生	直 刀							;	オイル	•	L
同乗者(職員	員以外)の有無			同乗者	があった場	合の具体	的理	由			
有	• 無										

点 検 表

1 始業点検

区分	点検箇所	点検内容	確認	区分	点検箇所	点検内	可容	確認
	ドライブレコー ダー	正常な作動			車 体	汚れ・損傷		
	ブレーキペダル	踏みしろ			タイヤ	空気圧・異常 耗・	ぎな磨	
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	サイドブレーキ	引きしろ		車		進の派々, 掲作		
運	燃料装置	燃料の量		の	ヘット゛ランフ゜	点灯・汚れ・	損傷	
転	バックミラー・サイドミラ	写 影		外	方向指示器	点灯・汚れ・		
席	ウイント゛ーウオッシャー液	噴射状態		周	フ゛レーキランフ゜	点灯・汚れ・	損傷	
	ワイパー	拭取り状態			ハ゛ックランフ゜	点灯・汚れ・	損傷	
	警告灯の表示	+	• 無		番号灯	点灯・汚れ・	損傷	
	ハ゛ッテリー, エンシ゛ンオ	fル等 有	• ////		ナンハ゛ーフ゜レート	汚れ・損傷		
				自動車	車検証		有	· 無
				運転免	治許証		有	• 無
				停止表	ラ示板		有	• 無

2 終業点檢

ドアを施錠しましたか。	各照明灯は消しましたか。	
サイドブレーキを引きましたか。	車体まわりの汚れ、損傷はありませんか。	
車内の清掃をしましたか。	計器類は正常でしたか。	
シートベルトをしましたか。		

3 異常箇所の報告・処置

異常箇所の連絡事項	
処置及び結果	

○点検結果は、次の記号で表示する。記号 良好:レ 要注意:△ 不良:×

20 緊急輸送車両確認申請書

緊急輸送車両確認申請書

										2	年	月	日
					緊急	輸送車	面 確	認申請	書				
	災害	対策	基本	法施行令	·第 33 条	の規定に	こよる圏	聚急輸送車	面であ;	ろことの	確認	を受け	
7					請します		-0(0)	(1 <u>6</u> (1))	1.1 (0)	J C C 12	PHT HIGH	C 200	
,	_ (· ()		1 00	C 40 7 T	明しより	0							
番	号標に	こ表示	さ										
れ	てい	る番	号										
輸	送	人	員										
又	は	品	名										
申	言	青	者	住		所							
(使月	月 者)	氏		名						(Đ
輸	送	日	時										
4-1	244	₩	пÞ	出	発	地	経	由	地	目	的		地
輸	送	経	路										
備			考										

21 緊急輸送車両標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

22 緊急通行車両確認証明書

第	号	ŕ													年	月	F	3
			緊	急	通	行	車	両	等	事	前	届	出	書		知公安」	事員会	
番号標に れている																		
車両の用 急輸送を 両にあっ 輸送人員 名)	行う車 ては、																	
使用者	住 所	ŕ												()	局	;	番
	氏 名	ı																
通行	日時																	
			出			発			地			目			的		地	
通行	経路																	
備	老、	;																

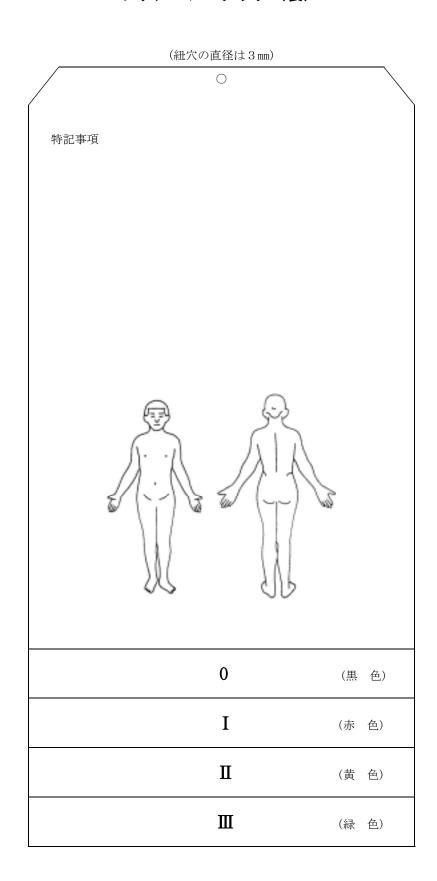
備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

23 トリアージ・タッグ

トリアージ・タッグ (表)

(紐穴の直径は3mm) 1.8 (収容医療機関用) (搬送機関用 No. 氏 名(Name) 年齢(Age) 性別(Sex) 男(M) 女(F) 住 所(Address) 電 話(Phone) 6.2 トリアージ実施月日・時刻 トリアージ実施者氏名 月 日 PM 時 分 搬送機関名 収容医療機関名 トリアージ実施場所 トリアージ区分 23.2 Π Π 0 I トリアージ実施機関 医 救命救急士 その他 8.0 病状·傷病名 特記事項 0 (黒 色) 1.8 Ι (赤 色) 1.8 II(黄 色) 1.8 \mathbf{III} (緑色) 1.8

トリアージ・タッグ (裏)



24 り災証明書

	ŋ	災	証	明	書			
取手市長	殿		_		令和	年	月	日
			〒 エ イ	<u>La</u>				
	1	主 所	取手	<u>山</u>				
		フリガナ						
		氏 名 (電話番号				<u> </u>	
		(电阳笛夕	•			,	
下記事実に相違	はないことを証	明願いま	す。					
リ 災 原 因	令和 年	月	日					
リ 災 場 所	□ 上記住所		:記住所以	(外の場所	ŕ ()	
リ 災 状 況	□ 建物の損害 (具体的な □ 建物以外の (具体的な	状況:)損害)	
証明書提出先	□ 保険会社 □ その他(□ 竜ケ	·崎税務署	∤ □ 取□	手市 🗆 !	勤務先企))	
※ 上記枠内の	該当する□印↓	こチェッ	クしてい	ただき,	必要事項を	ご記入。	ください	,
【市記入欄】 証明項目						第	号	
上記事実に相違	はないことを証	明します	. 0		,			
令和 年	月 日		取手ī	市長				

25 り災証明発行台帳

り災証明発行台帳

No.	受付番~	申請日	申請者	住所	₹	連絡先	証明書提出先	調査年月日	現地調査員	証明書発行年月日	証明事項 (判定)	種別	備考

26 被災証明書

令和 年 月

日

	被 災 証	明申	請書	被災第	号
フリ	<u>所</u> ^{リガナ} 名				
令和 年 月 日発生 います。	生の	により、下 記	記のとおり	被災したこと	を証明願
被災場所取手巾	i				_
被災状況(断水・停建物の被	_ ,, ,	扉の被害 (備品・ᢃ	家財の被害)	
令和 年 月 日	1				
		取手市	長	あて	
ツェの打明事は時代士	1				
※この証明書は取手市 住所、氏名等を確認	できる身分証明	書等を提示し			
	できる身分証明 キ 被 災		IJ	<u>被災第</u>	<u>号</u>
住所、氏名等を確認	できる身分証明 キ 被 災 <u> </u>	書等を提示し リ ト	IJ	<u>被災第</u>	<u>号</u>
住所、氏名等を確認 	できる身分証明 キ 被 災 <u>被 災</u> <u>茨城県</u>	書等を提示し リ ト 証 明	書	被災第 ・ 、下記のとお	
住所、氏名等を確認 被災者 住 <u>房</u> <u>佚名</u> 上記の者は、令和 年 たことを証明します。	できる身分証明 キ 被 災 <u>茨城県</u> チ 月 日発生	書等を提示し リート 証明	書		
住所、氏名等を確認 被災者 住 <u>房</u> <u>佚名</u> 上記の者は、令和 年 たことを証明します。	できる身分証明 キ 被 災 所 茨城県 F 月 日発生	書等を提示し リ ト 証 明	リ 書 により		

茨城県取手市長

【裏面】

確認書類

運転免許証・健康保険証・身分証明書・パスポート・その他(

代理人 (住所)

(氏名)

(関係) 夫・ 妻・兄弟・友人・会社の上司・部下など

27 毒性ガス施設事故通報 (発信・受信用)

1	事故発生年月日	年	月 目	午前 午後	時	分	
2	発 信 者						
3	発生事業所名		会社	Ė	事業所		
4	発生事業所所在地	県	市郡		町 丁目 村	番	号
5	毒性ガス保有量	ガス名			トン kg		
6	被害状況						
7	風向		の風・風下	~		方向	
8	事 故 状 況			2. 和 5. その他		•破損)	
9	事 故 箇 所	1. 配管 4. 整備全部	2. 容器 5. そ ⁽	_	本 3	3. 貯蔵	トン
10	拡 散 予 測	1. 事業所内	にとどまる	2. 事業所夕	ト に	風上最大	m拡散 m拡散
11	事業所の対応策	1. 事業所員 3. 附近住民		2. 事業所	斤員避難		
12	応援等の必要性						
13	備考						
14	発信・受信日時	年	月 F	午前 午後	時	分	
15	受 信 者						

(仕様はB4版)

参考

洪水等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語の改善について

(1) 水位情報で用いる用語

現行	改善後
	氾濫危険水位
計画高水位※	※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計
	画高水位を使用
危険水位	氾濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	氾濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

(2) 水位情報で用いる用語

※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等

現行	改善後
(○○川) 洲北桂却	○○川氾濫発生情報
(○○川) 洪水情報	○○川氾濫危険情報
(○○川) 洪水警報	○○川氾濫警戒情報
(〇〇川) 洪水注意報	○○川氾濫注意情報

(3) その他の用語

現行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊(対象地区の明確化/例:○○地区の堤防が決壊)
欠壊	一部流出(崩壊)(対象地区を明確化/例:○○地区の堤防が一部流出)
越水・溢水	水があふれる (対象地区を明確化/例:○○地区の堤防から水があふれる)
浸水	浸水(対象地区を明確化/例:〇〇地区の堤防が浸水)
冠水	浸水 (対象地区を明確化/例:○○地区の堤防が浸水)
出水	増水
洗掘	深掘れ

現行	改善後
漏水	漏水 (対象地区を明確化/例:○○地区の堤防から漏水)
法崩れ	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水防情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	(排・取) 水門
排水機場	排水ポンプ場
(堤防)天端	(堤防の) 上端、上面
右岸・左岸	例:○○市側
A P	AP(東京湾中等潮位 -1.1344m)
ΥP	Y P (東京湾中等潮位 -0.8402m)
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
高水敷	河川敷
派川	派川 (分岐して流れる川)
直轄区間	国管理区間
指定区間	県管理区間
川裏	居住側、居住地側
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水(河川に排水できずに氾濫した水)
強雨域	強い雨が降る範囲(○時間○○ミリ以上)

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
東取手病院	井野 268	同報系防災無線	小貝川・利根川	
丸野医院	稲 853	同報系防災無線	利根川	
宗仁会病院	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	
宗仁会病院 療養型病棟	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	
ハートフルふじしろ病院	下萱場 225	同報系防災無線	小貝川	
秋田医院	椚木 890	同報系防災無線	小貝川・利根川	
かんの産婦人科クリニック	藤代 1076	同報系防災無線	小貝川・利根川	
さくら整形外科クリニック	桜が丘 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	
桜が丘メルクリニック	桜が丘 1-17-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	
介護老人保健施設 はあとぴあ	井野 253	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
グループホーム花束取手	青柳 861-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ツクイ取手井野	井野 2-6-29	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
井野ケア居宅介護支援センター 井野ケアサービスセンター	井野団地 3-19-101	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 北相寿園	岡 1476	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 取手市ふれあいの郷	ゆめみ野 3-23-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 水彩館	小文間 5720-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 藤代なごみの郷	椚木 1342-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム ルロシェ	神浦 646	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム めぐみの杜	稲 29-1	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
老人保健施設 サンライフ宗仁会	岡 1471	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
介護療養型老人保健施設 ネオテラス宗仁会	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
グループホーム なごみ藤代	椚木 1376	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
グループホームたんぽぽ	桜が丘 1-17-13	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
藤代デイサービスセンター	宮和田 298	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
取手市立かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
よりみち	桑原 6-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリデイ取手東	東 6-72-24	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリデイサービス スモールランド取手	東 6-34-11 エステート八重洲 1 号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿くらぶ取手・藤代 デイサービスセンター	藤代 520	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスセンター いつくしの杜	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスセンター SLP 取手	藤代 153-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ニチイケアセンター取手新町	新町 3-13-6	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
ご長寿くらぶ新取手 デイサービスセンター	新取手 4-7-9	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
レコードブック取手新町	新町 5-19-11	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
樹楽 取手	谷中 44-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリ特化型 デイサービス橙	桑原 6-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
取手地域福祉事業所 みんなのおうち ゆう	青柳 480-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
さくら通所リハビリテーション	桜が丘 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
有田内科整形リハヒ゛リクリニック 通所リハヒ゛リテーション	毛有 363-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
りぼんくらぶ・小浮気	小浮気 179-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ウィステリア 藤代	宮和田 298	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 壱番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 弐番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 参番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 四番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 五番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿クラブ取手藤代	藤代 520	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
イル・クォーレ取手	小浮気 187-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
SLP 取手	藤代 153-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
SLP 取手 2 号館	宮和田 222-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ななつ星らいふ (F プラザアネックス)	東 6-72-21	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿クラブ新取手	新取手 4-7-9	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスふくろう	椚木 352-33	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
就労継続支援B型事業所 エトワール〜星〜	東 6-17-5	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
就労移行支援事業所ななころ	新町 4-1-45-301	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
エピ	取手 2-1-21-201	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ベストフレンド中央タウン	西 2-2 取手中央タ ウン G 棟 112・113	同報系防災無線	利根川	障害福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
こどもプラス取手教室	新町 5-19-11 2F	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
こどもプラス新町教室	新町 5-17-5	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
児童デイサービス いろり	椚木 352-15	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
取手市立障害者福祉センター ふじしろ	藤代 730-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ポニーの家 多機能	高須 2148	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
取手市立 こども発達センター	西 2-35-3	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
障害者支援施設 ときわ学園	ゆめみ野 3-25	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ケアホーム夢未来	桜が丘 4-1391-76	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ハイライフサポート 取手ホーム	和田 1010	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ハイライフサポート多機能・取手	和田 1011	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ほほえみ	小文間 3717	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ベストフレンド藤代	宮和田 588-1 1 階 A 号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
リトルプレイス藤代教室	宮和田 1075-2 第二宇都野t゙ル1階	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
放課後等デイサービス きずな	藤代南 3-11-2 増山ビル 2-A	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
しとく館自立支援学習センター 放課後ディ藤代駅前教室	藤代南 1-5-15 千葉ビル 1 階	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
こどもプラス藤代教室	小浮気 179-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
多機能型就労支援事業所 ステージ	藤代南 1-9-3 2F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
うーり一取手	取手 2-3-2-1F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
アクア	山王字中田 1457-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
アリガトウ	取手 2-3-13 関口ビル4階 402 号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
生活介護事業所和み	東 6-17-5	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
プレゼンス	宮和田 675 ソラーレ 101 号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
グループホーム メジロ	宮和田 1030-42	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
Grip キッズ取手校	取手 1-5-7-2F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
いきいきプラザ	取手 2-8-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	健康づくり推進課
げんきサロン藤代	藤代 700 藤代庁舎内	同報系防災無線	小貝川・利根川	健康づくり推進課
げんきサロン稲	稲 70 取手西小学校 内	同報系防災無線	利根川	健康づくり推進課
稲保育園	西 1-21-25	同報系防災無線	利根川	子育て支援課
たかさごスクール取手	たかさごスクール取手 井野 3-16-1		小貝川・利根川	子育て支援課
井野なないろ保育所	井野 3-15-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
久賀保育所	萱場 891-1	同報系防災無線	小貝川	子育て支援課
中央保育所	藤代 353	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
共生保育園	椚木 219	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
育英保育園	山王 89-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
たちばな保育園	米田 259-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
藤代駅前ナーサリースクール	宮和田 1136-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
取手ふたば文化幼稚園	西 1-21-18	同報系防災無線	利根川	子育て支援課
つつみ幼稚園	双葉 3-7-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
光風台幼稚園	光風台 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
チューリップ第二幼稚園	吉田 13-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
藤代地域子育て支援センター	藤代 700	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
井野なないろ地域子育て支援 センター	井野 3-15-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
宗仁会病院 院内託児所	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
コロポックル こどもの家保育園	椚木 432	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
エンゼルクラブ	藤代 1076	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
古河ヤクルト販売株式会社 井野センター託児室	井野 2-1 レジデンス井野	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
Fun English Preschool	宮和田 1075-2 宇都野ビル2階	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
かがやき保育園とりで	取手 2-3-7 取手センタービ゛ル A 棟 1 階	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
市立藤代幼稚園	藤代 53	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
取手東小学校	吉田 400	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代小学校	藤代 53	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
宮和田小学校	藤代南 3-11-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
山王小学校	山王 380	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
六郷小学校	清水 373-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
久賀小学校	萱場 60	同報系防災無線	小貝川	学務課
桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
取手第一中学校	吉田 470	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代中学校	椚木 1343	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代南中学校	中田 880	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代高等学校	毛有 640	同報系防災無線	小貝川・利根川	
藤代紫水高等学校	紫水一丁目 660	同報系防災無線	小貝川	
取手松陽高等学校	小文間 4770	同報系防災無線	小貝川・利根川	

土砂災害警戒・特別警戒区域内にある要配慮者利用施設

施設名	住所	伝達方法	担当課
取手中央病院	本郷 3-2-1	同報系防災無線	
あおぞら診療所	新町 3-13-11	同報系防災無線	
ふたば保育園	東 2-7-9	同報系防災無線	子育て支援課
取手市立取手小学校	東 5-3-1	同報系防災無線	学務課
取手市立取手第二中学校	寺田 5147	同報系防災無線	学務課
茨城県立取手第二高等学校	東 2-5-1	同報系防災無線	

東日本大震災の取手市災害対策本部の取り組み及び市内の被害状況

- 1. 東日本大震災の発生
 - · 発生 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 46 分
 - · 震源 東北地方太平洋沖
 - ・震度 6弱(取手市井野) 5強(取手市藤代・寺田)
- 2. 災害対策本部の取り組み状況
 - ・平成23年3月11日午後2時55分 取手市災害対策本部を設置し、午後3時5分より第 三次非常体制で午後7時まで全職員で対応
 - 24 時間体制とするため、職員を2班編成として対応
 - 3月13日から4月4日までは、3班体制で対応
 - ・平成23年3月11日 守谷市、静岡県御殿場市、群馬県昭和村へ給水車の借入要請
 - ・平成23年3月12日 小文間小学校、市役所、戸頭公園で飲料水兼用耐震性貯水槽による給水開始
 - ・平成23年3月19日 災害時相互応援協定を締結している、福島県南相馬市の市民148 名を福祉施設に受け入れる
 - ・平成23年3月25日 戸頭配水場で採取した水で、放射性ヨウ素106.5ベクレルが検出 されたため、1歳未満の乳幼児世帯に飲料水(20)を2本配布
 - ・平成23年5月13日 簡易放射線測定器で、学校、児童施設51箇所の放射線量測定開始
 - ・平成23年6月13日 小中学校のプールの放射線量測定開始
 - ・平成23年6月22日 災害対策本部内に「放射線部会」設置
 - ・平成23年10月1日 災害対策本部内に「取手市放射能対策委員会」設置
- 3. 市内における被害状況
 - (1) 公共施設被害状況
 - ・庁舎、公民館、小中学校等80施設で被害
 - (2) 道路(市道)の被害 266 箇所
 - (3) ライフライン(上水道・電気) 114 箇所
 - ① 上水道については、断水箇所はなし。ただし、漏水箇所補修のための減圧により水が出ない状況が発生(平成23年3月11日18:00から平成23年3月14日20:00)

市内漏水箇所は63箇所 市内の水圧の完全復旧は平成23年3月15日0:00

- ② 停電状況については、地震発生時から平成 23 年 3 月 12 日午後 17 時 43 分までの 間ピーク時で 11,700 軒の停電が発生
- (4) 家屋等の被害に対するり災証明発行状況(平成24年1月1日現在)

申請件数 4,352件

判定件数 4,348件

一部損壊 3,122件

半壊 275件

大規模半壊7 1 件全壊2 5 件建物以外の損害8 5 1 件その他4 件

取手市地域防災計画見直し市民懇話会委員名簿

No.	氏	名	所属団体
1	椎名	一夫	取手市自主防災会組織 (白山町内会第3区自主防災会会長)
2	奥	敏次	取手市自主防災会組織 (桜が丘地区自主防災会会長)
3	武田	幸次	取手市自主防災会組織 (戸頭町会自主防災会会長)
4	薬袋	泰	取手市自主防災会組織 (中央タウン高層住宅南地区自主防災会会長)
5	杉田	修	取手市自主防災会組織 (南町自主防災会会長)
6	野口	邦男	取手市民生委員児童委員 (上高井·貝塚·市之代地区民生委員)
7	中山	幸彦	取手市市政協力員 (八重洲=ュータウン地区市政協力員)
8	野澤	和江	ボランティア団体 (新取手自治会長)
9	倉持	行雄	取手市高齢者クラブ連合会会長
10	村上	節	とりで障害者協働支援ネットワーク副代表
11	森田	佳子	取手市 PTA 連絡協議会 女性ネットワーク委員会委員長 (稲小学校 PTA 副会長)
12	吉田	果奈	取手市 PTA 連絡協議会副会長 (藤代中学校 PTA 会長)

* 平成 23 年 10 月 24 日に「取手市地域防災計画見直し市民懇話会」を設置し、 平成 24 年 4 月施行を目指して 6 回の市民懇話会を開催し、計画の見直しを行い ました。

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災体験記

住所:取手市新取手 4-1-19

氏名:村上 節

所属:とりで障害者協働支援ネットワーク副代表

わが家の大震災体験記

3月 11 日 14 時 46 分、私は新取手の自宅2階の書斎で、二日後(13 日)に行われる映画「1/4の奇跡~本当のことだから」の上映会について、水戸の女性から電話で問い合わせを受けているところであった。すごい揺れと音がして背丈ほどの本棚が倒れ、本が床に散乱した。これは大変だ、これまでに経験したことがない地震にどう対処したらよいか一瞬迷った。逃げるための窓を開けるべきか、1階に下りてみると玄関の置物が床に落ちていたり、台所の食器ケースの引き出しが半開きになっていたりしていたが、それ以外特に被害はなさそうなのでひとまずほっとした。わが家は私ども夫婦と孫娘(当時永山中1年)の3人暮らしである。その時、妻は近くのスーパーマスダに買い物に行って、揺れと同時に屋外に飛び出し、おさまってからレジで会計を済ませて帰宅した。内部は果物や飲み物のびん類が床に散乱、あるいはガラス物は割れてかなりひどい状態だったと言っていた。また、孫娘は授業中で机の下に身を隠し、その後全校生徒はテニスコートに避難し、落ち着いてから体育館に移動して早めに帰宅した。

数年前、私の所属するボランティア団体で、よく安全安心対策課の皆さんに来てもらい、 防災について話を聞く機会を持っていた。その中で「家屋は昭和 56 年以前に建てられた 古い建物は耐震性に欠けるものがある。」と言われ、昭和 45 年に建てたわが家は震度7 の場合、倒壊家屋の対象になっている。」と指摘され、70歳を過ぎていたが、命あっての人 生、悔いだけは残したくないという強い気持ちから、思い切って平成 20 年7月(74歳)に建 て替えた。今回の地震で、とっさに「新しい家に住んでいてよかった」と思った。その後、日 頃から災害にそなえる準備がいかに大事であるかを知り、本棚などに固定金具を付けたり、 飲料水、食糧、照明具、ラジオ、簡易トイレなどを準備してきている。

平成 24 年3月 19 日(月)

住所:取手市西 1-6-C-907

氏名:薬袋 泰

役職:取手中央タウン高層住宅南地区自主防災会 会長

3.11 震災・そのとき 私は

震災の時、私はマンション(10階建)9階の自室でパソコン、妻は居間に居た。底からドドっ と突き上げる様な強い振動の後強烈な横揺れが長々と続き、更に2回目の地震の強い揺 れ、すぐ部屋の引き戸を開け逃げ道を確保。居間に居た妻は食器棚の観音開き扉を必死 に押さえていた。私の逃げろの一声で外の廊下に避難。食器は殆ど飛び出し居間は割れ ものが散乱し足の踏み場も無く危険な状態。二人とも直ぐ運動靴に履き替え、軍手をはめ て電気、ガス、水道の状況を点検、確認。落ち着いた状況を見て私は、階段を利用して各 階の被害状況を確認。(各階の廊下に避難していた方々の話を聞く)同時に両隣の棟の 状況も確認した。幸い建物が倒壊する様な大きな損壊は無く、私の棟と同じ程度の状況で 有る事が窺え一安心。廊下から前の羽中公園を見れば、避難者が集まって来ていた。こ こには、戸建自主防災会の役員が集まって来ており、私も家の中の片付けは妻に任せ公 園に行き、避難者を隣接する集会所(鉄骨造り2階建 EV 付)に誘導。連合自治会長(市政 協力員)、各自主防災会長、防災役員と協議し、災害本部を集会所に置き、集会所を避 難所とし、情報の収集(テレビ、ラジオ)、食材等の買い出し等夜食の炊き出しの準備に取 り掛かる。始めに避難して来た戸建の方々は、揺れが落ち着くにつれ自宅に戻り、逆にマ ンションの方々が食器類等が散乱し寝る場所の確保が出来ない、独居のため不安だ等で 避難して来た。集会所には 100 人超の方が一夜を過ごす事となり、簡単な夜食の準備に 取り掛かる。幸い平常時に災害時の炊き出し訓練など防災訓練を実施してきた事が生か され、避難者の中から自発的に調理を手伝う申し出があり、皆で協力して配膳等も行い、 翌朝は前夜の残り物で簡単な朝食をとり夫々家に戻った。人員体制は役所対応者、宿直 者、翌朝早出者を決め、個々の対応は各自主防災会が直接行うとした。私は早出組みと なり、22 時に帰宅、翌朝6時に出動。平成20年に完成した冷暖房完備の集会所はこの様 に災害時の基地、避難所としての機能を十分に活用出来た。





氏名:杉田 修

住所:取手市宮和田 1181-8 役職:南町自主防災会 会長

この日は、3月24日に予定している町会の総会準備の為に、私はパソコンに向かい作業中でした。そこに突然襲ってきた、生まれて初めて経験する大きな地震一瞬恐怖を感じた。窓の外に見える電柱は左右に大きく揺れ、折れて倒れるのではないかと思うほどでした。

そのとき、隣の部屋で生後3ケ月の赤ん坊をあやしていた二男の嫁が赤ん坊を抱き、大きな悲鳴をあげながら助けを求め、部屋に転がり込んできたため落ち着かせながら比較的安全と思われるトイレ付近に避難させたが、怖がってキャーキャーと悲鳴続いていました。

私のいた部屋は、箪笥の上や壁にかけてあった絵や写真の額が落下し、ガラスは割れたがタンスが倒れる様な事はなく、また食器棚等は鍵やフィルムを張るなど安全対策をしておいた為大きな被害にはいたりませんでした。

1回目の地震が収まった後すぐに町内会の状況確認の為に、自主防災で保有する無線機で情報担当者に数度呼びかけをおこなったが応答がなく、被害にあったのではないかと不安になり、被害状況の調査を開始した。

家を出てすぐにお隣の家や数軒先の瓦屋根のぐしが崩壊しているのを確認していた矢 先、2回目の大きな揺れが発生。近くの家の奥さんが恐怖の為か家の中から飛び出してき て、道路にうずくまり、まさに腰を抜かした状態になってしまいした。それほどに2回目の地 震も大きいものでした。そして落ち着いた為引き続き調査を開始。マンション入り口の前で は、中にはいられないと住民の多くが不安な様子でした。

約1時間かけて、町内全体の状況の把握は出来ました。被害状況としては、屋根瓦の被害9件、外壁の崩落1件、外壁の亀裂4件、人的被害は0件。 約550 戸抱える町会としては幸いにも被害が少なかったのではないかと思っている次第です。(数か月後全壊が1件あったと役所から聞きましたので確認に行きましたが、外見からは全然判断がつきませんでした)

自主防災会の反省として、情報班の無線担当に応答がなかった事の確認をしたところ、 全員が会社勤務中で家にはいない事が判りました。その為、無線機を5台から4台増やし 台とし無線担当者を増やす事と、無線担当者は本人だけでなく家族にも使用方法を教え、 家にいるものが誰でも使用できる様に改善を図っております。 住所:取手市西在住 氏名:森田 佳子

所属:取手市PTA連絡協議会

東日本大震災のその日、私は高齢の父母の暮らす台宿の実家で過ごしていました。大きく長い地震の後、心配ではありましたが、父母を実家に残し、自宅へ戻りました。

自宅前ではご近所の方々が集まり、不安そうに話をしていました。

「何かあれば助け合いましょう」と話し、恐る恐る自宅に入りましたが、見たところ、殆ど 出かける前と変わらず拍子抜けした事を覚えています。各部屋を確認すると、書斎の本棚 が倒れ、本や CD などが散乱し、そこに人がいたら…と、ぞっとしました。

しばらく自宅で、小学校に通う子どもたちを待ちました。下校時刻になっても戻らず、外に出てみると、同級生のお母さんに「早く迎えに行ってあげて!!」と言われ、慌てて学校まで自転車を走らせました。今思えば、危機意識のなさに呆れ返るばかりです。

子どもたちを学校から連れ帰る途中、通学路の塀が道路側に倒れているところや、屋根瓦が落ちている家があり、下校途中で子どもだけの場合、どのように対処したら良いのか、不安を覚えました。

夜になり、自宅に避難してきた近所の高層マンションに暮らす義父母、小学生の子ども たちと共に、勤め先のある都内から「徒歩で帰る」という夫の帰りを待ちました。余震の続く 中、たまに繋がるメールや電話で連絡を取りながら、長い夜を過ごしました。

幸い、自宅ではライフラインのトラブルもなく、電車が止まり、電話が繋がらない事を除けば、生活に問題は起こりませんでした。

ただ、離れて暮らす高齢者の親をどうしたらいいのか。自宅以外で震災にあった場合、 どのように行動したらいいのか。避難生活を送るようになった場合、飼っているペットはどう したらいいのか。これ以外にも、日頃より考えておかなければならない事が沢山あります。 常に危機意識を持ち、忘れることなく備えておかなければならないと思います。 氏名:武田 幸次 住所:戸頭 6-8-12

役職: 戸頭町会自主防災会 会長

震度6弱大地震発生!我々の出番だ!

1. 地震発生!

平成 23 年3月 11 日午後2時 46 分自宅2階で大震動、窓を開けると屋根瓦がガタ!ガタ!ガタ!と大きな音を立て付近の家も大きく揺れ、キャーという子供の叫び声も聞こえてきました。

2. 我々の出番だ!

この光景を目の当たりにして「この戸頭の町に必ず大きな被害を及ぼす大地震がくる」との前提に立って各種施策を行ってきましたが、とうとうその大地震が来た!「よし、我々役員防災リーダーの出番だ!」と直ちに活動を開始いたしました。この防災リーダーとは、当会が七年前に「元気なうちは生涯この町の防災ボランティア」の募集に応募、以来訓練を重ねてきた34名の頼りになる方々です。

3. 活動開始

防災リーダー・町内 11 地区 113 班の地区部長・班長等の在宅役員も家族の安全確認後被害、安否確認等を開始しました。

4. 戸頭災害対策本部の開設

発災 14 分後の午後3時に町会東集会所に「災害対策本部」を同集会所で地震に遭遇した町会事務局長と参集してきた防災リーダーで開設、電話不通に付防災リーダーに配置してある携帯無線機 11 機から家屋の損壊、水道管の破裂、塀の倒壊等の被害情報を収集、取手市災害対策本部に報告しました。

5. 町内全域に広報活動の開始

本部開設直後、町会広報車に救急・救助等の資機材積載、町内3千世帯7千人を対象に「冷静に行動して下さい」「家族の安全・隣の安否確認をお願いします!」等広報活動を開始しました。

6. 注意喚起「号外」の発行

発災翌日町内全域の被害調査を防災リーダーが行い、家屋等の被害 137 件を把握、その結果と今後の注意喚起内容を記載した号外を作成3千世帯個々に配布いたしました。

(教訓)

全町民が冷静に行動1人の死傷者1件の火災も発生させなかったことと、平均年齢70歳以上の防災リーダーの方々が大活躍、いずれくる巨大地震時にも大いに活躍が期待できると確信できたことが最大の教訓となりました。

住所:取手市中内在住

氏名: 倉持 行雄

所属:取手市高齢者クラブ連合会 会長

「レストランにて」

日頃私は地震が起きた時、備えとして、次の様なことを念頭に置いて生活していたつもりだったが、今回の東日本大震災の起きた平成23年3月11日午後2時46分でその備えと心構えは完全に破られてしまった。

人間は突然起きた大地震の前には頭も真っ白、身体は固くかなしばりでも合ったよう自由に動かずただその場で呆然とするばかりであった。本当に情けないと・・・

省みると私はいつも次のようなことを念頭においていた。

もし、地震が起きたら、どのように身を守るか。

- 1. テーブルや机の下などに身を隠し、あわてて外は飛びだすな。
- 2. 大地震 1 分過ぎたらまず安心、落ち着いて火の始末
- 3. テレビ、ラジオをつけて地震の情報を
- 4. 余震が起きてもあわてずに正しい情報を
- 5. 不意の地震に日頃の用意

でも、これは机上の空論のようであった悔しい。

レストランにてスポーツ同好会の友人と食事会を兼ね談話中、突然目の前が揺れだし、 まるで目が回り立っていられなくなった。

ある人はテーブルの下へ頭を隠す、又ある人は座布団を集めて頭の上へ、席を離れて 外へ出ようとするが身が浮き浮きして思うように動けない。「でかい地震だ・・・との声」店の 窓ガラスがガタガタと震動し割れるかと思った。ギシギシときしむ建物の音、つぶされてし まうのではと恐ろしさでいっぱいであった。更に、食器棚の皿の割れ落ちる音、今でも耳に こびりついている。

早く止まらないかな・・・願うばかりである。

いつの間にかどうして駐車場へ出たか分らない、周囲の人も同様である。突然の出来事、 その時のパニック今でも忘れられない。